

〔博士学位請求論文〕

大江匡衡漢詩文研究

— 『江吏部集』を中心に —

呂 天雲

目次

序	1
はじめに	1
二 『江吏部集』について	3
三 大江匡衡及び彼の漢詩文に関する研究の現状	6
四 問題意識と論文構成	7
第一部 大江匡衡における漢文学的素養の形成と様相	10
第一章 大江匡衡の漢文学的素養について	11
はじめに	11
一 匡衡が明記した漢籍について	12
二 匡衡が明記していない漢籍について	24
おわりに	36
第二章 儒家經典の受容について	39
はじめに	39
一 儒家經典の直接引用について	39
二 「讖緯説」の受容について	50
おわりに	56
第三章 道家經典の受容について	58
はじめに	58
一 『老子』の受容について	58
二 老子と庚申信仰について	66
三 『莊子』の受容について	70
おわりに	73
第四章 『江吏部集』に見える『蒙求』関連の表現について	75
はじめに	75
一 『江吏部集』の表現と関連する『蒙求』所収の故事	76
二 匡衡の受容状況の不明な書物の故事	78
おわりに	101

第二部	中国の詩文との比較研究	104
第一章	大江匡衡の「九月尽」詩と潘岳「秋興賦」の関わりについて	105
はじめに	105
一	唐詩における「九月尽」詩	105
二	日本漢詩における「九月尽」詩の発生と潘岳の「秋興賦」	106
三	匡衡の「九月尽」詩と潘岳の「秋興賦」	111
四	「秋興」について	117
五	私的な場での「九月尽」詩	120
おわりに	122
第二章	大江匡衡の栗田障子詩「早夏観曝布泉」から李白の受容を考える	125
はじめに	125
一	匡衡の栗田障子詩「早夏観曝布泉」について	126
二	漢詩文における「銀河」と「瀑布」について	130
三	和歌に見える「布引の滝」及び「瀑布」の詠作方法	133
四	平安時代における李白詩文の受容	137
五	匡衡における李白詩文の受容	141
おわりに	142
第三章	大江匡衡と白居易の「賀雨」詩	145
	—白居易文学の受容相を考える—	145
はじめに	145
一	匡衡の「賀雨詩」について	146
二	白居易の「賀雨」詩について	150
三	匡衡の「賀雨詩」における「高詠楽天賀雨詩」の意識について	154
四	中国と日本における「賀雨」詩の発展経緯について	155
五	匡衡と白居易文学受容について	160
おわりに	162
第四章	大江匡衡と白居易文学の諷諭精神について	165
はじめに	165
一	白居易の「賀雨」詩の諷諭精神について	165
二	匡衡と白居易の「翰林学士」認識	167

三 白居易の諷諭詩と「兼濟」について	169
四 匡衡の詩文における「兼濟」の志について	171
おわりに	174
第三部 平安朝漢文学における位相	176
第一章 大江匡衡と菅家一族との関わりについて	
— 大江匡衡の家門意識の側面 —	177
はじめに	177
一 匡衡の「菅家」に対する意識	177
二 匡衡と菅原清公	182
三 匡衡と菅原文時	186
四 匡衡における「菅家」「江家」の位相	188
おわりに	193
第二章 大江匡衡と菅原道真	195
はじめに	195
一 匡衡の「九月尽日侍北野廟各分一字 <small>探得</small> 」について	195
二 匡衡の道真崇敬について	197
三 一条朝における天神信仰について	201
四 匡衡の詩文に見える道真詩文の受容	205
おわりに	211
第三章 大江匡衡と大江以言の詩文について	213
— 『江吏部集』諸本所載の逸話から考える —	213
はじめに	213
一 『袋草紙』所載の逸話について	214
二 匡衡と以言の間柄について	219
三 匡衡と以言の詩文の特徴及びその評価	223
おわりに	231
第四章 宋僧への返牒から見る大江匡衡の対中国意識について	233
はじめに	233
一 匡衡の返牒について	234
二 源清から延暦寺僧への書状について	239

三	平安中期における日中交渉の実相	244
四	匡衡の対中国意識について	246
	おわりに	253
終	章	255
	・ 大江匡衡の詩文の特徴	255
二	今後の課題	260
	主要参考文献	262

序 章

一 はじめに

本博士学位請求論文（以下は「本論文」と略す）は平安中期の文人儒者大江匡衡（九五二～一〇一二）（以下は「匡衡」と略す）の漢詩文集『江吏部集』を中心に、収録されている漢詩文の表現様式の分析を通じて、彼の漢文学的素養の形成の実態を把握し、彼の漢詩・漢文の特徴及び中国古典文学の受容状況、平安朝漢文学における位相を考察するものである。匡衡は強い文人意識の持ち主で、中国古典文学を摂取しただけではなく、日本に根付いた漢文学の影響も受け、中国古典文学・平安朝漢文学を兼学した代表的な存在であると、筆者は考えている。

匡衡は大江音人（八一～八七七）を始祖とする学問家大江家に生まれ、祖父に維時（八八八～九六三）を持ち、父親は重光（生没年不詳）である。維時は文人として名高く、醍醐天皇（八九七～九三〇年在位）、朱雀天皇（九三〇～九四六年在位）、村上天皇（九四六～九六七年在位）の三代の天皇の侍読を務め、文章博士、大学頭、式部大輔などを歴任して参議まで昇った。重光は匡衡の若い頃に死去したが、『尊卑分脈』（室町時代に成立）によると、彼は式部大輔を務めた。匡衡も大学寮紀伝道を経て、対策及第して、文章博士、東宮学士、一条天皇（九八六～一〇一一年在位）の侍読、式部大輔、尾張国守などを歴任した。このように、匡衡は父祖伝来の家統を受け継ぐ儒者、文人として活躍していた。匡衡について、藤原実資（九五七～一〇四六）は、その『小右記』において（長和元年（一〇・二）七月十七日の条）、

昨夕丹波守匡衡卒。当時名儒無人比肩。文道滅亡。

（昨夕 丹波守匡衡卒す。当時の名儒 人の比肩すること無し。文道滅亡す。）

と記している。当時の名儒には匡衡と肩を並べる人がいない、匡衡の没後、文道もすたれてしまふ、と藤原実資は懸念していた。藤原実資は匡衡の死を嘆くとともに、匡衡を「文道」を支える柱石として評価していたのである。『小右記』長和元年（一〇・二）六月四日の条には、匡衡が長男拳周と拳周の母親赤染衛門を藤原実資に託したことが記されており、この点から考えれば、匡衡と藤原実資は親しい交友関係にあったと言えよう。したがって、

前掲の藤原実資による匡衡への評価の表現をそのまま鵜呑みにできないが、匡衡が文人として活躍していた事実は疑うべくもない。

匡衡が文人として活躍していたのは、一条天皇の治世（一条朝）である。匡衡の曾孫匡房が撰した『続本朝往生伝』『一条天皇伝』には、「時之得人、於斯為盛」（時の人を得るは、斯に於いて盛んと為る）との評語が見られ、一条朝に優れた人材が許多かったことを示唆している。その「文士」の項目では、匡衡は大江以言、紀奇名、菅原宣義、高階積善、源為憲、藤原為時、源孝道、藤原相如、源道濟らと併称されている。また、『二中歴』によると、匡衡の詩文集は具平親王、藤原伊周、大江以言、紀奇名の別集と合わせて「五家集」と呼ばれていた。ただ、平安中期とりわけ一条朝前後の文人の別集の中で、『江吏部集』だけがほぼ完全な形で現在に伝わり、匡衡以外の文人の別集はいずれも散佚している。この意味で言えば、『江吏部集』は一条朝の一文人の人生像、詩文活動を知るための恰好な資料であると言える。

一条朝の漢文学の歴史的な位置づけについて、匡房は「詩境記」(『朝野群載』卷三)で論じたことがある。匡房は平安朝漢文学の歴史的展開について、「詩境記」の文末で、

我朝起於弘仁承和、盛於貞觀延喜、中興於承平天曆、再昌於長保寛弘。

(我が朝は弘仁承和に起り、貞觀延喜に盛んにして、承平天曆に中興し、長保寛弘に再び昌んなり。)

と述べていた。「再昌於長保寛弘」とは、長保・寛弘年間(九九九、一〇二二)、漢文学が再び昌んになったことをいう。ここにいう「長保・寛弘」は、ほかではなく、一条天皇の治世である。一条天皇と左大臣藤原道長は漢文学の才能の持ち主であり、詩宴を主催するなど文学を嗜む姿勢を示し、漢文学の「再昌」を演出していたと考えられる。一条朝においては、前述した「五家集」や当時の文人の詠作のアンソロジー『本朝麗藻』(高階積善撰)などが続出し、漢文学の再興を物語っている。このように、平安朝漢文学史上において、一条朝は看過できない時期である。

漢文学は簡単に言えば、漢文の学である。日本における「漢文」の定義については、佐藤保氏は「漢字漢語(中国語)を基礎とする中国の学術・文化を受容する過程で日本人が作り出した訓詁という独自の方法による表現様式であり、同時にまた訓詁法を通じて受け入れた中国の学術・文化の内容そのもの」とであると指摘した。つまり、中国古来の「学術・

文化」を記載する文章を含め、日本人が漢字を用いて「中国の学術・文化」を受容して作ったものも「漢文」と認められているのである。こうしてみれば、日本における「漢文学」を単に中国文学の支流とする考え方も、或は単に日本文学とする考え方も適切ではない。「日本漢文学」への認識については、川口久雄氏が「中国文学圏内における、地方様式圏的な性格」を持ちながら、「わが民族の文学および思考の様式の一つとして独自の世界を形成したものである」と指摘した。それゆえ、日本漢文学研究においては、その母体である中国文学との関わりも、日本の文学事情との関わりもともに考慮に入れなければならない。匡衡の漢詩文も主として中国文学に負うところが大きいが、日本平安朝漢文学から受けた影響も見過ぎることができない。

なお、匡衡の作品の中には、彼が天台座主覚慶の代わりに作成した宋僧源清への返牒「牒下大宋国杭州奉先寺伝二天台智者教一講経論和尚上」（『本朝文粹』卷十二）など匡衡の対中国意識を投影している文章も見られる。したがって、匡衡の漢詩文は彼の詩文研究だけではなく、一条朝における日中交流の様相を説明するのにも役立つところがあると言えよう。

二 『江吏部集』について

『江吏部集』は匡衡の最後の官職、式部大輔の唐名「吏部侍郎」に因んで命名されたものである。このような命名方法は唐代の詩文集王維の『王右丞集』、杜甫の『杜工部集』にも見られる。日本においては、『本朝書籍目録』（編者未詳。鎌倉時代末期に成立）によると、匡衡以前に「後江相公集二卷朝綱」が見られる。匡衡の祖父維時の従兄朝綱の詩文集は彼の最後の任官、参議の唐名「相公」に因んで命名されていた。これにより、官職で詩文集を命名する方法は日本でも用いられていたことが分かる。現存する匡衡の漢詩文集は、ほとんど『江吏部集』と称されているが、『本朝書籍目録』では、「江匡衡集二卷」とも記されている。現存最古の『江吏部集』の写本とされる三条西実隆（一四五五〜一五三七）写の『江吏部集抜粹』も遊び紙に「匡衡集抜粹」とあることから、『江吏部集』は『江匡衡集』とも呼ばれていたことが分かる。おそらく、匡衡の漢詩文集は編纂された当初、『江匡衡集』と称されていたが、後世の人が抄写するうちに、『江吏部集』と名付けたのではないかと考えられる。ただ、いつ、誰によって『江吏部集』と名付けられたのかは不明である。

『本朝書籍目録』には、「江匡衡集二卷」と著録されるが、現存する『江吏部集』の諸

本は上中下三巻からなるものが多い。前述した三条西実隆が抄写した写本も三巻に分けられたことから、三巻本が一般的であると推測される。

本論文は新校群書類従本『江吏部集』三巻本を底本として考察を進める。『江吏部集』は詩文百三十九首（現存する詩作百三十三首、序文三十編）、和歌一首、和歌序一編からなる。本論文では、便宜的に詩題ごとに通し番号を付し、一つの詩題のもとに二首の詩作が詠まれた場合、それぞれ一首の詩篇として番号を付している。

『江吏部集』所収の詩作百三十三首の詩体を見ると、以下のようなになる。

五言十六韻	二首
五言百韻	一首
七言絶句	三十九首
七言律詩	八十七首
七言八韻	二首
七言十韻	二首

七言詩が圧倒的に多いことは明らかである。この傾向は匡衡と同時代の高階積善が撰した『本朝麗藻』（一〇・〇年頃成立）にも見られる。川口久雄氏が（五言詩と比べて）、「七言詩はよりくつろいだ場において、流麗豊艶の感情を都会的感覚において自由にもりあげるにふさわしい」と指摘したように、七言詩が多いというのは、一条朝の文人が艶麗な文辞を好んだことの反映であると言えよう。

百三十三首の詩文の創作契機から見ると、以下のようなになる。

① 天皇主催の詩宴で作った応製詩	十七首
② 親王や公卿主催の詩宴で作った応教詩	三十首
③ 文人同士の作文詠、贈答歌	二十首
④ 匡衡自身の経験や心境を訴える詩作	三十二首
⑤ 栗田山莊障子詩	十四首
⑥ 製作事情が不明な詩作	二十首

そのうち、⑥「製作事情が不明な詩作」二十首の中にも、詩題「冬夜守三庚申 同賦レ看三山有二小雪一」（以詩）（一四『江吏部集』）、「秋夜守三庚申 同賦レ蘭以レ香為レ貴（一）」（一一『江吏部集』）などのように、詩宴で多くの人が同じ句題をめぐって詠作することを意味す

る「同賦」の語を詠み込んだのは十一首もある。こうして見れば、現存する匡衡の詩文の半分近くは詩宴で作られたものであり、しかも、詩宴で作られたものはほとんど五言詩句を詩題とする句題詩である。『本朝麗藻』を見ても、都合百五十四首が伝存する中、五言詩句を詩題とする句題詩はその半分近くを占めて七十首もある。句題詩が平安中期の文壇の風潮であることは自明であると言えよう。

『江吏部集』の構成について言うと、上中下三巻は十五部に分けられ、部のもとにまた以下のような項目に細分されている。

卷上

天部 月付月露 風 雲 雨 雪

四時部 早春 三月三日 暮春 避暑 七夕 雜秋 九月尽 雜冬 除夜

地部 山原 野 林 海 江 池 水 泉水 水樹

居処部 院 池台 林亭 山居 田家 橋

卷中

神道部 祠廟

积教部 仏 經 寺 僧 願文

帝徳部 帝徳

人倫部 賢 王昭君 慶賀 贈答 述懐 餞別 行旅 獵

文部 尚書 毛詩 礼記 左伝 孝経 論語 教字 詩

音楽部 琴酒

飲食部 酒

火部 燈

卷下

木部 草木 樹 桃 花付落花花鳥 紅葉付落葉

草部 蘭 菊 草花

鳥部 鳥 鶯 雁 燕雀

右のような部類による構成方法は、『文選』を模倣して、「遊覧、詠史、述懐、樂府」など詩の主題で分類する平安初期の勅撰漢詩集『文華秀麗集』『経国集』や、年代順に配列する『田氏家集』『菅家文章』と異なる。『江吏部集』と、中国唐代の類書『芸文類聚』『初学

記』ならびに匡衡の祖父維時が撰した『千載佳句』、前述した『本朝麗藻』の部類名とを照合してみると、『江吏部集』の部立方法は『芸文類聚』を土台とし、ほかの漢籍の方法を取り入れたものであることが分かる。例えば、「火部」「木部」「草部」の部類は『芸文類聚』にしか見られない。『初学記』では「器物部」「草木部」とあり、『千載佳句』では「火部」が見えず、「草木部」だけが見え、『本朝麗藻』では三つの部類とも見えない。また、「四時部」の部類名は『千載佳句』にしか見えず、『芸文類聚』『初学記』では「歳時部」とあり、『本朝麗藻』では「春夏秋冬」の部とある。「神道部」「帝徳部」の部類名は『本朝麗藻』にしか見えず、『芸文類聚』『初学記』『千載佳句』には見えない。『本朝麗藻』と『江吏部集』はいずれが先に編集されたかは不明であり、互いの影響関係も不明である。高階積善と匡衡とは同時代の文人であるため、このような部類構成は当時の文人の間では共通していたのではないかと考えられる。

三 大江匡衡及び彼の漢詩文に関する研究の現状

匡衡は和漢兼作の文人であり、漢詩文集『江吏部集』、和歌集『匡衡集』が現存し、文章や秀句などは『本朝文粹』（四十八首）、『本朝麗藻』（二首）、『和漢朗詠集』（二首）などにも採録されている。本論文では、匡衡の漢詩文に絞って検討していく。匡衡及び彼の漢詩文に対する先行研究は、現在①匡衡の伝記研究、②『江吏部集』の注釈研究、③匡衡の詩文研究などが見られる。

① 匡衡の伝記研究については、大曾根章介氏の「大江匡衡―一儒者の生涯」(『漢文学研究』第十号、一九六二年)、後藤昭雄氏の「卿相を夢みた人―大江匡衡」(『国文学解釈と鑑賞』第五十五号、一九九〇年)、同氏の『人物叢書 大江匡衡』(吉川弘文館、二〇〇六年三月)が見られる。大曾根章介氏、後藤昭雄氏は、匡衡が生涯を回顧した自伝的な詠作というべき「述懐古調詩・百韻」(七八『江吏部集』)にもとづき、現存する藤原道長の『御堂関白記』、藤原行成の『権記』、藤原実資の『小右記』、藤原実兼の『江談抄』など平安時代の史料、物語『栄華物語』、『今昔物語集』の記述などを視野に入れて、時系列に匡衡の生涯をたどり、彼の作文活動を整理してきた。

② 注釈研究としては、現在、木戸裕子氏の『江吏部集』上巻に加えて中巻の「述懐古調詩・百韻」の注釈研究、今浜通隆氏の「述懐古調詩・百韻」に加えて『江吏部集』の「部

の詩文の注釈研究³⁾が見られる。また、匡衡の詩文には『本朝文粹』『本朝麗藻』に収録されたものもあるため、それらの詩文の注釈は柿村重松氏の『本朝文粹註釈』(内外出版、一九二二年)、後藤昭雄氏『本朝文粹抄』(勉誠出版、二〇〇六年十二月)、川口久雄氏の『本朝麗藻簡注』(勉誠社、一九九三年七月)、今浜通隆氏の『本朝麗藻全注釈』(一、二、三新典社、一九九三年、一九九八年、二〇一〇年)など、各詩文総集の注釈研究にも見られる。

③ 匡衡の詩文の研究については、後藤昭雄氏「大江匡衡の詩文」(『語文研究』第三十一・三十二号、一九七一年)、今紀子氏「江吏部集」試論」(『駒澤国文』十五、一九七八年三月)、木戸裕子氏「江吏部集」に見られる言語遊戯的な表現について」(『語文研究』六十四、一九八七年十二月)、同氏「栗田障子詩考」(『語文研究』第七十三号、一九九二年)、同氏「大江匡衡と仏教」(『冬日登天台即事』詩を中心として」(『鹿児島県立短期大学紀要』人文・社会科学篇』第四十三号、一九九二年)、須具美香氏「大江匡衡と庚申の宴」(『東洋文化』七十七号、一九九六年)、北山円正氏「大江匡衡『除夜作』とその周辺」(『神女大國文』第十一号、二〇〇〇年)、木戸裕子氏「栗田障子詩にみる大江匡衡の白居易受容」(『日本・中国交流の諸相』、勉誠出版、二〇〇六年三月)、同氏「大江匡衡『述懐古調詩一百韻』における白居易受容」(『日本古代文学と白居易』王朝文学の生成と東アジア文化交流』、勉誠出版、二〇一〇年四月)、同氏「職只太子賓客―唐名と白楽天」(『語文研究』九州大学国語国文学会、二〇一〇年六月)、北山円正「大江匡衡の八月十五夜の詩」(『神女大國文』第二十四号、二〇一三年三月)、木戸裕子氏「大江匡衡『述懐古調詩一百韻』の構成と主題」(『白居易「与元九書」との関連』(『白居易研究年報』(十五)、勉誠出版、二〇一五年三月)など、匡衡の詩文の特徴及び具体的な単篇の詩文に対する研究が見られる。

現在、匡衡の漢文学の素養の状況を把握した上で、彼の漢詩文と中国及び日本平安朝漢文学との関わりを大局的に検討する研究は未だ見られない。本論文はその空白を埋め、匡衡の詩文表現を整理し、彼の漢文学の素養の自身及び詩文創作の素材を明らかにし、彼の詩文の特徴や彼の文人としての意識に迫りたい。

四 問題意識と論文構成

本論文は匡衡の漢詩文と中国古典文学のつながりをどう捉えるべきかという疑問から始まる。筆者が匡衡の漢詩文を研究しはじめたきっかけは、外国人として日本古典文学作品

を読んだ時に、「匡衡」の名によって、中国漢代の有名な学者匡衡（生没年未詳）の話を想起したことがある。中国では、漢の匡衡は、小さい頃、蠟燭のない貧しい生活を送っていたが、壁に穴を開け、隣の光で勤勉に読書し、ついに丞相まで昇った話で知られている。（大江）匡衡と漢の匡衡とは何かの関係があるのだろうか、一条朝屈指の文人とされる（大江）匡衡の漢文学の素養はどのようなものだろうか、などの問題について興味を持ち始め、匡衡の漢詩文の研究に踏み込んできた。現時点では、（大江）匡衡の名が漢の匡衡の名に因んで付けられた証拠はないが、（大江）匡衡は自分の詩文では、漢の匡衡が丞相まで昇ったのに対して、自分が不遇の思いを抱えていることを訴えていたことが見られる。

本論文は「大江匡衡における漢文学的素養の形成と様相」「中国の詩文との比較研究」「平安朝漢文学における位相」という三部に分けて展開し、匡衡の漢文学の素養を全体的に把握し、彼の漢詩文の中国古典文学の受容と平安朝漢文学との関わりについて考察を加えた。

¹ 『小右記』長和元年（一〇二二）六月四日の条には、「丹波守匡衡差人云、病已臨急非常、右近奉周及其母必可相顧者」と記されている。

² この概観を基にして、川口久雄氏は九世紀前半の弘仁・承和期（八一〇～八四八）から九世紀後半の貞観・寛平期（八五九～八九八）に至る時期を王朝漢文学の形成・興隆・円熟する時期、次に、十世紀前半の延喜・天曆期（九〇一～九五七）から十一世紀初頭の長保・寛弘期（九九九～一〇二二）にかけての時期を王朝漢文学の中興・再昌する時期、また分化期とし、最後に十一世紀後半の天喜・康平期（一〇五三～一〇六五）から十二世紀後半の治承・寿永期（一一七七～一八五）にかけての時期を後期斜陽期として、分けている。川口久雄氏『平安朝の漢文学』（吉川弘文館、一九八一年）を参照。
³ 佐藤保氏「日本漢文学研究の現状と課題」（『日本漢文学研究』一、二〇一三年三月）を参照。

⁴ 川口久雄氏『平安朝日本漢文学史の研究』（明治書院、一九六四年五月）を参照。
⁵ テキストは新日本古典文学大系『本朝文粹』を使用。解釈は柿村重松『本朝文粹注釈』（内外出版、一九九二年三月）、後藤昭雄『続本朝文粹抄 天台座主覚慶の宋国杭州奉先寺の和尚に答ふる牒』（『アジア遊学』113、二〇〇八年）を参照。
⁶ 同注。

⁷ 『本朝麗藻』は巻首が欠け、現存するテキストの部類は「春」から始まっている。「冬」の部も欠けている。

⁸ 「神道部」は『本朝麗藻』では「神祇部」となっている。

⁹ 木戸裕子氏「江吏部集試注（一）（四）（六）（八）（十一）（十五）」、『文献探究』36、37、38、39、41、文献探究の会、一九九八～二〇〇一年、二〇〇三年、「江吏部集試注（一）（五）（十）（十四）（十六）（十八）」、『人文』22、23、26、29、31、鹿児島県立短期大学、一九九八～二〇〇七、二〇〇九年、「江吏部集試注（二）（七）（九）（十二）（十三）（十七）」、『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』49、51、52、54、55、59、一九九八年、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇八年）、木戸裕子氏「大江匡衡 栗田障子十五連作」（『文献探究』27、29、一九九一年三月、一九九二年三月）。

¹⁰ 今浜通隆・三浦加奈子氏『江吏部集』全注釈(1)―(13)「並木の里」第五十五〜六十七号、二〇〇一〜二〇〇七年)、今浜通隆氏『本朝麗藻全注釈』28、29、31、33、34、36、37)〔並木の里』第34、35、36、37、38、39、40号、並木の会、一九〇年十二月〜一九九四年六月)、今浜通隆氏『本朝麗藻全注釈』30、32、35、38)〔武蔵野女子大学紀要』27、28、29、30、武蔵野女子大学紀要編集委員会、一九九二〜一九九五(年)。

第一部

大江匡衡における漢文学的素養の形成と様相

第一章 大江匡衡の漢文学的素養について

はじめに

大江匡衡（以下は「匡衡」と略す）の勉学の経歴は彼の自伝とも言うべき「述懐古調詩一百韻」（七八『江吏部集』）に明記されている。彼は、

七歳初読書、騎竹繫蒙泉。一（七歳にして初めて書を読むも、竹に騎りて蒙泉に繫ぐ。）

九歳始言詩、举花戲霞阡。

（九歳にして始めて詩を言ふも、花を挙げて霞阡に戯れる。）

十三加元服、祖父在其筵。（略）（十三にして元服を加へ、祖父 其の筵に在り。）（略）

十有五入学、久執豆與籩。一（十有五にして学に入り、久しく豆と籩とを執る。）

十六奉寮試、音訓無所愆。（略）（十六にして寮試を奉じ、音訓愆^{とが}つ所無し。）（略）

比及二十四、纔蒙奉敕宣。（略）（二十四に及ぶ比に、纔かに敕宣を奉ずるを蒙る。）（略）

二十八献策、徵事玄又玄。（略）（二十八にして策を献じ、徵事 玄又た玄たり。）（略）

三十・給官、廷尉列鷹鷲。（略）（三十一にして官を給ひ、廷尉 鷹鷲に列す。）（略）

と詠じ、読書を始めた頃から大学寮を経て任官されるまでの人生を振り返っていた。この記述によれば、彼は七歳から読書を始め、九歳から詩を作りはじめ、十五歳に大学寮に入學して更に本格的な儒学者としての教育を受け、大学寮では十六歳で寮試、二十四歳で省試、二十八歳で対策試を受け、三十一歳で任官されたことが分かる。

学問家大江家に生を受けた匡衡は、幼い頃から儒者として歩む道が定められ、彼自身も儒者としての道を志していたのである。彼は文章博士、東宮学士、侍読などの文人職を歴任して、ついに寛弘七年（一〇一〇）には式部大輔に昇りつめるのである。彼は生涯、儒者文人らしい道を歩んできたと言えよう。

ところで、彼は儒者としてどの様な学問の素養を身につけ、いかなる漢籍にアプローチしたのだろうか。彼の文章表現の源泉をさぐるためには、彼の学問の素養形成のあり方を検討する必要があると思われる。現存する彼の詩文には、書名が明記された漢籍が見られるが、彼の受容状況が不明である漢籍も少なくない。九世紀末に藤原佐世が編纂した『日本国見在書目録』（以下は『見在書目』と略す）には、貞観十七年（八七五）当時、中国から

日本に舶来された千五百七十九部の漢籍の情報が記載されている。無論、『見在書目』成立以降も多くの漢籍が日本にもたらされてきた。それらの書籍は匡衡がすべてを手にしたわけではなからうが、彼ほどの様なものを学んで、文人としての資質を備えたであろうか。本章では、匡衡の詩文をたどって、彼の中国伝来の漢籍の受容の様相を究明したい。

一 匡衡が明記した漢籍について

まず、漢籍の書名が登場する匡衡の詩文を見てみたい。匡衡が自ら詩文の中に記載した漢籍は内容が多岐にわたるため、この一節では、(一)『江吏部集』『文部』に見える儒家経典、(二)匡衡が進講した漢籍、(三)詩文集の受容、(四)類書・詩論書・韻書の受容に分けて考察を加えたい。

(一)『江吏部集』『文部』に見える儒家経典

『江吏部集』の一部類「文部」には、匡衡が学んだ漢籍を示唆する詩群が収録されている。その題目を見ると、积奠関係の詩文が九首、『御注孝経』を講授し、或いは講授の場に居合わせた時の詩文が二首、省試に臨んだ時の詠作が一首収録されている。まず、积奠関係の九首を見ることにしたい。その詩題は、

- 仲秋积奠聴_レ講_二古文尚書_一 同賦_二安_レ民則惠_一 (八五)
- 仲春积奠聴_レ講_二毛詩_一 同賦_二仁及_二草木_一 一首 (八六)
- 仲春积奠聴_レ講_二礼記_一 同賦_二君仁臣忠_一 (八七)
- 仲春积奠聴_レ講_二左伝_一 同賦_二以_レ德撫_レ民一首 (八八)
- 七言仲春积奠聴_レ講_二左伝_一 同賦_二養_レ民如_レ子 (八九)
- 仲春积奠聴_レ講_二古文孝経_一 同賦_二孝徳本_一 一首_註 (九〇)
- 仲春积奠聴_レ講_二古文孝経_一 (九一)
- 仲春积奠聴_レ講_二古文孝経_一 詩 (九二)
- 仲春积奠聴_レ講_二論語_一 同賦_二仁者寿_一 (九五)

とある。积奠とは、孔子とその門弟を祭る儒家の儀式であり、『礼記』『文王世子』には、凡学、春官积奠於其先師、秋冬亦如之。

(凡そ学にては、春は官 其の先師に积奠し、秋冬も亦た之の如し。)

とあるように、春や秋冬に行われる。日本でも、七一八年に成立した『養老律令』『学令』

に、

凡大学国学、毎年春秋二仲之月上丁、积奠於先聖孔宣父。

(凡そ大学国学にては、毎年 春秋の二の仲の月の上丁、先聖孔宣父に积奠す。)

と記され、毎年仲春(二月)と仲秋(八月)の最初の丁(ひのと)の日に孔子を祭ることが規定されていた。

前述した「述懐古調詩一百韻」の中の「十有五入_レ学、久執_二豆與_一籩」の二句では、匡衡は自分が十五歳に大学寮に入学した後、長い間「豆」と「籩」を執っていたと詠んでいる。「豆」とは木で作られた器、「籩」とは竹で作られた器、二つとも祭祀の時に食物を盛るものである。この二句により、匡衡が大学寮で积奠に参加したことは明らかであると言えよう。积奠での一連の儀式としては、积奠に先立って儒家經典の講義や論議を行い、积奠の儀式を終えてから、天子主催の宴会が開催される。『江吏部集』「文部」所収の积奠關係の九首の詠作はいずれも匡衡が儒家經典の講義を聞いてから作ったものであると考えられる。

ただ、現存する史料記録には、各回の积奠の賦詩の詩題が記されていないため、匡衡の詩作の制作年次は特定できない。また、前述した积奠關係の九首の詠作はすべて彼の学生時代の詠作であるかどうか不明である。彼が長保二年(一〇〇〇)二月に四十九歳の時に作った「返_二送貞觀政要於藏人頭藤原行成朝臣_一状」(『本朝文粹』卷七)には、

今度之政、以文章宿学之咎、不給可給之官。仍自公宴积奠及一所詩宴以外、永絶風月之交、又絶雜筆同前。

(今度の政は、文章宿学の咎めを以て、給ふべきの官を給はらず。仍つて公宴、积奠及び一所の詩宴以外、永く風月の交を絶ち、又た雜筆を絶つこと前に同じ。)

との記述がある。これによると、彼は「文章宿学」すなわち文章や学問の分野で業績のある学者であることよつて除目に漏れたため、公宴、积奠、及び一所の詩宴すなわち左大臣藤原道長(以下は道長と略す)主催の詩宴以外には、詩宴に出席せず詩文を作らないことを決めた、とのことである。この書状を作成した長保二年には、彼はすでに大学寮を出ていたため、积奠には学生としてではなく、大学寮の文章博士として参加していたと考えられる。

前掲の九首の詠作の詩題で分かるように、积奠關係であるため、講義内容は『古文尚書』

『毛詩』『礼記』『論語』『古文孝経』『左伝』などの儒家經典である。その中で、九十二番詩の転句、結句、

孝礼詩書論易伝、学而無益我心恫。

(孝礼詩書論易伝、学ぶも益無くして我が心恫む。)

とあるのも彼が講義を受けた儒家經典を裏付けている。上句「孝礼詩書論易伝」は、前掲した釈奠関係の詠作の詩題に見られる儒家經典『古文孝経』『礼記』『毛詩』『古文尚書』『論語』『左伝』に『周易』を加えるものである。下句にある「学而無益」の表現は『論語』『衛霊公』に、

子曰、吾嘗終日不食、終夜不寝以思。無益、不如学也。

(子曰く、吾嘗て終日食はず、終夜寝ねず以て思ふ。益無し。学ぶに如かざるなり。)

とあるのを踏まえたのではないかと考えられる。匡衡は、孔子が学ぶことの意義を説いているのを踏まえて、自分は学んでも役に立たず、心の中では悲しみたんでいると言っている。それは彼自身の不遇さや無念の気持ちによる訴えであると言えよう。

前掲の九首の詩作においては、儒家經典の中では『周易』だけが詠まれていない。匡衡が釈奠の儀式で『周易』の講義を聞いたかどうかは不明であるが、『江吏部集』の七十一番詩「余感不_レ尽更加_二一首_一」の起句と割注は、

外孫皇胤感周易 (外孫皇胤 周易に感ず)

皇子懷孕誕生之時、周易勘文如指筆。

(皇子懷孕誕生の時、周易の勘文 筆を指すが如し。)

とある。匡衡が左大臣道長の「外孫」の名前を『周易』に基づいて勘申した、とのことである。ここに言う「外孫皇胤」とは、寛弘五年(一〇〇八)九月十一日に道長の娘彰子が生んだ敦成親王(一〇〇八―一〇三六)のことである。道長の日記『御堂関白記』寛弘五年十月四日の条に、

召匡衡朝臣、令勘申若宮御名字給。

(匡衡朝臣を召して、若宮の御名字を勘申せしめ給ふ。)

とあるのもそのことを裏付けている。勘文が現存していないため、その内容を知るすべがない。一方で、匡衡の前掲の詩句の割注によって、『周易』による勘文は筆を指すほど容易にできたことが分かり、匡衡が『周易』にも通じていたと言えよう。

『江吏部集』「文部」にはまた、

「冬日侍_三飛香舍_・聽_三第一皇子初誦_二御註孝經_・応_レ製詩一首_一」 (九三)

「七言冬日陪_二東宮_・聽_三第一皇孫初誦_二御註孝經_・応_レ令詩一首_一」 (九四)

と題する詩二首と序文一篇が見られる。九十三番詩は匡衡が一条天皇の第一皇子敦康親王(九九九〜一〇一九)、九十四番の詩序と詩文は匡衡が「東宮」居貞親王(九七六〜一〇一七)の長男すなわち皇族の第一皇孫敦明親王(九九四〜一〇五一)の読書始の儀式で作った詩文である。前述した匡衡の積奠関係の詩作に見える『古文孝経』と違い、九十三番詩、九十四番詩の儀式では唐の玄宗皇帝によって撰述された『御註孝経』(『御註孝経』が使われていた。九十三番詩と同じ場で作られた大江以言の「七言冬日於_三飛香舍_・聽_三第一皇子初誦_二御註孝経_・応_レ教_一」(『本朝文粹』卷九)の序文によると、敦康親王に『御註孝経』を講授したのは匡衡であった。これによって、匡衡は『御註孝経』にも通じていたと考えられる。

『江吏部集』「文部」には、匡衡が式部省で行われる文章生の選抜試験(省試)に臨んだ時に課された詠作が見える。その詠作については、前述した「述懐古調詩一百韻」(七八『江吏部集』)にも詠まれている。

比及二十四、纒蒙奉教宣。(二十四に及ぶ比に、纒に奉教の宣を蒙る。)

馮学登龍門、沂流出重淵。(学に馮りて龍門を登り、流れを沂りて重淵を出づ。)

窃見題目下、題教学為先。(窃かに題目の下を見るに、教学を先と為すに題す。)

仲尼弟子名、每句各用旃。(仲尼の弟子の名、毎句に各おの旃を用ひよと。)

五言八十字、瀝思写華賤。(五言八十字、思ひを瀝ぎて華賤に写す。)

及第十六人、曳裾共周旋。(及第すること十六人、裾を曳きて共に周旋す。)

これによれば、匡衡が天延三年(九七五)二十四歳の頃に、省試を受けることを勅許されたのである。「題_二教学為_レ先_一」の句で分かるとともに、匡衡が省試で作った詩篇は、「五言奉_レ試賦_二得_レ教学為_レ先_一」(先_{八十字}用_二仲尼弟子名_一) (九六)の題で『江吏部集』に収載されている。「教学為_レ先」は『礼記』「学記」にある、

是故、古之王者、建国君民、教学為先。

(是の故、古の王は、国を建てて民に君たるに、教学を先と為す。)

との一文を出典とするものである。匡衡の詠作の第一、二句は、

建国君民者、須令教学行。

(国を建てて民に君たる者は、^{スベク}須く教学をして行はしむべし。)

とあるところから、彼は『礼記』『学記』を学んでいたと考えられる。この詠作は五言十六句からなり、句ごとに孔子の弟子の名前の漢字を使っていた。したがって、匡衡が大学寮時代には孔子の弟子の名前をよく知っていたと推定できる。『史記』には「仲尼弟子列伝」があり、孔子の七十七人の弟子の記事が記されている。『史記』は大学寮紀伝道の必須科目であるため、匡衡は大学寮で勉強していたに違いない。

以上で分かるように、匡衡は大学寮での勉学時代には、すでに儒家經典や『史記』を読んで、その素養を身につけた。平安中期の大学寮の有り様については、桃裕行氏の論考に詳しい。氏の論述によると、日本古代の学制は唐制を規範とし、経学の教授が根幹である。

平安中期の大学寮は明経道、紀伝道、明法道、算道の四道からなり、匡衡がいた紀伝道では、日本人によく親しまれた『史記』『漢書』『後漢書』の「三史」、字書『爾雅』、詩文集『文選』など文章作成に役立つ典籍が中心的に読まれていたが、一般科である明経道の教科である儒家經典も学ばれていたのである。匡衡はまさにその通りであり、儒家經典、「三史」、「爾雅」「文選」を学んでいたようである。

(二) 匡衡が進講した漢籍

匡衡の漢籍受容の跡を明確に示す詩文は、彼の侍読としての功労をアピールする目的も兼ねていた。彼は詩文の中でつねに文人としての功労を誇り、講授した漢籍を列挙している。そのような記述は主として『江吏部集』の七十四番詩(長詩題は後述)、七十八番詩「述懐古調詩一百韻」、「本朝文粹」巻七所収の「被^レ上^三啓^二挙^レ周^三明^二春^レ所^レ望^二事^一」に見られるため、それらの詩文を中心に見ていきたい。まず、七十四番詩の長詩題には、

頃年以累代侍読之苗胤、以尚書一部十三卷、毛詩一部廿卷、文選一部六十卷、及礼記文集、侍聖主御読。皆是莫不潤色鴻業、吹瑩王道之典文。又近侍老子道德經御読。

(頃年 累代侍読の苗胤を以て、尚書一部十三卷、毛詩一部廿卷、文選一部六十卷、及び礼記文集を以て、聖主の御読に侍す。皆是れ鴻業を潤色し、王道を吹瑩する典文にあらざる莫し。又た近く老子道德經の御読に侍す。)

との記述が見える。これによって、彼が侍読として、儒家經典『尚書』十三卷、『毛詩』二十卷、『礼記』、詩文集『文選』六十卷、『白氏文集』、道家經典『老子道德經』などを一条

天皇に進講したことが分かる。匡衡が進講した時期については不明な点が多いが、『江吏部集』の百八番詩「七言三月三日同賦_三花貌年年同_一」_一の序文には、

匡衡初以毛詩侍読、自喜御製之日新。近以尚書_二應徵、亦感曲洛之風俗。

(匡衡 初め 毛詩を以て読に侍し、自ら御製の日新を喜ぶ。近く尚書を以て徴に応じ、亦た曲洛の風俗に感ず。)

と記されている。百八番詩は寛弘元年(一〇〇四)三月三日に、匡衡が一条天皇によって催された詩宴で「花貌年年同」を題として詠じた句題詩である。匡衡は詩序に、自分が一条天皇の侍読を務め、『毛詩』『尚書』を進講したことを明らかにした。これによって、『毛詩』『尚書』の進講は寛弘元年三月三日以前であると推察できる。

『尚書』は『見在書目』によれば、十三巻本は『古文尚書』しかない。前掲の積奠関係の八十五番詩「仲秋_二積奠_一」講「古文尚書」同賦「安_レ民_一則_レ惠_一」の詩題にも現れていたため、匡衡が言った『尚書』十三巻は孔安国が注釈をつけた『古文尚書』であると考えられる。こうして、匡衡が經典そのものにとどまらず、經典の注釈も教授していたことは明らかである。

『毛詩』については、『見在書目』『詩家』には、毛萇が編纂し、鄭玄が注釈した「毛詩廿巻_{漢河間大傳毛萇、伝鄭氏箋}」がある。匡衡が言った『毛詩』二十巻はそれだろうと考えられる。

『礼記』については、『見在書目』『礼家』に、「礼記廿巻_{漢孔大守統、鄭玄注}」「礼記廿巻_{魏注}」「礼記抄_{卷_注鄭氏}」など鄭玄、王肅らによる『礼記』の注釈本が見られるが、匡衡がどれを講授したのかは不明である。

『文選』については、『見在書目』『惣集家』には、「文選卅_{昭明太子撰}」「文選六十巻_{李善注}」「文選鈔六十_{公孫羅撰}」「文選鈔卅_{公孫羅撰}」「文選音決十_{公孫羅撰}」など『文選』の本文や注釈本が見られる。そのうち、六十巻は李善注『文選』しか見られないが、『旧唐書』『経籍志』に、「文選六十巻李善注、又六十巻公孫羅注、音十巻蕭該撰、又十巻公孫羅撰」とあり、『新唐書』『芸文志』に、「李善注文選六十巻、公孫羅注六十巻、又音義十巻」と記載されている。『旧唐書』『新唐書』の記載によると、公孫羅には『文選』の注釈本六十巻と『文選』の字音についての注釈『文選音義』十巻があることが分かる。それは『見在書目』に見られる「文選鈔六十_{公孫羅撰}」「文選音決十_{公孫羅撰}」と同じものではないかと考えられる。すると、匡衡が言った「文選_一部六十巻」とは李善と公孫羅のどちらの注釈本を指すのだろうか。匡衡の今度の侍読

としての経験は後に、彼の自伝と言える「述懐古調詩一百韻」（七八『江吏部集』）にも詠まれているため、その該当部分を取り上げて、確認したい。

執卷授明主、縦容冕旒褰。（巻を執りて明主に授け、縦容として冕旒を褰げらる。）

尚書十三卷、老子亦五千。（尚書は十三卷にして、老子も亦た五千なり。）

文選六十卷、毛詩三百篇。（文選は六十卷にして、毛詩は三百篇なり。）

加以孫羅注、加以鄭氏箋。（加ふるに孫羅の注を以てし、加ふるに鄭氏の箋を以てす。）

搜史記滯義、追謝司馬遷。（史記の滯義を搜りては、追ひて司馬遷に謝す。）

叩文集疑門、仰慙白樂天。（文集の疑門を叩きては、仰ぎて白樂天に慙す。）

ここでは、匡衡が「明主」すなわち聖明なる君主一条天皇の侍読を務め、講授した書籍として、『尚書』十三卷、『老子』《老子道德経》五千言、『文選』六十卷、『毛詩』三百篇、『史記』、『白氏文集』を挙げた。そのうち、『尚書』十三卷、『老子』《老子道德経》五千言、『白氏文集』は、前述した七十四番詩の詩題と同様に詠出されているが、『文選』六十卷、『毛詩』三百篇の後に、「加以孫羅注」「加以鄭氏箋」の語句が見られる。「鄭氏箋」は後漢の学者鄭玄による注釈のことである。言うまでもなく「毛詩三百篇」に「鄭氏箋」を加えることで、前述した七十四番詩の詩題にある「毛詩一部廿卷」と一致する。「文選六十卷」は前述した詩題と同じであるため、もし公孫羅の『文選』注釈本を指すならば、「加以孫羅注」のことをわざわざ言うことはないだろう。こうしてみれば、匡衡が『文選』李善注六十卷に公孫羅の注釈を加えて一条天皇に講授したと考えられる。

『御堂閔白記』寛弘元年（一〇〇四）十月三日の条には、

乗方朝臣持来『集注文選』並『元白集』、感悦無極。

（乗方朝臣『集注文選』並びに『元白集』を持ち来たりて、感悦極まり無し。）

との記述が見られる。当時左大臣であった道長が源乗方によって献上された『集注文選』と『元白集』に極まりなく喜び感動していた、とのことである。源乗方が持ってきた『集注文選』は現存する抄本『文選集注』のことではないかと推測される。現存する『文選集注』の抄本の残本には、李善注、鈔、公孫羅の『文選音決』、五臣注、陸善経注など諸々な注釈が採録されている。したがって、平安時代の日本においては、多様な『文選』注釈が受け止められていたと考えられる。道長と密接な関係を持っていた匡衡も『文選集注』

また種々の『文選』注釈本を知っていただろう。匡衡が「加以孫羅注」と言ったのは、『文選』李善注を主流として捉え、『文選集注』の影響で、公孫羅の『文選』注釈を加えたのだろうと考えられる。

『江吏部集』の七十四番詩、七十八番詩に見られる「文集」は言うまでもなく『見在書目』『別集家』にある「白氏文集七十」のことである。更に、『江吏部集』の七十五番詩の長詩題に、

近日蒙綸命、点文集七十卷。

(近日に綸命を蒙り、文集七十卷を点す。)

との記述が見られ、匡衡が「綸命」すなわち天皇の命を受け、『白氏文集』七十卷に訓点を施したことが分かる。彼が天皇に講授しただけではなく、訓点も施したことはまさしく彼の漢文学の素養が高いことの証であると言えよう。

「老子」については、『見在書目』『道家』に「老子二同任下中書其理」「老子一王」「老子二周文」「老子二漢天時河上公注」などの注釈本が見られる。『江吏部集』の七十四番詩の頸聯は、

田成子是羲皇客、河上公非漢帝臣。

(田成子は是れ羲皇の客なり、河上公は漢帝の臣に非ず。)

とある。「田成子」と『老子』の関係が不明である。「河上公」は『見在書目』に見える『老子』の注釈本の作者であるため、匡衡が河上公による『老子』の注釈本を一条天皇に教授したと考えられる。

『史記』の講授は「述懐古調詩一百韻」だけではなく、「被^レ上^二啓^一舉^二周^一明^二春^一所^レ望^二事^一」(『本朝文粹』巻三)にも、

匡衡以毛詩、莊子、史記、文選、奉授天子。

(匡衡は毛詩、莊子、史記、文選を以て、天子に授け奉る。)

と述べられている。ただ、前述した『毛詩』『文選』の講授の記述と違い、『史記』『莊子』の講授が分かるが、注釈書の使用が不明である。

なお、前述した『白氏文集』のように、匡衡は一条天皇の命を受けて、『史記』にも大江家なりに訓点をつけたのである。それについて、彼はまた「述懐古調詩一百韻」で、

此孔子世家、家家説不註。
(此の孔子世家、家家の説註らず。)

宜以江家説、備之叡覽焉。
(宜しく江家の説を以て、之を叡覽に備ふべしと。)

奉詔汗浹背、浅学恐自専。
（詔を奉じて汗 背に浹ひ、浅学にして自ら専らにす

るを恐る。）

抽毫立加点、指掌応于乾。
（毫を抽きて立ちどころに点を加ふれば、掌を指すがごとくにして乾に応ず。）

と詠じた。意は、『史記』「孔子世家」の訓み方の加点については諸家それぞれの説はあるが、いずれも詳しく解き明かしていないため、一条天皇は匡衡に「江家」（大江家）の説を求めた。勅命を受けた匡衡は天皇の命令の重大さを感じ、自分の不才を恐れながら、「孔子世家」に訓点を施した、とのことである。現存する宮内庁書陵部蔵の三条西実隆（一四五五〜一五三七）が書写した『史記』「五帝本紀」（卷一）の文末に、「本云、善清——江匡——橋直——已上三説並存」という識語があることから、三善清行（八四七〜九一八）、匡衡、橋直幹（生没年未詳）の三人による訓説が併存していたと考えられる。この識語は『史記』「五帝本紀」の尾題にあり、「孔子世家」に訓点を施すという天皇から匡衡への要請とは無関係に見えるが、おそらく匡衡は家説として『史記』のほかの巻にも訓点を施し、後世に受け継がれただろう。

匡衡の詩文に登場した漢籍のうち、彼が積極的にアピールしなかったが、後世の記録によって、一条天皇に進講したことが明らかとなったのは『貞観政要』である。現存する匡衡の詩文の中で、彼が『貞観政要』を手にしたことを示唆したのは長保二年（一一〇〇）二月六日に作った「返三送貞観政要於藏人頭藤原行成朝臣状」（『本朝文粹』卷七）の一篇だけである。それは匡衡が藏人頭藤原行成（九七二〜一〇二八）から借りた『貞観政要』を返す時の書状である。現存する『貞観政要』の諸本の中で、江戸時代の儒学者松崎謙堂（一七七〜一八四四）旧蔵の菅家本『貞観政要』附冊に、山田以文が録した「古本校合凡例」があり、中には大江家本の題記が見られる。その題記には、

本云 以累代秘説本、奉授聖上了。尤可秘蔵也。寛弘三年三月五日 吏部大卿江判。

（本云く、累代の秘説本を以て、聖上に授け奉り了んぬ。尤も秘蔵すべきなり。寛弘三年三月五日 吏部大卿 江判。）

との記述が見られる。これによって、寛弘三年（一〇〇六）三月五日以前に匡衡は「吏部大卿」（吏部大輔の唐名）として、大江家で累代に受け継がれた『貞観政要』の「秘説本」を一条天皇に進講したことが分かる。現存する平安朝の記録史料には、『貞観政要』の進

講の記事がほかに見えず、匡衡自身も『貞観政要』の進講を前述した儒家、道家の經典のように意欲的にアピールしていなかった。帝王学の教科書である『貞観政要』は藤原一族が実権を握った時代では通用できなかったからであると言えよう。一方で、匡衡の詩文には、『貞観政要』の内容を踏まえたと思われる詩句が見られる。

『江吏部集』の三十七番詩「七言夏夜陪左相府池亭守庚申同賦池清知雨晴」^一は、
教一首^{并序以}の詩序には、

魏徵之鏡懸台、尽披天下之雲霧。

(魏徵の鏡は台に懸かり、^{悉く}尽く天下の雲霧を披く。)

の句が見られる。「魏徵之鏡」の語は、『貞観政要』「魏徵伝」に記された唐の太宗の魏徵への評価の表現に依拠すると考えられる。魏徵が亡くなった後、唐の太宗は近臣に、

夫以銅為鏡、可以正衣冠。以古為鏡、可以知興替。以人為鏡、可以明得失。朕常保此三鏡、以防己過。今魏徵殂逝、遂亡一鏡矣。

(夫れ銅を以て鏡を為らば、以て衣冠を正すべし。古を以て鏡と為さば、以て興替を知るべし。人を以て鏡と為さば、以て得失を明らかにすべし。朕常に此の三鏡を保ち、以て己の過ちを防ぐ。今魏徵殂逝り、遂に一鏡を亡へり。)

と言った。唐の太宗は銅鏡、歴史の鏡、人の鏡という「三鏡」を持って、政事を取り扱っていたが、魏徵がなくなった後、「三鏡」のなかの「人の鏡」を失ったと言った。彼は自分を諷める魏徵を、自分の得失を映している鏡に譬えていたのである。このくだりは後に『旧唐書』「魏徵列伝」にも見られるが、匡衡が『旧唐書』を見たかどうかは不明である。むしろ、一条天皇に進講した時に心得たのではないかと考えられる。匡衡は三十七番詩の詩題「池清知雨晴」により、清らかな池より鏡を連想し、更に人の鏡として、魏徵を想起したであろう。

なお、匡衡は天皇にだけでなく、皇子や権勢者藤原道長の長男頼通に教授したこともある。前述したように、『江吏部集』「文部」所収の九十三番詩は匡衡が一条天皇の第一皇子敦康親王に『御注孝経』を講授したことを示すものである。また、『江吏部集』の七十一番詩「余感不^レ尽更加^二一首^一」の承句と割注は、

嫡子納言授孝経 (嫡子納言に孝経を授く)

納言七歳從師之日、匡衡始授孝経。昔大江公為丞相師、今大江儒為納言師。有所感此句。

(納言 七歳にして師に従ふ日、匡衡始めて孝経を授く。昔 大江公は丞相の師と為り、今 大江公は納言の師と為る。感ずる所有りて此の句あり。)

とある。割注によると、匡衡は、道長の長男頼通が七歳に師匠に師事して、教えを受けはじめた時、師として彼に『孝経』を教授したことが分かる。『江家次第』「撰政関白家子書始」によると、ここに言う『孝経』は敦康親王が習った『御注孝経』ではなく、前述した積奠の儀式で匡衡が講義を聞いた『古文孝経』である。敦康親王と藤原頼通に二種類の『孝経』を教えたことから、匡衡が『御注孝経』と『古文孝経』の二書に通じていたと言えよう。

(三) 詩文集の受容

平安時代、日本に舶来された中国の詩文集は前述した『文選』『白氏文集』以外にも多くあるが、匡衡の詩文に書名が明記されたものは少ない。詩文集の書名を記載した匡衡の詠作例としては、『江吏部集』の九十七番詩「七言初冬於_二都督大王書齋_一 同賦_二唯以_レ詩為_レ友_レ心_レ教_レ詩_以類_為」が挙げられる。その尾聯は、

逢_レ遇_レ携_レ来_レ元_レ白_レ集、争_レ教_レ匡_レ鼎_レ類_レ桓_レ榮。

(逢_レ遇_レす 元_レ白_レ集_の携_レ来_レるに、争_レか匡_レ鼎_をして桓_レ榮_に類_{せしめ}ん。)

とある。この一首は長保元年(九九九)十月七日に、匡衡が「都督大王」こと敦道親王(九八〇-一〇〇七)の書齋で開かれた詩宴で「唯以_レ詩為_レ友」を詩題として詠んだものである。この二句の意は、「元白集」の日本舶来にめぐりあっているが、どのようにすれば、「匡鼎」が「桓榮」のようになるだろうか、とのことである。「匡鼎」の語は『漢書』『匡衡伝』に、

諸儒為_レ之語曰、無_レ説_レ詩、匡_レ鼎_来。匡_レ説_レ詩、解_レ人_レ頤。

(諸_レ儒_之が為_に語_りて曰_く、詩_を説_くこと無_かれ、匡_レ鼎_来る。匡_レ詩_を説_けば、人_の頤_を解_く、と。)

とある記述によると考えられる。ここでは、「匡鼎」は「鼎」が幼名であり、『詩経』に通じる漢の匡衡を指すと解する。彼は早くも「材智有余、経学絶倫」(材智 余る有り、経学 倫に絶れたり)と評価され、博士を経て丞相まで昇った。「桓榮」(生没年未詳)は後漢の学者であり、『後漢書』『桓榮列伝』によると、彼は篤学の長者として敬重され、太子少傅を務め、漢の明帝に師礼を執られていた。ここで言う「匡鼎」は漢の匡衡の幼名を

借りて、強い昇進意思を抱えている（大江） 匡衡自身を指すのである。（大江） 匡衡は「元白集」を詩文の手本と見なし、文才によって「桓榮」のように天皇の厚遇を望んでいたと言えよう。

「元白集」の語は詩題にある「友」に因んで、親友関係を持つ元稹と白居易の詩文集を詠み込んだと考えられる。「元白集」は前述した『御堂関白記』寛弘元年十月三日の条に記された乗方朝臣が『集注文選』と『元白集』を道長に献上したことにより、日本渡来が確かであると言えよう。白居易の詩文だけではなく、白居易の親友元稹の文集を含む白詩圏文学も匡衡の詩文に多大な影響を与えたと推測される。

平安時代においては、中国の膨大な量の詩文集がしきりに日本に舶来されていた。匡衡の祖父維時が撰じた中国唐代詩人の秀句の集『千載佳句』には、白居易、元稹以外、十首以上入集した詩人はまた許渾、章孝標、杜荀鶴、劉禹錫、楊巨源、方干、温庭筠など中晩唐の詩人が十二人いる。匡衡もおそらく彼らの詩文を読んでいたが、受容の状況が不明である。盛唐時代の李白の詩文も日本に伝わり、日本の物語文学に影響を与えたとされている。匡衡の漢詩にも李白の詩文の受容と思われる例があり、後に考察を加えたい。

（四）類書・詩論書・韻書の受容

匡衡が文人として詩文作りを生業としていたため、詩文作りのための類書、詩論書や韻書も使っていたと考えられる。それらの書物についての匡衡の記述は少ないが、長徳三年（九九七）七月から八月にかけて、匡衡と紀奇名（九五七〜九九九）とが匡衡の養子時棟の省試の及落をめぐる論争し、作成した上奏文により、その一端を垣間見ることができ

る。二人の上奏文は何篇あったかは不明であるが、『本朝文粹』巻七には二人のそれぞれ二篇の上奏文が収録されている。紀奇名は初唐の元稹（生没年不詳）の『詩髓脳』所載の「蜂腰病」の規定に従い、時棟の省試詩の、

寰中唯守礼、海外都無怨。

（寰中唯だ礼を守り、海外都て怨み無し。）

の二句の下句にある「外」「怨」はともに去声であり、「蜂腰病」であるため、落第させた。それに対して、匡衡は『文鏡秘府論』にも引用された撰者未詳の『文筆式』、唐の王昌齡の『詩格』を引用し、上句は蜂腰病を避けるべきであると記しているが、下句については

論じておらず、また日本の先代の文人の詩作にも同じような詩例が見えるため、時棟の省試詩は問題なしと結論した。

紀齊名が指摘した時棟の省試詩のほかの瑕瑾についても、匡衡は韻書として唐代の麻杲の『切韻』、類書として唐代の張楚金の『翰苑』、徐堅の『初学記』などに記載された詩例を引用し、反論した。しかし、この論争は結局どのように決着がついたのか、時棟が省試及第と改められたのか否かは不明である。

匡衡が上奏文に引用した類書、詩論書や韻書は彼が論拠を示すために、論争に限って使用したものであるかもしれないが、彼はこれらの作文指南書を知っていた以上、きつと作文詩作文の場でも用いていただろう。

以上、匡衡が儒家經典である『古文尚書』『孝経』『古文孝経』『御注孝経』『毛詩』『礼記』『論語』『周易』『左伝』、道家經典である『老子道德経』『莊子』、史書である『史記』、文集である『文選』『白氏文集』『元白集』などを学んだり、進講したりしたことが分かる。また、彼は詩文作成にあたって、便利な類書『初学記』など、詩論書、韻書も使っていたと考えられる。これにより、彼は四部分類のすべてにわたる多様な漢籍の素養を身につけていたと言えよう。その具体的な受容の実態については、後の各章で検討することにした。

二 匡衡が明記していない漢籍について

匡衡が接した漢籍の中で、彼が書名を明示していないが、詩文の発想、文体や詩語表現により、影響を受けたと推定できる漢籍も少なくないと考えられる。その実際は不詳であるが、匡衡の詩文の表現を手掛かりとして、その概略を究明したい。管見の限り、そのような漢籍として、主に(一) 幼学書の受容、(二) 史書の受容、(三) 類書の受容などを挙げてみたい。

(一) 幼学書の受容

前述したように、匡衡は「述懐古調詩二百韻」(七八『江吏部集』)で、

七歳初読書、騎竹繫蒙泉。(七歳にして初めて書を読むも、竹に騎りて蒙泉に繫ぐ)。

と述べ、七歳から読書を始めたことを明らかにした。それから十五歳で大学寮に入って儒学者としての本格的な教育を受けるまでの間は匡衡の幼学段階と言えよう。彼は幼学段階

で何を読んでいただろう。言い換えれば、彼が学んだ幼学書は何であろう。

平安時代の幼学書については、後宇多天皇が元享元年（一二三二）に大覚寺の再興に当たって記した『後宇多院御遺告』の中には、

外教則千字文、百詠、蒙求、和漢朗詠、世俗常充幼学也。其後、一史、經文選、必可学习之。為知文章、連句、賦詩尤為要樞。

（外教は則ち千字文、百詠、蒙求、和漢朗詠、世俗常に幼学に充つるなり。其の後、一史一經文選、必ず之を学習すべし。為に文章、連句、賦詩尤も要樞たるを知る。）

と記されている。これによると、世俗一般の幼学書として、『千字文』『李嶠百廿詠』『蒙求』『和漢朗詠集』があることが分かる。『千字文』は中国南朝・梁（五〇二〜五四九）の文人周興嗣（生年未詳〜五二一）が梁の武帝の命を受けて作った千字の長詩である。天文、地理、政治、社会などさまざまな分野にわたる事象を四字一句の短句にまとめ、漢字の初級読本や書道の手本用の文章として用いられている。『李嶠百廿詠』は初唐の詩人李嶠（六四五〜七一四）が詠んだ詠物詩の集である。『蒙求』は唐代の李瀚（生没年未詳）が中国伝説上の時代から六朝までの有名人の故事を四字一句にまとめたものである。『和漢朗詠集』は藤原公任（九六六〜一〇四一）が寛仁二年（一〇一八）頃に漢詩の秀句や名高い和歌をまとめて撰集したものである。匡衡の生没年を考慮すると、彼が幼少時に『和漢朗詠集』を学ばなかったことは推定できる。匡衡は『千字文』を学んだかどうかは不明であるが、彼が『李嶠百廿詠』を学んでいたと考えられる。その証左としては、『李嶠百廿詠』の中の詩作「野」「松」が挙げられる。李嶠は「野」の尾聯で、

誰言版築士、独在傳巖中。

（誰か言はむ 版築の士、独り傳巖の中に在り。）

と詠じている。この二句は『尚書』『説命』に記された商王武丁が傳説を起用した話を踏まえている¹⁰。「説命」によると、商王武丁は、天が優れた輔弼のものを与えてくださったことを夢見て、そのものの容貌をもとに天下に探し求めたところ、「傳巖の野」で「版築」の仕事（土木工事の一つ）をしていた傳説を見つかり、傳説を宰相として起用したのである。

李嶠は「野」の関連で傳説の話を想起したと考えられる。匡衡の詩文の中にも、「春日野行同作中其二」（三三二『江吏部集』）と題するものが見える。それは匡衡が藤原道兼の栗田別荘の障子に賦した一首である。その転句、結句は、

此時想得和羹事、誰問当初傳野雲。

(此の時に想ひ得たり 和羹の事を、誰か問はむ 当初の傳野の雲を。)

とある。「和羹」はさまざまのものを合わせて作った吸い物のことであり、この語も『尚書』

「説命」に依拠する言葉である。商王が傳説に、

若作和羹、爾惟塩梅。

(若し和羹を作らば、爾惟れ塩梅なり。)

と言ひ、傳説を「和羹」をおいしくする「塩梅」すなわち塩辛い「塩」と酸味を持つ「梅」などの調味料に譬え、君主を補佐するのに欠かせない有能な大臣であると称えていた。前述したように、匡衡が大学寮で『尚書』を学んだため、傳説の故事はきつと彼の学識の中にあるものであろう。傳説の故事を詠み込んだ詩文は多く見られるが、詩題にある「野」を傳説に因んで「傳巖」「傳野」の語を用いて敷衍するのはほかに見えない。匡衡の句は前述の李嶠の詩の影響を受けたのではないかと考えられる。

また、『江吏部集』の十番詩「仲春庚申夜陪三員外藤納言文亭一同賦三夜坐聽三松風」一首^并の序文には、

左相府裏、有松於前：所謂君子之樹、即是也。爰有一仙雀、遙來栖息其上。

(左相府裏、前に松有り：所謂君子の樹、即ち是れなり。爰に一の仙雀有り、遙かに

来りて其の上に栖息す。)

の語句が見られる。これは、匡衡が権中納言である藤原道長邸で催された庚申詩宴で、「夜坐聽三松風」を詩題として作った詩序によるものである。彼は松の木を「君子之樹」とし、「仙雀」すなわち仙鶴が遙かなところから飛来し、住みついたことを詠出した。このような発想は李嶠の詩作「松」の頷聯、

鶴栖君子樹、風弘大夫枝。

(鶴 君子の樹に栖み、風 大夫の枝を弘ふ。)

にも見られる。李嶠は上句では、松の木は鶴が住みつく「君子之樹」であるとし、下句では『史記』「秦始皇本紀」に記された、秦の始皇帝が泰山で雨宿りをした松の木に「五大夫」の位を授けた故事を用いて詠出した。「鶴栖君子樹」のように、松の木を「鶴」「君子樹」の詩語を取り入れて表現する方法はほかに見られないため、前掲の匡衡の語句は李嶠の「鶴栖君子樹」の影響によるものと推測される。

管見の限り、匡衡の詩作の中で、李嶠の詩と相似するのはこの二首しか見いだせなかった。この二例だけでは限界があるかもしれないが、これにより、匡衡が『李嶠百廿詠』を学んだことは確かなものであると言っていだろう。

『蒙求』については、その所載故事は『史記』『漢書』『後漢書』などの史書に依拠するものがあるため、匡衡がそれらの故事を『蒙求』によって受容したのか、それとも史書によって直接受容したのか判定しがたいものが多い。都良香（八三四〜八七九）の文章には、「八月廿五日第四皇子於_ニ披香舍_一、從_ニ吏部郎權侍郎_一相_ニ始授_ニ蒙求_一、便引_ニ文人_一命_レ宴賦_レ詩」³³、『本朝文粹』卷九）を題とする詩序がある。清和天皇の第四皇子貞保親王（八七〇〜九二四）は元慶二年（八七八）八月二十五日に、九歳にして橘広相に『蒙求』を学び始めたという。これにより、平安時代における『蒙求』の受容は確かなものであることが分かる。

匡衡は詩文の中で『蒙求』を学んだと明言していないが、彼の詩文には『蒙求』所収の故事と関連があると思われる表現が見られる。『蒙求』には、古人の故事を詠む標題は全部で五百九十二句あるが、そのうち、故事や故事による表現が『江吏部集』所収の匡衡の詩文に詠み込まれたのは四十七句ある。匡衡の詩文と『蒙求』との関連を後章で詳しく論じることにはしたい。

（二）史書の受容

①『漢書』の受容

前述したように、大学寮特に紀伝道では『史記』『漢書』『後漢書』の「三史」は必須科目であり、匡衡も学んだはずである。しかし、匡衡の詩文には、『史記』を天皇に講授した記述が見られるが、『漢書』『後漢書』は書名さえ登場していない。匡衡の『漢書』『後漢書』の受容を究明するために、その詩文を例に挙げて見たい。

『江吏部集』の二十六番詩「初冬感興^{（原注）}」の尾聯には、

侍講二年心独感、韋賢昔字大江公。

（侍講すること二年 心に独り感じ、韋賢は昔 大江公に学びたり。）

とある。この一首の製作事情が不明であるが、詩題により、初冬の頃、「内府」すなわち内大臣藤原道兼の邸宅で作った述懐の詩作であることが分かる³⁴。尾聯の二句の意は、二年間侍講して感慨深いものである。丞相となった漢の韋賢が大江公に習っていたことと同じ

く、内大臣も私大江匡衡に習っている、とのことである。

「韋賢」（紀元前一四〇〜前六一）は『尚書』、『詩経』に通じ、「鄒魯の大儒」と呼ばれていた。彼は後に徴用されて博士を経て丞相となった。丞相韋賢が大江公に習ったことは『漢書』『儒林伝』に依拠すると考えられる。『漢書』『儒林伝』の申公伝には、

申公卒以詩春秋授、而瑕丘江公尽能伝之、徒衆最盛；韋賢治詩、事博士大江公及許公。

（申公は卒に詩春秋を以て授け、而して瑕丘の江公尽く能く之を伝へ、徒衆最も盛んなり；韋賢詩を治め、大江公及び許公に事ふ。）

との記述が見られる。これによると、「大江公」（江公）は魯の瑕丘（現在山東省兗州市）の人である。彼は儒学者申公に師事して『詩経』『春秋』を習い、申公の弟子の中でその教えを最もよく心得て、「大江公」に従って習う学生の数が一番多かった。丞相韋賢も大江公と許公に『詩経』を習ったのである。前述した『江吏部集』の七十一番詩の割注に「昔大江公為丞相師」（昔大江公丞相の師と為る）とあるのもこの故事を踏まえたに違いない。匡衡が藤原道兼に侍講したことは未詳であるが、匡衡が「韋賢昔学大江公」と詠じたのは、「大江公」の呼称は自分の氏姓「大江」と同じであり、恰好な故事であるからと言えよう。韋賢が大江公に習っていたことを記す記事はほかに見られないため、匡衡は『漢書』によって受容したと推測される。

② 『後漢書』の受容

『江吏部集』の九十七番詩「七言初冬於都督大王書齋同賦唯以詩為友応教詩（以）の序文には、

昔東平蒼之開東閣、只伝周公之風。

（昔東平蒼の東閣を開くは、只だ周公の風を伝ふ。）

との句が見られる。意は、後漢の光武帝の子東平王劉蒼が「東閣」を開いたのはただ周公の賢人を厚遇する遺風を受け伝えただけである、とのことである。「東平蒼之開東閣」の句は東平王劉蒼が「東閣」すなわち東向きの門を開き、英雄を招き入れた故事を示唆している。その故事は『後漢書』『班彪列伝』に、

永平初、東平王蒼以至戚為驃騎將軍輔政、開東閣、延英雄。

（永平の初め、東平王蒼は至戚を以て驃騎將軍と為りて政を輔け、東閣を開き、英雄を延く。）

と記されている。これによると、永平年間（五八〇～五八五）の初め、漢の明帝の同母弟である東平王劉蒼が、明帝の関係の最も近い親族として、「驃騎將軍」に任ぜられ、政事を補佐していた。彼は東の門を開き、才能、武略の非常に優れた人を招き入れたのである。東平王劉蒼の故事はほかに見られないため、匡衡は『後漢書』によって受容したと推測される。

③『晋書』の受容

匡衡が学んだ中国の正史は『漢書』『後漢書』『史記』にとどまることはない。前述した左大臣道長の日記『御堂閑白記』寛弘七年（一〇一〇）八月二十九日の条に、

作棚厨子二隻、立傍置文書。三史、八代史、文選、文集、御覽、道道之書、日本紀具書等、具令律式等、并二千余卷。

（棚厨子二隻を作り、傍に立て文書を置く。三史、八代史、文選、文集、御覽、道道の書、日本紀具書等、令律式等、并せて二千余巻を具ふ。）

とある。これによると、道長の蔵書にある中国の史書は前述した「三史」以外に、魏、晋、宋、齊、梁、陳、隋、唐の「八代史」^{ぶつ}も含まれていることが分かる。道長邸で行われた詩宴に多く出席した匡衡はきっと「八代史」のことを知っていたと推測される。「八代史」の中では、『晋書』については、閑白太政大臣藤原忠平（八八〇～九四九）の日記『貞信公記』の抄逸本『貞信公記抄』（藤原忠平の子実頼によって作られたという）の延喜十一年（九一〇）十二月十八日の条に、

大学寮行晋書竟宴。

（大学寮にて晋書竟宴を行ふ。）

という記事が見られ、平安時代における『晋書』の受容が確認できる。匡衡も『晋書』を讀んでいただろうと考えられる。『見在書目』「正史家」に「晋書百卅卷唐太宗文集製」「晋書七十卷王隱撰」が見られ、すなわち唐の太宗の勅命を受けて房玄齡らが編纂した『晋書』百三十卷（六四八年成立）、東晋の王隱が編纂した『晋書』七十卷（三四〇年成立）が日本に舶載されていたことが分かる。唐代以前には、晋代の歴史を記す史書は「十八家晋史」^{じゅうはちかじんし}と言われるように十八種もあったが、現在のはほとんど散佚している。唐代の『晋書』は「十八家晋史」の中の蔵榮緒の『晋書』を底本とし、諸本を参考にしたものであるため、本稿では、唐代の『晋書』のテキストに基づいて、匡衡の『晋書』受容について、検討を行いたい。

匡衡が寛和元年（九八五）八月十九日に、藤原濟時邸での詩宴で作った詠作「七言秋夜

陪_二右親衛員外垂相亭子_一守_二庚申_一同賦_二秋情月露深_一詩一首庚申（七『江吏部集』）の序文には、

謝安石之讌西池、讌只從容華妖態之妓。今之掩古、誰敢問然。

（謝安石の西池に讌するは、只だ容華妖態の妓を従ふを讌らる。今の古を掩ふこと、

誰か敢へて問然せんや。）

との一句が見られる。意は、東晋の名臣謝安（字は安石）が西池で宴会を開いたが、ただ妖艶な妓女を従えるだけなので譏諷されるものである。藤原濟時邸で催された今日の詩宴が古代を凌いでいることは誰も否定できないだろう、とのことである。謝安が妓女を伴っていたことは『晋書』『謝安伝』には、

安雖放情丘壑、然每遊賞、必以妓女從。

（安は情を丘壑に放つと雖も、然るに遊賞する毎に、必ず妓女を以て従へり。）

との記述によって明らかにされる。このくだりは、『世説新語』『識鑿』『初学記』『雜業』『白氏六帖事類集』『女樂』などに収録されているが、いずれも謝安が東山に遊びに行く時に妓女を連れていたことを記述し、謝安が西池において宴会を開いたことの記録が見られない。謝安と西池の関連を示唆する記録としては、『晋書』『謝安伝』には、

安出鎮広陵之歩丘、築壘曰新城以避之。帝出祖於西池、猷觴賦詩焉。

（安は出でて広陵を鎮め歩丘に之き、壘を築きて新城と曰ひて以て之を避く。帝は出

でて西池に祖し、焉に觴を献じ詩を賦す。）

との記述が見られる。謝安が前秦の苻堅を撃つため、広陵（現在江蘇省揚州）を鎮定して歩丘に行く前に、孝武帝は西池で送別の宴会を開いたのである。「西池」については、『世説新語』の劉孝標注には『丹陽記』を引用して、

西池、孫登所創。吳史所称西苑也。明帝修復之耳。

（西池、孫登の創る所なり。吳史の称する所の西苑なり。明帝は之を修復するのみ。）と注記した。これによると、西池は丹陽（現在江蘇省鎮江市）にあり、孫登が掘り、いまだ太子であった晋の明帝（二九九〜三二五）が修復したことが分かる。また、謝安の孫謝混に詩作「遊_二西池_一」（『文選』卷二十二）があり、詩題について、李善注は沈約『宋書』を引いて、

西池、丹陽西池。混、思與友朋相與為樂也。

(西池、丹陽の西池なり。混、思は友朋と相與に樂を為すなり。)

と注記した。これによると、謝安の孫謝混、謝混の従兄弟謝思は友達と丹陽の西池で宴会を楽しんでいたことが分かる。『晋書』には、謝安が西池で遊樂した記述は見られないものの、風流好きで彼はきつと西池に行ったことがあるだろう。

なお、「譏^三只從^二容華妖態之妓^一」の一句から世の人の謝安への評価が窺える。「譏」の語と関わる記述は『晋書』にも見られる。『晋書』「謝安伝」には、

又於土山營墅、樓館林竹甚盛。每携中外子姪往來遊集。肴饌亦屢費百金、世頗以此為譏焉。而安殊不以屑意。

(又た土山に於いて墅を営み、樓館 林竹甚だ盛んなり。毎に中外の子姪を携へ往來し遊集す。肴饌も亦た屢^{しばしば}ば百金を費やし、世頗る此れを以て譏を為す。而して安殊に以て屑意せず。)

とある。謝安が別荘を営んで、子弟を招いて常に宴会を開いていた。その宴会は、食べ物に使う金が百兩の黄金であるほど奢侈なもので、世の中に譏刺されていたのである。

こうして、匡衡が詠じた「謝安石之謙^二西池、譏^三只從^二容華妖態之妓^一」の一句は、「西池」「譏」「妓」など『晋書』「謝安伝」に散在する要素を一体化させることが分かる。彼は風流な謝安が詩宴で妓女と戯れ、世間に皮肉されたことを取り上げたのは、藤原濟時邸で行われた詩宴は謝安の詩宴以上のものであり、賛美すべきものであると強調するためであろう。この一句に続く「今之掩^レ古、誰敢間然」の句からもその趣旨が窺える。謝安の故事については、『晋書』ほど詳細に記載しているものが見られないため、匡衡の一句は『晋書』に依拠したと言ってよいだろう。謝安の一例だけでは、匡衡の『晋書』の受容を実証するのに限界があるが、前述した大学寮での『晋書』の講授の記録と相まって見れば、匡衡が『晋書』を学んで、その内容を汲み取った可能性は大であると言えよう。

(三) 類書の受容

平安時代における中国文学の受容を考える上で、類書の利用は見過ごせない。奈良時代に成立した『日本書紀』(七二〇年成立)に唐代四大類書の一つ『芸文類聚』の引用が見られると小島憲之氏^三が指摘したことにより、日本における中国類書の受容は早くにあったことが分かる。匡衡が生きていた平安中期においても、川口久雄氏は「当時に於いて、創造的精神が失われ、類書あるいは作文のための参考書を安易に利用するために、典故の用

い方が、また措辞の上でも、著しく類型的、常套的である」と指摘したように、類書や作文のための参考書を利用することが当時の風潮となっていたことは明らかである。

『見在書目』「雑家」には、「華林遍略六百廿卷（梁安帝）」「修文殿御覽三百六十卷（祖孝）」「類苑百廿（梁征南將軍）」「類文二百十三」「芸文類聚百」「翰苑卅卷（張翥）」「初学記三（徐堅）」など、『旧唐書』『新唐書』にも記された中国の類書が見られる。そのうち、中国北齊の祖孝徴らによつて編纂された『修文殿御覽』は前述した道長の蔵書の中に認める『御覽』のことではないかと推測される。『初学記』は前述したように、匡衡の省試論争の上奏文に引用されている。また、源順が編纂した『和名類聚抄』（九三〇〜九三八年に成立）の序文には、

是故、雖一百帙文館詞林、三十卷白氏事類、而徒備風月之興、難決世俗之疑。

（是の故に、一百帙の文館詞林、三十卷の白氏事類ありと雖も、而して徒に風月の興を備へ、世俗の疑を決し難し。）

とあることから、『見在書目』「総集家」に見える許敬宗撰の『文館詞林』や、『見在書目』には載っていない白居易撰の『白氏六帖事類集』も当時の文人に知られていたことが分かる。この『白氏六帖事類集』はまた『古今和歌六帖』（九七〇〜九八四年頃成立か）がその分類を倣ったとされている。匡衡も類書利用の風潮に影響され、類書を使っていたと考えられる。この一節では、匡衡が詩文に明記していないが、影響を受けた類書として『芸文類聚』の引用を考察したい。

『江吏部集』の部立ての構成方法が『芸文類聚』に近いことは、匡衡が『芸文類聚』の影響を受けた一つの証であると言えよう。匡衡の詩文にも『芸文類聚』を受容した痕跡が見られる。『江吏部集』の百番詩「七言初冬於左親衛藤叅将亭」同賦「擧寒從二飲酒」の序文には、

退熊席以置淮泗、却讒衛靈公之鑿池。

抛狐裘以携聖賢、追咲楚莊王之当戸。

（熊席を退りぞきて以て淮泗に置け、却つて衛靈公の池を鑿るを譏る。

狐裘を抛て以て聖賢を携へ、追ひて楚莊王の戸に当るを咲ふ。）

の句が見られる。これは永延二年（九八八）初冬、「左親衛藤叅将」（不明）の邸宅で「擧寒從二飲酒」を詩題とする宴会で作られた序文によるものである。句題「擧寒從二飲酒」は、酒を飲むことで寒さを和らげ、体を暖める意である。前掲の二句の意は、左親衛

藤巫将が熊の皮が敷かれる貴い席を退き、「淮泗」すなわち淮水、泗水のような川のほとりで宴会を開いたことを見ては、衛霊公が寒い時期に池を掘ることを譏諷してはばからない。また、左親衛藤巫将が狐裘のような高級な服を脱ぎ捨て、「聖賢」すなわち清酒と濁酒を携えて宴会に出たのを見ては、雪が降る寒い時に、窓に向かって民を憐れむ楚の莊王を笑うことになる、とのことである。ここでは、匡衡は「左親衛藤巫将」が暖を取る高貴な「熊席」「狐裘」を取り去り宴会を主催し、詩文や酒を楽しむことは「衛霊公」「楚莊王」の事跡より勝っているということを詠出した。ここに言う「衛霊公」「楚莊王」の故事はいずれも『芸文類聚』巻五「寒」の項目に記されている。それによると、「衛霊公」の故事は『呂氏春秋』を引いたものであり、

呂氏春秋曰、衛霊公天寒鑿池。苑春曰、天寒、恐傷民。公曰、寒哉。春曰、君衣狐裘、坐熊席、四陲有火、是以不寒。民衣弊不補、履決不葺。君則不寒、民則寒。公曰、善。命罷役。

（呂氏春秋に曰く、衛霊公 天の寒きころに池を鑿らしむ。苑春曰く、天寒からば、恐らく民を傷む。公曰く、寒きかな。春曰く、君 狐の裘を衣て、熊の席に坐り、四陲に火有り、是を以て寒からず。民 衣弊れども補はず、履決すれども葺まず。君則ち寒からざれども、民則ち寒し。公曰く、善し。役を罷むを命ず。）

とある。衛霊公は寒い時に、民を役して池を掘らせるつもりだったが、苑春に「公は狐の皮衣を着、熊の皮を敷く席に座り、周りに火があり、寒くはないが、民はちゃんとした服や履を持っていないため、寒い」と諫められ、とうとう池を掘ることをやめた、との話である。「楚莊王」の故事は『尸子』によるもので、

尸子曰、雨雪、楚莊王披裘当戸曰、我猶寒、彼百姓賓客甚矣。乃使巡國中、求百姓賓客之無居宿絶糧者、賑之、国人大悦。

（尸子に曰く、雪雨り、楚の莊王 裘を披て戸に当りて曰く、我猶ほ寒ければ、彼の百姓賓客甚だしからんと。乃ち國中を巡らしめ、百姓賓客の居宿無く糧絶ゆる者を求め、之を賑わし、国人大いに悦ぶ。）

とある。雪が降る寒い日に、裘を羽織って窓に向かって、民を憐れみだした楚の莊王は国中の住む所のない人や食糧の絶えている人に賑給した、とのことである。

匡衡は百番詩の序文で、この二つの故事を用いて詩題にある「寒」の意を展開し、「衡

「靈公」の故事をそしり、「楚莊王」の故事を笑うことに託して、「左親衛藤垂將」の邸宅の詩宴の素晴らしさを強調している。ここで、留意しておきたいのは「衛靈公」「楚莊王」の故事を対句で詠み込むことは偶然だろうか。同じく類書であるが、『初学記』『冬』の項目、『白氏六帖事類集』『寒』の項目には「衛靈公」の故事しか見られないことから言えば、偶然とは考えられない。匡衡が『芸文類聚』を利用して、前掲の序文の語句を詠出したと考えられる。

一方、匡衡は『芸文類聚』所載の内容だけではなく、『芸文類聚』所引の漢籍のほかの内容にも目を向けたのではないかと考えられる。彼は一種の漢籍にとどまらず、多様な漢籍受容を見せていると言えよう。その例として、「女儿」の語について見てみたい。「女儿」は「女儿山」のことであり、『山海経』『中山経』には、

中次九経、岷山之首、曰女儿之山。其上多石涅、其木多柞櫟、其草多菊、朮。洛水出焉、東注于江。其中多雄黄。

（中次九経、岷山の首は、女儿の山と曰ふ。其の上に石涅多く、其の木は柞櫟多く、其の草は菊、朮多し。洛水 焉より出で、東のかた江に注ぐ。其の中に雄黄多し。）

と記されている。これによると、「女儿山」は岷山（現在中国甘肅省西南部、四川省北部）の、部であることが分かる。『芸文類聚』には『山海経』の、部を引用して、

女儿之山、其草多菊。
（女儿の山、其の草 菊多し。）

とあり、女儿山に菊が多いことを記している。『山海経』以外に、女儿山に菊があることを記し、匡衡が読む可能性があったのは『芸文類聚』しかない。匡衡の詩文の中で、「女儿」は「南陽」と対偶をなして詠まれたのは三例ある。

濃粧不審南陽月、香氣難伝女儿風。

（濃粧は南陽の月を審らかにせず、香氣は女儿の風を伝へ難し。）

（一一二）「菊叢花未開」『江吏部集』

南陽眉寿期千歳、女儿肩随踏九霞。

（南陽の眉 寿く千歳を期し、女儿の肩随ひて九霞を踏む。）

（一一九）「初冬同賦」『残菊』『江吏部集』

玉露延期携女儿、金風忘唇在南陽。

(玉露は期を延して女几を携へ、金風は曆を忘れて南陽に在り。)

(一三〇「奉下同菊殘留二秋思」詩上字「江吏部集」)

詩題で分かるように、三首とも菊を主題として詠まれたものである。「南陽」については、『芸文類聚』は漢の応劭の『風俗通』を引用し、

南陽酈県、有甘谷、谷水甘美。云其山上有菊。水從山上流下、得其滋液、谷中有三十余家、不復穿井、悉飲此水。上寿百二十、中百余、下七八十者、名之大天。菊華輕身益氣故也。

(南陽酈県、甘谷有り、谷水甘美たり。其の山の上に菊有りと云ふ。水 山の上より流れ下り、其の滋液を得て、谷中に三十余家有りて、復た井を穿たず、悉く此の水を飲む。上寿は百二十、中は百余、下は七八十の者、之を大天と名づく。菊華は身を軽くし氣を益す故なり。)

と記している。南陽酈県(現在河南省南陽市内郷県)の谷に菊があり、谷に住んでいる住民がその谷水を飲んで、長生きしている、とのことである。匡衡が接したと考えられる類書の中で、『芸文類聚』だけ「南陽」「女几」にまつわる話とともに載せている。この点で言えば、匡衡が『芸文類聚』に依拠して、「南陽」「女几」を詠み込んだと言えよう。

現存する平安朝漢詩文を調べた限り、匡衡の詩文以外「女几」の使用例が見られない。「南陽」の用例は、大江以言の「南陽九日之菊、伝二芳名於佳辰之風」(対策文「詳春秋」『本朝文粹』卷三)しか見られないが、大江澄明の「酈県潭畔、菊蕊含露而已黄」(対策文「辨山水」『本朝文粹』卷三)があるように、「酈県」などの用例も散見される。これによれば、「南陽」「女几」を対句で詠じているのは、匡衡の独自の詠み方であると言えよう。匡衡の詩文に「女几」を詠み込んだものはもう一首見られる。彼は藤原道兼の栗田別荘の障子に賦した「妹妹山下卜居新田開字十」(四五『江吏部集』)詩の中で、

陽台曉夢雲相似、女几春心水自伝。

(陽台の曉夢 雲相似たり、女几の春心 水自ら伝ふ。)

と詠じた。ここでは、菊と関係がなく、「女几」は上句の「陽台」と対偶をなし、女几山の「春心」すなわち春の趣はそこを流れる「水」によって伝わっている、と詠まれている。ここにある「水」は前述した『山海経』「中山経」に言及された「洛水」のことであると考えられる。「洛水」と「春心」を結び付けて詠んだ先例は白居易の詩文に見られる。白居易

には「三月三日祓禊^{ハヒ}禊^{ハヒ}」(三三二二『白氏文集』)を題とする洛水の畔で詠んだ詩があり、中には、

水引春心蕩、花牽醉眼迷。

(水は春心を引きて蕩^{とどろ}かしめ、花は酔眼を牽^ひきて迷はしむ。)

との句が見られる。意は、洛水の水はうきうきした「春心」を動かし、花は酒に酔った目を迷わしている、とのことである。「洛水」と「春心」の表現から見れば、前述した匡衡の「女几春心水自伝」の句は白居易の一句を襲用したと言えよう。一方で、白居易が詠じた「洛水」は現在の河南省にある川であり、前述した『山海経』に記された岷山山脈の女儿山から出た「洛水」ではないと考えられる。匡衡は単に字面の一致によって、『山海経』と白居易の詩句を融合して取り入れたのであろう。これにより、匡衡はただ『芸文類聚』を利用したのではなく、『山海経』そのものと白居易の詩文も読んでいたことが分かる。

おわりに

以上述べてきたように、匡衡は儒家経典『孝経』(『古文孝経』、『御注孝経』)『礼記』『毛詩』『古文尚書』『論語』『左伝』『周易』、道家経典『老子』『莊子』、中国の歴史書『史記』『漢書』『後漢書』の「三史」及び『晋書』、詩文集『文選』、『白氏文集』、『元白集』など、帝王学の著書『貞観政要』、幼学書『李嶠百廿詠』『蒙求』など、類書『芸文類聚』『初学記』など、また字書『爾雅』、詩論書、韻書などにわたって、広い範囲で漢文学の素養を身につけたことが分かる。これらの漢籍は網羅的ではないが、匡衡ひいては彼をはじめとする平安中期の文人の学問の素養のあり方の一端を知ることができる。匡衡はこれらの漢籍の内容を汲み取り、詩文製作の糧としたと考えられる。一方、これらの書籍には類似する表現や故事が多く存在するため、場合によっては重複的な受容も認められるだろう。

なお、匡衡が儒教、道教、仏教の三教が併存していた時代に生きていたため、彼の詩文の中には仏教活動を記し、彼の仏教信仰を示すものも見られる。彼は公卿が主催した仏教活動に参加し、彼らの依頼で願文を代作したこともある。仏教信仰は匡衡の精神面の重要な一部であるが、本論文では匡衡の仏教信仰を課題とせず、後考を期すことにしたい。

匡衡の詩文には、日本の文人の詩文や表現を引用して詠み込んだ詩例も見られる。したがって、匡衡以前の平安朝の漢文学の匡衡の詩文への影響も見過ごせないのではないかと

考えられる。匡衡がどのようにこれらの漢文知識を生かし、漢文の才能を発揮したのか、後章で具体的な考察を試みたい。

1 『詩』の注釈は今浜通隆氏『本朝麗藻』全注釈 38（『並木の里』34号、一九九〇年八月）、
2 『本朝麗藻』全注釈 30（『武蔵野女子大学紀要』27号、一九八七年）、木戸裕子氏『江
史部集試注（十五）』、『文献探究』45、文献探究の会、二〇〇七年三月）を参照。「繫」
蒙泉」の「繫」については、木戸裕子氏の注釈では「繫」となっている。

3 「安民則惠」は古文『尚書』『虞書』に「禹曰：安民則惠、黎民懷之」とある。「仁及草
木」は『毛詩』『行葦』の序文に「行葦、忠厚也。周家忠厚、仁及草木」とある。「君仁
臣忠」は『礼記』『礼運』に「何謂人義、父慈、子孝、兄良、弟恭、夫義、婦聽、長惠、
幼順、君仁、臣忠十者、謂之人義」とある。「以德撫民」は『春秋左氏伝』「僖公二十四
年」に「富辰諫曰、不可。臣聞之。大上以德撫民、其次親親以相及也」とある。「養民
如子」は『春秋左氏伝』「襄公十四年」に「良君將賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、
容之如地」とある。「孝徳本」は『孝経』「開宗明義」に「夫孝、徳之本也、教之所由生
也」とある。「仁者寿」は『論語』「雍也」に「知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。
知者樂、仁者寿」とある。

4 源為憲『口遊』「書籍門」には、「是非経次、講之次第」との記述が見られ、この順序は
講じる順序であることが分かる。

5 この一首は前の七十番詩を継いで、寛弘六年（一〇〇九）正月に再び尾張国守に任命さ
れ、三月に再び文章博士に任ぜられた以降に詠まれたものであると考えられる。

6 『孝経』は、秦の始皇帝が行った焚書坑儒によつて、時所在が不明となり、前漢に入つ
て蝌蚪文の古文字による『古文孝経』と漢代通用の隸書による『今文孝経』の二種類の
系統の本が再発見された。しかし、『古文孝経』、『今文孝経』はともに「偽書」である
とする疑惑を抱えており、特に唐代に入ると、どちらを『孝経』の正本と考えるかとい
う認識の違いから、「古文」派と「今文」派に分かれていた。玄宗は「古文」派と「今
文」派に論争を行わせたものの、決着が付かなかつた。そこで、学識に優れた玄宗自ら
が今までの注釈書に代わる公定の注釈書を作成したのである。玄宗は「今文」を基本と
しながらも、孔安国・鄭玄・章昭・王肅らの注釈のうち優れたものを採用し、これら諸
説を斟酌しながら注釈を加えた。

7 大江以言の詩作「七言冬日於三飛香舍 聽三第一皇子初誥 御注孝経 心教」（『本朝文粹』
卷九）の詩序には、「是以今皇帝第一皇子初受三御注孝経於吏部員外侍郎江大夫一矣」と
記されている。「吏部員外侍郎江大夫」は式部権大輔であつた匡衡のことを言う。

8 桃裕行『上代学制の研究 修訂版』『桃裕行著作集』・思文閣出版、一九九四年六月）。
明経道は一般科としての性質を持ち、儒教経典を、紀伝道では中国の歴史と漢文学を、
明法道では律令法を、算道では算術を教える。

9 『新校群書類従』卷一三二所収の『江吏部集』を底本とし、通し番号を付けている。

10 『権記』寛弘元年三月三日の条に、「有作文、先是、予議曲水宴：今日序者、匡衡朝臣。
御書所、同応製。題花貌年年同。以春為韻」とある。

11 『日本国見在書目録』「尚書家」には、「古文尚書十三卷（漢魏本）」「古文尚書十卷（唐本）」「今
文尚書十卷（唐本）」などが見られる。

12 現存する抄本『文選集注』としては、『東洋文庫善本叢書』12 文選集注卷第四十八第五
十九第六十八第八百十三、『京都帝国大学文学部景印旧鈔本 文選集注卷第四十
三、卷第四十八第六十一、第六十八第九十三、第九十六』、『金沢遺文 文選集注卷第六十八』、
『唐鈔本文選集注彙存』（上海古籍出版社、二〇〇〇年）などが挙げられる。現存する
抄本『文選集注』は抄者が不明であり、唐抄本であると推測される。

13 森野繁夫・富永 登「文選集注所引『鈔』について」（『日本中国学会報』6、一九七七
年）では、『文選集注』所引の「鈔」は三十卷あるべきであり、『見在書』に見られる公

孫羅の『文選鈔』ではなく、編者不明の「文選鈔卅」のことであると指摘した。¹⁴『見在書』『雜家』には「貞観政要十四」とあり、『貞観政要』十四巻の日本伝来を示唆しているが、『新唐書』『芸文志』には『貞観政要』十巻あると記している。その巻数の違いについては、池田温氏は『見在書』に見られる「十四」が「四十(篇)」の誤倒、或は「十巻四十篇」の「巻・十篇」の脱落と指摘した。しかし、『見在書』所収の書籍は巻単位で数えるものが多く、篇数の詳細を載せているものが見えないことから、顛倒や脱落と考へにくいのではないかと思われる。¹⁵池田温氏『貞観政要』の日本流伝とその影響(『東アジアの文化交流史』、吉川弘文館、二〇〇二年三月)。

¹⁶ 匡衡は寛弘三年正月までは式部権大輔であった。
¹⁷ 『世説新語』には「衛伯玉為尚書令、見樂広與中朝名士談議、奇之。命子弟造之曰、「此人、人之水鏡也。見之若披雲霧觀青天」という記事が記され、衛伯玉が樂広を鏡と譬えていう。

¹⁸ 「匡鼎」の理解方に意見が分かれている。『漢書』顔師古注によると、服虔は「鼎猶言」
当也、若言「匡且来也」と解釈し、応劭も「鼎、方也」と言い、「鼎」を助辞と理解
している。方で、張晏は「匡衡少時字鼎」と言い、『西京雜記』にも「鼎、衡小名也」
とあり、「鼎」を匡衡の幼名と理解している。ここでは、言うまでもなく(大江)匡衡
も「匡鼎」を漢の匡衡の名前として受け止めていたのである。

¹⁹ 『詩髓』には、「蜂腰者、每句第二字與第五字同声是也」とある。

²⁰ 匡衡の「請下重蒙三天裁一弁中定大内紀齊名稱有_レ三病累瑕瑾_レ所_レ難學生大江時棟奉_レ
試詩上状」(『本朝文粹』巻七)には、「文筆式云、蜂腰者、第二字與第五字同声也。
所為証詩、以上句第二字與第五字同声為病云云。又詩格所積、初句第二字、不得與第
五字同声、又是劇病云云」とある。

²¹ 『尚書』「說命」に「夢帝賚予良弼、其代予言。乃審厥象、俾以形旁求於天下。說築傳
巖之野。惟肖、爰立作相。王置諸其左右」とある。

²² 『日本三代実録』元慶二年八月二十五日条にも見られる。

²³ 木戸裕子氏「江吏部集試注(八)」(『文献探究』28)、文献探究の会、二〇〇一年三月)
を参照。

²⁴ 源為憲『口遊』『書籍門』に「魏、晋、宋、齊、梁、陳、隋、唐、謂之八代史」と見ら
れる。しかし、『旧唐書』李延寿伝によると、李延寿は「宋、(北)齊、梁、陳、魏、(南)
齊、周、隋」の史書を「八代史」としている。

²⁵ 王隱、虞預、朱鳳、謝靈運、嵇榮緒、蕭子雲、沈約がそれぞれ編纂した『晋書』、何法
盛の『晋中興書』、蕭子頭の『晋史草』、陸機、干宝、曹嘉、鄧粲、劉謙、王韶、徐広、
裴松がそれぞれ編纂した『晋紀』、郭季産の『統晋紀』などは合わせて「十八家晋史」と
呼ばれる。湯球『九家晋書輯本』には類書に引用された内容が収集されている

²⁶ 房玄齡等『晋書』(中華書局、一九八一年)を参照。

²⁷ 『世説新語』「豪爽」に、「晋明帝欲起池台、元帝不許。帝時為太子、好養武士、一夕中
作池、比曉便成。今太子西池是也」とある。

²⁸ 小島憲之『上代日本文学与中国文学—出典論を中心とする比較文学的考察』(上)(『瑞書
房』九六二年九月)を参照。

²⁹ 川口久雄氏『平安朝日本漢文学史の研究』(明治書院、一九六四年五月)を参照。

³⁰ 平井卓郎『古今和歌六帖の研究』(明治書院、一九六四年二月)を参照する。

³¹ 『新校群書類従』所収の『江吏部集』には詩題は「煖寒飲酒」となっているが、『和漢
朗詠集』の引用では、「煖寒徒飲酒」となっている。「煖寒徒飲酒」は白居易「老去」詩
(『白氏文集』三、九二)によるものであるため、妥当であると思う。この一首は製作事
情が不明であり、製作年次は詩の最後の一句「豈因五載歷霜台」より推算されるもの
である。

第二章 儒家經典の受容について

はじめに

前章においては、匡衡が多様な漢籍受容によって漢文学の素養を身につけ、文人としての資質を備えていたことの一半が明らかにされた。彼に影響を与えた儒家經典、道家經典、史書、詩文集のうち、儒家經典は匡衡の文人官僚としての根本を成したと言えよう。彼の詩文の中にも、儒家經典からの引用が多く見られる。匡衡がどのように儒家經典を受容したのか、本章では、『江吏部集』所収の詩文を中心に、匡衡の漢詩文における儒家經典の影響を検討していきたい。

一 儒家經典の直接引用について

前章の論述により、匡衡が「孝礼詩書論易伝」すなわち儒家經典『孝経』『礼記』『毛詩』『尚書』『論語』『周易』『左伝』及びその注釈書などを学んでいたことは明らかとなった。彼の詩文には以上の經典を引用した痕跡も見られる。この一節では、匡衡の詩文における儒家經典の直接引用について、まとめてみたい。

(一) 『孝経』について

『江吏部集』の九十四番詩「七言冬日陪_二東宮_一 聽_三第_二皇孫初誦_三御注孝経_一 応_レ令詩一首_并」の序文の冒頭には、

夫孝者徳之本也、風教所生。学者邦之光也、日新所宝。

(夫れ孝は徳の本なり、風教の生ずる所なり。学は邦の光なり、日新の宝とする所なり。)

とある。「孝者徳之本也、風教所_レ生」は『孝経』「開宗明義」にある、

子曰、夫孝、徳之本也、教之所由生也。

(子曰く、夫れ孝は、徳の本なり、教の由つて生ずる所なり。)

の句に依拠するものである。意は、「孝」は道德の根本であり、風教のよつて来るところである、とのことである。「学者邦之光也、日新所_レ宝」の句は出典が不詳であり、『本朝文粹』(巻九)に収録された九十四番詩の詩序では、「邦之光」ではなく、「邦之先」となっている。柿村重松氏は、「邦之先」について、前章にも挙げた『礼記』「学記」にある、

是故、古之王者、建国君民、教学為先。

(是の故、古の王は、国を建てて民に君たるに、教学を先と為す。)

との一文を出典とするものであるとしている。「日新」の出典については、柿村重松氏は『礼記』『大学』にある、

湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新。

(湯の盤銘に曰く、苟まこと日に新たに、日日新たに、又た日に新たなり。)

を挙げている。おそらく「学者邦之光也、日新所_レ宝」の句は匡衡が『孝経』から引用した一句に準じ、『礼記』に記された「学」の論理を踏まえて、自ら作った隔句対であろう。

(二)『礼記』について

匡衡の詩文の『礼記』の直接引用はほかにも見られる。『江吏部集』の十九番詩「七言夏夜守_二庚申_一侍_二清涼殿_一同賦_三避暑_三暑对_二水石_一」応_レ製_一一首并序詩の詩序の冒頭に、

夫人情者、聖王之田也。

(夫れ人情は、聖王の田なり。)

とあり、人情を聖王の田畑であると譬えて述べている。それは『礼記』「礼運」の、
故人情者聖王之田也、修礼以耕之、陳義以種之。

(故に人情は聖王の田なり、礼を修めて以て之を耕し、義を陳べて以て之を種く。)

から採った表現であることが容易に想定できる。また、七十四番詩の詩題に、彼は「学の道」について、

学之道、嚴師為難。師嚴然後道尊。道尊然後民和教学。

(学の道は、師を嚴にするを難しと為す。師嚴にして然る後に道尊し。道尊くして然る後に民 学を教ふるに和す。)

と説いている。意は、「学の道」すなわち学問を修めるには、師を尊嚴に保つことが大事である。師を尊嚴に保つてはじめて、学問を修めることが重大に認められ、そうであつてはじめて、人々は学問の教授に応じる、とのことである。文末の「和_レ教_レ学」の表現が異なるだけで、この一節は『礼記』『学記』の、

凡学之道、嚴師為難。師嚴然後道尊。道尊然後民知敬学。

(凡そ学の道は、師を嚴にするを難しと為す。師嚴にして然る後に道尊し。道尊くして然る後に民 学を敬するを知る。)

とほぼ同じである。「和レ教レ学」は「知レ敬レ学」と字形が近いため、おそらく誤写だろうと考えられる。

(三)『詩経』しじやう

『江吏部集』の五十二番詩「冬日於三州廟 賦詩詩序」の序文の冒頭に、

夫詩者群德之祖、万福之宗也。動天地、感鬼神、莫先於詩焉。

(夫れ詩は群德の祖にして、万福の宗なり。天地を動かし、鬼神を感ぜしむるは、詩より先なる莫し。)

との記述が見られる。「詩者群德之祖、万福之宗也」の句は『詩緯』「含神霧」の、

詩者、天地之心、群德之祖、百福之宗、万物之戸也。

(詩は、天地の心、群德の祖、百福の宗、万物の戸なり。)

とあるのに依拠したと考えられる。『江吏部集』の百二十七番詩「七言重陽侍宴同賦三花 菊映三宮殿」以秋菊「應レ製詩一首」の序文にも、

夫詩者、天地之心也。菊者、日月之精也。

(夫れ詩は、天地の心なり。菊は、日月の精なり。)

と見られ、同じく『詩緯』「含神霧」における「詩」についての説明を引用した。

『詩緯』は『詩経』の緯書であり、『日本国見在書目録』(以下は『見在書目』と略す)

「異説家」には「詩緯十卷魏博士采功注」とあるが、現在は散佚し、一部の字句のみ『芸文類聚』などに引用され、残存している。前述した『詩緯』「含神霧」所引の句も『芸文類聚』に収録されている。「含神霧」は「推度災」「汎歴書」と並んで『詩緯』三篇の一つであるが、

匡衡が手に持って読んだかどうかは不明である。匡衡が『芸文類聚』によって引用した可能性もあるだろう。前述した『詩緯』「含神霧」の句は匡衡の藤原行成への手紙「返三送貞観政要於藏人頭藤原行成朝臣 状」(『本朝文粹』巻七)に変容して見える。匡衡は手紙の中で、除目に漏れた失意を告白し、文人として大切にされていないことを訴えている。それで、文章の重要性を語るために、匡衡は、

夫文章者、天地之心、群德之祖、百福之宗、万物之戸也。用之為明王、好之為聖代。

(夫れ文章は、天地の心、群德の祖、百福の宗、万物の戸なり。之を用ゐれば明王と為り、之を好まば聖代と為る。)

と書き記したのである。匡衡は『詩緯』「含神霧」における「詩者」を「文章者」に取り替

え、經典を駆使して、説理の構造を再構築したと言えよう。

前掲の五十二番詩の序文の後半の「動天地、感鬼神、莫先於詩焉」は「詩」の意義を説くものであり、周知のように『毛詩』「大序」に依拠する。この一節は平安朝最初の勅撰和歌集『古今和歌集』の「真名序」にも採られ、

動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜於和歌。

（天地を動かし、鬼神を感ぜしめ、人倫を化し、夫婦を和ぐること、和歌より宜しきは莫し。）

とあり、和歌の重要性を語っている。これにより、日本における『毛詩』「大序」の浸透が窺い知れると言えよう。匡衡は大学寮で『毛詩』の講義を受けたことがあるため、『毛詩』「大序」を十分に承知していただろう。また、『毛詩』「大序」は『文選』にも収録されているため、匡衡は『文選』を介して、『毛詩』「大序」を繰り返し受容したと考えられる。

さらに、「大序」だけではなく、匡衡の詩文に『毛詩』「小序」を踏まえた表現も見られる。前述した百二十七番詩の序文に、菊を賞賛する表現として、

雖桃天之后妃、更愛重此花之色。

（桃天の後妃と雖も、更に此の花の色を愛重す。）

とある。意は、『毛詩』の一篇「桃夭」で謳歌された妃も菊の花色を愛している、とのことである。「桃夭」の小序には、

桃夭、后妃之所致也。

（桃夭、后妃の致す所なり。）

とある。これにより、「桃夭」篇は后妃の美德を詠じる一篇であることが分かる。匡衡は桃の花と后妃を結び付けて論述する『毛詩』小序を踏まえて、そのような后妃までも菊の花色を愛すると詠じ、菊の素晴らしさを際立たせたと言えよう。

（四）『尚書』

本論文第一部第一章で論じたように、匡衡が藤原道兼の栗田別荘の障子に賦した栗田障子詩の一首目「春日野行開首中」（三二）『江吏部集』の転句、結句、

此時想得和羹事、誰問当初傳野雲。

（此の時に想ひ得たり 和羹の事を、誰か問はん 当初の傳野の雲を。）

は『尚書』「説命」に記された商王武丁が傳説を宰相として重用した故事を踏まえ、内大臣

である藤原道兼を褒め称えていたのである。また、商王武丁は、

若濟巨川、用汝作舟楫。

(若し巨川を濟らば、汝を用て舟楫と作さん。)

と言ひ、傳説を、河を渡る時に必須な舟とかじに譬え、彼の大切さを強調している。この「済川」の表現は同じく粟田障子詩である「田家秋音同作」(四七『江吏部集』)の尾聯、
為向維舟沙岸道、遇時自得済川才。

(為に向かふ 舟を維ぐ沙岸の道に、時に遇ひて自ら得たり 済川の才を。)

に見られる。「済川の才」は川を渡る才能であり、ここでも、商王武丁と傳説の話に託して、藤原道兼の天子を補佐する才能を賞賛していると考えられる。

なお、『尚書』の引用はその本文にとどまらず、その注釈書の引用も見られるのではないかと考えられる。『江吏部集』所収の匡衡の詩文には「君臣合体」の表現が三首の詩作に見られる。

於戲、君臣合体、朝野歡心。

(於戲、君臣合体し、朝野歡心す。)

(一二「今年四月一日陰雨(略)以絶句二首」、題「東閣之壁」)

争遇君臣合体日、万心抃悦聖賢心。

(争ひて遇はん 君臣合体の日、万心抃悦す 聖賢の心。)

(一六「春日陪三左相府東閣 同賦三逢春唯喜氣」)

君臣合体而種恩、遠近同心而薰德。

(君臣 合体して恩を種き、遠近 心を同じくして徳を薰す。)

(一二六「七言重陽侍三宴清涼殿 同賦三菊是花聖賢 応レ製詩一首以稱」)

十二番詩の句は寛弘七年(一〇一〇)六月頃に作られた絶句二首の詩題によるものである。一条天皇と左大臣藤原道長(以下は道長と略す)が行った請雨儀礼によって、雨が降り出したため、匡衡は「君臣合体」すなわち君主と臣下が一心同体であること、朝廷内外が喜んでいたことを詠出した。十六番詩の二句は長徳四年(九九八)の春に、匡衡が左大臣道長邸での詩宴に参加し、「逢春唯喜氣」を詩題として賦した句題詩の尾聯である。その領聯は、

四品新袍応道貴 (四品の新袍応に道の貴きなるべし)

三官猶帶是恩深 (三官猶ほ帯ぶるは是れ恩深ければなり)

とあり、匡衡は従四位下に叙され、文章博士、東宮学士、式部権大輔の三つの官職を兼ねていたことを挙げ、それは一条天皇と左大臣道長の御恩が深いためであると詠じた。頸聯で、匡衡は、

寒江漸暖潜魚躍 (寒江漸く暖まりて潜魚躍り)

枯木半榮好鳥吟 (枯木半ば榮えて好鳥吟ず)

と詠じている。匡衡は自分の氏姓「大江」に因んで寒々とした「江」を詠み、官職の翰林学士(文章博士の唐名)に因んで枯れた「木」を詠み込んでいる。また、彼は曹植の「公讌詩」にある詩句「潜魚躍清波、好鳥吟高枝」(潜魚 清波に躍り、好鳥 高枝に吟ず)を引用し、「寒江」がようやく暖まり、「枯木」が半ば榮えていることを詠じ、詩題にある「春」を敷衍している。これによって、彼は、自分が一条天皇と左大臣道長の恩恵に恵まれて任官されたことで、不遇の念を払ったことを詠出した。続いて、匡衡は尾聯で、みんなは競って「君臣合体」の日に逢おうとし、万民は「聖賢」すなわち聖君と賢臣の心に手を打って喜び勇んでいると詠じた。ここでは、匡衡自身も聖君と賢臣の厚遇を受けて、官位が昇進することへの期待を示していると言えよう。

百二十六番詩の句は寛弘二年(一〇〇五)九月九日に、清涼殿で行われた重陽詩宴で匡衡が「菊是花聖賢」を詩題として作った句題詩序によるものである。この一句は詩題にある「聖賢」の語を敷衍するために、前述した十六番詩のように、聖君と賢臣の意で捉え、君臣の徳を説いている。「君臣合体」の語は何に依拠した表現であろうか。

「君臣合体」の表現は現存する中国の文献に稀に見え、唐の孔穎達らが著した『尚書』を解釈する『尚書正義』に遡ることができると考えられる。『尚書』「君牙」では、周の穆王が君牙(不明である)を周の大司徒に任命した時、

王若曰、嗚呼、君牙…今命爾予翼、作股肱心膂。

(王若曰く、嗚呼、君牙…今爾に命じ予が翼とし、股肱心膂と作す。)

と述べ、君牙に自分の「翼」、「股肱心膂」となってほしいと言ったのである。『尚書正義』には、

股、脚也。肱、臂也。膂、背也。汝為我輔翼、当如我之身、故拳四支以言。為股肱心膂之臣、言委任如身也…此拳四支、今以臣為心者、君臣合体則亦同心。

り立てり。鯉趨りて庭を過ぐ。曰く、詩を学びたりや。対へて曰く、未だしなり。曰く、詩を学ばずんば以て言ふこと無し。鯉退きて詩を学ぶ。他日又た独り立てり。鯉趨りて庭を過ぐ。曰く、礼を学びたりや。対へて曰く、未だしなり。礼を学ばずんば以て立つこと無し。鯉退きて礼を学ぶ。斯の二者を聞けり。陳亢退きて喜びて曰く、一を問ひて三を得たり。詩を聞き、礼を聞き、又た君子の其の子を遠ざくるを聞けりと。

とある。陳亢は孔鯉に父親の孔子からほかの人と異なることを教えられたかと尋ねた時、孔鯉は「不_レ学_レ詩無_ニ以言_一也」「不_レ学_レ礼無_ニ以立_一也」など孔子の教育方針を示唆することを答えたのである。陳亢と伯魚の話については、匡衡が読んだ可能性のある漢籍の中で、『論語』にしか見られないため、この一句は『論語』を引用したことが明らかであると見えよう。

また、『江吏部集』所収の詩文には『論語』に拠る「割_レ鶏」の表現が三回も現れている。「割_レ鶏」は『論語』「陽貨」に記された孔子と子遊の故事による表現である。『論語』「陽貨」には、

子之武城、聞弦歌之声。夫子莞爾而笑曰、割鶏焉用牛刀。

(子 武城に之き、弦歌の声を聞く。夫子莞爾として笑ひて曰く、鶏を割くに焉んぞ牛刀を用ゐんやと。)

と記されている。孔子は弟子の子遊が長官を務めた武城を訪れ、琴の音や歌声を聞いて、にっこりと笑って、「鶏をさばくのに、どうして巨大な牛切庖丁を使う必要があるか」と言ったのである。それについて、孔安国は、

言治小何須用大道乎。

(言ふところは小を治むるに何ぞ須_よく大道を用ふべきか。)

と註釈をつけた。孔安国は、孔子は小さい町を治めるのに、礼樂の大道を用いる必要がないと言っていると述べた。言うまでもなく、「割_レ鶏」の語は官吏として地方を治めることを譬えて用いられたのである。『江吏部集』にも、

割鶏唯愧叢雲劍、折蚌只慙合浦珠。

(鶏を割くに唯だ叢雲劍に愧ぢ、蚌を折るに只だ合浦の珠に慙づ。)

(五二「冬日於三州廟」賦詩_{附小})

研朱仰鳳点文集、汗竹割鷄居武城。

(朱を研ぎ鳳を仰ぎ文集に点じ、竹に汗し鷄を割き武城に居る。)

(七五「近日蒙_ニ綸命_一」、点_ニ文集七十卷_一(略)以_レ詩慰_レ意_一)

更作武城宰、割鷄名不悛。

(更に武城宰と作り、鷄を割くの名 悛めず。)

(七八「述懐古調詩一百韻」)

との三例が見られる。五十二番詩は匡衡が寛弘六年(一〇〇九)正月に尾張国守の在任中に詠じた一首である。例句にある「叢雲劍」は「天叢雲劍」、「草薙劍」とも呼ばれ、周知のように天皇の象徴である三種の神器の一つである。ここでは、匡衡が「陽貨」篇に使われた「牛刀」を替えて、「草薙劍」の別名である「叢雲劍」を詠み込んだのは、「草薙劍」は尾張国の熱田神社に祀られているからに違いない。匡衡が尾張国守の在任中に、熱田神社に『大般若経』を供養して、「於_ニ尾張国熱田社_一供_ニ養大般若経_一願文」(『本朝文粹』卷十三)を作成したことから、彼にとつて、熱田神社が身近で親近感があつたことは分かる。ここでは、匡衡が『論語』の典故を活用しながら、自体験を織り込んで、遊戯的に詠出したと言えよう。

七十五番詩と七十八番詩には「居_ニ武城_一」「作_ニ武城宰_一」とあり、明らかに前掲の『論語』「陽貨」に記された子遊が長官を務めた「武城」の語を踏まえ、地方官吏を務めている意を表している。七十五番詩は詩題により、匡衡が一条天皇の勅命を受けて、『白氏文集』に訓点を施したことに触発され、感想を述べたものであることが分かる。「研_レ朱仰_レ鳳点_ニ文集_一」、汗_レ竹割_レ鷄居_ニ武城_一」の句は一首の起句・承句であり、その対句構造によつて、『白氏文集』に訓点を施した時期は国守在任中であると推測される。七十八番詩は匡衡が晩年に人生を振り返つて作成した自伝的な作品であり、「更作_ニ武城宰_一」の句は寛弘六年正月の彼の二度目の尾張国守就任のことを特記しているのである。

以上、匡衡の詩文に見られる儒家經典『孝経』『礼記』『毛詩』『尚書』『論語』を引用したと思われる用例を考察してきた。「く者く」という構成を持つ概念説明的な引用、教訓の引用や故事の引用が多く見られる。それは匡衡の儒家經典の引用の特徴であると言えよう。平安中期の詩文を見れば、それは文人に共通する一般的なことであるが、詩文に「叢雲劍」を詠み込んだように、匡衡はまた儒家經典を踏まえ、自分の経験に基づいて詩文を創作していたのである。それこそ、平安中期の漢文学の「中国文学圈内における一地方様式圈的

な性格」の縮図であると言えよう。

一方で、匡衡は『左伝』『周易』も受容したと考えられる。彼の詩文には、本論文第一部第一章で論じたように、『周易』によって皇子の名前を勸申したことが明記されたが、『孝經』『論語』のように語句の直接引用が見えない。『江吏部集』『文部』所収の釈奠関係の詩文の中で、八十八番詩、八十九番詩は『左伝』の語句を句題として詠まれたものである。八十八番詩は「以レ徳撫レ民」を詩題とし、八十九番詩は「養レ民如レ子」を詩題とする。「以レ徳撫レ民」は『左伝』『僖公二十四年』に記された、

王怒、將以狄伐鄭。富辰諫曰、不可。臣聞之、太上以徳撫民、其次親親以相及也：

(王怒りて、將に狄を以て鄭を伐たんとす。富辰諫めて曰く、不可なり。臣 之を聞く、太上は徳を以て民を撫し、其の次は親に親しみて以て相及ぼすなり：)

との句に依拠するものである。「養レ民如レ子」は『左伝』『襄公十四年』に記された、

師曠侍於晋侯：対曰：良君將賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、容之如地。

(師曠 晋侯に侍す：対へて曰く：良君將に善を賞して淫を刑し、民を養ふこと子の如く、之を蓋ふこと天の如く、之を容ること地の如しと。)

との句に依拠するものである。しかし、匡衡の詩文の中には『左伝』所引の表現は見られない。匡衡は『左伝』を読んだ可能性があるが、詩文に取り入れるまではしなかったのではないかと考えられる。

なお、匡衡の儒家經典の引用には功利的なものも見られる。前述した「返ニ送貞觀政要於藏人頭藤原行成朝臣ニ狀」(『本朝文粹』卷七)には、匡衡は、

仲尼曰、學者禄在其中矣。被欺此言、少年誤好文学、是一夢誤一生之比也。

(仲尼曰く、学べば禄は其の中に在りと。此の言に欺かれ、少年誤りて文学を好み、是れ一夢は一生を誤る比なり。)

と述べている。彼は長保二年(一〇〇〇)の除目に漏れたため、自分は孔子が『論語』「衛靈公」で言った「學者禄在其中」との言葉に騙され、間違つて漢文学を好み、人生の道を誤つた、と文句をつけている。「學者禄在其中」は『論語』「衛靈公」に、

子曰、君子謀道不謀食。耕也饒在其中矣。学也禄在其中矣。君子憂道不憂貧。

(子曰く、君子は道を謀り食を謀らず。耕して饒は其の中に在り。学びて禄は其の中に在り。君子は道を憂へて貧を憂へず。)

とあるのに依拠する。孔子は、君子は食物ではなく道を得ようとする。耕作をすれば、飢えることもあるが、学べばそのうち俸給を得ることもある。君子は貧しいことを憂えず、道を憂えると言った、とのことである。匡衡と同じ発想に依る詩文は匡衡以前に藤原篤茂のものが見られる。藤原篤茂は天禄四年（九七四）正月十五日に書いた「請_レ被_下殊蒙_二天恩_一拜_中大内記紀伊輔木工頭源方光申_二他官_一所并淡路国守闕_上状」（『本朝文粹』卷六）では、
宣尼有言曰、耕則飢在其中、学則禄在其中。初信斯言、今知其妄。

（宣尼言ふこと有りて曰く、耕せば則ち飢は其の中に在り、学べば則ち禄は其の中に在り。初め斯の言を信ずれども、今其の妄りなるを知る。）

と述べている。彼も匡衡と同じく『論語』の句を信条として見なしたが、官運に恵まれなかったため、疑いはじめたことを訴えている。藤原篤茂と匡衡との接点が不明であり、その文章の影響関係も不明である。当時の文人の儒学の素養から考えれば、儒学を疑ったりするのは儒学を身につけた不遇な儒者文人に共通した考え方ではないかと考えられる。

しかし、匡衡は前掲の手紙の一年後の長保三年（一〇〇一）に熱願の尾張守に任命された。彼が尾張に赴任した後、藤原行成宛てに送った手紙「奉行成一状」（『本朝文粹』卷七）には、

学者禄在其中、孔聖之微言、誠哉誠哉。匡衡異賞殊私、可喜可懼。榮耀恩沢、不能不陳。

（学べば禄其の中に在り、孔聖の微言、誠なるかな誠なるかな。匡衡 異賞殊私を、喜ぶべし懼るべし。榮耀恩沢を、陳べざること能はず。）

の句が見られる。尾張守に任命されたことはまさしく孔子が言った「学者禄在其中」の通りである。それは天皇の「異賞」（特別な恩賞）、「殊私」（特別な恩寵）であり、そのような自分の「榮耀」、天皇の「恩沢」を大いに述べなければならぬ、とのことである。匡衡は前述した孔子の学ぶことに関する教訓を真理として肝心に銘じて、勉学によって出仕することを待ち望んでいたと考えられる。そのため、彼が任官されなかった時、前述した藤原行成への第一通目の文章で、孔子の話を疑っていると言っただろう。藤原篤茂の詩文に見られない匡衡の前後の態度の豹変は一条朝随一の文人と思えないものであるが、それは大江家を背負っている匡衡の出仕への執着によると言えよう。

二 「讖緯説」の受容について

前述したように、匡衡は『周易』によって皇子の名前を勘申したなど、儒学の学問を実務的知識として活用していた。この意味で言えば、匡衡は詩文に長ける文人でありながら、実務型の儒者でもあると言えよう。匡衡のこのような実務型の儒者としての有り様を物語る古い関係のエピソードも彼の詩文に書き綴られている。『江吏部集』所収の七十八番詩「述懐古調詩一百韻」には彼が天象を予言した話が記されている。

近曾大星見、衆人説諠闐。

(近曾大星見れ、衆人の説諠闐す。)

愚儒所管見、邂逅弁榆躔。

(愚儒の管見する所、邂逅 榆躔を弁す。)

先奏人主寿、上命宝祚延。

(先づ奏す人主の寿く、上命 宝祚延びんことを。)

廣言皇子誕、中圀金環研。

(廣いで言ふ 皇子の誕、中圀 金環 研ぐことを。)

との詩句が見られる。意は、「大星」すなわち客星が現れ、その吉凶を説く勘文の作成命令が下され、多くの人による諸説が唱えられたが、意見は一致していなかった。「愚儒」匡衡も卑見を述べる機会に偶然にめぐり合い、「榆躔」すなわち今回の客星の運行を明らかに解説し、勘文で天皇の長寿を祈り、皇子の誕生を予言した、とのことである。この客星については、『明月記』寛喜二年(一一三〇)十月五日の条には、

一条院、寛弘三年四月二日、癸酉、夜以降、騎官中有客星、如螢惑。

(一条院、寛弘三年四月二日、癸酉、夜以降、騎官の中に客星有り、螢惑の如し。)

とあり、寛弘三年(一〇〇六)四月二日に、螢惑星(火星)のような客星が騎官星に入つたと記されている。今度の客星に対して、天文道などの諸道は調査して勘文を作つて報告したと考えられる。しかし、『権記』『御堂関白記』七月十三日の条などには、

有星定、諸卿被申吉凶可弁於卜筮。又妖祥難分、内外可被祈。

(星の定有り、諸卿 吉凶 卜筮に弁すべきを申さる。又た妖祥分ち難く、内外祈ら

るべし。)

定諸道進大星勘文。定申云、道々勘文非同。又被問不同之由、被御筮卜、可有御祈者。

(諸道の進むる大星勘文を定む。定め申して云く、道々の勘文 同に非ず。又同じからざる由を問はれ、御筮卜せられて、御祈り有るべしと。)

とある。今度の客星に関する勘文はおそらく紀伝道、明経道、天文道などの諸道によつて

撰進され、匡衡は紀伝道を代表して勘文を書いたと推測される。匡衡が「衆人説誼闡」と言ったように、勘文は客星が吉であるか凶であるかで一致しなかった。したがって、客星の陣定めでは、卜筮の方法を用いて吉凶を判明すべきという意見があり、また、吉凶が判明しにくいため、内外は祈禱すべきであると決められていた。天文道の意見を示唆する記録は『日本紀略』寛弘三年五月十一日の条に見られる。藤原広業が藤原定佐に顔を打たれ、傷つけられた事件をめぐって、十一日の条には、

近日、天文道依変異類、奏近臣内乱之由。蓋其徵歟。

(近日、天文道 変異の類りなることに依りて、近臣内乱の由を奏す。蓋し其の徴なるか。)

と記されている。天文道は天象の変異の頻発によって、「近臣の内乱」が発生すると予言して奏上した。それは藤原広業と藤原定佐との喧嘩の兆しであろうか、とのことである。これにより、「近臣内乱」の予言が、天文道が前述した四月二日の客星事件を含む天象について作った勘文の内容であると推測される。その予言は、前述した匡衡の勘文と真逆であり、諸説の意見が分かれていることも自明である。

今度の客星に関する勘文の中で匡衡は見事に的中していた。客星の出現より二年後の寛弘五年(一〇〇八)九月十一日に、一条天皇の中宮、左大臣道長の娘彰子は敦成皇子(一〇〇八〜一〇三六)を生んだのである。匡衡はどのようにして、何に依拠して吉星と判断していただろう。『見在書目』「天文家」には、「天文録石氏中宮占三卷^上」「天文要録五十」「天文録一部卅^祖」「天地瑞祥志廿」「客星占一巻」など数々の天象関係の書物が収録され、中には唐の李鳳が編纂した『天文要録』五十巻、薩守真が編纂した『天地瑞祥志』二十巻などは早くに清和天皇の貞観年間に受容が確認できる³⁾。しかし、二書は現在散佚し、伝存する部分には、客星についての説明が見られない。『見在書目』に採録されていないが、唐の瞿曇悉達が撰述した『大唐開元占経』(七一八〜七二六年成立)(巻八十四)「客星占八」には、

石氏曰、他星入騎官有喜。

(石氏曰く、他星 騎官に入らば喜有り。)

との記述が見られる。瞿曇悉達が戦国時代の天文学者石申の話を引用して、ほかの星が騎官星に入ると、めでたい事があると述べている。これによれば、前述した一条朝に現れた

客星は吉兆のほずであるが、匡衡が『大唐開元占経』を手にして読んだかどうかは不明である。

匡衡の古い関係の記事は『江談抄』巻一（第三十一話）にも見られる。匡衡が大入道藤原兼家（九二九〜九九〇）の夢を説いた記事である。藤原兼家は、「合阪の関」を通りかかった時、雪が降って、関が雪で真白になった夢を見た。彼は不吉だと思い、夢解きに解いてももらった。夢解きは人がまだらの牛を進上してくれるといういい夢であると説いた。それに対して、匡衡は「合阪の関」の「関」の字は「関白」の「関」の字を、雪は「関白」の「白」の字を示唆していると説き、藤原兼家の夢は彼が関白になることを意味すると説明した。結局、匡衡が予言した通り、藤原兼家は翌年に関白の宣旨を受けたのである。

以上述べてきた占星や相字によつて未来のことを予言することは「讖緯説」と大きく関わっている。『隋書』『経籍志』に「讖緯説」の発展経緯についての記述が見られる。それによると、「讖緯説」は『易経』の「河出図」・「洛出書」に始まり、「六経」の「讖」「緯」を経て、王莽、後漢の光武帝の時代に大いに盛行していた。六朝宋の孝武帝の時にはじめて禁止され、隋の煬帝も即位した後、「讖緯」にかかわる書物を捜し出し、すべて火をつけて焼いたなど「讖緯説」を弾圧していた。しかし、「讖緯説」は相変わらず後世に受け伝えられていた。日本においては、『見在書目』「五行家」に「讖書一」「孔子讖紀一」「新図讖緯一」「雑書讖緯鈔一」など、「異説家」には「河出図一卷」「易緯十卷」（魏博士）「礼緯三卷」（鄭玄）「楽緯三卷」（周）「春秋緯卅卷」（周）などの「讖緯」関係の書物が記載されている。三善清行が昌泰四年（九〇二）二月二十二日に上奏した年号の勘文（「革命勘文」『群書類従』雑部）に『易緯』『詩緯』を引用したことから、日本における「讖緯説」の受容が認められる。匡衡は三善清行と同じく紀伝道を出て仕えていたため、おそらく彼もこれらの「讖緯」関係の書物を読んでいただろう。また、彼は大学寮時代に『史記』『漢書』『後漢書』の「三史」を習ったことがあるため、その中に記されている「讖緯説」にまつわる歴史事件を通じて「讖緯説」のことをよく知っていただろう。ところで、匡衡は具体的にいかなる書籍によつて、見事に予言的中させたのかは不明である。

「述懐古調詩一百韻」に記された皇子生誕の予言のほか、匡衡が皇子生誕を予言したエピソードはほかにも見られる。『江談抄』巻二（第九話）には、

上東門院為三・一条院女御之時、帳中に犬子不慮之外に入マ有見付給、大に奇恐、被レ

申^ニ入道殿^一。入道殿召^ニ匡衡^一天密々令^レ語^ニ此事^一給^ニに、匡衡申^云、極御慶賀也と申す。

入道殿何故哉と被^レ仰^ニに、匡衡申^云、皇子可^下令^ニ出来^一給^上之徴也。犬の字は是点を大の字の下に付ば太の字也、上に付れば、天の字也。以^レ之謂^レ之、皇子可^ニ出来給^一。

さて立太子、次に至^ニ天子^一給歟。入道殿大令^ニ感悦^一給之間、有^ニ御懷妊^一、令^レ奉^レ産^ニ後朱雀院天皇^一也。此事秘事也。退席之後、匡衡私令^レ勘^ニ件字^一天令^レ伝^レ家云々。

(上東門院 一条院の女御為りし時、帳の中に犬の子の不慮の外に入りてあるを見付け給ひて、大に奇^{あや}しみ恐れて、入道殿に申さる。入道殿 匡衡を召して密々として

此の事を語らしめ給ふに、匡衡申して云く、極めて御慶賀なりと申す。入道殿 何故かなと仰せらるるに、匡衡申して云く、皇子出で来らしめ給ふべき徴なり。犬の

字は是の点を大の字の下に付ければ太の字なり、上に付ければ、天の字なり。之を以て之を謂^{おも}ふに、皇子出で来り給ふべし。さて立太子、次に天子に至り給ふかと。

入道殿大いに感悦せしめ給ふ間、御懷妊有り、後朱雀院天皇を産み奉らしむるなり。此の事 秘事なり。退席の後、匡衡私かに件の字を勘^{かか}へしめて家に伝^{つた}へしむと云々。

とある。彰子が一条天皇の女御であった頃、部屋に犬の子が入ってきたことがある。彰子の父親入道殿道長が匡衡に尋ねたところ、匡衡は、それは彰子が後に太子となり、天子となる皇子を生むというめでたい事の吉兆であると言った。予言の根拠とは、「相字法」で犬の字を分析すれば、右上の点を大の下に付けば、太の字となり、上に付けば、天の字となることである。果たして、匡衡の予言が的中し、彰子は懷妊し、のちの後朱雀天皇を産んだとのことである。

皇子生誕を予言する以上の二つのエピソードが確実であれば、匡衡が二回とも見事に皇子の生誕を予言したのである。それは偶然の一致であろうか。前掲の『江談抄』巻二（第九話）の一話の文末に「此事秘事也。退席之後、匡衡私令^レ勘^ニ件字^一天令^レ伝^レ家」とあることから、この事は世に知られていない秘事であり、匡衡が家に帰った後に、ひそかに例の犬の字について調べ、家学として伝えたのである。

こうして見れば、匡衡の予言は当意即妙であり、その場で故実や識緯書によって判断したわけではない。当時、藤原一族は権力を握っていたが、内部の分裂や紛争も絶えていなかった。左大臣である道長は娘彰子を一条天皇に入内させ、外戚として権力の基盤を固めようとした。道長にとっては、娘の皇子出産が自分の権勢の座の維持に大いにあずかるに

違う。匡衡がそのような情勢をわきまえて予言していたのではないかと考えられる。また、匡衡の妻赤染衛門は道長の正妻倫子や娘彰子に女房として仕えていたため、彼女は左大臣家や後宮のことについても匡衡に多く情報提供をしたのではないかと推測される。『十訓抄』には、匡衡が四条大納言藤原公任の辞表を作成した際に、赤染衛門から助言をもらい、見事に藤原公任の意になつた辞表を作成したエピソードが記されている。そのエピソードから考えれば、匡衡はほかにも赤染衛門の助言を受けたことがあるだろう。したがって、匡衡の皇子生誕の予言は、左大臣家や後宮についての情報を受け止めた彼が時勢を読んで判断した結果ではないかと推察できる。匡衡が道長主催の詩宴に参加し、作った詩文には、

左相府尊閣者希代榮貴之器也。居戚里為王者之親舅、入法門為如来之弟子。遊文場為花月之主、在朝廷為社稷之臣。

（左相府尊閣は希代の榮貴の器なり。戚里に居りては王者の親舅と為り、法門に入りては如来の弟子と為る。文場に遊びては花月の主と為り、朝廷に在りては社稷の臣と為る。）

（三七）「七言夏夜陪_ニ左相府池亭_一守_ニ庚申_一同賦_ニ池清知_ニ雨晴_一・応_レ教_一（一首_{并序賦}）

左相府者王佐之重器也。興立礼楽之中衰、弥縫文章之殆絶。

（左相府は王佐の重器なり。礼楽の中衰を興立し、文章の殆ど絶たんことを弥縫す。）

（一三二）「七言暮秋陪_ニ左相府書閣_一同賦_ニ寒花為_レ客裁_一・応_レ教詩一首_{并序為}）
などの文句が見られる。匡衡は道長が世に稀な榮耀の持ち主であり、天皇を補佐する重鎮であると絶賛した。このような匡衡は、占いを命じられた時、どうして「凶」という占いの結果を出すことができようか。川口久雄氏は前述した匡衡の藤原兼家の夢解きの的の中に、「権勢ある者に対する迎合は匡衡のように官途の停滞に困惑していた中下級貴族の文人にとって、致し方のないことだったのであるか」と指摘したように、匡衡の皇子生誕の予言も、権力者である道長に仕えた彼が道長の彰子入内や皇子生誕によって実権者の地位を固める心理に迎合したことの反映であるといえよう。

現段階では、匡衡が占い関係の書物を読んだことを示す資料は見えない。一方で、匡衡には当時の占雨習俗を示唆する詩文は見られる。『江吏部集』の十二番詩の長詩題で、匡衡は、

今年四月一日陰雨、八日大雨。信東方朔之前言、心怨大旱。入五月以来久不雨。(略)

(今年四月一日、陰雨、八日、大雨。東方朔の前言を信じ、心に大旱を怨む。五月に入りて以来久しく雨らず。)

と述べている。今年四月一日と八日に雨が降っていたため、旱魃に関する「東方朔之前言」を信じて、心の中で「大旱」を気がかりにしていた、とのことである。東方朔の「雨」「旱」などの気候にする発言は、木戸裕子氏の注釈によると、「旱頌」と『全漢文』巻二十五に収録される「東方朔占」がある。だが、その内容は匡衡の詩題に述べた四月一日や八日の天気状況との関係性がないことから、匡衡が言った「東方朔之前言」はそれではないと思われる。三木雅博氏は匡衡と同時代の文人源為憲が藤原為光の長男誠真のために撰じた幼学書『口遊』『乾象門』に載せられた中国の占雨の諺を取り上げ、匡衡が同じ知識によって十二番詩の長詩題を書いたのではないかと指摘している。『口遊』所掲の諺の文末に「謂之四月八日巳前大唐雨諺」と記し、唐の占雨の諺と位置付けている。その内容は、

一日雨、井水枯。二日雨、得自如。三日雨、斃犁鋤。四日雨、決溝渠。五日雨、隱山居。六日雨、人成魚。七日雨、騎木驢。八日雨、大雨大旱、小雨小旱。

(一日に雨ふれば、井水枯る。二日に雨ふれば、自如を得たり。三日に雨ふれば、犁鋤を斃す。四日に雨ふれば、溝渠を決す。五日に雨ふれば、山に隠れて居る。六日に雨ふれば、人魚に成る。七日に雨ふれば、木驢に騎る。八日に雨ふれば、大雨ならば大旱なり、小雨ならば小旱なり。)

とあり、四月一日から八日までに、毎日、降雨の有無による気象の違いを説いている。「一日雨、井水枯」「八日雨、大雨大旱」の表現は匡衡が言った内容と関連性が認められるため、この「大唐雨諺」が匡衡が言った「東方朔之前言」に通じていることが自明である。

三木雅博氏は、中国においては『隋書』『經籍志』に「東方朔歳占一卷、東方朔占二卷、東方朔書二卷、東方朔書鈔二卷、東方朔曆一卷、東方朔占水旱下人善惡一卷」、『旧唐書』に「東方朔占書一卷」など、日本においては、『見在書目』『五行家』に「東方朔書十一卷」など東方朔の名を冠した書物が見られることを取り上げて検討し、源為憲が「大唐雨諺」として引いた諺は『見在書目』所収の「東方朔書」に依拠した可能性が高いと指摘している。

匡衡は『見在書目』所収の「東方朔書十一卷」を読んでいただろうか。彼のほかの詩文

には「東方朔書」と関連する言葉が見えたため、その実際が不明である。源為憲が引いた「大唐雨誦」の出典は不明であるが、彼が幼学書に書き込んだことを見れば、当時では広く受容されたのではないかと考えられる。匡衡もそのような知識を身につけ、儒者の実務的な知識と見なしていただろう。

おわりに

匡衡の詩文は、儒家經典『孝経』『礼記』『毛詩』『尚書』『論語』の語句を直接引用する傾向が強い。直接引用の特徴としては、「く者く」という構文で、概念説明的な引用や故事の引用が多く見られる。一方で、彼は儒学的学問を文辞の世界で活用していたが、儒教的思想の理解を深めたとは言えない。それは当時の文人に共通していることだろうと考えられる。

なお、匡衡は『周易』を利用して、皇子に名をつけるなど、儒家經典で得た知識を実務的な知識として生かしたことも見られる。平安時代においては、中国からあまたの分野の知識が日本に伝わってきたと考えられる。一見文人とは無縁と思われる占いも、中国の習俗文化の一部分として、日本に将来されて享受されていたのである。匡衡もその習俗文化を儒者の習うべき知識として習得したと考えられる。

一 大江匡衡の漢詩文は『新校群書類従』巻第百三十二に収められた『江吏部集』を底本にし、表記を常用字体に改めるものである。その訓読は筆者が自ら注したものである。

二 柿村重松『本朝文粹注釈』（内外出版、一九九二年三月）を参照。

三 本論文第二章「大江匡衡と白居易の『賀雨』詩について」を参照。

四 『御堂関白記』寛弘二年九月九日の条に、「参内、内行平座事。入夜作文、題菊是花聖賢」とある。

五 何晏集解、皇侃義疏『論語集解義疏』による。

六 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』（明治書院、一九六四年五月）を参照。

七 『江吏部集』八十八番詩「仲春積奠聽」講「左伝 同賦 以レ德撫レ民一首」は、「明王德遍撫黔首、雨露不論陳與親。独有翰林花未拆、朝恩棄忘晚成人」とある。八十九番詩「七言仲春積奠聽」講「左伝 同賦 三義レ民如レ子」は、「嗜文再作翰林主、横劍更為侍從臣。我后養民如愛子、就中侍読異他人」とある。

八 今浜通隆氏『本朝麗藻全注釈』三三三号（並木の会、一九九三年六月）を参照。

九 中国の『宋史』「天文志」には、「景德三年四月戊寅、周伯星見、出氏南騎官西一度、状如半月、有芒角、煌煌然可以鑑物」とあり、一〇〇六年四月七日に、氐星の南、騎官星の西に輝かしい周伯星が現れたことを記述している。日付が違うものの、星の位置や輝かしさから見れば、日本の寛弘三年四月の客星と同じものではないかと思われる。

一〇 『権記』寛弘三年六月二十四日の条に、「客星勘文被奏」とあり、同月二十五日の条に、「亦依仰、読申諸道勘申客星文」とある。

一一 中村璋八「天文要録について」『中国文学論叢』第二号、桜美林大学文学部、一九七〇

年（十二月）を参照。

¹² 三善清行の「革命勘文」には、「易緯云、辛酉為革命、甲子為革命：詩緯云、十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政」との表現が見られる。

¹³ 『十訓抄』（七ノ九）には、四条大納言藤原公任は大納言を辞職しようとした際、大江以言などに頼んで、辞表を作成させたが、いずれも満足できなかった。匡衡も藤原公任に頼まれ、作成した時、妻赤染衛門の助言によつて、公任の家柄を強調した文書を書き、ようやく公任の意に適ったとの話は記載されている。

¹⁴ 川口久雄・奈良正一『江談証注』（勉誠社、一九八四年十月）を参照。

¹⁵ 木戸裕子氏「江吏部集試注（四）」（『文献探究』³⁵）、文献探究の会、一九九九年三月）を参照。「東方朔占」には、「四月無三三卯、早、種麻」の句が見え、四月に卯の日が三日なければ、早魃になると言っている。

¹⁶ 三木雅博氏「『口遊』所引の中国の占雨誦句と大江匡衡の賀雨詩序の「東方朔之前言」――「平安貴族の生活と中国文化」素描・その一」（『梅花女子大学文学部紀要』³⁴、比較文化 編四、二〇〇〇年）を参照。

第三章 道家経典の受容について

はじめに

匡衡が道家経典を学んだ経緯は不明であるが、本論文第一部第一章での論述により、彼は道家経典の中の『老子道德経』（以下は『老子』と略す）、『莊子』を一条天皇に進講したことが分かる。

平安朝の文化に多大な影響を与えた唐代は、皇帝が皇族と同じ姓を持つ老子を皇族の始祖と仰ぎ、『老子』をはじめとする道家経典が盛んに読まれるようになった。唐の高宗は儀鳳三年（六七八）五月に『老子』を上経に引き上げ、大学から官吏に推挙される人は必ず兼ねて通じなければならぬとの詔令を下した。唐の玄宗も「崇玄宗」（道家の学説を学ぶ学校）を設置し、生徒に『老子』『莊子』『列子』『文子』など道家の典籍を習わせ、明経生に準じて挙用するなど、道家経典を推賞していた。『日本国見在書目録』（以下は『見在書目』と略す）に書名が見られる玄宗御注の『老子』も玄宗の道家経典を重要視する姿勢を窺わせると言えよう。

日本では、『老子』『莊子』は大学寮の教科に取り上げられていなかった。その理由については、神田秀夫氏が指摘したように、「学生をして玄談空論に耽らせないように、また革命思想の苗床を作らないよう」とのことであろう。しかしながら、『老子』『莊子』が文人に読まれたことは確実である。都良香が主殿頭当麻大夫のために作った致仕表には、当麻大夫が引退した後、『老子』五千言を読み解き、「知止」すなわち止まることを知る本分を全うしようとすることを述べている。島田忠臣の『田氏家集』にも「誦『老子』」と題する絶句一首が収められている。これによって、『老子』は平安時代の知識人の読書対象であり、その教えは知識人に受容されたことが分かる。

匡衡の詩文にも『老子』『莊子』の受容と思われる語句が見られる。匡衡はどのように『老子』『莊子』を受け止めていたのか、本稿では、匡衡の詩文をたどり、その受容の有り様に考察を加えたい。

一 『老子』の受容について

(一) 老子の化現説

匡衡が『老子』を学んだことに関する記録は見られないが、彼が一条天皇に『老子』を講授したことは、『江吏部集』の七十四番詩の長詩題に明記されている。平安時代の史料における天皇の『老子』受講はほかに見えず、七十四番詩は一条朝における『老子』受容の在り方を考察するのに貴重な資料であると言えよう。また、七十四番詩の詩題に「就中祖父江納言以『老子』一奉」授延喜天曆二代明主」とある記述から、匡衡の祖父維時が醍醐天皇、村上天皇の二代の天皇に『老子』を進講したことも分かる。匡衡は、一条天皇に『老子』を講授したことを祖父以来の大江家の伝統を受け継いだことと見なし、記念すべきこととして七十四番詩に詠じたのである。

七十四番詩の詩題は序文に近い八百字余りの長文であり、『江吏部集』所収の詩文でも長いものである。詩題から見れば、匡衡は『老子』だけではなく、老子の転生を記した化現説に関連する資料も読んでいたと考えられる。ここでは、七十四番詩の詩題を三段落に分けて検討することにした。第一段落では、第一章で論述したように、匡衡は『老子』の進講を述べる前に一条天皇に進講した書籍を列挙した。その後、

又近侍老子道德經御説。国王理政之法度爰頌、長生久視之道指掌。講竟之日有所感悟。

（又た老子道德經の御説に近侍す。国王 政を理むるの法度爰に頌れ、長生久視の道 掌を指すがごとし。講じ竟はるの日に感悟する所有り。）

と記述し、一条天皇に『老子』を教授し、講義が終わる日に感激して詩一首を詠じたことを明らかにした。「国王理政之法度」の表現は『老子』に見えないが、『老子』に説かれた国を治めるための様々な教えのことを言うと考えられる。「長生久視之道」は『老子』（第五十九）「守道」に、

治人事天、莫若嗇。夫唯嗇、是謂早服；莫知其極、可以有国。有国之母、可以長久。是謂深根固柢、長生久視之道。

（人を治め天に事ふるは、嗇に若くは莫し。夫れ唯だ嗇、是れを早く服すと謂ふ；其の極を知ること莫ければ、以て国を有つべし。国を有つの母、以て長久なるべし。是れ根を深くし柢を固くし、長生久視の道なりと謂ふ。）

とある。この一節は、民を治め天に仕えるには、「嗇」すなわち節用が最も良い方法であるとし、国を安全に保有すること、長久永続させることの方法を説いている。「長生久視之道」とは国を長く存在させる道を言う。

第二段落では、匡衡はまず、

老子者天地之魂精、神靈之総気。

(老子は天地の魂精、神靈の総気なり。)

と述べ、老子の存在意義を評価している。「天地之魂精、神靈之総気」の表現は抛り所が未詳であるが、『見在書目』『雜伝家』に書名が見える晋代の葛洪の『神仙伝』に類似する表現が見られる。『神仙伝』『老子伝』には、「或云、天之精魄、蓋神靈之属」と記されているが、匡衡が『神仙伝』を見たかどうかは不明である。

続いて、彼は、

变化自在何代無之。老子未生已前、化胡已来、变为代代帝王師。

(变化自在して何れの代にか之無からむ。老子未生已前、化胡已来、変じて代代の帝王の師と為る。)

王の師と為る。)

と、老子の「変化」について述べている。彼は、老子の「変化」は自由自在であり、いずれの時代にも見られるものとし、老子が老子として生まれる前、「化胡」以降、帝王の師に化現したことを特記している。「化胡」とは、老子が西のかた函谷関を出て、西域、インドに行き、釈迦となって西域の胡人を教化したことである。『史記』『老子伝』には、老子が『老子』五千言を書き残して、函谷関を出て西の方へ行つたことを明らかにしているが、老子が「化胡」または釈迦となった内容が見られない。老子の「化胡」説は後漢末頃から道教徒が仏教に対する道教の優位を主張するために説き始めたと考えられる。

匡衡の詩題に記された老子が帝王の師に化現した時の在り方は、

伏羲時、出為師、居大野中、号髀華子、作元陽経。

神農時、出為師、居濟陰、号太成子、作太遊精経。

祝融時、出為師、居恒山、号広寿子、説案摩通精経。教以安神之道、陶铸為器、変生

冷毒。

黄帝時、出為師、居崆峒、号広成子、説道成経。教以理身之道。帝行之、垂衣裳、立

市利天下。時景星曜万人康。

顓頊時、出為師、居衡山、号赤精子、説微言経。教以忠順之道。帝行之、制礼樂以和

天下：

堯時、下為師、居姑射山、号務成子、説政事離合経：

成王時、出為師、号経成子。

康王時、出為師、号郭叔子。成康時刑措四十余年。

(伏羲の時、出でて師と為り、大野中に居り、麟華子と号し、元陽経を作る。

神農の時、出でて師と為り、済陰に居り、太成子と号し、太遊精経を作る。

祝融の時、出でて師と為り、恒山に居り、広寿子と号し、案摩通精経を説く。教ふるに安神の道を以てす。陶鑄して器を為し、生冷の毒を變ず。

黄帝の時、出でて師と為り、崆峒に居り、広成子と号し、道成経を説く。教ふるに身を理むるの道を以てす。帝之を行ひ、衣裳を垂れ、市を立て天下を利す。時に景星曜よき万人康やすんず。

顓頊の時、出でて師と為り、衡山に居り、赤精子と号し、微言経を説く。教ふるに以忠順之道を以てす。帝之を行ひ、礼楽を制して以て天下を和す…

堯の時、下りて師と為り、姑射山に居り、務成子と号し、政事離合経を説く…

成王の時、出でて師と為り、経成子と号し。

康王の時、出でて師と為り、郭叔子と号し。成康の時、刑を措おくこと四十余年なり。

とある。この一節は「上時、出(下)為師、居く号く作く」の構文で、伏羲の代から周の成康時代にかけて老子が十四代にわたって帝師に変化した時の居所、称号、著作を列挙し、場合によっては、「教以く」「帝行之」などの表現で、老子の教えの内容や帝王の行動を記載している。

匡衡は何の書籍から老子化現説を引用したのだろう。それについて、楠山春樹氏は、匡衡の詩題に見られる記述は唐末の杜光庭撰の『道德真経広聖義』(以下は『広聖義』)や北宋の賈善翔の『猶龍伝』の中の化現説の記述と内容的にほぼ一致しているが、制作年次から考えれば、匡衡が以上の二種ではなく、その二種が依拠したと思われる『見在書目』(「道家」に載せられた唐代の尹文操が撰した「太上老君玄皇帝聖化経十尹文條」。(以下は『聖化経』)を見たのではないかと指摘した。木戸裕子氏は楠山説にもとづき、敦煌文書『老子変化経』唐代の『三洞珠囊』、『一切道経音義妙門由起』、『広聖義』、北宋の『猶龍伝』などに載っている老子化現説と照らし合わせ、匡衡の詩題に見える化現説は「唐代道教書のその表現の型や構成と基本的に一致するものの、直接の影響関係にあるものはいいだせなかった」、それはまた『聖化経』など「現存しない唐代道教書の逸文であると認定するこ

とができよう」と指摘した^{三〇}。

楠山氏と木戸氏が指摘したように、『聖化経』は現存せず、その内容を知るべきがないが、匡衡の老子化現説の記述はそれに依拠する可能性が大であろう。『聖化経』の『猶龍伝』への影響を物語る文章が見られる。南宋の謝守灝には『太上老君混元聖紀』（以下は『混元聖紀』）があり、その序文には、

尹文操編『聖記』八百二十章、賈善翔伝『猶龍』、析為百篇。

（尹文操の編した『聖記』八百二十章、賈善翔『猶龍』を伝へ、析けて百篇を為す。）

との記述が見られる。賈善翔は尹文操の『聖記』（『聖化経』）八百二十章を百篇に分け、『猶龍伝』を編纂したとのである。『猶龍伝』と記述がほぼ同じである唐末の『広聖義』も『聖化経』に依拠するものと推測される。

『三洞珠囊』「老子為帝師品」は、『化胡経』を引用し、「〴〵時、出為帝師、号〴〵作〴〵」という構文で老子の帝王の師に化現したことを記している。『一切道経音義妙門由起』は「〴〵時、出為師、号〴〵」という構文で、老子の化現を簡略に記しているが、歴代の帝王の順序と老子の化現時の称号は『老子变化経』『三洞珠囊』より、匡衡の詩題の記述に近い。一方で、『一切道経音義妙門由起』には、

高上老子本紀、玄中記、瀬郷記、神仙伝、出塞記並云、老子為十二帝師、或云十三聖師^{三一〇}。

（高上老子本紀、玄中記、瀬郷記、神仙伝、出塞記に並びに云く、老子 十二帝師為りと。或ひと云く十三聖師たりと。）

と記されている。これにより、前述した書籍のほかにも、老子の化現説を記した書類が少ないと推測される。ただ、『一切道経音義妙門由起』に提示された書籍の中、『神仙伝』以外はほとんど散佚して、その内容を知ることができない。『神仙伝』「老子伝」には、「〴〵時、為〴〵」の構文で、帝王号と老子の化現時の号しか記していないが、匡衡の詩題にある記述と一致度が高い。

匡衡も現在散佚した尹文操の『聖化経』を引用したと考えられるが、彼が一種類の化現説だけを読んだとは限らないだろう。匡衡の詩題に見える帝王号、居処、老子の化現時の称号、老子が説いた経典名などは『広聖義』『猶龍伝』に一致するが、表現には違いが認められる。その例としては、匡衡は主に「出為師」の表現を用いているが、「堯」「舜」「夏

禹」の三代だけに「下為_レ師」を用いていることが挙げられる。『広聖義』『猶龍伝』にはいずれの代にも「下為_レ師」とあるが、『三洞珠囊』『老子為_レ帝師品』には「出為_二帝師_一」、『一切道経音義妙門由起』には「出為_レ師」とある。この点で言えば、匡衡の記述は『三洞珠囊』『一切道経音義妙門由起』に近いことが自明である。

また、匡衡の詩題には、「黄帝」「顓頊」「帝嚳」「舜」「夏禹」「殷湯」「周文王」の代に、「帝行_レ之」の語句があり、帝王の行動を記している。『広聖義』『猶龍伝』には、「黄帝」の代にしか見られない。『三洞珠囊』『一切道経音義妙門由起』には、いずれの代にも「帝行_レ之」の語句が見られない。こうして見れば、匡衡はただ、種類の老子化現説にとどまらず、多様に伝わっている老子化現説を受容した可能性が大であると言えよう。しかし、散佚資料が多いため、匡衡は何に依拠したのかは解明できない。

第三段落では、匡衡は、

江氏之為_レ体、一家相伝歴_レ李部官之任、十代次第為_レ羅凶帝王之師：就中祖父江納言、以老子経奉授延喜天曆二代明主。今以不佞之身侍至尊之説。江家之才徳、可謂_レ光古今。

（江氏の体たるや、一家相伝へて李部の官の任を歴し、十代次第に羅凶帝王の師と為る：就中祖父江納言、老子経を以て延喜天曆二代の明主に授け奉る。今、不佞の身を以て至尊の説に待す。江家の才徳、古今に光ると謂ふべし。）

と記述した。前述した老子化現説に続き、匡衡は大江家一門が老子の名字の「李」を持つ「李部」（式部省の唐名吏部に通じる）に務め、「帝師」として天皇に進講したことを述べ、祖父維時が『老子』を醍醐天皇、村上天皇に講授し、自分が一条天皇に進講したことを自負している。これによると、匡衡が延々と老子の「帝師」への化現を語ったのは、江家の「帝師」としての家柄は老子と繋がりを持っていると強調するためだろう。第三段の最後で、匡衡は、

我后君招賢才、請先從_レ隗始。我后君興_レ文道、莫使_レ臣朝飢。

（我が后君 賢才を招き、請ふらくは先づ隗より始めんことを。我が后君 文道を興し、臣をして朝に飢へしむること莫れ。）

と述べている。彼は、自分を中国戦国時代、燕の昭王に自薦して重用された郭隗になぞらえ、一条天皇に積極的に出仕する意欲を表し、「文道」を興そうとする一条天皇の厚遇を求めている。同じ趣旨は当該詩の尾聯、

夙夜九年為侍読 (夙夜 九年 侍読と為り)

枯株花葉待來春 (枯株の花葉 來春を待つ)

との二句からも読み取れる。匡衡は、長徳四年(九九八)に一条天皇の侍読を務めはじめから『老子』の進講まで九年間も経ったが、自分は未だ春を待ち望んでいる枯れ木の花葉のようであると詠じ、天皇の厚遇を受けて、昇進を望んでいることを訴えている。

匡衡は七十四番詩の詩題で、老子の帝師化現説に紙幅を費やしているが、詩題とその詩作には『老子』の表現を読み込んでいない。それは、彼が老子の帝師化現に大江家の「帝師」としての家柄を結び付けて、大江家の栄耀を誇りたがっていたからだろう。

(二)「烹鮮」について

匡衡のほかの詩文には『老子』に依拠する表現が見られる。それらの表現について検討してみたい。彼が寛弘六年(一〇〇九)年一月に二度目に尾張国守を拝任し、三月に文章博士に任ぜられた時、伊賀守源為憲、東宮学士菅原宣義は祝いに訪れてくれた。匡衡が感激して詠んだ絶句「早夏諸客賀_三予再兼_二翰林、不堪_三情感、聊賦_二一絶_一」(六五)は、

久陪蘭省東方朔 (久しく蘭省に陪_ボす東方朔)

再入翰林白樂天 (再び翰林に入る白樂天)

不恥烹鮮為少吏 (恥ぢず 鮮を烹_キて少吏と為るを)

只欲勦醉繼前賢 (只だ欲ぶ 醉を勦め 前賢に繼ぐことを)

とある。匡衡は自分を長らく漢の武帝の側近に仕えていた東方朔、翰林学士を務めたことのある白居易になぞらえ、自分が官位の低い「少吏」を務めることを恥とせず、ただ楽しく酒を飲み、東方朔、白居易のような「前賢」の跡を継_クこうとすると詠じている。転句にある「烹鮮」の語は言うまでもなく『老子』(第六十)「居位」にある、

治大国若烹小鮮。以道莅天下其鬼不神。

(大国を治むるは小鮮を烹るが若し。道を以て天下に莅_セまば其の鬼神ならず。)

の句によるものである。「治大国若_レ烹_二小鮮_一」とは、小魚を煮る時のように、大国を治める時は煩瑣な人を用いてはいけない、との意である。ここでは、匡衡は「小鮮」により「少吏」を連想し、「烹_レ鮮為_二少吏_一」と言って、卑官として尾張国を治める意を表している。同じ表現はまた八十番詩「自愛」の頸聯に、

東海烹鮮遺教化 (東海 鮮を烹て教化を遺し)

子城侍読仰殊恩 (子城 侍読として殊恩を仰ぐ)

とある。「東海烹_レ鮮遺_二教化_一」は前掲の一首と同じく、匡衡が東海地方の尾張国の国守を務め、民を教化していたことを指す。

(三)「晚成」について

七十三番詩「李部大卿述_二沈滞懷_一、忝賜_二玉章_一、問声相応、敢押_二本韻_一」の韻聯は、

周老晚成君莫歎 (周老の晩成 君歎くこと莫れ)

宋生秋思我先興 (宋生の秋思 我先に興る)

とある。詩題により、これは匡衡が「李部大卿」(式部大輔の別称)の不遇や沈淪を訴える詩に和して作った一首であることが分かる。この一首の尾聯の上句に「菅氏江家除_二累代_一」の句から、「李部大卿」は菅家の人であると容易に想定できる。韻聯では、匡衡は、式部大輔は周の老子が言った「晩成」を嘆かないでください。宋玉が「九弁」で伝えた秋を悲しむような悲しい気持ちは私にとづくにあつたと詠出した。「晩成」の語は『老子』(第四十
一)「同異」にある、

大方無隅、大器晩成、大音希声、大象無形。

(大方は無隅なく、大器は晩成し、大音は声希く、大象は形無し。)

の句に依拠する。「大器晩成」の語は、この上なく大きい器は作るのに時間がかかり、出来上がるのは遅い意であり、転じて偉大な人物が大成するのが遅い意で使われる。ここでは、匡衡は「晩成」の語で偉い人物の大成を連想させ、「李部大卿」を慰めていたと言えよう。また、匡衡は八十八番詩「仲春積奠聽_レ講_二左伝_一 同賦_二以_レ徳撫_レ民一首_一」にも「晩成」の語を詠み込んでいる。

明王徳遍撫黔首 (明王の徳遍ねく黔首を撫し)

雨露不論疎與親 (雨露論ぜず 疎と親と)

独有翰林花未拆 (独り有り翰林の花未だ拆かれず)

朝恩棄忘晩成人 (朝恩棄て忘る 晩成の人を)

この一首は詩題により、仲春の積奠の儀式で『左伝』の講義を聞き、「以_レ徳撫_レ民」を題として詠んだものであることが分かる。匡衡は起句、承句で、明君の徳は雨露のように、あまねく民に広まっていることを称揚し、転句、結句では一転して自分のことに触れてい

る。転句、結句の意は、林の中にただ一本の木の花だけが咲いていないように、翰林学士（文章博士の唐名）の中では彼だけ公卿まで昇っていない、それは明君が晩成の私を忘れていたからである、とのことである。ここにいう「晩成人」は明らかに『老子』にある「大器晩成」の語を踏まえ、出世の遅い人の意である。匡衡は自分を「晩成人」と言ったのは、自分がきつと昇進できると信じていたからであろう。

（四）「無為無事」について

百五番詩「七言三月三日夜於三員外藤納言文亭 守二庚申 同賦三桃浦落^以船花^以開序」の序文には、

当此三月三日之佳節、重以庚申。属此無為無事之聖朝、転以曹子。

（此の三月三日の佳節に当たりて、重ねて庚申を以てす。此の無為無事の聖朝に属し、転ずるに曹子を以てす。）

との語句が見られる。この序文は永延二年（九八八）三月三日、匡衡が「員外藤納言」として権大納言藤原道長の邸宅で行われた詩宴で作ったものである。前掲の語句の意は、その年の三月三日は良い時節であり、庚申の日と重なり、一条天皇の「無為無事」の治世にめぐり合つて、素晴らしい文才を持つ「曹子」こと曹子建（曹植）のような文人らはこの盛況を詩文に詠んでいる、とのことである。「無為無事」の語は、『老子』第五十七章にある、

故聖人云、我無為而民自化（略）我無事而民自富。

（故に聖人云く、我 無為にして民自ら化し（略）、我れ 無事にして民自ら富むと。）

の句を踏まえた表現であると考えられる。『老子』所収の二句の意は、聖人は、わたしが「無為」であれば、人民は自ずから教化され、わたしが「無事」にしていれば、人民は自ずから裕かになると言った、とのことである。匡衡は「無為無事之聖朝」の表現で、一条朝は老子の理念に基づく聖明な治世であることを称えていると言えよう。

二 老子と庚申信仰について

匡衡の詩文では、老子はまた「三尸説」「守二庚申」という文化事象と結び付けて詠まれている。「三尸」は三虫、伏尸、尸虫などとも呼ばれ、三尸九虫と連称されることもある。現存する文献の中で、最も早く「三尸」を説いたのは中国晋代葛洪の『抱朴子』「微旨」である。

按易内戒及赤松子経及河図紀命符、天地有司過之神、隨人所犯輕重、以奪其算。(略)

又言、身中有三尸、三尸之為物、雖無形而実魄靈鬼神之屬也、欲使人早死。此尸当得作鬼、自放縱遊行、饗人祭醑。是以每至庚申之日、輒上天白司命道人所為過失。

(易内戒及び赤松子経及び河図紀命符を按ずるに、天地に過を司る神有り、人の犯す所の輕重に隨ひて、以て其の算を奪ふ。(略) 又た言へらく、身中に三尸有り、三尸の物と為るや、形無しと雖も魄靈を實す鬼神の屬なり、人をして早死せしめんと欲す。此の尸当に鬼と作るを得て、自ら放縱遊行し、人の祭醑を饗べる。是を以て庚申の日に至る毎に、輒ち天に上りて司命に白して人の為す所の過失を道ふ。)

これによると、『易緯・内戒』『赤松子経』『赤松子中誠経』『河図紀命符』などの緯書には、「三尸」は人を早死にさせる「鬼神」に属するものであり、庚申(干支の組み合わせ)の日に、天に昇つて、司命に人の過失を報告するという「三尸説」が記されている。「三尸」の驅除法については、辟穀、服餌、導引などの方法もあるが、その主流は「守庚申」である。「守庚申」は唐代に成立したとされる『太上三尸中経』『太上除三尸九虫保生経』、段成式の『酉陽雜俎』などにも記載されている。『太上三尸中経』には、

至庚申日、兼夜不臥守之。若曉体疲、少伏牀教寃、莫令睡熟、此尸即不得上告天帝；
経曰、三守庚申即三尸振恐、七守庚申三尸長絶。

(庚申の日に至りて、夜を兼ねて臥せず之を守る。若し曉に体疲るれば、少し牀に伏して数しば覺め、睡熟せしむること莫れ、此の尸即ち上りて天帝に告ぐるを得ず；

経に曰く、三たび庚申を守れば即ち三尸振恐し、七たび庚申を守れば三尸長く絶つ。)
との記述が見られる。要するに、「守庚申」という、庚申の日の夜に夜通し寝ずに起き、「三尸」の上天を妨げる方法で、「三尸」から命を守るのである。

「三尸説」の成立年代は不明であるが、窪徳忠氏は前述した『易緯・内戒』『河図紀命符』の緯書の性質から考察し、「三尸説」は中国西晋時代に成立し、唐代に完成した形を伝えていると指摘した。それによれば、「三尸説」は老子が唱えたものではないことが確かなはずである。匡衡の四番詩「七言歳暮於三藤少侯書齋」守庚申三同賦三明月照三積雪「各分一字・応レ教一首字序」の序文に、

霍禹之在漢也、未知守庚申而言詩。

(霍禹の漢に在りしや、未だ庚申を守りて詩を言ふことを知らず。)

との記述が見られる。「霍禹」は前漢の大将軍霍光の子であり、漢の宣帝の霍皇后の兄である。ここでは、「霍禹」を詩題にある「藤少侯」すなわち左大臣藤原道長の子で、一条天皇の皇后彰子の弟である藤原頼通とを引き合いに出して記している。前掲の句は、漢代の霍禹が生きていた時、「守二庚申一」の習俗はまだなかったため、霍禹は庚申の日に夜通し寝ずに詩文を詠作することを知らなかったことを記して、藤原頼通が「守二庚申一」の習俗をよく知り、庚申の日にわざわざ文人を招集して詩文を詠作したことを賞賛したと言えよう。漢代の霍禹が「守二庚申一」の習俗を知らなかったという記述も、「三尸説」「守二庚申一」は老子が言い出したものではないことを裏付けていると言えよう。

『太上三尸中経』の書名で分かるように、後世では「三尸説」は道教の始祖とされる老子と結びつけて唱えられていた。日本にも、智証大師円珍（八一四〜八九一）が書写して日本に持って帰った『老子三尸経』があり、その書名により明らかに「三尸説」を老子の説として受け入れたことが分かる。『江吏部集』所収の詩文で、詩題で「守二庚申一」を示した十一首の中で、「三尸説」「守二庚申一」の習俗に言及したのは以下の三首が見られる。

夫去三尸学九転者、彼大聖之玄風也。

（夫れ三尸を去き九転を学ぶは、彼の大聖の玄風なり。）

（四）「七言歳暮於二藤少侯書齋一守二庚申一同賦三明月照二積雪一各分二一字一応レ教一

字一并序一）

通宵罷眠、随李耳而祈三尸。

（通宵 眠を罷め、李耳に随ひて三尸に祈る。）

（一〇四）「七言三月三日夜於二員外藤納言文亭一守二庚申一「同賦二桃浦落レ船花一（以整舟）
先御正南之紫宸、開朝会於百辟。統伝老子之玄訓、守夜漏於三尸。

（先ず正南の紫宸に御み、朝会を百辟に開く。統して老子の玄訓を伝へ、夜漏を三尸に守る。）

（一四〇）「初冬庚申侍レ宴同賦二燕雀相賀一応レ製詩一首一」
三例はいずれも「三尸説」「守二庚申一」を老子と結び付けて詠じている。「夫去三尸学九転者」の句は、匡衡が藤原頼通の主催した庚申詩宴で作った序文の冒頭によるものである。彼は、「三尸」を駆除し、「九転」の丹菓の作り方を学ぶことはかの「大聖」の深遠な教であると言っている。「大聖」「玄風」の語は老子のことを言っていると考えられる。

「通宵罷眠」の句は永延二年（九八八）三月三日に、藤原道長邸で行われた庚申詩宴

で作られた序文による。夜通し寝ずに、老子に従って三子に祈る、とのことである。「三子」はおそらく丹波康頼が撰した日本現存最古の医学書『医心方』(九八四年)所引の梁代の陶弘景の『太清經』にある「三子」であろう。『太清經』には、

三尸、其形頗似人、長三寸許。上尸名彭倨、黑色、居頭、令人好車馬衣服。中尸名彭質、青色、居背、令人好食五味。下尸名彭矯、白色、居腹、令人好色淫。是以真人先去三尸、恬淡無欲、精神清明、然後藥乃有効。故庚申日夜半之後、向正南再拜呪曰、彭侯子、彭常子、命兒子、悉入竊真之中、去離我身。三度言。每至庚申勿寝、面呼其名、三尸即永絶去。

(三尸、其の形頗る人に似たり、長さ三寸許なり。上尸 名は彭倨、黑色、頭に居り、人をして車馬 衣服を好ましむ。中尸 名は彭質、青色、背に居り、人をして好んで五味を食はしむ。下尸 名は彭矯、白色、腹に居り、人をして色淫を好ましむ。是を以て真人先ず三尸を去き、恬淡にして欲無く、精神清明にして、然る後に藥乃ち効有り。故に庚申の日の夜半の後、正南に向かい再拜し呪して曰く、彭侯子、彭常子、命兒子、悉く竊真の中に入れ、我が身を去離せよ、と。三度言ふ。庚申に至る毎に寝ぬること勿れ、面して其の名を呼び、三尸即ち永く絶ち去る。)

と記されている。『太清經』には、「三尸」の名や人体における位置と危害を記載し、正南方に向かつて、呪文を唱える「守_二庚申」の作法を説明している。その呪文にある「彭侯子、彭常子、命兒子」は前述した「三尸」の名と異なり、いずれも「子」がついている。それこそ匡衡が言った「三子」であろう。この呪文は源為憲撰の『口遊』『時節門』にも「庚申夜誦」として挙げられている。つまり、「三子」は匡衡に限らず、文人の間ではよく知られていたものであると考えられる。

「続伝_二老子之玄訓」の句は長保二年(一〇〇〇)十月十七日に匡衡が「燕雀相賀」を題として作った序文による。その序文は長保年間(九九九〜一〇〇四)の初めに、一条天皇が左大臣藤原道長に内裏修繕の勅命を下し、修繕が終わった後、一条天皇が内裏に還御して、行った詩宴で作られたものである。「先御_二正南之紫宸、開_二朝会於百辟」の句は一条天皇が紫宸殿に臨み、群臣の朝会にまみえたことを記している。庚申の日にめぐりあったため、朝会の後に、老子の教訓を受け伝え、徹夜して「三尸」から身を守っていたと考えられる。

「大聖之玄風」、「李耳」、「老子之玄訓」などの表現から、匡衡は「三戸説」「守ニ庚申」の行事を「老子」に結び付けて詠んでいたことが分かる。それは、『太上三戸中経』『老子三戸経』などの書名でも分かるように、老子に仮託して、「三戸説」「守ニ庚申」の正統性を確立しようとしていた意図によるものであると考えられる。

しかし、中国の詩文を調べると、唐代詩人の詠作には、「守ニ庚申」を道教の儀式として詠み込んだものは多く見られるが、老子と結び付けて詠んだものは見られない。日本においては、現存する菅原道真の詩文にも、「守ニ庚申」を主題とする作品が見られるが、老子と結び付けて詠まれていない。日本では、早くも『続日本紀』神龜元年（七二四）十一月四日の庚申の日の条に、

召諸司長官並秀才及勤公人等、賜宴於中宮。

（諸司の長官並びに秀才及び勤公人等を召し、宴を中宮に賜ふ。）

との記述が見られる。それは諸司の長官などへの「賜宴」であり、「守ニ庚申」に関する賦詩活動があったかどうかは不明である。「庚申御遊」の語が記録に見られるのは、『扶桑略記』延喜二年（九〇二）七月十七日の条に「於ニ後院・有ニ庚申御遊」とあるのが最初であると考えられる。その後の記録には「御庚申」「御遊」などの表現がしばしば見られるようになった。こうして見れば、俗習である「守ニ庚申」は平安中期になってはじめて、宮中の恒例行事となっていた。恒例行事の正統性を確立するために、道教の始祖老子が唱えた説として固定化して、文人の間で共有されたと考えられる。

三 『莊子』の受容について

『莊子』の日本伝来や受容については、すでに神田秀夫氏の指摘により、『日本書紀』や『懷風藻』に遡ることが明らかになっている¹⁰⁾。『老子』の天皇受講記録が見えないのに対して、匡衡以前の時代に、天皇が文章博士から『莊子』の講授を受けた記録は『続日本後紀』承和十四年（八四七）五月乙亥（十一日）の条の一例が見られる。その記事の内容は、於清涼殿行莊子竟宴。先是、帝受莊子於文章博士從五位上兼備中守春澄宿禰善繩。是日、引善繩宿禰殿上、殊酌恩杯、行束脩之礼。令左右近習臣、各賦莊子一篇。

（清涼殿に於いて莊子竟宴を行ふ。是れより先、帝 莊子を文章博士從五位上兼備中守春澄宿禰善繩に受く。是の日、善繩宿禰を殿上に引き、殊に恩杯を酌み、束脩の

礼を行ふ。左右の近習の臣をして、各おの莊子一篇を賦せしむ。

となつてゐる。仁明天皇（八三三〜八五〇在位）は春澄善繩（七九七〜八七〇）から『莊子』を習い、講義が終るに際して、清涼殿で「竟宴」を行つた。詩宴では、仁明天皇は春澄善繩に師礼を取り、側近の近臣にそれぞれ『莊子』について詩を賦させたのである。左右の近臣も『莊子』をめぐつて詩を賦することができるといふのは、彼たちもある程度『莊子』に関する知識を持っていたことが推測される。

本論文第一部第一章で述べたように、匡衡は「被^レ上^三啓^三拳^三周^三明^三春^三所^レ望^三事^一」（『本朝文粹』卷三）で文人としての功勞として、一条天皇に『莊子』を進講したことを誇つていた。

彼自身は『莊子』からどのような影響を受けただろうか。この一節では、『江吏部集』所収の匡衡の詩文をたどり、匡衡の詩文における『莊子』の表現の受容を明らかにしたい。

『江吏部集』の十一番詩「七言五月五日陪^三内相府池亭^一」同賦^三雲峯入^三夏池^一」^三應^レ教詩一首^一」の序文に、

匡衡（略）歩^二匪^一余子、徒^二疲^一学路之^二嶮^一難。

（匡衡（略）歩みは余子に^つまぎて、徒らに学路の嶮難に^ませたり。）

の一句が見られる。「余子」と「学路」とあることから、これは『莊子』「秋水」に記された「余子」の故事を踏まえていることが明らかである。『莊子』「秋水」には、

且子独不聞夫寿陵余子之学行於邯鄲歟。未得国能、又失其故行矣、直匍匐而帰耳。

（且つ子は独り夫の寿陵の余子の行を邯鄲に学ぶを聞かざるか。未だ国の能を得ず、

又た其の故の行を失ひ、直だ匍匐して帰るのみ。）

とある。燕国寿陵の若者が邯鄲に歩き方を習いに行き、習得できないうちに、もともとの歩き方も忘れ、結局、国に這つて帰つた話である。この故事は『江吏部集』の五番詩「八月十五夜陪^三員外藤納言書閣^一」同賦^三月照^三廳前竹^一」^三應^レ教^三道^三序^一」の序文にも引用されている。その序文には、

于時門下独有不遇者、^三步^二邯鄲^一而遺恨、交^二紉^一綺^二而多慙^一。

（時に門下に独り不遇なる者有り、邯鄲を歩みて恨みを遺し、^三紉^二綺^一に交じりて慙多し。）

とある。匡衡は、詩宴では、自分だけが不遇であり、「寿陵余子」のように自分の本質を見失ってしまったと、無念さを窺わせている。「寿陵余子」の故事は後世の詩文に散見されるが、「余子」の語を用いたものが少ない。成玄英の『莊子疏』には、

弱齡未壯、謂之余子。

(弱齡にして未だ壯ならず、之を余子と謂ふ。)

とあり、「余子」の意を釈明した。『礼記』『曲礼』に、

二十曰弱、冠。三十曰壯、有室。

(二十を弱と曰ひ、冠す。三十を壯と曰ひ、室有り。)

とあることから、「弱齡未壯」とは二十歳から三十歳前後の若い年頃を指すことが分かる。したがって、「余子」は若い年頃の若者である意で使われている。「余子」の語によって、匡衡の一句は直接『莊子』から引用したと断定しても差し支えないだろう。

神田秀夫氏は、匡衡と同時代の兼明親王(九一四〜九八七)と慶滋保胤(九三三〜一〇〇二)の詩文は、白居易文学を介して『莊子』を受容したと指摘した¹³⁾。匡衡の詩文にも、

白居易を介して受容した傾向が見える。『江吏部集』の十番詩「仲春庚申夜陪¹⁴⁾員外藤納言

文章¹⁵⁾同賦¹⁶⁾夜坐聽¹⁷⁾松風¹⁸⁾一首¹⁹⁾」の尾聯、

觸感心疎唯落淚、一生不幾若浮休。

(感に触れ心疎にして唯だ涙を落すのみ、一生幾はくならず浮休が若し。)

の句を見てみたい。これは永延二年(九八八)、匡衡が権中納言藤原道長邸で行われた詩宴で作った一首である。彼は頷聯、頸聯で詩題「夜坐聽松風」をめぐって、夜風が松の木を吹く景色を描いて、尾聯で、その景色に触発されて、涙を流すほど悲しみがこみ上げてきて、人生はいくらもなく、「浮休」するようないものだと慨嘆している。「浮休」の熟語の用例は稀に見られ、唐詩及び唐以前の詩文にはわずかに白居易の詩に二例が見られる。

何必待衰老、然後悟浮休。

(何ぞ必ず衰老を待ちて、然る後に浮休を悟らん。)

(一七九)『永崇里觀居』『白氏文集』

先宜知止足、次要悟浮休。

(先づ宜しく止足を知るべし、次に要ず浮休を悟るべし。)

(三〇八四)『重修香山寺』畢題²⁰⁾三十二韻²¹⁾以紀之²²⁾『白氏文集』

白居易の二例はいずれも「悟浮休」という形で詠まれ、人生の無常を悟る意を表している。更に追究すれば、その背景に『莊子』があることにたどりつく。『莊子』「刻意」に、

聖人之生也天行、其死也物化（略）其生若浮、其死若休。

（聖人の生くるや天行なり、其の死するや物化なり（略）其の生くるや浮かぶが若く、其の死するや休どふが若し。）

とあり、聖人の生死について述べている。「其生若_レ浮、其死若_レ休」の句の意は、聖人は生きているときは流れに浮かぶようになりゆきに任せ、死んでゆくときは疲れた後に休息に入るかのように安らかである、とのことである。匡衡の「一生不_レ幾若_二浮休_一」の句は、人生が浮かぶようであり、休むようである意であり、その詠じ方は『莊子』の本文により近いと言える。こうして見れば、匡衡が直接『莊子』を読んで発想や表現を自分の詠作に組み入れながら、白居易の詩文からも影響を受けたと考えられる。

おわりに

以上、匡衡の詩文をたどり、その中に見える道家經典『老子』『莊子』の受容を検討してきた。匡衡は『老子』にとどまらず、老子の化現説、老子を始祖とする道教の「守_二庚申_一」の習俗に関する知識も受け止めていたのである。さらに、彼は老子の姓「李」と官職「李部大卿」（式部大輔の別称）を結び付け、自分を含む大江家一族が式部省に務めることと帝師として天皇に『老子』を進講することを、江家の栄耀として自負している。

『莊子』の受容については、故事や詩語の受容が主であり、中国の詩文を介して多様に受容したことも認められると言えよう。

¹ 『旧唐書』『礼儀志』に、「儀鳳三年五月、詔、自今以後、道德経並为上経、貢奉人皆須兼通」と記載されている。

² 『旧唐書』『玄宗本紀』に、「開元二十九年正月己丑、詔兩京及諸州各置玄宗皇帝廟一所、並置崇玄学。其生徒令習道德経及莊子、列子、文子等、毎年準明経例奉送」、「詔崇文習道德経」と記載されている。

³ 神田秀夫氏「日本における莊子」（『神田秀夫論稿集』一、明治書院、一九八三年）を参照。

⁴ 「致仕表」（『都氏文集』卷三）に「唯須読_二老子_一而翫_二五千字_一、全_二彼知止之分_一とある。

⁵ 『見在書目』『五行家』に書名が見える「玉曆経」に「老子者、天地之魂、自然之君」とある。

⁶ 『史記』『老子伝』には、「至闕、関令尹喜曰、子將隠矣。疆為我著書。於是老子乃著書上下篇、言道德之意五千余言而去。莫知其所終」と記されている。

⁷ 福井康順氏『道教の基礎的研究』（『福井康順著作集』一、法蔵館、一九八七年十一月）、楠山春樹氏『老子伝説の研究』（創文社、一九七九年二月）を参照。

⁸ 『旧唐書』『経籍志』に「太上老君玄宗皇帝聖紀」となっている。

⁹ 同注、楠山春樹氏の論考『老子伝説の研究』を参照。

¹⁰ 『三洞珠囊』は道蔵七八二、『一切道經音義妙門由起』は道蔵七六二、『広聖義』は道蔵四四〇、北宋の『猶龍伝』は道蔵五五五に収録されている。『三洞珠囊』は唐代王懸河（生没年未詳）によって編纂されたものである。『一切道經音義妙門由起』は唐の玄宗が序を作成し、史崇玄らによって編纂されたものである。

¹¹ 木戸裕子氏「大江匡衡と唐代道教書」（『新世紀の日中文学関係 その回顧と展望』和漢比較文学会・中日比較文学学会編、二〇〇三年七月）を参照。

¹² 道教徒は仏教に対する道教の優位を主張するために、『老子化胡経』を制作したと考えられる。最初の『化胡経』は西晋の道士王浮が作ったと言われ、以降、何種類のものも現れた。木戸氏は敦煌文書『老子化胡経』には、老子化現説が見えないと指摘し、敦煌文書『老子化胡経』と『三洞珠囊』所引「化胡経」との関係は未詳であると述べた。

¹³ 『高上老子本紀』は『高上老子内伝』とも呼ばれ、南北朝に成立したと推測されるが、現在散佚している。『瀨郷記』は魏の崔玄山が撰したものであるとされるが、現在散佚している。『出塞記』は『太上老君出塞記』とも呼ばれ、虞宣の撰であるが、成立年代は不詳である。

¹⁴ 『老子』河上公注には、「鮮、魚。烹小魚、不去腸、不去鱗、不敢撓、恐其糜也」とある。『老子』の注釈は福永光司氏の『老子』（世界古典文学全集、筑摩書房、二〇〇四年五月）を参考した。

¹⁵ 「三戸」の形態は、『抱朴子』のように一匹とする説と『太上除三戸九虫保生経』『太上三戸中経』など三匹とする説がある。『太上三戸中経』には、「上戸名彭偃、在人頭中、伐人上分、令人眼暗髮落口臭面皺齒落。中戸名彭質、在人腹中、伐人五藏、少氣多忘、令人好作惡事。下戸名彭矯、在人足中、令人下閔搔擾、五情勇動、淫邪不能自禁」とあり、「上戸彭偃」「中戸彭質」「下戸彭矯」の「三戸」の人体における位置やその危害を説いている。

¹⁶ 『太上三戸中経』は『雲笈七籤』（一〇二五〜二九年成立）巻八十一、『太上除三戸九虫保生経』は『正統道蔵』洞神部に収録されている。

¹⁷ 窪徳忠氏『庚申信仰の研究―日中宗教文化交流史―』（日本学術振興会、一九六一年三月）。

¹⁸ 類似する表現は匡衡とほぼ同時代である藤原篤茂（生没年不詳）の「冬夜守庚申一同賦」修竹冬青「応レ教」（『本朝文粹』巻十一）を題とする序文にも見られる。その序文の冒頭には、「夫守庚申者、玄元聖祖之微言、世揚其余波、人伝其遺跡」との記述が見られ、それも「守庚申」を「玄元聖祖」すなわち老子と結び付けている。

¹⁹ 同注³。

²⁰ 同注³。

²¹ この一首の制作年次については、木戸裕子氏は「江吏部集試注（三）」で、詩題にある「仲春」は「仲秋」の間違いであり、この一首は永延二年八月六日に作られたものであると指摘した。

²² 白居易の作品番号は、花房英樹氏「綜合作品表」（同氏『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年）による。

第四章 『江吏部集』に見える『蒙求』関連の表現について

はじめに

本論文第一部第一章で論じたように、匡衡の自伝と云うべき「述懐古調詩一百韻」（七八『江吏部集』）の明記により、彼は七歳から読書を始め、九歳から詩を作りはじめ、十五歳に大学寮に入って儒学者としての本格的な教育を受けていたことが分かる。また、彼の詩文により、彼は七歳から十五歳までの幼学段階では幼学書とされた『李嶠百廿詠』を学んでいたと考えられる。

平安時代の代表的な幼学書としては、ほかに『千字文』と『蒙求』も挙げられる。特に『蒙求』は、平安時代末期の仏教説話集『宝物集』に「勸学院の雀は蒙求を囀る」ということわざが現れるほど流行していた。平安時代における『蒙求』の影響については、すでに山田孝雄氏、山岸徳平氏、早川光三郎氏の論考が先行されている。匡衡の詩文には、彼が『蒙求』『千字文』を読んだことを明言した語句が見えないが、『蒙求』にも採録された人物故事やその故事を踏まえる表現が詠み込まれている。『蒙求』において、古人の故事を詠む標題は全部で五百九十二句ある。そのうち、故事の関連表現が『江吏部集』所収の匡衡の詩文に詠み込まれたのは四十七句ある。

周知のように、『蒙求』は唐代の李瀚（生没年未詳）が中国伝説上の時代から六朝までの有名人の故事を四字・句にまとめたものである。『蒙求』の注文によって、所収の故事は『漢書』『後漢書』『史記』『晋書』『世説新語』などの漢籍から抜粋してきたものであることが分かる。『漢書』『後漢書』『史記』『晋書』などの史書は匡衡が大学寮時代に接したものであると考えられるが、『世説新語』などについては、匡衡の受容状況が不明である。また、匡衡が幼学段階で勉強した『蒙求』の知識は後の勉学によって上書きされる可能性も十分ある。したがって、匡衡の詩文に見られる古人の故事関係の表現は出典とされる史書などの漢籍より直接摂取したのか、それとも『蒙求』によって摂取したのか、或いは彼は『蒙求』と出典の漢籍両方とも読んでいたのか、不明な部分が多い。本稿では、匡衡が『蒙求』の何の故事や表現をどのように詩文に詠み込んでいるのか、『蒙求』の注文に基づいて、『蒙求』と匡衡の詩文との関連性を実証したい。

一 『江吏部集』の表現と関連する『蒙求』所収の故事

『江吏部集』所収の詩文の表現と関連がある『蒙求』所収の故事を、『蒙求』の注文に記された出典を踏まえて(1)「匡衡が学んだ書物の故事」、(2)「匡衡の受容状況の不明な書物の故事」に分け、匡衡の詩文と対照して検討したい。注文の違いにより、現存する『蒙求』の諸本は大別して、李瀚の自注と思われる古注本、それに次ぐ準古注本、最も通行する宋代の徐子光による徐注がある。匡衡の生存時期を考慮して、現存する『蒙求』諸本の中で、最古である台湾国立故宫博物館所蔵の平安古鈔本『蒙求』上巻、宮内庁書陵部本上巻、真福寺宝生院蔵下巻などの古注本を用いて考察を行いたい。古注が現存しない中巻は準古注本に属する亀田鵬齋校『旧注蒙求』(以下は旧注と略す)を参照する。古注の出典が旧注、徐注と異なり、旧注、徐注の出典は匡衡が学んだ史書である場合、匡衡は後に史書を通じて故事を学んだ可能性があるため、(1)「匡衡が学んだ書物の故事」としている。それ以外の故事は(2)「匡衡の受容状況の不明な書物の故事」とする。『江吏部集』と『蒙求』の標題の両方に見られる共通の表現は、下線で示す。

(1) 匡衡が学んだ書物の故事

『蒙求』

出典

『江吏部集』

四・	燕昭築台	『春秋後語』(古注)、『史記』(旧注、徐注)。	七四	七八
五六	叔夜玉山	『晋書』。(古注)、『世説新語』(旧注、徐注)。	九九	一二三
七・	嵇楚漱石	『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。	一九	一
一六九	陳遵投轄	『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。	一一二	一三四
一七〇	山簡倒載	『世説新語』(古注)、旧注、徐注に明記せず。『晋書』所収。	一一二	一一二
一七六	子猷尋戴	『世説新語』(古注)、旧注、徐注に明記せず。『晋書』所収。	四	四
一九四	車胤聚螢	『宋略』(古注)、旧注、徐注に明記せず。『晋書』所収。	六八	六八
二・三	王濬懸刀	『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。	一八	一八
二四五	逢萌掛冠	古注、旧注、徐注に明記せず。『後漢書』所収。	三〇	三〇
二五八	董生下帷	『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。	七八	七八
二六六	夏侯拾芥	『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。	一二六	一二六
二七四	范蠡泛湖	『史記』(古注、旧注、徐注)。	一〇二	一〇二

- 二七九 網珠墜樓 『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。 一一〇
- 二八九 蕭朱結綬 『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。 九七 一一二
- 二九〇 王貢彈冠 『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。 一八 四〇 八二 九七 一一二
- 三〇一 周公握髮 『韓詩外伝』(古注、旧注)、『史記』(徐注)。 六七 九七
- 三四八 春申珠履 古注散佚、『史記』(旧注、徐注)。 一三二
- 三七四 劉伶解酲 古注散佚、旧注に明記せず。『晋書』(徐注)。 一〇〇
- 三八三 仲宣獨歩 古注散佚、『魏志』(旧注、徐注)、『文選』所収。 二
- 四〇四 原憲桑扈 古注散佚、『莊子』(旧注、徐注)。 二
- 四二三 韓壽窃香 『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。 一〇四
- 四三五 顔回瓢箪 『論語』(古注、旧注、徐注)。 七二
- 四四六 左思十稔 『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。 四
- 四六八 梁鴻五噫 古注、旧注、徐注に明記せず。『後漢書』所収。 一一二 一三二
- 四七三 孟嘗還珠 古注、旧注、徐注に明記せず。『後漢書』所収。 五二 七八
- 四八七 張翰適意 『世說新語』(古注)、『晋書』(徐注)、旧注に明記せず。 四一
- 四八八 陶潛掃去 『晋書』(古注、徐注)、旧注に明記せず。『文選』所収。 一一
- 四九〇 漢相東閣 『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。 四一 四三 一三二
- 四九二 陳蕃下榻 古注、旧注、徐注に明記せず。『後漢書』所収。 九九。
- 五二五 淵明把菊 『晋書』(古注)、旧注に明記せず、『南史』(徐注)。 四〇 一二五
- 五二七 子房取履 『漢書』(古注)、旧注、徐注に明記せず。 七四
- 五六二 姑射若氷 『莊子』(古注、旧注、徐注)。 一〇八
- 五七〇 阮籍青眼 『世說新語』(古注)、旧注に明記せず、『晋書』(徐注)。 一三二
- 五八〇 廉范五袴 古注散佚、『東觀漢記』(旧注)、徐注に明記せず。『後漢書』所収。 九二
- (2) 匡衡の受容状況の不明な書物の故事
- 四 呂望非熊 『六韜』(古注、旧注、徐注)。 四三 六九 九三
- 九 匡衡鑿壁 『西京雜記』(古注、徐注)、旧注に明記せず。 四〇 九七
- 一〇 孫敬閉戸 『楚國先賢伝』(古注、旧注、徐注)。 七八

- 一六二 魯般雲梯 『博物志』(古注)、『淮南子』(旧注、徐注)。 一三九
- 一九三 孫康映雪 『孫氏世録』(古注、旧注、徐注)。 五八 六六
- 二一四 丁固生松 『会稽録』(古注)、旧注に明記せず、『呉志』(徐注)。 九
- 二八二 寧戚扣角 『三齊略記』(古注、旧注、徐注)。 八
- 三〇二 蔡邕倒屣 古注、旧注、徐注に明記せず。『魏志』所収。 一三二
- 三四三 武陵桃源 「桃花源記」(古注、旧注、徐注)。 一一 一七 一一 一一三
- 三八四 子建八斗 古注散佚、旧注に明記せず、徐注は旧注を引用。『釈常談』(南朝・宋、著者不明)所収。 一 一〇五
- 四〇一 相如題柱 古注散佚、旧注に明記せず、徐注は旧注を引用。 二〇 四八
- 五四九 董遇三余 『魏略』(古注、徐注)、『魏志』(旧注)。 四四 一〇二
- 五七八 陳思七步 古注散佚、『世說新語』(旧注、徐注)。 一一 一〇五
- 以上挙げた四十七の故事の中で、「相如題柱」(四〇一)の故事は、古注は散佚し、旧注は出典を明かさず、徐注は旧注を引用していたため、(2)「匡衡の受容状況の不明な書物の故事」としている。また、「子建八斗」(三八四)と「陳思七步」(五七八)は同じく曹植(曹子建)の話であるため、後に一緒に検討したい。
- ほかに、『本朝文粹』卷十二所収の匡衡の代作「牒下大宋国杭州奉先寺伝^二天台智者教^一講經論和尚^七」には、
- 雖無傾蓋之昵語、自詣動履之德音。
- (蓋を傾くるの昵語無しと雖も、自ら履を動すの德音を諳んず。)
- との語句が見られる。ここにある「傾蓋之昵語」は『蒙求』「程孔傾蓋」(二六)の故事を踏まえたと考えられる。「程孔傾蓋」とは、『孔子家語』に記された程子、孔子が道で偶然に遭遇して、車を止めて蓋を傾げるほど親しく話していたことである。匡衡が『孔子家語』を読んだかどうか不明であるが、この故事はまた『韓詩外伝』や『初学記』などにも採録されている。匡衡が『初学記』を読んでいたため、彼が『蒙求』だけを通じて「程孔傾蓋」の故事を知っていたとは限らないだろう。

二 匡衡の受容状況の不明な書物の故事

前述したように、匡衡が『蒙求』を幼学書として学んでいたとしても、その知識が後の

勉強によって上書きされた可能性がある。したがって、本稿では、『蒙求』の注文に挙げた出典の中で、彼が接した書物の故事を省いて、『江吏部集』に見える『蒙求』所収の故事の中の、「匡衡の受容状況の不明な書物の故事」十三例を中心に、匡衡の詩文と『蒙求』との関連を検討してみたい。

① 四 呂望非熊

古注、旧注、徐注は文句に異同が認められるが、いずれも『六韜』を出典としている。故宮本には、

六韜曰、周文王、下(ト―筆者注) 畋。史扁(編―筆者注) 為_レ日、所獲非熊々々、乃天遺汝師。文王乃齋戒七日、畋於渭濱之陽、果卒見呂望坐石_レ釣、与論道德。遂同載而帰。

(六韜に曰く、周の文王、畋を下(ト―筆者注)す。史扁(編―筆者注) 為に日く、獲る所は熊に非ず々々(熊に非ず―筆者注)、乃ち天の汝に遺す師なりと。文王乃ち齋戒すること七日にして、渭濱の陽に畋し、果して卒に呂望 石に坐りて日釣するを見て、与に道德を論ず。遂に同じく載せて帰りぬ。)

とある。周の文王が狩りに出て、事前の占い通りに渭水のほとりて釣りをしていた呂望に出会い、迎えて師として仰いだとの話である。『江吏部集』には、呂望を詠み込んだ詩文が三例見られる。

孫弘閤月集賢士、呂望家風開后房。

(孫弘の閤の月 賢士を集め、呂望の家の風 后房を開く。)

(四三「夏夜同賦ニ池台即事・応レ教」)

投竿呂望銜新詔、衣錦買臣到故郷。

(竿を投げたる呂望は新詔を銜へ、錦を衣たる買臣は故郷に到る。)

(六九「寛弘七年三月卅日、遷ニ丹州刺史一。帰ニ旧国尾州・有レ感、以レ詩題ニ序壁」)

呂望授来文武学、桓榮独遇漢明時。

(呂望授け来る 文武の学、桓榮独り遇ふ 漢明の時。)

(九三「冬日侍ニ飛香舎一聴ニ第一皇子初読ニ御註孝経一応レ製詩一首」)

「呂望家風開ニ后房」の一句は、匡衡が寛弘五年(一〇〇八)五月一日に、左大臣藤原道長(以下は道長と略す)邸で開かれた庚申詩宴で詠んだ、首の頷聯の下句である。そ

の首聯は、

常在李門員外職、久陪蓮府姜根場。

(常に李門員外の職に在り、久しく蓮府姜根の場に陪す。)

とあり、匡衡は長らく唐名が「吏部」(李部)である式部省に職を持ち、「蓮府」すなわち左大臣道長に仕えていることを詠じた。それに次いで、領聯では「月」「風」など夏の夜の事象を詠み込んで詩題を敷衍しながら、名を馳せる丞相とされる「公孫弘」と「呂望」の故事を用いて、左大臣である道長を賛美している。「呂望」は周の文王と武王に師として尊ばれ、転じて、帝に尊ばれる大臣の尊称となっている。「呂望」を丞相として詩文に詠み込むのはまた匡衡の、

伊呂賢相也、然不能策驪馬而馳郊野。

(伊呂は賢相なり、然れども驪馬に策うつて郊野に馳せること能はず。)

(為「入道前太政大臣 辞職並封戸准三宮 第二表」『本朝文粹』卷四)

の句にも見られる。「伊呂賢相」は言うまでもなく、「伊尹」「呂望」を「賢相」として詠出したものである。一方で、「呂望」が娘を王の后にした記録は見られない。ここに言う「開二后房」とは道長が娘の彰子を一条天皇に入内させ、立后させたことを言っていると考えられる。「呂望家風開二后房」の一句は「呂望」の丞相のイメージだけを借りて、道長を「呂望」になぞらえて表現していると言えよう。

「投」竿呂望衡「新詔」の一句は匡衡が寛弘七年(一〇一〇)三月三十日に丹波守を拝命した後、元の任地尾張国に帰った時に、感懷を詠んだ一首の領聯の上句である。その首聯は、

昨任辺州猶駢退、今遷近地始鷹揚。

(昨 辺州に任ぜられて猶ほ駢退するがごとし、今 近地に遷りて始めて鷹揚す。)とある。以前は都より離れている「辺州」尾張国で、風によく耐えて飛ぶ水鳥「駢」が風に吹き戻されるように後れを取っていたが、今は都に近い丹波国に来てはじめて「鷹」のように悠然と落ち着くようになったということを語っている。匡衡は自分が都に近い丹波の国守に任命されて、天皇に近侍することができるとする栄耀を、呂望が文王に起用されたことになぞらえて詠じたのである。

「呂望授来文武学」の一句は、寛弘二年(一〇〇五)十一月十三日に、飛香舎で行われ

た。一条天皇の第一皇子敦康親王（九九九〜一〇一九）の読書始の儀に際して、匡衡が作った絶句の起句である。『本朝文粹』卷九）所収の大江以言の「七言冬日於飛香舍聽第三皇子初読御註孝経応教」の序文によると、敦康親王に『御註孝経』を講授したのは匡衡であった。本論文第一部第一章で論じたように、匡衡は寛弘元年三月三日以前から一条天皇の侍読も務めていた。こうして考えれば、一条天皇と一条天皇の子である敦康親王に進講した匡衡は自分を、周の文王と文王の子である武王に師として崇められた呂望になぞらえ、一条天皇と皇子に進講したことを誇示していると言えよう。『蒙求』の注文では、呂望が文王に師として迎えられたことしか見られないが、『史記』卷三十二「齊太公世家」には、

或曰、太公博聞、嘗事紂、紂無道、去之。遊説諸侯、無所遇、而卒西歸周西伯。或曰

（略）呂尚所以事周雖異、然要之為文武師。

（或ひと曰く、太公博聞をもつて、嘗て紂に事ふるも、紂無道なり、之を去る。

諸侯に遊説すれども、遇ふ所無し、而して卒に西のかた周の西伯に歸すと。或ひと曰く（略）呂尚以て周に事ふる所異なるも、然れども之を要するに文武の師と為ると。）

とある。これによると、呂望の文王に仕えた経緯に関しては、異説があるものの、彼が周の文王、武王の師として招かれたことは諸説が統一していることが分かる。明らかに「文武」の師であると詠じた点からみれば、匡衡は『蒙求』よりも『史記』の影響を受けたのではないかと考えられる。

以上の用例のほか、匡衡が呂望の故事を詠み込んだ文章は『本朝文粹』にも三例見られる。

太公望之遇周文、渭濱之浪豊面。

（太公望の周文に遇ふは、渭濱の浪一面に豊む。）（対策文「寿考」『本朝文粹』卷三）

彼呂尚者、屠釣之賤老也、説文韜而礼遇無双。

（彼の呂尚は、屠釣の賤老なるも、文韜を説きて礼遇無双なり。）

（請殊蒙天恩一依檢非違使勞、兼任越前尾張等国守闕状）『本朝文粹』卷六）

抑赴任之日、近召御前、賜以温諭之綸言、示以聖阜之駿駒：榮於桓榮、尚於呂尚。

（抑そも赴任の日に、近く御前に召され、賜はるに温諭の綸言を以てし、示さるに聖

阜の駿駒を以てす：桓榮より榮え、呂尚より尚し。

(「奉_二行成_一状」『本朝文粹』巻七)

以上の三例では、『蒙求』と違い、呂望のことを「太公望」「呂尚」と呼んでいる。『史記』
「斉太公世家」の冒頭には、

太公望呂尚者、東海上人(略)従其封姓、故曰呂尚。

(太公望呂尚は、東海上の人なり(略)其の封に従ひて姓とし、故に呂尚と曰ふ。)

とあり、「呂尚」の名の由緒を説いている。前述した「文武学」の語句を合わせて考えれば、
匡衡の詩文は『史記』に依拠したものと確定できると言えよう。

「太公望之遇_二周文_一」の一句は「寿考」をめぐる対策文によるもので、顔の皺によって
浪、更に渭水、呂望が文王に出会った故事が想起されたのであろう。「彼呂尚者、屠釣之賤
老也」の句は前述した呂望を「文王の師」「賢相」と崇める用例と違い、呂望を身分の低い
「賤老」と詠じている。匡衡は、呂望は「賤老」でありながらも、兵法書『六韜』の
一つである「文韜」によって、無双なる厚遇を受けたと述べている。この発想は『文選』巻五
十三所収の李康の「運命論」にある、

太公涓濱之賤老、而尚父於周。

(太公 涓濱の賤老なるも、而して周に尚父たり。)

の句を踏まえたと考えられる。匡衡の一句は彼が長徳二年(九九六)正月十五日に、越前、
尾張などの国守を申し出る申文による語句であるため、彼の意図は言うまでもなく任官を
求め、呂望のように起用されたい意思を表すことにあると考えられる。

「榮_二於桓榮_一、尚_二於呂尚_一」の句は、長保三年(一〇〇一)三月に、匡衡が尾張国守
に赴任した後、藤原行成宛に送った手紙による。匡衡は赴任する前、御前に召され、暖か
い言葉と御馬を賜った。天皇の恩賜に対して、彼は「榮_二於桓榮_一、尚_二於呂尚_一」と詠じ、
その榮耀は「榮」の名を持つ桓榮よりも、「尚」の名を持つ呂尚よりも格が高いとしている。
「桓榮」(生没年未詳)は後漢の学者であり、『後漢書』「桓榮列伝」によると、彼は篤学の
長者として敬重され、太子少傅を務め、漢の明帝に師礼を執られていた。この用例では、
匡衡は桓榮と呂望が厚遇を受けた故事を踏まえ、更にその名前の漢字のあやを生かして、
自分の名譽を誇示しているのである。

なお、『江吏部集』の三十番詩「七言冬日登天台 即事_二応_二員外藤納言教言_一」八には、

大湖在其前、水鏡無私。開霧則見青顔、類周文之遇師父。

(大湖 其の前に在り、水鏡 私無し。霧を開けば則ち青顔を見、周文の師父に遇ふに類す。)

の語句が見られる。これは正暦四年(九九三)閏十月に、匡衡が権大納言であつた藤原道長に従つて比叡山に登つた時に作つた序文によるものである。意は、霧が晴れて比叡山の前に広がる青々とした琵琶湖が見える。その湖は周の文王が師たる呂望に出会つた渭水を彷彿させる、とのことである。『呂望』の名は見えないが、「周文之遇師父」の語句から、周の文王と呂望の故事を踏まえたことが明らかである。一方で、「開霧則見青顔」の句は漢代の徐幹の『中論』に依拠すると考えられる。『中論』には、

(文王) 暎於渭水辺、道遇姜太公皤然皓首方乘竿而釣。文王召之而與之言(略) 文王之識也、灼然若披雲而見日、霍然若開霧而觀天。

(文王) 渭水の辺に暎するに、道に姜太公が皤然たる皓首もて方に竿を乗りて釣るに遇ふ。文王 之を召して之と與に言ふ(略) 文王の識は、灼然として雲を披きて日を見るが若く、霍然として霧を開きて天を観るが若し。

とある。この一節は、呂望を起用した文王の優れた見識は、雲を分けて太陽が見えるように明らかであり、突然霧が晴れて青空が覗けるように速やかであると讃えている。前掲の三十番詩の句は徐幹の句に基づいて、琵琶湖のことを描写したものであると考えられる。『日本国見在書目録』(以下は『見在書目』と略す)に徐幹の『中論』が収録されていないが、中国唐代の類書『初学記』と『白氏六帖事類集』の「霧」の項目には前述した徐幹の句が見られる。したがって、匡衡が類書によつて徐幹の語句を覚えて詩文を作成した可能性は大であると言えよう。また、『蒙求』に採録された「彦輔氷清」(三七〇)の故事によると、晋の楽広(字は彦輔)は風采が立派で、尚書令衛瓘に、

此人之水鏡。見之瑩然、若披雲霧而觀青天也。

(此れ人の水鏡なり。之を見れば瑩然として、雲霧を披きて青天を観るが若きなり。)と評価されていた。「水鏡」「青天」の表現から見れば、匡衡が『蒙求』または楽広の伝記が記された『晋書』の影響も受けたと推測される。

呂望が文王に起用された故事は『蒙求』だけではなく、『史記』、『文選』、類書『芸文類聚』「釣」の項目、「田獵」の項目などに収録され、詩文にも詠み込まれ、広く伝わるもの

であると言えよう。以上の考察により、匡衡が『史記』、『文選』、類書など多様な漢籍を通じて呂望の故事及びその関連表現を受容したことが判明している。

② 九 匡衡鑿壁

古注は『西京雜記』を、旧注、徐注は『漢書』を出典としている。ただ、現存する『漢書』『匡衡伝』にはこの話が見られない。故宮本には、

西京雜記云、匡衡字稚圭、東陽（海一筆者注）人也。好讀書、家貧無油燭。每穿隣壁、孔映光而讀書、後漢用為丞相。

（西京雜記に云く、匡衡 字は稚圭、東陽（海一筆者注）の人なり。讀書を好むも、家貧しく油燭無し。毎に隣まがの壁を穿ち、孔より光を映うつして讀書し、後に漢用めて丞相と為す。）

とある。これによると、漢の匡衡（生没年未詳）は小さい頃、油燭のない貧しい生活を送っていたが、壁に穴を開けて、隣の光で勤勉に讀書し、遂に丞相まで昇ったのである。『江吏部集』には漢の匡衡を詠み込んだ詩文が二例見られる。

昔漢匡衡之起微也、染儒業而早登三旌之崇。今江匡衡之倦学也、味聖道而独泣四壁之暗。

（昔 漢の匡衡の微より起るや、儒業に染めて早く三旌の崇きに登る。今 江の匡衡の学に倦むや、聖道を味はひて独り四壁の暗きに泣く。）

（四〇「七言夏日陪藤亜相城北山莊」同賦「淡交唯對水詩一首（以詩補爲）」逢遇携来元白集、争教匡鼎類桓榮。

（逢遇す 元白集の携へ来るに、争か匡鼎をして桓榮に類せしめん。）

（九七「七言初冬於二都督大王書 同賦「唯以詩爲」友心レ教詩（以詩補爲）」）

「昔漢匡衡之起微也」の句は、（大江）匡衡が永延三年（九八九）五月二十日に、「藤亜相」こと大納言藤原濟時の山莊で開かれた詩宴で、「淡交唯對水」を詩題として作った詩序による。意は、漢の匡衡は貧乏な出身を持っていたが、儒学を学んで、早く丞相の高位まで昇った。それに対して、自分は勉学に倦んで、聖道である儒学を味わいながらも四壁に面して泣いている、すなわち困窮している、とのことである。（大江）匡衡は自分の境遇を同名の漢の匡衡と対照して、沈淪や無念さを訴えている。

ここで留意したいのは、「四壁之暗」の表現である。「壁之暗」はまさに油燭のなかつ

た漢の匡衡の故事に基づく表現であるが、「四壁」の語は漢の司馬相如の話を踏まえたものではないかと考えられる。『漢書』「司馬相如伝」には、

文君夜亡奔相如、相如與馳歸成都。家徒四壁立。

(文君 夜に亡げて相如に奔り、相如と馳せて成都に帰る。家徒だ四壁のみ立つ。)

とある。「家徒四壁立」はただ四面の壁が立っているほど貧しい司馬相如の家を描出した。これに類似する表現は(大江)匡衡の申文「請_テ特蒙_ニ鴻慈_一 因_ニ准先例_一 兼_ニ任弁官左右衛門權佐大學頭等_一 申_ニ佗官_一 替_上状」(『本朝文粹』卷六)にある「家徒四壁、恥_ニ文籍之漸散_一」の句にも見られる。「漢匡衡之起_レ微也、染_ニ儒業_一 而早登_ニ三旌之崇_一」の句から見れば、(大江)匡衡は漢の匡衡を意識しているが、『蒙求』の標題に記された漢の匡衡の勉学ぶりに触れず、ただ漢の匡衡が貧乏な出身から脱出して、丞相まで昇りつめた出世ぶりに注目していたことが分かる。それは、(大江)匡衡自身の不遇の境地を脱出したい強い出仕願望によるものであるに疑いない。漢の匡衡が貧乏な出身から脱出して、丞相まで昇りつめたことは『漢書』「匡衡伝」にも記載されているが、「匡衡鑿壁」の話は『漢書』「匡衡伝」に見えない。一方で、『芸文類聚』「読書」の項目に、「漢書曰、匡衡鑿壁、引隣家火光、孔中読書」(漢書に曰く、匡衡 壁を鑿ち、隣家の火光を引きて、孔中より書を読む)と記されている。匡衡が『芸文類聚』によって、「匡衡鑿壁」の話を覚えたことも考えられるだろう。

「争教_ニ匡鼎_一 類_ニ桓榮_一」の句は本論文第一部第一章で論じたように、長保元年(九九九)十月七日に、(大江)匡衡が「都督大王」こと敦道親王(九八一〜一〇〇七)の書齋で開かれた詩宴で「唯以_レ詩為_レ友」を詩題として詠んだ一首の尾聯の下句である。この二句の意は、「元白集」の日本舶来にめぐりあっているが、どのようにすれば、「匡鼎」が「桓榮」のようになるだろうか、とのことである。「匡鼎」は『漢書』「匡衡伝」、『芸文類聚』「笑」「詩」の項目に記載されている、

諸儒為之語曰、無說詩、匡鼎来。匡說詩、解人頤。

(諸儒 之が為に語りて曰く、詩を説くこと無かれ、匡鼎来る。匡 詩を説けば、人の頤を解く、と。)

この話によると考えられる。「匡鼎」は「鼎」が幼名であり、『詩経』に通じる漢の匡衡を指すが、ここでは、不遇の気持ちを抱えている(大江)匡衡自身を指す。彼は漢の匡衡

と名前が同じであることを利用して、自分の強い昇進願望を表したのである。「匡鼎」の語は『蒙求』に見えないため、『蒙求』より撰取したものではないことが自明である。

このように、(大江)匡衡が『蒙求』に限らず、また『漢書』『芸文類聚』などによって、漢の匡衡の故事を受容したと言えよう。

③ 十 孫敬閉戸

古注、旧注、徐注はいずれも『楚国先賢伝』を出典としている。故宮本には、

楚国先賢伝、孫敬字文宝、恒閉戸讀書。拒睡則以繩繫頭懸之梁上。嘗入市、々(市―筆者注)人見之、皆相謂曰、閉戸先生来。帝教徵之、而不就也。

(楚国先賢伝にいふ、孫敬 字は文宝、恒に戸を閉ぢて書を読む。睡を拒めば則ち繩を以て頭に繋げて之を梁上に懸く。嘗て市に入り、々(市―筆者注)人 之を見て、

皆相謂ひて曰く、閉戸先生来ると。帝教しば之を徵するも、而して就かざるなり。)

とある。これによると、孫敬は常に戸を閉じて讀書し、本を読むときに寝ないように、繩で髪の毛を梁の上に繋げるなど工夫して、勉強に勤しんでいた。彼は「閉戸先生」とも呼ばれ、帝に召されても出仕しなかつたのである。『江吏部集』に孫敬の名こそ出ていないが、彼の故事を詠み込んだ詩句は一例見られる。

下帷不窺園、閉戸不趨權。

(帷を下しては園を窺かず、戸を閉ぢては權に趨らず。)(七八「述懷古調詩一百韻」)

これは匡衡の勉強ぶりを物語る二句である。上句には董仲舒の話、下句には孫敬の話を取り入れている。「下帷」は、董仲舒が常に幕を下ろして讀書し、家にいた三年間、後庭を覗き見もせず、学問に励んでいたという話による表現である。「閉戸」は『蒙求』の標題通りに孫敬が戸を閉じて讀書することを指し、「不趨權」は注文にある「帝教徵之、而不就也」という内容によると考えられる。

孫敬の故事は任昉の「天監三年策秀才文」(『文選』卷三十六)にある、

閉戸自精、開卷独得。

(戸を閉じて自ら精なり、巻を開きて独り得たり。)

との語句の李善注や『芸文類聚』『讀書』の項目にも見られる。匡衡は大学寮時代に『文選』を学んだため、彼は早くも孫敬の故事を熟知していたと考えられる。

一方で、董仲舒、孫敬の故事を対句形式で詠み込む詠じ方は現存する中国宋代以前の詩

文に見られないが、匡衡と同時代の慶滋保胤の文章「勸学院仏名迴文」には、

下帷之士、不窺其園、希張鳥羅於煙郊。閉戸之生、不出其闔、誰弄魚竿於月浦。

(帷を下すの士、其の園を窺かず、鳥羅を煙郊に張らんことを希ふ。戸を閉づるの生、

其の闔を出でず、誰か魚竿を月浦に弄ばん。) (『本朝文粹』卷十二)

とあるのが見られる。類似する表現方法により、匡衡は慶滋保胤の句を襲用したのではないかと考えられる。

④ 一六二 魯般雲梯

古注は『博物志』を、旧注と徐注は『淮南子』を出典としている。故宮本には、

博物志、周時魯般為楚善為雲梯、將攻宋城矣。

(博物志にいふ、周の時 魯般 楚が為に善く雲梯を為り、將つて宋城を攻めたり。)

とあり、楚国が宋国を攻める時、魯般は楚国のために雲梯を作っていたことを言っている。

一方で、『淮南子』には、

楚王曰、公輸天下之巧士、作為雲梯之械、設以攻宋。

(楚王曰く、公輸 天下の巧士なり、雲梯の械を作為し、設けて以て宋を攻めたり。)

とあり、同様に「公輸」すなわち魯般が天下の「巧士」であるとほめそやしている。『江東部集』にはこの故事を踏まえる詩文は一例しか見られない。

万国歛心、皆挾魯般之巧匠。

(万国歛心し、皆 魯般の巧匠を挾ぶ。)

(一四〇「初冬庚申侍宴同賦」燕雀相賀 応製詩一首)

この一句は長保二年(一〇〇〇)十月十七日に、内裏の修繕を終えたことを祝賀するための詩宴で、匡衡が「燕雀相賀」を詩題として作った詩序によるものである。意は、内裏の修繕は万国の喜ぶことであり、みんな魯般のような巧匠を選出して預からせた、このことである。『蒙求』古注所引の『博物志』には、魯般を「巧匠」と讚える表現が見えないが、『淮南子』には明白に魯般を「巧士」と称賛している。『文選』卷十八所収の馬融の「長笛賦」に、

於是乃使魯般宋翟、構雲梯、抗浮柱。

(是に於いて乃ち魯般 宋翟をして、雲梯を構へ、浮柱を抗げしむ。)

とあり、その李善注も『淮南子』を引用して魯般を「古之巧人」と解釈している。魯般を

「巧士」「巧人」とする表現から見れば、匡衡は『蒙求』というより、大学寮で必ず勉強する『文選』によってその表現を覚えたのではないかと考えられる。

⑤ 一九三 孫康映雪

古注、旧注、徐注はいずれも『孫氏世録』を出典としている。故宮本には、

孫氏世録曰、康家貧無油。常映雪讀書。少清介、交遊不雜、後至御史大夫。

(孫氏世録に曰く、康家は貧しくて油無し。常に雪に映りて書を読む。少くして清介にして、交遊雑ならず、後に御史大夫に至る。)

とある。孫康は小さい頃、貧乏で燈油がなかったため、雪に反射する月の光を借りて本を読んでいた。清らかな人柄の持ち主で、後に御史大夫まで昇った、との話である。『江吏部集』には孫康の名が見えないが、彼の故事を踏まえたと思わしい表現は匡衡の詩文に二例見られる。

師披雲衲臥岩戸、我向雪窓在翰林。

(師は雲衲を披て岩戸に臥し、我は雪窓に向かひて翰林に在り。)

(五八「和石山平上人述懷之絶句」)

天曆余風今在此、少年莫咲雪窓寒。

(天曆の余風 今 此に在り、少年咲ふこと莫かれ 雪窓の寒きことを。)

(六六「再除吏部員外侍郎、懷旧有感」)

二例はいずれも孫康の名を詠み込まず、「雪窓」の語を用いている。「雪窓」の語は中国唐代以前の詩文に用例が見られないが、晩唐詩人許渾(生没年不詳)が詠んだ、

碧油紅旆想青衿、積雪窓前尽日吟。

(碧油 紅旆 青衿を想ひ、積雪の窓前に尽日吟じたり。)

(「和淮南王相公與賓僚同遊瓜洲別業旧書齋」『全唐詩』卷五三二五)

の句に「積雪窓前」の語が見られる。許渾は、身分の高い淮南王が、雪が積もる窓で終日、詩を吟ずる「青衿」すなわち学生の頃の生活を思い出したことを詠じている。「積雪窓前」の語句は勉強する学生時代と結び付けて詠まれていることから、孫康の故事に依拠したと考えられる。同じく晩唐の詩人鄭谷(八四九〜九一一)の詩作「送太学顔明経及第東歸」

『雲台編』に、

閑来思学館、猶夢雪窓明。

(閑来 学館を思へば、猶ほ雪窓の明るきを夢みる。)

との語句が見られ、明らかに「雪窓」の語を使っている。この一首は鄭谷が太学の明経科に及第して帰る顔姓の学生に送る詩であるため、「雪窓」は「学館」と関連して苦学の象徴として詠まれている。「雪窓明」とは、雪の積もる窓辺が明るい意であり、孫康の勉学の故事を示唆していると言えよう。

前掲の匡衡の「我向ニ雪窓 在ニ翰林」の一句は製作年次が不明であるが、詩題により石山寺の平上人の絶句に和した一首によることが分かる。匡衡は、上句で平上人が衲衣を着けて石山寺に臥していることを詠じ、下句で自分が翰林において「雪窓」に向かつておる、すなわち翰林学士(文章博士の唐名)を務めていることを詠じ、対照させている。

「少年莫_レ咲雪窓寒」の一句は匡衡が寛弘五年(一〇〇八)年一月に二度目に「吏部員外侍郎」すなわち式部権大輔に任ぜられた時に詠んだ一首の結句である。転句「天曆余風今在_レ此」は、起句・承句「忝伝祖父貽孫跡、為子辞官任本官」(忝なくも祖父の孫に貽る跡を伝へ、子が為に官を辞すれども本官に任ず)の後を受けて、詩題に言う「懐旧」の思いを展開している。いわゆる「旧」とは、匡衡の祖父維時が天曆年間(九四七〜九五七)、息子齊光のために式部大輔の官職を辞退し、後にまた復職できた先蹤である。「天曆余風今在_レ此」とは、匡衡は、祖父維時の後を継いで、自分も息子挙周のために式部権大輔の官職を辞退したが、また復職した、とのことである。維時は天曆四年(九五〇)に参議に任ぜられ、公卿の身となり、天曆九年に従三位に叙せられた。それに対して、寛弘五年の時点では、匡衡は正四位にとどまっていた。そのため、匡衡は結句で、「少年」に対して、「雪窓寒」を笑わないでよと詠じたのであろう。「雪窓寒」とは雪の積もる窓辺が寒いことであり、転じて雪に反射する光を借りて苦学する学者は任官の恩恵に恵まれず、沈淪していることを言う。このように、匡衡は自分の貧乏な出身と官位の停滞を訴えているのである。以上の二例のほかに、『本朝文粹』や『朝野群載』所収の匡衡の文章にも二例が見られる。

匡衡幸出顔巷之雪窓、謬莅尾州之風俗。

(匡衡 幸ひに顔巷の雪窓を出で、謬りて尾州の風俗に莅む。)

(於ニ尾張国田神社一供ニ養大般若經一願文『本朝文粹』卷十三)

匡衡(略)昔泥雪窓之幽明、今仰熱田之冥助。

(匡衡(略)昔 雪窓の幽明たるに泥み、今 熟田の冥助を仰ぐ。)

(「熱田宮祈_ニ請男奉周明春侍中所望_一状」『朝野群載』卷三)

「顔巷之雪窓」は孔子の弟子顔回が住んでいた粗末の家のようなむさくるしい所の「雪窓」であり、「雪窓之幽明」は「雪窓」の暗いことと明るいことであり、いずれも匡衡が自分の学問家の出身を卑下して言うものである。

「雪窓」の語は孫康の話を踏まえたものであるが、言葉自体は『蒙求』に見えない。そのため、匡衡は『蒙求』を引用していないことが明らかである。しかし、彼が「雪窓」の語を使いこなしていたことから見れば、その背景にある孫康の故事もわかまえていたのではないかと考えられる。孫康の故事は『文選』卷三十八所収の任昉の「為_ニ蕭揚州_一薦_レ士表」の、

至乃集螢映雪、編蒲緝柳、先言往行、人物雅俗；抵掌可述。

(乃ち螢を集め雪に映じて、蒲を編み柳を緝むるに至りて、先言往行、人物雅俗；掌に抵つて述べべし。)

の句の李善注、『芸文類聚』「雪」部にも収録される。匡衡はそれらの漢籍により、孫康の故事を熟知していたのであろう。

⑥ 二一四 丁固生松

古注は『会稽録』を、徐注は『呉書』を出典としている。故宮本には、

会稽録、丁固為尚書、夢松出其腹上。謂人曰、松字、十八公也。十八歳、予其公乎。卒如夢焉矣。

(会稽録にいふ、丁固 尚書と為り、松の其の腹の上に出づるを夢む。人に謂ひて曰く、松の字、十八公なり。十八歳、予 其れ公とならんかと。卒に夢の如きなり。)とある。尚書であった丁固は腹の上に松の木が生えた夢を見た。夢を解いて、人に「松の字を分解すれば、十八公となる。私は十八年後に三公になるだろう」と言い、結局彼は夢通りに三公の一つである丞相(司徒)となった、との話である。『江吏部集』には、この故事を踏まえた詩文は一例しか見えない。

豈唯台閣風標秀、枝葉又期十八公。

(豈に唯だ台閣の風標 秀でたるのみならんや、枝葉も又た十八公たるを期す。)

(金吾納言 春秋十八、匡衡 昔 卷を執りて学を勉む。故に此の句を献す。)

(九「夏日陪三左相府東閣」同賦「松風小暑寒」應レ教「詩中」)

これは寛弘六年(一〇〇九)の夏に、匡衡が左大臣藤原道長邸の詩宴に加わって、「松風小暑寒」を句題として詠んだ絶句の転句・結句である。彼は詩題にある「松」によって、丁固の故事を想起しただろう。この二句の大意は、「台閣」(太政官の唐名)すなわち左大臣道長が秀でているだけでなく、松の枝葉にたとえられるべき彼の長男頼通も三公の地位に昇る見通しである、とのことである。割注に「金吾納言春秋十八」とあることから、匡衡が詩を詠じた時、金吾納言頼通は十八歳であったことが分かる。丁固の故事では、丁固が十八年後に三公になったが、匡衡はその話通りに引用していないと言えよう。

丁固の故事は『文選』卷五十三所収の陸機「辯亡論」の「孟宗丁固之徒為公卿」(孟宗丁固の徒 公卿為り)の句の李善注、類書『芸文類聚』「司徒」、「松」の項目などにも収録されているため、匡衡は多様に受容したと考えられる。

⑦ 二八二 霽威扣角

古注、旧注、徐注はいずれも『三齊略記』を出典としている。故宮本には、

三齊略記云、霽威候齊桓公出、而扣牛角歌曰、南山粲粲、白石爛爛。生不逢堯與舜禪、短布單衣纒至軒。從昏飯半(牛―筆者注)至夜半。長夜漫何時且。桓公召之、因以為相。

(三齊略記に云く、霽威 齊の桓公の出づるを候ち、而して牛の角を叩きて歌ひて曰く、南山粲粲たり、白石爛爛たり。生まれて堯と舜との禪りに逢はず、短布単衣纒かに軒に至る。昏より半(牛―筆者注)に飯して夜半に至る。長夜漫たりて何れの時にか且けん、と。桓公 之を召して、因って以て相と為せり。)

とある。これによると、牛飼いであった霽威は齊の桓公に用いられようとして、桓公の外出時に牛の角を叩いて自分の境遇と抱負を歌って聞かせ、それによって桓公に認められ、宰相に挙用されたのである。『江吏部集』には、霽威の故事を踏まえる詠作が一首見られる。

宮漏鶉遅羌笛怨、商颺鶴警霽歌閑。

(宮漏 鶉遅く羌笛怨み、商颺 鶴警め霽歌閑なり。)

(八「月露夜方長」以開)

この一首は制作事情が不明であるが、詩題の「月露夜方長」と第一句目「月露夜長意往

還」により、この一首は句題詩であると推定できる。ただ、「月露夜方長」がどの詠作によるものであるかは未詳である。前掲の二句は頸聯であり、故事などを用いて詩題を敷衍するものである。「鷓鴣」とは、鷓鴣が鳴くのは遅くなる意であり、下旬にいう竊戚の歌の中の「長夜漫何時旦」とともに、詩題にある「夜方長」を敷衍している。「羌笛」は中国甘肅省・四川省にいる少数民族羌族の伝統的な楽器であり、辺塞詩などに多く詠まれている。「更吹羌笛関山月」（更に羌笛を吹く 関山の月）（王昌齡「從軍行」）、「月明羌笛戍樓間」（月明るく羌笛 戍樓の間）（高適「塞上聞吹笛」）など、「羌笛」が「月」とともに詠出される詩句も少なくない。匡衡も「羌笛」を用いて、詩題にある「月」を敷衍していると考えられる¹⁹⁰。「鶴警」は『芸文類聚』に引用された『風土記』による表現であり、露が降りると鶴が互いに警告の声をあげ、移転することである。ここでは、「鶴警」は詩題にある「露」を敷衍するものである。

前掲の匡衡の詩句にある「竊戚」は言うまでもなく竊戚の歌を指すが、現存する詩文中で、「竊戚」の語を詠みこんだものが少ない。現存する唐代の詩文には、許渾の「竊戚還夜苦、宋賦更秋悲」（竊戚還た夜に苦しく、宋賦更に秋に悲し）（「送李文明下第鄜州觀レ兄」）の一例のみ見られる。ただ、匡衡が許渾の詩作の影響を受けたかどうかは不詳である。一方で、『文選』卷三十九所収の鄒陽の「於獄中 上書自明」にも竊戚の故事を踏まえた語句があることから、匡衡が『文選』を通じて竊戚の故事を学んだことも考えられる。

⑧ 三〇二 蔡邕倒屣

古注、旧注、徐注には出典が明記されていないが、晋の陳寿が著した『三国志・魏志』「王粲伝」に依ると考えられる。『後漢書』には、「蔡邕伝」が収録されているが、この故事が見えない。宮内庁書陵部本の古注には、

後漢蔡邕、字伯僭。嘗大会賓客、王粲至謁邕、邕為之倒屣。迎焉曰、王公孫有異才、予不及也。予家書籍文章尽当与之。（略）

（後漢の蔡邕、字は伯僭。嘗て大いに賓客を会するに、王粲至りて邕に謁ゆ。邕之が為に屣を倒にして焉に逆づく。曰く、王公孫 異才有り、予及ばざるなり。予が家の書籍文章尽く当に之に与ふべし、と。（略））

と記されている。後漢の蔡邕は才能の持ち主であるが、彼が賓客を招待した時、王粲が訪

問してくれたことを聞いて、大急ぎで履物をさかさまに履いて彼を出迎え、王粲を高く評価した、との話である。『江吏部集』にはこの故事を踏まえた詩文が、例見られる。

孫閣露濃応倒履、李門風冷自薰襟。

(孫閣 露濃く応に履を倒にすべく、李門 風冷たく自ら襟を薰す。)

(一三二七言暮秋陪_二左相府書閣_一 同賦_二寒花為_レ客裁_一 応_レ教詩一首_註以_レ爲_レ詩)

これは長徳三年(九九七)十月十二日に、匡衡が左大臣藤原道長邸の詩宴に参加し、「寒花為_レ客裁」を詩題として詠じた句題詩の頸聯である。「孫閣」は『漢書』や『蒙求』「漢相東閣」(四九〇)に記された、漢の宰相公孫弘が「東閣」(東の門)を開いて、賢人を招き入れた故事による表現である。「李門」は『後漢書』に記された後漢の李膺の故事を踏まえる表現である。李膺は政治や国の秩序が乱れる中、高潔な生き方を貫き、士で彼の客間に通された人はみな「竜門に登った」と言われ、知遇を得たと見なされていた_註。頸聯の二句では、匡衡は句題にある「客」によって、公孫弘と李膺の故事を踏まえる「孫閣」「李門」の語を連想して用いたと考えられる。「孫閣」では露が多く降りた菊の花は色鮮やかで、急いで客を迎えるように鑑賞すべきである。「李門」に生える菊は寒風に吹かれてその香りが自ら襟に染み込む、とのことである。「倒_レ履」は『蒙求』の標題にある「倒_レ履」と同じ意味であり、詩題にある「為_レ客」を敷衍している。この一句には蔡邕の名が出ていないものの、蔡邕の故事を踏まえたことは明らかである。

蔡邕の故事はほかにはまた唐代の類書『北堂書鈔』「札賢」と「履」の項目、『白氏六帖事類集』「好客」の項目に見られる。匡衡は何によって蔡邕の故事を習得したのかは不明であるが、彼は多岐にわたって繰り返し受容した可能性もあるのであろう。

⑨ 三四三 武陵桃源

古注本が残存しないため、旧注と徐注だけを確認した。両方とも陶潜の「桃花源記」を出典としている。旧注には、

陶潜、桃花源云、晋太康中、武陵人捕魚、從溪行、忽逢桃林。夾岸無復雜樹、芳華鮮美、落秀繽紛。復前行、窮其林尽水源。山有小口：漁人既出、遂迷其処也。

(陶潜、桃花源に云く、晋の太康中、武陵人 魚を捕るに、溪に従ひて行き、忽ち桃林に逢ふ。岸を夾みて復た雑樹無く、芳華 鮮美たり、落秀 繽紛たり。復た前み行きて、其の林を窮むるに水源に尽く。山 小口有り：漁人既に出づれば、遂に其

の処に迷ひたり。)

とある。陶潜(陶淵明)の「桃花源記」によると、「桃花源」「桃源」は桃の林の奥にある平和な仙境であり、転じて俗世を遠く離れる別天地のことである。『江吏部集』には、これを踏まえる詩文が四例見られる。

憶曲水於春風、桃源已遠。期重陽於秋露、菊潭未芳。今之勝事、不亦悅乎。

(曲水を春風に憶へば、桃源已に遠し。重陽を秋露に期すれば、菊潭未だ芳ばしからず。今の勝事、亦た悦ばしからざらんや。)

(一一)「七言五月五日陪内相府池亭」同賦_三雲峯入_二夏池_一 応_レ教詩_一 首_勅 新_勅 序_勅 (何れの不賞今日之花水。而居槐庭遊桃源者猶稀。

(何れの処にか 今日の花水を賞でざらんや。而して槐庭に居りて桃源に遊ぶ者猶ほ稀なり。)

(一七)「七言三月三日侍左相府曲水宴 同賦_二因_レ流汎_レ酒_レ 應_レ教詩_一 首_勅 新_勅 序_勅 (波頭一向桃源様、水底周廻柳岸心。

(波頭 一向 桃源の様、水底の周廻 柳岸の心。)

(一)「暮春同賦花影滿_二春池_一 應_レ教詩_一 首_勅 深_勅 (

醉歌得趁桃源路、舞欲看李部榮。

(醉歌して桃源の路に趁_{おもむ}くを得たり、蹈舞して李部の榮えるを看んと欲す。)

(一二三)「暮春侍_二宴左丞相東三条第_一 同賦_二渡_レ水落花舞_一 應_レ製_一 首_勅 輕_勅 序_勅 (

「憶_二曲水於春風、桃源已遠_一」の句は制作年次が不明であるが、前述したように匡衡が五月五日に内大臣藤原道兼が主宰した詩宴で、「雲峯入_二夏池_一」を詩題として賦した句題詩序による。大意は、春の曲水宴を思えば、桃の花が咲き乱れる「桃源」はすでに遠ざかっている。秋の重陽宴を期待すれば、菊の花はまだ咲かず、「菊潭」はまだよい香りがしていない。今の五月五日の素晴らしい詩宴も喜ばしいものではないか、とのことである。

「桃源」は隔句に見られる「菊潭」と呼応し、春の代表的な植物「桃」を、秋の風物「菊」と対照させている。時期は五月五日で、初夏であるため、春は過ぎ去っていたが、秋はまだめぐって来ていない。ここにいう「桃源」は『蒙求』の標題と同じ表現を使っているが、桃の林で詠まれたことにとどまり、陶潜が唱えた俗世を離れた「桃源」の意と異なるのである。

「居^ニ槐庭^ニ遊^ニ桃源^ニ者猶稀^一」の一句は匡衡が寛弘四年（一〇〇七）三月三日に、左大臣藤原道長の邸で開かれた曲水宴で、「因^レ流汎^レ酒^ニを詩題として作った句題詩序による^{三三}。大意は、どこでも今日の花や水を愛でるが、左大臣のように大臣でありながら、「桃源」のような俗世を離れた風流の地に遊ぶ人は稀であるということである。ここに言う「桃源」は正に陶潜が唱えた俗世を離れた「桃源」であろう。

「波頭・向桃源様」の句は製作事情が不明であるが、「花影満^ニ春池^一」を詩題とする句題詩の頸聯の上句である。波の先一面は桃の花であり、「桃源」の様子を呈していると詠じ、「花が池に満ちる」という詩題の意を敷衍している。この「桃源」も十一番詩のように、春の实在の景色である桃の林を詠出したと考えられる。

「醉歌得^レ趁^ニ桃源路^一」は製作事情が不明であるが、「渡^レ水落花舞^ニ」を詩題とする句題詩の頸聯の上句である。陶潜の「桃花源記」では、武陵の人は船に乗って桃花源にたどりついたため、「趁^ニ桃源路^一」は詩題の「渡^レ水^一」を敷衍しているものであると考えられる。陶潜の「桃花源記」は類書『芸文類聚』「桃」の項目にも収録されている。また、『見在書目』「別家集」に「陶潜集十卷」とあるため、陶潜の別集は早くも日本に舶来され、受容されていたと考えられる。「桃源」の語は、『蒙求』の標題だけではなく、劉禹錫の詠作「桃源行」が見られるなど、中国の詩文に多く詠み込まれている表現である。このように、匡衡がどのように「桃花源記」を受容したのかは特定できない。彼は多様な漢籍や詩文によって繰り返して「桃花源記」関連の詩語を覚えたと考えられる。

⑩ 三八四 子建八斗

五七八 陳思七步

「子建八斗」（三八四）については、現在、古注が散佚し、徐注は旧注を引用している。旧注は「魏志」を出典としているが、現存する『魏志』には「子建八斗」の故事が見えない。「子建八斗」の故事は南朝・宋の『釈常談』（撰者不明）によると考えられる。旧注には、

魏志、曹植字子建。善属文、下笔成章。謝靈運曰、天下才共有一石。子建独得八斗、我得一斗。自古及今同用一斗。奇才博敏、安有繼之。

（魏志にいふ、曹植 字は子建。善く文を属し、筆を下せば章を成す。謝靈運曰く、天下の才共に一石有り。子建独り八斗を得、我 一斗を得。古より今に及ぶまで

同じく一斗を用ふ。奇才博敏、安んぞ之に継ぐもの有らんやと。）

謝靈運は、天下の文人の才能は全部で一石であれば、曹植がその八割を占めるほどの才能を持っていると曹植の文才を高く評価したのである。

「陳思七歩」(五七八)については、古注が散佚し、旧注、徐注はいずれも『世説新語』を出典としている。旧注には、

世説、魏文帝嘗令陳思王七歩作詩、如不成当行法。即応声曰、煮豆燒豆萁、豆在釜中泣。本是同根生、相煎何太急。帝有慙色。陳思王、曹植也。

(世説にいふ、魏の文帝嘗て陳思王をして七歩に詩を作らしめ、如し成らずんば当に法に行ふべしと。即ち声に應じて曰く、豆を煮るに豆萁を焼き、豆 釜中に在りて泣く。本是れ同根より生ずるに、相煎る何ぞ太だ急なると。帝 慙づる色有り。陳思王、曹植なり。)

魏の文帝曹丕は陳思王曹植に「七歩歩く間に詩を作れ。できなければ死罪にする」と命じた。曹植はたちどころに見事に兄の無情を嘆く詩を作り上げ、文帝は大いに恥じた、とのことである。このように、「子建八斗」「陳思七歩」はいずれも曹植の才能が豊かであることを表出するものである。『江吏部集』には、この故事を踏まえる詠作が二例見られる。

方今属此端午之佳期、味以曹子之文藻。

(方に今 此の端午の佳期に属し、味わふに曹子の文藻を以てす。)

(一一)「七言五月五日陪内相府池亭同賦雲峯入夏池一応」教詩・首(勅)并序(一)
当此三月三日之佳節、重以庚申。属此無為無事之聖朝、転以曹子。

(此の三月三日の佳節に当たりて、重ねて庚申を以てす。此の無為無事の聖朝に属し、転すに曹子を以てす。)

(一〇五)「七言三月三日夜於員外藤納言文亭守庚申同賦桃浦落船花」(勅)并序(一)

「方今属此端午之佳期、味以曹子之文藻」の句は、製作年次が不明であるが、詩題により、匡衡が「内相」すなわち内大臣藤原道兼の邸宅で催された詩宴に参加して作った詩序によることが分かる。意は、五月五日の端午の節句という良い時節にあたって、曹植の文章のような素晴らしい文章を味わう、とのことである。ここでは、匡衡が『蒙求』の標題に見える表現を用いていないが、曹子建(曹植)の文才を高く評価する点は、「子建八斗」「陳思七歩」の故事に通じると言っていいたいだろう。

「属^ニ此無為無事之聖朝、転以^ニ曹子^一」の句は、本論文第一部第三章で論じたように、永延二年（九八八）三月三日、匡衡が「員外藤納言」こと権大納言藤原道長の邸宅で行われた詩宴で作った序文による。意は、この年の三月三日は良い時節であり、また庚申の日とも重なっている。一条天皇の「無為無事」の治世にめぐりあい、素晴らしい文才を持つ「曹子」こと曹子建（曹植）のような文人らはこの盛況を詩文に詠んでいる、とのことである。この句は明らかに曹植の文才が高いことに託して、詩宴にいる文人たちを讃えている。

「子建八斗」の故事は、『蒙求』以外の匡衡が読んだ可能性のある漢籍には見えないが、中国の詩文に多く詠み込まれている。「陳思七步」の故事は『初学記』などにも収録され、詩文にも見られる。また、『文選』卷五十所収の沈約の「謝靈運伝」にある、

自漢至魏、四百余年、辞人才子、文体三变：子建仲宣以氣質為体。並標能擅美、独映当时。

（漢より魏に至りて、四百余年、辞人才子、文体 三たび変ず：子建仲宣 氣質を以て体を為す。並びに能を擽^かけて美を擅^かにして、独り当时に映^かく。）

との評価からも、曹植の文才の高ことが窺い知れると言えよう。匡衡は『蒙求』、『文選』などによって、繰り返して曹植の文才の高ことを覚えたのではないかと考えられる。

⑪ 四〇一 相如題柱

古注本が残存しないため、旧注と徐注だけを確認した。徐注は『漢書』と旧注をともに挙げているが、『漢書』からの引用部分には標題通りの内容が見られない。そのため、徐注が旧注から引用した内容だけを掲げることにした。

旧注云、蜀城北七里有昇仙橋。相如題其柱曰、大丈夫不乘駟馬車、不復過此橋。

（旧注に云く、蜀城の北のかた七里に昇仙橋有り。相如 其の柱に題して曰く、大丈夫 駟馬車に乗らずんば、復た此の橋を過ぎずと。）

とある。徐注は旧注を引用して、司馬相如が蜀から長安に向かい、「昇仙橋」を通り過ぎた時、その柱に「駟馬車のような立派な車に乗る人にならなければ、二度とこの橋を通らない」との題言を残した話を記載している。『江吏部集』にはこの故事を踏まえる詩文が二例見られる。

乞巧慙天可許、徘徊自耻馬卿橋。

(巧を乞ふこと慇懃なり 天許すべし、徘徊して自ら耻づ 馬卿の橋に。)

到此蜘蛛先有意、題橋欲繼馬卿蹤。
(二〇)「七夕守」庚申 同賦織女理「容色」応以編製高録「

(此に到りて蜘蛛して先に意有り、橋に題して馬卿の蹤を繼がんと欲す。)

(四八)「橋上歌」馬同作中

「徘徊自耻」馬卿橋」の一句は寛弘六年(一〇〇九)の七夕の内裏庚申詩宴で、匡衡が「織女理「容色」」を詩題として詠んだ句題詩の尾聯の下句であり、自分の心境を明かす述懐の部分である。大意は、七夕の夜に織姫に懇ろに巧を乞えば、賜ってくれるだろう。自分は今低い官位にさまよい、司馬相如が通り過ぎる時に大きな抱負を誓った昇仙橋に恥ずかしく思っている、とのことである。「馬卿橋」の語は前述した司馬相如の故事を踏まえることに違いない。この一首は応製詩であるため、天皇の御前で作ったものである。匡衡は「天」と仰がれる天皇に向かつて、自分の出仕する意思を吐露したものであると言えよう。

「題」橋欲「繼」馬卿蹤」の句は匡衡が藤原道兼の粟田別荘の障子絵に賦した詩作十五首の第三首目の結句である。詩題「橋上歌」馬」にある「橋」「馬」という事象から、司馬相如の故事が想起されたと考えられる。この一句からも、匡衡が司馬相如の跡を受け継いで、彼のように大志を抱き、高官になりたい意思が読み取れる。

司馬相如のこの故事は類書『芸文類聚』『白氏六帖事類集』『太平御覧』にも採録されている。

蜀城十里有昇仙橋。送客觀司馬相如初入長安、題其門曰、不乘駟馬赤車、不過汝下。

(蜀城 十里有昇仙橋有り。送る客が觀るに司馬相如初めて長安に入り、其の門に題して曰く、駟馬赤車に乗らずんば、汝の下を過ぎずと。)(『芸文類聚』「門」『華

陽国志』を引用)

漢司馬相如、字長卿。蜀郡北有昇遷橋。相如往長安、乃題橋柱曰、丈夫不乘駟馬高車、不過此。遷中郎果如志。

(漢司馬相如、字は長卿。蜀郡の北に昇遷橋有り。相如 長安に往き、乃ち橋の柱に題して曰く、丈夫 駟馬高車に乗らずんば、此を過ぎずと。中郎に遷りて果して志の如きなり。)(『白氏六帖事類集』「志節」)

昇仙橋、在成都東北十里。即司馬相如題橋柱曰、不乘駟馬高車、不復過此橋。

(昇仙橋、成都県の北十里に在り。即ち司馬相如 橋柱に題して曰く、駟馬高車に乗らずんば、復た此の橋を過ぎずと。) (『太平御覽』「橋」 『華陽国志』を引用) 『芸文類聚』の記事は、『蒙求』の旧注に記された司馬相如が昇仙橋の柱に題言を残した話と異なり、長安の門に題字をしたとしている。これによって、匡衡の句は『芸文類聚』の話を踏まえて詠んだものではないことが明らかである。

『白氏六帖事類集』の記述は『蒙求』の旧注に記された「昇仙橋」と違い、「昇遷橋」となっている。匡衡の詩句には橋の名が登場していないため、『白氏六帖事類集』の受容は否めないだろう。四十八番詩は正暦年間(九九〇〜九九五)に作成されたものであり、製作時期から見れば、匡衡が『太平御覽』(九八三年成立)を見た可能性は低いと推定できる。一方で、『蒙求』での標題は「相如題_レ柱」とあり、注文にも「題_二其柱_一」とあるが、匡衡は四十八番詩では「題_レ橋」の語を用いている。「題_レ橋」の語は、唐代の詩文に散見される。

題橋未展相如志、叩角誰憐寧戚歌。

(橋に題するも未だ相如の志を展べず、角を叩くも誰か寧戚の歌を憐れむ。)

(李中「投_レ所_レ知」)

題橋每相如志念、佩印当季子榮期。

(橋に題すれば毎に相如の志を念ひ、印を佩びれば当に季子の榮を期すべし。)

(杜荀鶴「遣_レ懷」)

などの詩作が挙げられる。この点で言えば、匡衡が『蒙求』を通じて司馬相如の故事を受容した可能性のあるものの、彼が詩文製作時には必ずしも『蒙求』の表現を忠実に用いたのではなく、後に学んだ中国の詩文の影響も受けていたと考えられる。

⑫ 五四九 董遇三余

古注、徐注は『魏略』、旧注は『魏志』を出典としているが、現存する『魏志』には標題通りの内容が見られない。真福寺本には、

魏略曰、董遇字季真、善左氏伝。従学者云、苦渴無日、遇言、当以三余。或問三余之意。遇言、冬者、歳之余、夜者、日之余、陰雨、月之余也。

(魏略に曰く、董遇 字は季真、左氏伝を善くす。学に従ふ者云く、日無きに苦渴すと。遇言へらく、当に三余を以てすべしと。或ひと三余の意を問ふ。遇言へらく、

冬は、歳之余、夜は、日の余、陰雨、月の余なりと。）

とある。董遇は学生に「書物を読む日がなくて悩んでいる」と言われた時、「三余」を利用すべきであると答えた話である。『江吏部集』には「三余」を詠み込んだ詩文は二例見られる。

北堂累代三余学、東閣長男一卷師。

（北堂 累代 三余の学、東閣の長男の一卷の師。）

（四四「秋日東閣林亭即事」教）

当夏雨之不晴、乘三余以命文資。

（夏雨の晴れざるに当りて、三余に乗じて以て文資に命ず。）

（一〇三「七言初夏陪員外藤納言書齋同賦樹色雨中暗」以藤納言教詩一首藤納言）

「北堂累代三余学」の句は寛弘四年（一〇〇七）九月二十三日^とに、左大臣藤原道長邸で作った一首の頸聯の上句である。この一聯の意は、匡衡は学問家大江家の累代の家風を受け継いで、「北堂」こと大学寮で時を惜しんで勉学に励み、また道長の長男頼通にも師として教授していた、とのことである。董遇の名は出ていないものの、「三余の学」の表現によって董遇の話を踏まえていると推定できる。

「乘三余以命文資」の句は製作年次が分からないが、「藤納言」こと藤原頼通の書齋で「樹色雨中暗」を詩題として作った詩序による。意は、「藤納言」は夏雨が降り続く中、「三余」を利用して、文士に詩文を賦させた、とのことである。「夏雨」の語により、こここの「三余」の意は董遇が言った「陰雨、月之余」のことを踏まえていると言えよう。

董遇のこの故事はほかに『芸文類聚』「冬」の項目、『白氏六帖事類集』「冬」の項目に記載され、『文選』所収の任昉「天監三年策秀才文」の、

雖日万機、早朝晏罷、聴覽之暇三余靡失。

（一日に万機あり、早く朝して晏く罷むと雖も、聴覽の暇三余を失ふこと靡し。）

の句の李善注にも見られる。匡衡は『魏略』を読んだかどうかは不明である。だが、『蒙求』『芸文類聚』『白氏六帖事類集』『文選』は匡衡が接した書物であるため、匡衡が董遇の故事を繰り返して受容した可能性があると言えよう。

おわりに

以上、『江吏部集』所収の匡衡の詩文における『蒙求』関連の故事四十七例の中、『蒙求』の注文に挙げた出典は「匡衡の受容状況の不明な書物」である十三例を挙げて検討してきた。十三例はいずれも匡衡が『蒙求』だけによって故事を受容したことを実証できなかった。それは、『蒙求』は匡衡の幼学段階の書物であり、その知識は後の勉学によって上書きされたことによるものであると考えられる。

十三例の中で、「呂望非熊」「匡衡鑿壁」「魯般雲梯」「甯戚扣角」「相如題柱」「子建八斗」「陳思七步」の故事については、その故事と関連のある表現は匡衡の詩文に見られるが、匡衡が後に接した三史(『史記』『漢書』『後漢書])、『文選』類書、中国の詩文などに依拠した、『蒙求』に見られない表現も詩文に取り入れられた。それは匡衡が大学寮時代及び後に受けた本格的な儒学者教育により、詩文作成の視野が広げられ、表現や詩想がさらに充実されたことを示唆していると言えよう。また、「孫敬閉戸」の故事と関連がある表現により、匡衡が日本の漢詩文の影響を受けた痕跡も認められる。

「孫敬閉戸」「孫康映雪」「丁固生松」「蔡邕倒屣」「武陵桃源」「董遇三余」などの故事に関しては、匡衡の詩文にはこれらの故事と関連がある表現は見られるが、故事の主人公の名は見えない。それは故事に依拠する表現が定着して、平安朝の知識人の間で共有されていた常識となったためだろう。

匡衡の詩文の中で、故事は句題詩序や句題詩に詠み込まれたものが多い。それは句題詩では、詩題を敷衍し、展開させるために、故事が必要不可欠な部分であるからだろう。匡衡は詩題にある事象を古人の故事に託して詠じているが、時には故事のモチーフに触れず、表現だけを引用して、駆使している傾向が読み取れる。

¹⁾ 都良香(八三四〇八七九)には、「八月廿五日第四皇子於_レ披香舍_レ從_二吏部郎_一橘侍郎広相_一始授_二蒙求_一、便引_二文人_一命_レ宴賦_レ詩_一」(『本朝文粹』卷九)を題とする詩序がある。それによると、清和天皇の第四皇子貞保親王(八七〇〇九二四)は元慶二年(八七八)八月二十五日に、九歳にして橘広相に『蒙求』を学び始めたという。また、『日本三大実録』貞観十七年四月二十三日の条に、「皇太子始誦_二千字文_一」と見られる。それによると、貞明親王(後の陽成天皇)が『千字文』を勉強していたことが分かる。

²⁾ 山田孝雄氏「蒙求と国文学」(『国学院雑誌』第16巻、1969年)、山岸徳平氏「中世説話の大陸的素材―蒙求及唐物語と蒙求和歌について」(『国語と国文学』一九四一年十月)、早川光三郎氏「蒙求の影響ノート」、『蒙求の影響ノート』統撰書一、「蒙求の影響ノート(統二)」(『滋賀大学文学部紀要』人文科学・社会科学』13、14、15、一九六三〇五年)、「蒙求の影響ノート(統二)」(『滋賀大学教育学部紀要』人文科学・社会科学

学・教育科学』16、一九六九年)を参照。

大曾根章介氏「世説新語と日本古典」(日本漢文学論集第三卷、汲古書院、一九九九年七月)を参照。

標題番号は早川光三郎氏『新釈漢文大系』蒙求(明治書院、一九七三年八月)を参照。『蒙求』一一六「揚雄草玄」は匡衡の詩文に揚雄の名前が現れ、繋がりを持つているが、引用箇所が違いため、ここで検討しない。

早川光三郎氏『新釈漢文大系』蒙求(明治書院、一九七三年八月)「蒙求解説」を参考する。

相田満等「台湾故宮博物館蔵本『蒙求』」影印・訓釈・簡注―自王戎簡要(1)至田横感歌(20)(平成十五年度、十八年度 日本学術振興会科学研究補助金基盤(2)、二〇〇七年二月)、相田満氏「幼学書のひろがり―台湾故宮博物館蔵平安期古鈔本『蒙求』の意義と特質」(『東洋研究』大東文化大学東洋研究所、二〇一五年・月)を参照した。

注文は池田利夫編『蒙求古註集成』(汲古書院、一九八九年一月)、敦煌研究院蔵『蒙求』(甘肃藏敦煌文献編委會編『甘肃藏敦煌文献』第一卷、甘肃人民出版社、一九九九年)より引用した。

現存する唐代に編纂された『晋書』には嵇康のこの故事は見えない。

旧注の引用は、「晋孫楚、字子荆」で始まっているが、書名を挙げていない。以下にも同じようなことが見られる。このような場合は出典が明記されていないこととする。

10 「陳蕃下榻」(四九二)とは、後漢の陳蕃は楽安太守であった時に周璆を、予章太守であった時に徐穉を礼遇し、二人のために特に腰かけを用意しておき、二人が帰ったら腰かけを上に掛けておいたとのことである。「江吏部集」九十九番詩「冬日同賦琴酒因客催」には、「下榻」ではなく、「解榻」とある。白居易の『白氏六帖事類集』や彼の詩文にも、「解榻」とあるため、白居易を含む中国詩文の影響が考えられる。

11 『御堂閔白記』寛弘五年五月一日の条に、「一日、庚申。内蔵守為非時。守庚申、有作文。夏夜池台即事」とある。

12 『文韜』は「武韜」「虎韜」「豹韜」「龍韜」「犬韜」と並んで、兵法書である『六韜』とされている。

13 木戸裕子氏「大江匡衡と仏教―『冬日登天台即事』詩を中心として」(『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』)、鹿児島県立短期大学、一九九二年十二月)を参照。14 この一句は『増訂中国学術名著 第一輯 中論』(世界書局、一九七五年)から引用した。

15 『初学記』には、「文王遇下姜公於渭水、執竿而釣、文王得之、灼若披雲而見、白日、霍若開霧而視、青山」とある。『白氏六帖事類集』には、文王遇下姜公於渭水、執竿而釣、文王得之、若披雲見日月、如開霧而視青天」とある。

16 「匡鼎」の理解方に意見が分かれている。『漢書』顔師古注によると、服虔は「鼎猶言鼎也、若言匡且来也」と解釈し、応劭も「鼎、方也」と言い、「鼎」を助辞と理解している。一方で、張晏は「匡衡少時字鼎」と言い、『西京雜記』にも「鼎、衡小名也」とあり、「鼎」を匡衡の幼名と理解している。ここでは、言うまでもなく(大江)匡衡も「匡鼎」を漢の匡衡の名前として受け止めていたのである。

17 『芸文類聚』は『後漢書』から引用するとしているが、『後漢書』には孫敬の話が見えない。

18 「月」と辺塞のことを、首に詠みこむのは、『江吏部集』の七番詩「七言秋夜陪右親衛員外垂相亭子守庚申同賦秋清月露深詩一首」にも見られる。

19 鄒陽の「於獄中上書自明」には、「故百里奚乞食於路、繆公委之以政。甯戚飯牛車下、而桓公任之以國」とある。

20 『後漢書』党錮列伝「李膺伝」には、「是時、朝廷日乱、綱紀頽弛。膺獨特風裁、以声名自高。士有被其容接者、名為登龍門」と記されている。

- ²¹ 『御堂閑白記』寛弘四年三月三日の条に、「三日、庚子、有曲水之会：新中納言・式部大輔兩人出詩題。式部大輔出因流泛酒。」とある。
- ²² 『御堂閑白記』寛弘六年七月七日の条に、「七日、庚申：可有御庚申事、可参者：有作文、題為織女理容色」とある。
- ²³ 旧注、徐注『蒙求』には、「陰雨、時之余也」となっている。
- ²⁴ 『御堂閑白記』寛弘四年九月二十三日の条に「作文、題林亭即事」とある。

第二部

中国の詩文との比較研究

第一章 大江匡衡の「九月尽」詩と潘岳「秋興賦」の関わりについて

はじめに

「九月尽」は「三月尽」と相対し、秋を春と並ぶ良い季節と認め、それが過ぎ行くのを惜しむ思いを詠じる文学的題材である。「九月尽」を詠む作品は唐詩にはわずか四首見られるに過ぎないが、平安朝漢文学では一つの部立として確立されるほど独自の発展を遂げている。日本における「九月尽」詩の発生の経緯、作品群の特徴については、すでに太田郁子氏、北山円正氏、周防朋子氏、新間一美氏などの論考に詳しい。中国詩文では「九月尽」が文学素材となりにくい原因について、太田氏は、それが戦国末の宋玉の「九弁」と晋の潘岳の「秋興賦」によつて定着した秋を悲しむという伝統的な季節感にあると論じた。これによつて、秋を惜しむ「九月尽」という詩的題材と中国文学における秋を悲しむ季節感との齟齬が明らかにされた。

日本の「三月尽」詩、「九月尽」詩を考察する先行論はいずれも『和漢朗詠集』（一〇一八年頃成立）を取り上げている。それとほぼ同じ頃に成立した匡衡の漢詩文集『江吏部集』（一〇一二年頃成立）にも「九月尽」の部立が現れていた。『江吏部集』には「三月尽」の部立はないが、「九月尽」の部立には「九月尽」詩が三首収録されている。その三首のうち、二十四番詩「九月尽日於秘芸閣」同賦「秋唯残一日」詩一首、二十五番詩「九月尽日同賦」送「秋筆硯中」応「製一首」の二首の詩文に潘岳と「秋興賦」を登場させている。前述したように、日本で盛んに詠まれた「九月尽」の主題は中国伝来の悲秋観念の象徴である潘岳とその「秋興賦」とは本質的に相容れないものとされている。二つの詩的題材がどのように匡衡の詩作のなかに詠み込まれたのかは、一つの課題として浮かびあがる。本稿では、漢詩における「九月尽」詩の発展経緯に目を向けながら、匡衡の詩文における潘岳「秋興賦」との関わりを考察し、匡衡の「九月尽」詩の有り様を究明したい。

一 唐詩における「九月尽」詩

「九月尽」は唐代までの中国詩文には詠み込まれていない。唐詩には宋之間の「上陽宮侍宴応製」、杜甫の「秋尽」、「大曆二年九月三十日」、元稹の「賦得九月尽」との四首が見られ、「九月尽」を暦月意識によつて秋の終わりとして捉えている。中には、秋への思

いを表す詩句も見られる。その例として、

為客無時了、悲秋向夕終。（客と為りて了る時無く、悲秋 夕に向んとして終わる。）

（杜甫「大曆二年九月三十日」）

潘安過今夕、休詠賦中愁。（潘安 今夕を過ぐれば、賦の中の愁ひを詠むを休めん。）

（元稹「賦得九月尽」）

という詩句がある。杜甫の例句は七六七年の九月三十日に、自分の境遇に触発されて詠んだ一首の首聯である。「悲秋」はもの悲しい秋の意であり、杜甫の秋への思いを明らかにしている。秋が終ると、杜甫の悲しみも和らぐのであろう。元稹の「賦得九月尽」は尾聯で、悲秋の名作「秋興賦」で愁いを詠じた潘岳を取り入れて、秋が終わると、潘岳も秋を悲しむことはないだろうと述べ、秋の終わりと悲秋情緒の終りを結びつけて、斬新な発想を詠出した。

こうして、「九月尽」を詠む中国詩文では、「悲秋」の基調は変わらない。秋は悲しむべきものであるという命題の裏から捉え、秋の終わりが憂愁の終結を意味するという詩想が生まれてきたのである。これで、「九月尽」は潘岳と「秋興賦」など「悲秋」に関わる詩材を一首の中に詠み込むことが成り立ったのである。

二 日本漢詩における「九月尽」詩の発生と潘岳の「秋興賦」

太田氏、北山氏が指摘したように、日本漢詩における「九月尽」詩は、元慶七年（八八三）に菅原道真（以下は道真と略す）によって初めて催された九月尽日の詩宴が初出である。当時の道真の詩序には、

仲秋翫月之遊、避家忌以長廢。九日吹花之飲、就公宴而未遑。

（仲秋 月を翫ぶの遊は、家忌を避けて以て長く廢せらる。九日 花を吹くの飲は、公宴に就きて未だ遑あらず。）

（一二六「同三諸才子」、九月三十日、白菊叢辺命飲」。『菅家文章』卷二）

とあり、菅家廊下で行われていた恒例の八月十五夜の宴は道真の父親是善の薨去によって停廢し、九日も重陽の公宴に参加したため、菅家廊下で詩宴を開くことができなかつたと、九月尽日の詩宴が創始されるまでの背景を示した。そこで、詩題にいうように、九月三十日に、白菊の叢のほとりで門人たちと詩宴を開いたのである。「吹花之飲」は花を浮かぶ酒

を飲むことであり、ここでは、道真と門人と菊花を浮かべる酒を飲んでいたことを示唆していると言えよう。道真は詩文の中で、

白菊生於我室虚（白菊 我が室の虚に生ひ）

残秋一夕又閑余（残秋の一夕又た閑余あり）

浅深淵醉花鰓下（浅深の淵醉 花の鰓の下）

取楽何求在藻魚（楽しみを取るに 何ぞ藻に在る魚を求めん）

と詠じた。「残秋一夕」とは正に「九月三十日」のことである。「浅深淵醉花鰓下」の一句から、道真は門人たちと一緒に白菊の叢辺で菊を賞翫し、宴会を楽しむ様子が窺える。現存する道真の詩作の中には「九月尽」詩が五首見られる。その詩題を以下に掲げる。

「同諸才子、九月三十日、白菊叢辺命飲。各加小序、不_レ過_二五十字_一。」

（二二六『菅家文章』卷二 元慶七年（八八三））

「閏九月尽、燈下即事、応_レ製」（三三六 同卷五 寛平二年（八九〇））

「暮秋、賦_二秋尽_一、菊、応_レ令」（三八 同卷五 寛平六年（八九四））

「九月尽日、題_二残菊_一、応_二太上皇製_一」（四六一 同卷六 昌泰二年（八九九））

「九月尽」（五一二 『菅家後集』 延喜二年（九〇二））

五首ある中、詩題で菊を詠じることを明らかにしたのは三首あり、残りの二首も詩句の中に菊を詠み込んでいる。これによって、詠まれ始めた頃の「九月尽」詩と菊を賞翫する営みとの関係の深さが看取される。

「九月尽」詩のこの特徴は匡衡も熟知していた。匡衡は『江吏部集』『神道部』に収録された五十一番詩「九月尽日侍_三北野廟_一」各分_二一字_一一首の起句・承句では、

昔携_二白菊叢_一邊露（昔携ふ白菊の叢辺の露）

今宴_二青松野_一外煙（今宴す青松の野外の煙）

と詠じた。起句の後の割注に「菅家文章有_二九月三十日白菊叢_一邊小序、今有_レ所_レ感」とあることから、匡衡は北野廟で道真を偲んで、前述した九月尽日の詩宴の発足時に道真が作った詩序を思い起こし、この一句を詠じたことが分かる。匡衡は「九月尽」詩の発生経緯を十分知っていて、日本における「九月尽」詩の本質をよく理解していたと考えられる。『本朝麗藻』『神祇部』には、匡衡の一首と同じ詩題で詠まれた高階積善（生没年不詳）の序文、藤原為時（生没年不詳）と源孝道（生年不詳一〇一〇）の詩文が収録されている。

る。源孝道の詩の起句・承句には、

管絃商曲将秋暮 (管絃 商曲 将に秋 暮れんとす)

詩酒新声与古通 (詩酒 新声 古と通ず)

とあり、秋が暮れようとする時期に詩宴を開き、宴会での詩酒や新曲の趣は道真の昔と相通ずるものであるとしている。ここでいう「古」も道真が主催した九月尽日の詩宴のことを指すだろう。匡衡ら四人のほかにこの詩宴に出た文人がいたかどうか、どのような詩文を作ったかは不明であるが、当時の文人は匡衡と同じく、道真の作品をよく知っていたものと推測される。

菊を愛で楽しむ詩宴から発足した「九月尽」詩は変容を見せながら発展していた。道真の師たる島田忠臣(八二八〜八九二)は「九月晦日各分_二一字_一得_レ迷_二」_二で、

遑遑不息又棲棲 (遑遑として息はず又た棲棲たり)

風転飛蓬客意迷 (風 飛蓬を転ばして客意迷ふ)

潘岳夜来心穩睡 (潘岳 夜来心に穩かに睡るべし)

秋過無復兩眉低 (秋過ぐれば復た兩眉低ること無からん)

と詠じた。北山氏の論考によると、この一首は寛平元年(八八九)、道真が讃岐守に赴任している間、都に残された菅家廊下の門人たちが催した詩会で作られたものであるという。

この一首は前述した道真の「九月尽」詩と違い、「菊」との関連性を認められない。転句、結句では、島田忠臣は秋が過ぎれば、秋の愁いを詠った潘岳も愁いがなくなり、穩やかに眠れるだろうと詠じ、前述した元稹の「賦_二得_レ九月尽_一」詩の影響を受けたと考えられる。

また、道真が開いた最初の九月尽日の詩宴にも出席し、詩序を残した紀長谷雄(八四五〜九一二)は延喜二年(九〇二)に開かれた宮中の詩宴に「九月尽日惜_二残菊_一、応_レ製_二」(『本朝文粹』卷十一)を題とする詩序を作り、中には、

潘郎寓直、雖緩愁惱之心 (潘郎の寓直、愁惱の心を緩くすと雖も)

陶令閑居、難堪凋落之思 (陶令の閑居、凋落の思ひに堪へ難し)

の二句が見える。たとえ秋に愁いを抱えながら宮中に仕えた潘岳は九月尽日になって、悩みがおさまり、心が落ちついたとしても、菊を愛していた陶淵明は隠居している間、凋落していく菊を惜しむ思いが抑えきれないだろうと、残菊を惜しむ心情を伝えている。「潘郎寓直」は潘岳「秋興賦」の序文の冒頭にある、

晋十有四年、余春秋三十有二、始見二毛。以太尉掾兼虎賁中郎將、寓直于散騎之省。

（晋の十有四年、余 春秋 三十有二、始めて二毛を見る。太尉掾を以て虎賁中郎將を兼ね、散騎の省に寓直す。）

によるものである。「愁悩の心」は潘岳が秋に託して訴えた官僚生活の愁いのことである。

「潘郎寓直、雖^レ緩^ニ愁悩之心^ニ」の一句は、潘岳の従来のイメージを受けついで、秋が終わることよって、潘岳の愁いもおさまるだろうと、島田忠臣と同じ詩想を詠っている。

道真が菅家廊下を留守にした間、元稹が考案した潘岳を「九月尽」詩に詠み込む詩想は菅家廊下の門人の間で共有されていただろう。

白詩圏文学を積極的に受容した菅家廊下の主宰者道真はおそらく元稹の「九月尽」詩を知っていたはずである。道真が九月三十日に詩宴を主催したのは元稹の「九月尽」詩の影響ではないかと考えられる。しかし、道真が寛平二年（八九〇）に讃岐国守の任を終え都に戻った後で詠んだ「九月尽」詩にも、元稹の「九月尽」詩同様の発想は見えない。一方で、道真の詩文には潘岳が登場しているものもある。

我老於瀟一十年、二毛何処甚留連。

（我 潘よりも老いること一十年、二毛 何れの処にか甚だ留連したる。）

（一九四「始見二毛」『菅家文章』巻二）

早衰蒲柳雖回顧、初見春秋已過潘。

（早く衰ふる蒲柳は同じく顧みると雖も、初めて見る春秋は已に潘を過ぎたり。）

（三〇一「白毛歎」『菅家文章』巻四）

詩題から二首とも道真が白髪を見た感慨を述べるものであることが分かる。前者は「潘」「二毛」という表現から、前に挙げた「秋興賦」の序文の冒頭の一句を踏まえたことが分かる。道真は、自分が潘岳よりも十歳年長の四十二歳になってはじめて「二毛」すなわち白髪が生え、この十年間現れていなかった白髪はどこに留まっていただろうと述べている。その続きで、転句、結句は、

当初不見今初見、為是愁多臥海墻。

（当初見ざりしに今初めて見る、是れ愁ひ多くして海墻に臥するが為なり。）

とあり、潘岳がいう三十二歳の当時には見えなかった白髪が今になってはじめて見たのは、愁いが多く、僻地の海辺で生活しているからであると、愁いのあったことを明らかにした。

後者は前者に類似し、初めて白髪を見た時はすでに潘岳の三十二歳を超えていたと述べている。このように潘岳の年齢を比較の基準とする詠み方は、白居易の、

逢秋莫嘆須知分、已過潘安三十年。

(秋に逢ふも嘆くことなく、すべからず須く分を知るべし、已に潘安を過ぐることに三十年なり。)

(三〇八一「涼風嘆」、『白氏文集』)

過潘二十歳、何必更愁悲。

(潘を過ぐることに二十歳、何ぞ必ずしも更に愁悲せん。)

(二四二八「池上早秋」、『白氏文集』)

などの詩句にも見られる。道真は白詩の影響を受けて、潘岳を秋の愁いと関連づけながら、三十二歳のシンボルとして捉えていたと言える。

こうして、道真は潘岳を秋の愁いの象徴として取り扱っていたため、菊を賞翫し、秋を惜しむ「九月尽」詩には詩的素材として異質な潘岳を詠み込まなかつたのであろう。彼が地方にいた間、菅家廊下の門人たちは元稹の詩文の影響を受けて、潘岳を「九月尽」詩に詠み込んだが、根本的には道真と同じ捉え方であった。時代が更にくだつて、源順(九一―九八三)は「九月尽日於三仏性院 惜秋」(『本朝文粹』卷第八)では、

主客納言相談曰、今日非九月尽乎。雖誠玉燭宝典・金谷園記、不載其文、不伝其美、

然猶清風朗月之興、潘子宋生之詞、尽於今宵矣。何不相惜哉。

(主客納言相ひ談じて曰く、今日 九月尽に非ずや。誠に玉燭宝典・金谷園記と雖も、

其の文を載せず、其の美を伝えず、然れども猶ほ清風朗月の興、潘子宋生の詞、今宵に尽く。何ぞ相ひ惜しまざらんやと。)

と記した。隋代の杜台卿の『玉燭宝典』と唐代の李邕の『金谷園記』など中国の歳時習俗を記す書籍に九月尽日の記述は無いが、今宵を限りに「清風朗月」など秋の興趣を湧かす風物がなくなると、秋を詠んだ潘岳と宋玉の文章も意味を失うから、惜しまざるをえないという感興を詠っている。源順が言う「潘子宋生之詞」とは秋を詠む作品の集大成である潘岳の「秋興賦」と宋玉の「九弁」を指すことは言うまでもない。源順は「九月尽」を「美」を持つものとし、潘子宋生の詞を「清風朗月の興」といった秋の興趣と、対句の形で惜秋の理由として挙げた。ここでの「潘子」は、前述した元稹、道真、島田忠臣、紀長谷雄の詩文に詠まれた愁いを抱えた潘岳のイメージに連なり、秋の感興を巧みに表現でき

る文人として捉えられていたのである。新聞氏が『千載佳句』『秋興』の部に収録された詩句に基づいて、「好ましいと思う感情、悲しい感情、どちらであつても感動することが「興」であるともいえよう」²¹と指摘したように、ここでの「潘子宋生の詞」なる語は、秋の興趣を詠じる素晴らしい作品を意味すると考えられる。このように、「九弁」と「秋興賦」は秋の感興を詠む名作として、日本文学における「九月尽」という題材と融合したのである。

三 匡衡の「九月尽」詩と潘岳の「秋興賦」

道真によつて内輪で開かれた九月尽日の詩宴は宮中の詩宴となるまで発展しつつあり、「九月尽」詩も広く貴族社会で詠まれていた。だが、現存している作品は少なく、その詳細を把握することができない。一方、匡衡の『江吏部集』では、「九月尽」詩はより完全な形で「九月尽」の部立に収録されている。その詩題を見ると、

〔二二〕「九月尽日惜秋言」志

制作年次不明

〔二四〕「九月尽日於秘芸閣同賦秋唯残一日」詩一首 寛弘八年（一〇・一）か

〔二五〕「九月尽日同賦送秋筆硯中」応製一首 長保元年（九九九）

三首とも九月尽日に作られた作品である。詩題に「惜秋」「秋唯残一日」「送秋」といった表現から、いずれも秋を惜しむ気持ちをこめて詠まれたものであることが分かる。三首の中、二十四番詩「九月尽日於秘芸閣同賦秋唯残一日」詩一首、二十五番詩「九月尽日同賦送秋筆硯中」応製一首の二首の詩文に潘岳と「秋興賦」を登場させている。時代順にまず、二十五番詩を見てみたい。その創作背景については、序文に、

夫本朝者詩国也。文章昌則主寿、礼楽興則世治。

是以聖上亦万機余閑、九月尽日送残輝於筆硯之中、縦勝賞於旒辰之下。

承恩者月卿、其人瑩清才而高歩。応喚者風客、不幾蓄逸韻而近陪。

（夫れ本朝は詩国なり。文章昌んれば則ち主寿、礼楽興れば則ち世治まる。

是を以て、聖上も亦た万機の余閑、九月尽日に残輝を筆硯の中に送り、勝賞を旒辰の下に縦にしたまふ。恩を承くる者は月卿、其の人 清才を瑩きて高く歩む。喚に應ずる者は風客、幾ばくならずして逸韻を蓄へて近く陪す。）（第一段）

方今謝金廳兮耳驚、惜玉露兮目送。

不欲登山、只案轡策于文峯之雲。不要臨水、只任舟楫於詞江之浪。

遂使紅葉頻散、染鷗距而追隨。玄英欲來、当龜首而交替者也。

(方に今 金颺に謝されて耳 驚き、玉露を惜みて目で送る。)

山に登らんと欲せず、只だ轡策を文峯の雲に窠わふ。水に臨むを要めもとず、只だ舟楫を詞江の浪に任す。遂に紅葉をして頻りに散り、鷗距を染めて追隨せしむ。玄英をして来たらんと欲し、龜首に当りて交替せしむものなり。)

(第二段)

昔晋十有四年、潘岳兼虎賁以作秋興賦。

今宝曆十有四年、匡衡近龍顔以献秋興詩云爾。謹序。

(昔 晋の十有四年、潘岳 虎賁を兼ねて以て秋興賦を作る。)

今 宝曆十有四年、匡衡 龍顔に近づきて以て秋興詩を献ずと云ふこと爾り。謹しみて序す。)

(第三段)

とある。一条天皇が秋の最後の日にあたる「九月尽」の日に、文人を集め、「送_二秋筆硯中_一」という詩題で詩を作らせたことを明らかにした。句題の「送_二秋筆硯中_一」は出典が不明であり、題者匡衡が考え出したものであると考えられる。「筆硯」は詩文を意味し、この句題は擬人化の手法で、詩文を通じて秋を見送る趣旨を伝えている。この詩序は句題詩の詩序であり、句題詩序の構成方法によって成り立っているため、三段に分けて見たい。

第一段では、詩宴の基本情報を記した。句題「送_二秋筆硯中_一」の語句を取り入れ、一条天皇が政務の合間に九月尽日の宴を主催し、「月卿」「風客」などの公卿や文人を召集して、秋の風物を愛で楽しみ、過ぎ去る秋を見送る場面を、賞賛の表現を交えて描出した。

第二段では詩題を敷衍している。「謝_二金颺 兮耳驚、惜_二玉露 兮日送_一」は単対であり、「金颺」は秋風、「玉露」は露のことで、句題にある「秋」を表現している。「驚」の語は、元稹の詩句、

秋来寥落驚風雨、葉滿空林踏作泥。(秋来りて寥落として風雨に驚き、葉 空林に満ちて踏みて泥と作す。)

(「野狐泉柳林」)

や藤原敏行の和歌、

秋来ぬと目にはさやかに見えねども 風の音にぞおどろかれぬる。(一六九『古今和歌集』秋上)

に見られるように、秋風の音によって秋の到来に驚き知らされる意で多く使われるが、ここでは、秋の終わりに秋風の別れを告げるような音に驚く意で使われている。この一句は、

九月尽日に秋の過ぎ去ることにハッと気付いて、秋露という秋の代表的な風物を惜しみながら秋を見送ることを述べ、「送_レ秋」には「惜_レ秋」の気持ちが詠み込まれていることを示唆した。

「不_レ欲_レ登_レ山、只案_二轡策于文峯之雲。不_レ要_レ臨_レ水、只任_二舟楫於詞江之浪。」の句の構成は上四下九の隔句対であり、破題の句と言えよう。「送_レ秋」の行動について、匡衡は「不_レ欲_レ登_レ山」「不_レ要_レ臨_レ水」という表現を使った。「登_レ山」「臨_レ水」は潘岳の「秋興賦」にも引用された宋玉の「九弁」にある、

悲哉、秋之為氣也、蕭瑟兮草木搖落而變衰、慄慄兮若在遠行登山臨水送將歸。

（悲しきかな、秋の気たるや、蕭瑟として草木揺落して変衰し、慄慄として遠行に在りて山に登り水に臨み將に帰らんとするを送るが若し。）

との字句による言葉である。宋玉は秋の愁いを「遠くを旅する旅人が、同行する友人が故里に帰ろうとする時、山に登り、川に臨んで見送り、今まさに帰ろうとする、その時の悲しみのである」と譬えて説いた。潘岳はそれを更に展開し、

夫送歸懷慕徒之恋兮、遠行有羈旅之憤。臨川感流以歎逝兮、登山懷遠而悼近。彼四感之疚心兮、遭一途而難忍。

（夫れ帰らんとするを送れば、慕徒の恋を懷き、遠行すれば羈旅の憤有り。川に臨みては流れに感じて以て逝くを歎き、山に登りては遠きを懷ひて近きを悼む。彼の四感の心を疚ましむるは、一途に遭ひて忍び難し。）

と詠じ、秋の悲哀を四つの愁い「四感」が一斉にやってくるようなものであるとしている。宋玉や潘岳の語句の影響で、「登_レ山」「臨_レ水」は友人を見送る時の行動とされていた。

「不_レ欲_レ登_レ山」「不_レ要_レ臨_レ水」とは、友人を見送るような行動を取らない意である。この発想は中国の詩文に見いだせなかったが、道真の「惜_レ春絶句」（新撰道山 朝二開道山 新撰道山）（三四五）『菅家文章』巻五）詩に見られる。道真は、

送却鶯花心地迷、何須臨水也登山。

（鶯花を送却して心地迷ひ、何ぞ水に臨みは山に登らんことを須あん。）

と、春の代表的な風物鶯と花を見送って心は惑うばかりであるため、水に臨み山に登って春を見送ることもないと詠じた。新聞氏は、「枇杷殿の庭園は見事でわざわざ洛外の山や川まで行って見送ることもない」という解釈を提示し、この一句は『新撰朗詠集』「三月

尽」の部所収の兼明親王の句「花落鶯啼携未_レ別、登_レ山臨_レ水送将_レ帰」と共通して、「潘岳の「秋興賦」と関わりがある」と指摘している¹⁰⁾。これを要するに、「登_レ山」「臨_レ水」は宋玉や潘岳の賦からきた表現であり、匡衡がその影響を受けてはいるが、「不_レ欲_レ登_レ山」「不_レ要_レ臨_レ水」という表現は、匡衡が道真の発想を翻案して詠んだものであると言えよう。

彼は「登_レ山」「臨_レ水」という行動を取らないと述べたものの、一方で彼は、「轡策を文峯の雲に案_レへる」と言い、手綱を控えて馬を留めるように、「文峯」すなわち詩会で秋を留めることに思いを馳せ、「舟楫を詞江の浪に任せる」と言い、舟を浪に任せるように、「詞江」すなわち言葉の世界で秋への思いを存分に表そうとしている。「文峯」「詞江」は句題の「筆」「硯」の存在を提示している。「文峯」「詞江」という言葉については、『和漢朗詠集』「九月尽」の部に収録されている大江以言の「秋未_レ出_二詩境_一」¹¹⁾を題とする二句にも類似の表現が見られる。

文峯案轡白駒景、詞海艦舟紅葉声。

(文峯に轡を案ふ 白駒の景、詞海に舟を艦ふ 紅葉の声。) 「秋未_レ出_二詩境_一」

この二句は、秋の日影は馬の轡を押さえて留めるように詩文の峯に歩みをとどめ、言葉の海に船出る舟を装うように秋風は紅葉を吹いていると、比喻の手法で秋はまだ「文峯」「詞海」という「詩境」に留まっていることを詠じた。一方で、匡衡の一句は「送_二秋筆硯中_一」という句題を据え、見送る人間の視点で「文峯」「詞江」という詩文の世界で秋を留めようとして、惜秋情緒をより強く感じさせている。

続いて第二段の「紅葉類散、染_二鷄距_一而追隨。玄英欲_レ来、当_二龜首_一而交替」は上四下六の隔句対である。「鷄距」とは鶏のけづめのことであり、紅葉の形状に近似する。白居易に「鷄距筆賦」(二四・八『白氏文集』)があることで分かるように、「鷄距」は筆の名でもある。「龜首」は亀の頭であり、亀は五行説で冬の守護神玄武であるため、ここでの「龜首」は前の「玄英」と同じく冬を指すことが分かる。また、唐の張少博の「石硯賦」(『文苑英華』卷八〇六)には、

原夫匠石流眇、藻熒生輝、象龜而負凶乍伏、如鵠之緘印将飛。

(原ぬるに夫れ匠石流眇し、藻熒りて輝きを生じ、龜を象りて凶を負ひて乍ち伏し、鵠の緘印して将に飛ばんが如し。)

とあることから、「龜」は硯とつながっていることも分かる。この一句は、紅葉が頻りに散り舞い、筆を染めて去り行く秋を追っていく。冬は来ようとして、玄武と同じ形である硯の「龜首」に当たって、行く秋と交替する意を表し、「送_二秋筆硯中_一」の筆や硯を敷衍して、詩文を通じて秋を見送る句題の主旨を伝えている。

第三段は、述懐で詩序を結ぶ。「昔晋十有四年」の一句は、前述した潘岳の「秋興賦」の冒頭の一句を踏まえている。匡衡は晋の時代に潘岳が秋に感慨を述べ、悲秋文学の名作とされる「秋興賦」を作成したことに倣って、自分も一条天皇に近侍して「秋興詩」を献上したことを明らかにした。潘岳は西晋（二六五〜三一七）が樹立されてから十四年目に当たる晋の武帝の咸寧四年（二七八）に皇帝の侍衛にあたる「虎賁中郎将」の職を兼ねて仕える時に「秋興賦」を作り、匡衡は一条天皇が寛和二年（九八六）に即位してから十四年目にあたる長保元年（九九九）に天皇の側近で「秋興詩」を作ったのである。「十四年」という年数の偶然の一致は潘岳への親近感をもたらし、匡衡が自分の詩作を「秋興詩」と称したのは潘岳への親炙を表しているのではないかと考えられる。しかし、同じく皇帝のそば近くで仕えていると言っても、二人の心境は異なる。「秋興賦」の序文には、

珥蟬冕而襲紈綺之士、此焉遊処。僕野人也。

（蟬冕を珥みて紈綺を襲るの士、此れ焉に遊処す。僕野人なり。）

とある。潘岳は寓直していた散騎常侍の官署に行きかかっているのは蟬冠をかぶって、絹の衣をまとった高貴の士ばかりであるが、田舎者の「野人」である自分とは志を同じくしていないと言って、官職に就きながらも愁いを覚えていたのである。それに対して、匡衡は天皇の側近にいて詩を献じることが光栄に思っていたのである。ここでは、匡衡は前述した源順の「潘子宋生の詞」の語句のように、「秋興賦」に内在する悲秋の情に触れず、「秋興賦」そのものを素晴らしい作品として捉え、そして、自分の創作の手法として仰いでいたのである。それは自分の詩作も「秋興賦」のような評価すべき佳作であるという自負によるものである。

さて、匡衡が作った「秋興詩」は潘岳の「秋興賦」と繋がりがあるか。匡衡の「秋興詩」を見ることにしたい。

首聯 感秋何処快沈吟（秋に感じて何れの処にか快く沈吟す）

相送只資筆硯心（相送るは只だ筆硯の心に資る）

頤聯 遮路紫毫羈旅遠 (路を遮る紫毫 羈旅遠く)

解携墨沼悵望深 (携を解く墨沼 悵望深し)

頤聯 霜花餞席文章錦 (霜花の餞席文章の錦)

風葉離歌朗詠音 (風葉の離歌朗詠の音)

尾聯 好去今年商律候 (好し去れ 今年の商律の候)

事君万歳幾光陰 (君に事へて万歳 幾光陰ならん)

句題詩であるため、句題詩の構成方法によって見ていきたい。首聯は句題にある「送」「秋」

「筆硯」の文字をそのまま用いて題意を表している。冒頭にある「感秋」は「秋興賦」の

李善注、

興者、感秋而興此賦、故因名之。

(興は、秋に感じて此の賦を興す、故に因つて之を名づく。)

にある「感秋」と同じく、秋の風物を目にして感興が湧きおこることであり、「秋興」に通じるものであると言えよう。首聯の二句では、匡衡は秋に感慨を興し、詩文を通じて秋を見送る趣旨を述べた。

頤聯では、句題にある「筆」「硯」を「紫毫」「墨沼」に置き換えて、紙に筆を走らせ、秋の行く道を遮つて留めようとしたが、旅の前途はあまりにも遠い。繋いだ手を離すように秋に別れを告げて、硯に向かって詩を作るが、悲しみはいっそう深いと詠じ、秋と別れようとする時の名残惜しさを感じさせている。

頤聯では、「餞席」「離歌」の詩語から句題の「送」の主旨が読み取れる。「霜花」「風葉」は秋の風物である菊花、落葉のことを指す。ここでは、「文章の錦」を「霜花」に、「朗詠の音」を「風葉」の音に譬えて、餞席で詠まれた詩文は霜の降りた菊花のように美しく、別れの歌を朗詠する声は風に散る木の葉の音のようであると、秋の風物の可憐さと詩宴の素晴らしさを重ねて詠出している。

尾聯は述懐の部分である。匡衡は感極まって「好去」と擬人化の手法で名残惜しく秋に別れを告げた。「好去」は「居る者が行く者を慰める辞」⁵⁵であり、新聞氏は、白居易の「好去今年江上菊、明年不_レ死還相見」(五九二「送春帰」『白氏文集』)、を挙げ、「好去」の語に「送春」の気持が強く込められていることを明らかにし、更に、道真の「好去鷲栖今已後、冷心一向勸_二農蚕_一」(三〇一「四年三月廿六日作。到_レ任之三年也」『菅家文章』

卷四)を挙げ、春に向かつて言う代わりに、「春と共に去る花鳥に呼びかけている」といった道真の詩の独自さを指摘している³⁰。このように、「好去」は「送春」を主題とする詩文に用いられることが多いが、匡衡は「好去」という「送春」の表現を「送秋」に転用したのである。彼が思い切つて秋と別れたのは、「事君万歳幾光陰」と言つたように、自分は万歳まで我が君に仕えようとし、これから歳月が流れ、秋にはまた巡りあうことがあるからだろう。

匡衡はこの詩序と詩では、句題「送秋筆硯中」をめぐつて、九月尽日に「送秋」や「惜秋」の思いを述べ、我が君に奉仕する抱負を語つた。彼は名作「秋興賦」を手本として、自分の創作に取り掛かつたが、中国文学における「秋興賦」の位置づけから捉えただけで、「秋興賦」の悲秋観念に触れず、詩文にも潘岳と「秋興賦」と直接的な関わりを持つ表現が見られない。それは自分の詩作への自負や句題詩の制限による詠じ方であろう。

四 「秋興」について

『江吏部集』「九月尽」の部に潘岳を登場させた詩はもう一首、「九月尽日於秘芸閣同賦³¹秋唯残³²一日詩一首」というのがある。詩題には「秘芸閣」とあり、御書所の詩会で詠じた詩作であることが分かる。この詩会の記録は史料に見られず、この一首の制作事情は不詳であるため、詩文をたどりながら検討したい。

首聯 洞中合宴忘家郷 (洞中の合宴にて家郷を忘る)

秋杪³³唯携一日光 (秋杪唯だ携ふ一日の光)

頷聯 今夕階³⁴莫雖落尽 (今夕 階莫落ち尽くすと雖も)

明朝³⁵籬菊有余芳 (明朝 籬菊に余芳有らん)

頸聯 爛柯不識殘陽景 (爛柯識らず残陽の景)

後葉空逢³⁶七³⁷表霜 (後葉空しく逢はん七表の霜)

尾聯 已到詩仙心事定 (已に詩仙に到りて心事定れり)

侍郎佳興過³⁸潘郎 (侍郎が佳興 潘郎に過ぎたり)

頸聯にある「七表」は匡衡の年齢を指すと考えられる。「表」は十年間の称であり、白居易が大和七年(八三三)六十二歳に詠じた、

年開第七表、屈指幾多人。

(年 第七表を開き、指を屈するに幾多の人ぞ。)

(三〇五六「七年元日対酒五首」『白氏文集』)

によると、「七表」は六十代を意味する。匡衡は長和元年(一〇一一)七月に六十一歳で没したため、この一首はその前年の寛弘八年(一〇一一)の九月尽日に作られたのではないかと推定できる。寛弘七年二月に、彼は式部大輔となり、尾聯にある「侍郎」は式部大輔の唐名であり(後述)、身分も一致する。

この一首も句題詩であるが、句題「秋唯残二日」の出典は不詳である。白居易の、
声声勸醉应须醉、一歳唯残半日春。

(声声 酔ひを勧め 応に須く酔ふべし、一歳 唯だ残る 半日の春。)

(三一一一「三月晦日晚聞鳥声」『白氏文集』)

また、前述した道真の「白菊生_二於我室虚_一」、残秋一夕又閑余_二など、春や秋は三月尽日や九月尽日に終わるといふ発想の詩句が見られることから、明確な季節意識によつて新しく作られた句題であると考えられる。

この一首も句題詩の構成方法で見えていきたい。首聯の上句は、今回の詩宴は仙界を訪れた時に、家に帰ることを忘れるほどのものであったと、詩宴の素晴らしさを強調し、下句は「秋」「唯」「一日」など題目の文字を用いて、九月尽日であることを明らかにした。

領聯では、「秋」を思わせる「階莫」「籬菊」を取り上げて、秋の最後の日への思いを述べている。「莫」は月の初めに一日に一莢を生じ、十六日目から一日に一莢が落ちる曆草莢のことであり、宋之問の「上陽宮侍宴_レ製」詩の領聯、

砌莫霜月尽、庭樹雪雲深。(砌莫 霜月尽き、庭樹 雪雲深し。)

元稹の「賦_二得九月尽_一」詩の首聯、

霜降三旬後、莫余葉秋。(霜降りて三旬の後、莫 一葉を余すの秋。)

などには、その用例が見られる。領聯の二句は、今晚で莫莢が全て落ちてしまうが、明日の朝、芳しい「籬菊」の花はまだ残っている。言い換えると、「今夕」すなわち今晚で秋が終わり、寂しい思いをさせるが、明日から冬になるとしても、菊の花は依然として楽しめるとの意である。秋の最後の日と冬の最初の日とを対照する詠じ方は道真の「閏九月尽、燈下即事、応_レ製」(三三三六)『菅家文草』巻五)の頸聯・尾聯にも見られる。

菊為花芳衰又愛、人因道貴去猶留。

（菊は花の芳しきが為に衰ふるも又た愛でられ、人は道の貴きに因りて去ぬるも猶ほ留まる。）

明朝縦戴初冬日、豈勝蕭蕭夢裏遊。

（明朝 縦ひ初冬の日を戴くも、豈に蕭蕭たる夢裏の遊びに勝らんや。）

意は、菊の花が衰えても、その芳ばしさのために愛されているように、自分は地方の任官を終え、帰京した後もまた文人として奉仕している。明日は初冬の日に照らされても、秋の最後の夜に風の中で天皇の恩顧を蒙って夢の中にいるような宴遊に及ばない、とのことである。道真は、明日の冬日より、秋の最後の夜の遊びのほうが勝っていると、秋を惜しむ感情が強く感じられる。それに対して、匡衡は秋が過ぎても冬には菊が楽しめると、秋が過ぎ去ることを楽観的に受け止めていた。これは尾聯で伝わっている匡衡の心境による考え方であろう。

頸聯では、匡衡は故事を用いて、自分が詩文作りに耽っていた様子を詠出した。「爛柯」は『述異記』に記された王質が仙人童子の碁を打つ所を夢中に見て、斧の柄が朽ちるほど長い年月が経ってからやつと気づいて、仙界から家に帰ると、子孫から見知らぬ白髪の老人とされた故事によるものである。この一句は、首聯上句にある「忘家郷」と前後一致し、匡衡が詩文作りに没頭し、王質のように時の経つのを忘れて、なかなか秋の終わりの日が暮れるのに気づかなかつたことを兼ねて述べている。

尾聯では、匡衡は自分の心境を明かした。「洞中の合宴」に参列したため、宮中という仙界で自分も「詩仙」となった。詩仙としては、悩まされる「心事」もなく、式部大輔たる自分の「佳興」は潘岳以上であるという。ここにいう「興」は「秋興賦」の存在を暗示し、秋を楽しみ、詩文を詠みあげようとする感興である。前述したように、「興」は楽しむ気持ちも悲しむ気持ちも表現できるが、「秋興賦」の「興」には秋を悲しむ気持ちが込められている。白居易の、

昔人三十二、秋興已云悲。

（昔の人 三十二にして、秋興 已に悲しと云へり。）（五七三「曲江感秋」『白氏文集』）や『経国集』所収の平安初期の文人多治比文雄の、

開書周覽後、閉戸嘆潘郎。

（書を開きて周覽の後、戸を閉じて潘郎を嘆く。）

（「奉試賦三秋興」一首「卷十三」）

などはその点を理解した上で詠まれたものである。それに対して、匡衡は「侍郎佳興過二潘郎」と詠じ、潘岳の「秋興」は自分の「佳興」には及ばないものとしている。匡衡はいわば「秋興賦」の「興」を悲秋とは結んで捉えず、感興そのものとして捉えたのである。

前述したとおり、潘岳の年齢を取り上げて、「過二潘郎」「過二潘」などの表現で自分の老いを表す使用例は白居易や道真の詩文にも見える。ここで、「詩仙」であると自負した匡衡は秋の「佳興」という角度から「過二潘郎」と詠じ、秋を楽しみ、詩文を作る意欲が潘岳に勝るものとして、自分の文人としての感興の深さを表現している。前例の見られない斬新な発想であると言えよう。匡衡がこのように言えたのは、「心事」はもうなくなつたからである。当時の匡衡は尾張守、丹波守、式部大輔などを歴任して、侍従として天皇の側に近侍し、息子の挙周も昇殿を許され、明るい前途が見えはじめ、「江家」としての栄誉も守りぬく見通しがあつた。匡衡にとって、このような人生は望ましいものであると言えよう。

潘岳以上に興趣がかき立てられるという発想は匡衡より以前には見られないが、後世には見られる。藤原季綱は「初秋偶吟」(『本朝無題詩』巻五)では、

閑翫□(詩) 篇選作過、此時興味勝潘安。

(閑かに□(詩) 篇を翫び選た過ふを作さん、此の時 興味は潘安より勝る。)

と、のんびりとして詩篇を楽しみ、その時の感興が潘岳よりも深いと言いたいほどのものであると詠じた。これは匡衡の詩句の影響を受けたのではないかと考えられる。

五 私的な場での「九月尽」詩

以上、匡衡が公宴で作った「九月尽」詩を見てきた。彼が私的に詠じた「九月尽」詩「九月尽日惜_レ秋言_レ志」も見てみたい。

首聯 少年猶_レ亦惜_レ秋苦 (少年猶ほまた秋を惜しむこと苦なり)

何況閑人潦倒時 (何ぞ況んや閑人潦倒の時)

頷聯 身老五花風月席 (身は五花風月の席に老い)

家経十葉帝王師 (家は十葉帝王の師を経たり)

頸聯 紅顔如昨西頰早 (紅顔 昨の如けれど西に頰くこと早く)

白髮為霜子達遲 (白髮 霜と為れど子の達すること遅し)

尾聯 心慕相公群息感（心に相公群息の感を慕ひ）

侍郎不耐解嘲詞此事見文選（侍郎は解嘲の詞に耐へず此の事文選に見えたり）

この一首は具体的な制作事情が不明であるが、尾聯に「侍郎」とあることから、匡衡が式部権大輔（吏部員外侍郎の和名）の任にあつた長徳四年（九九八）から寛弘三年（一〇〇六）にかけてのある年の九月の終りに、秋を惜しんで胸の中を明かした詩であると推定できる。「侍郎」たる匡衡は決して「閑人」でも「潦倒」でもない。首聯にある「閑人潦倒時」の表現は匡衡が、

翰林学士非念劇、吏部員外猶後群。

（翰林学士 念劇に非ず、吏部員外 猶ほ群に後れたり。）

（二一「秋夜閑談」『江吏部集』）

と詠じたのと同じく、文章博士は激職ではなく、式部権大輔として後輩に遅れをとる現状に対する無念さを語っている。

頷聯では、彼は自分が文人として老いに至り、大江家が十代の帝王の師を務めてきたことを榮譽として述べたが、頸聯では一転して、「紅顔」が早くも衰えて、髪が霜を置いたように白くなること、息子の挙周の出世が遅いことを述べ、自分の老衰や大江家としての家業の停滞を訴えている。「十葉帝王師」とは、大江家の文人は始祖大江音人（八一〜八七七）から五代目である匡衡にいたって、清和天皇（八五八〜八七六）から一条天皇（九八〇〜一〇一一）までの十一代の天皇の侍読を務めたことを指すと考えられる。

尾聯では、匡衡は心に「相公」の「群息の感」を慕い、揚雄の解嘲の詞に耐えられないと述べた。「相公」の「群息の感」は未詳であるが、「相公」（参議の唐名）を務め、「江相公」と称される大江音人が子孫の昇進を予言したことを指すと推測される。『江談抄』巻二（第十七話）には、

音人卿最後被談ケルハ、我子孫ハ依国家致忠必仕帝王可至大位也。

（音人卿 最後に談かたられるは、我が子孫は国家に忠を致すに依り必ず帝王に仕へて大位に至るべきなり。）

との記述が見られる。大江音人が最後に語ったことは、わが子孫は私が国家に忠を尽くしたことによって、必ず天子に仕えて高位にいたるはずである、とのことである。『江談抄』巻二（第十七話）によると、匡衡の曾孫匡房も、

被談云、匡房仕帝王至納言へ、始祖音人卿為檢非違使別当之時、奉為國家能致忠之故、必仕帝王也。

（談られて云く、匡房 帝王に仕へて納言に至れるは、始祖 音人卿 檢非違使別当 たりし時、國家の奉為能く忠を致しし故にして必ず帝王に仕ふるなり、と。）

と語った。匡房は、自分が天皇に仕え、納言に昇進したのは、大江家の始祖音人が檢非違使別当であった時、前述した子孫の榮達を予言したことによるものであるとした。匡房の話によって、匡衡も前述した大江音人の予言を知っていたということは推定できるだろう。前掲の匡衡の頸聯の下句に「子の達すること遅し」とあることから、匡衡も子孫の出世を気に掛けていたことが分かる。彼は大江音人以来の大江家の「帝師」としての伝統を偲び、前述した大江音人の予言を思い出したと考えられる。

「解嘲詞」は匡衡が自注で示したように、『文選』に収められた漢の揚雄の「解嘲」のことである。揚雄は、傑作『太玄経』を作ったが、高位高官に上つて榮達を果たすことができなかつた。彼は自己の不遇感を、「客」が、

位不過侍郎、擢才給事黃門。意者玄得毋尚白乎。何為官之拓落也。

（位は侍郎に過ぎず、擢されて才かに給事黃門たり。意ふに玄は尚ほ白きことなきを得んや。何為れぞ官の拓落するや。）

と言つて自分を嘲笑した話に託し、「解嘲」を作つて自分を慰めていたのである。同じく侍郎の任にある匡衡は先祖大江音人の故事を偲んで、揚雄の「解嘲」に耐え難くなつたのは、音人の子孫としての自分と大江家の沈淪を思い出したからだろう。

この一首は詩題に「九月尽日」とあるが、前述した公宴での句題を詠む詩作と違い、詩文の中に秋を楽しむ表現が見られず、「惜秋苦」という表現で、秋を惜しむ真摯さを吐露している。また、私的な場で詠んだ「言志」詩であるため、匡衡はこの一首で自らの人生を凝視し、その不遇の気持ちを端的に表現している。この愁いを詠じる場合には、潘岳を登場させるに及ばない。それは匡衡の中で、潘岳を秋に詩的感興が湧き起り、「秋興賦」のような素晴らしい作品を残した文人の象徴として捉えていたためであろう。

おわりに

時系列に即して見ると、日本における「九月尽」詩の詠まれる場所は実在する菊を賞翫

し、秋を愛惜する私的詩宴から、形式にこだわる句題詩を詠む公宴へと拡大していく。また、中国の「九月尽」詩の影響を受け、題材や内容が次第に豊かになっている。匡衡の「九月尽」詩はその一環として、前代の詩文の影響を受けた面もあり、独自の詩境を拓いた面もある。潘岳と「秋興賦」という詩的素材の利用はその一例と言えよう。

潘岳の「秋興賦」は現在でも「悲秋」観念を持つ秋を詠じる名作とされているが、「九月尽」詩において、中国では少数、もしくは限られているが、その扱い方の変容が看取される。元稹、島田忠臣、紀長谷雄らは詩文で潘岳を愁いを抱えた詩人として捉えていたのに対して、匡衡は「九月尽」詩の中で、「秋興賦」の「悲秋」観念に触れず、潘岳が秋に感興を詠むという行為に注目して、名作を残した潘岳を創作の手本と見なしていた。匡衡にとつて、「秋興」は秋の風物によつて生じた、作詩作文の意欲つまり詩的な感興である。自分の感興が潘岳の「秋興」よりも勝ると宣言していることから、匡衡の詩人としての自負を窺い知ることが出来る。それは匡衡自身の思想面や詩文の創作事情に大いに関わると考えられる。

¹ 九月尽是九月の最後の日であり、曆では九月三十日が多いが、小の月であれば、二十九日となる。九月尽詩も必ずしも九月三十日に作られていない。

² 太田郁子氏『和漢朗詠集』の「三月尽」「九月尽」「九月尽」(『言語と文芸』九一、一九八一)、周防朋子氏「平安朝文学にみられる「九月尽」詩について」(『甲南大学紀要』二〇〇四年)などによると、中国詩文には宋之間「上陽宮侍宴应制」、杜甫「秋尽」、「大曆二年九月三十日」、元稹「賦得九月尽」の四首が見られる。

³ 注²太田論文、周防論文、北山円正氏「菅原道真と九月尽日の宴」(『菅原道真論集』勉誠出版、二〇〇三年)、新聞一美氏「白居易と菅原道真の三月尽詩について」(『女子大国文』第百四十八号、二〇一一年)。

⁴ 注²太田論文を参照。

⁵ 大江匡衡の漢詩文は『新校群書類従』巻第百三十二に収められた『江吏部集』を底本にして、表記を常用字体に改めるものである。訓読、解釈などは木戸裕子氏「江吏部集試注七」(『鹿兒島県立短期大学紀要』五一号、二〇〇〇年十二月)、「江吏部集試注八」(『文献探究』三九号、二〇〇一年三月)を参照した。

⁶ 『江吏部集』神道部には「九月尽日侍北野廟」各分三、字二が収録されているが、天神菅原道真を偲ぶ詩作であり、秋との関わりが薄いからか、九月尽の部に入っていない。

⁷ 注²太田論文、周防論文を参照。

⁸ 注²太田論文、注³北山論文を参照。
⁹ 菅原道真の詩番号は川口久雄氏『菅家文章 菅家後集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年十月)による。

¹⁰ 拙稿「大江匡衡と菅原道真」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊第22号』、二〇一四年九月)。

¹¹ 島田忠臣のこの九月尽詩の理解については、『田氏家集注 卷之下』(小島憲之監修、和泉書院、一九九四年)内田賢徳氏の注釈を参照。

¹² 注³北山論文を参照。

- 13 白居易の作品番号は、花房英樹氏「綜合作品表」（同氏『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年）による。
- 14 九月尽が中国の歳時習俗に見えないという書き方は、『菅家文章』巻二所収の「早春内宴、侍仁寿殿・同賦春娃無_レ氣力、応_レ製一首」の冒頭にある「夫早春内宴者、不_レ開_二荆楚之歳時、非_レ踵_二姬漢之遊樂_一」に基づくものであると考えられる。
- 15 新聞一美氏「源氏物語の春秋争いと元白・劉白詩」（『源氏物語の構想と漢詩文』和泉書院、二〇〇九年）を参照。また、注3新聞論文にも見られる。
- 16 底本には「玉霜」とあるが、ここは木戸裕子氏「江吏部集試注（八）」（『文献探究』文献探求の会、二〇〇一年三月）の校訂に従って「玉露」とする。
- 17 「権記」長保元年九月三十日条にも、「候_レ内、有_二作文事_一、式部権大輔献_レ題、云送_二秋筆硯中_一」との記載が見られる。
- 18 佐藤道生氏『句題詩研究』古代日本の文学に見られる心と言葉（慶応義塾大学21世紀COE心の統合的研究センター二〇〇七年三月）を参照。それによると、句題詩の構成方法を利用する詩序は三段からなるのが一般的である。
- 19 この一首は『新撰和歌』『古今和歌六帖』『新撰万葉集』『和漢朗詠集』『定家八代抄』にも収録されている。
- 20 注3新聞論文を参照。
- 21 小島憲之氏『国風暗黒時代の文学』（中）中（塙書房、一九八五）「凌雲集詩注」には、「一人との別れの際に用いる慣用語句」との註釈が見える。
- 22 注3新聞論文を参照。
- 23 『江談抄』巻四には、この一句は大江以言が文章生試験を受けた永延年間（九八七〜九八九）に作ったものであり、もともと「文峯案_レ響駒過景」と作ったが、具平親王の教示を受けて、秋の色といわれる「白」の字に改め、現在の形となったとの記述が見られる。この一句の理解については、田中理子氏「大江以言の「詩境」」（『国文論藻』京都女子大学大学院文学研究科研究紀要）3、二〇〇四年）を参照。
- 24 「感秋」の読み方については、新聞一美氏は注3の論考で、「秋をあはれむ」という訓が考えられよう」と指摘している。道真にも「感秋」を題とする詩が見られる。
- 25 張相『詩詞曲語辞匯』（中華書局、一九五三年四月）を参照。
- 26 注3新聞論文を参照。
- 27 「表」の意味は諸橋轍次著『大漢和辞典』（大修館書店、二〇〇〇年）による。
- 28 注9の川口著書では、「蕭蕭は、閑暇があつて徒然となすこともないさま」であると指摘したが、筆者は「風の音」の意から「秋風」と捉える。
- 29 新聞一美氏「白居易の詩人意識と菅家文章・古今序」（『平安朝文学と漢詩文』和泉書院、二〇〇三年二月）では、白居易の言う「詩仙」について、「詩の世界に神仙のように遊ぶ詩人」、曰「宮中という仙界での（神仙のような）詩人」という二通りの意味合いを指摘している。
- 30 同注9木戸裕子氏「江吏部集試注七」（『鹿兒島県立短期大学紀要』五一号、二〇〇〇年十二月）を参照。

第二章 大江匡衡の粟田障子詩「早夏観曝布泉」から李白の受容を考える
はじめに

『江吏部集』には、匡衡が藤原道兼（九六一～九九五。以下は道兼）の粟田山荘の障子に賦した一連の詠作が採録されている。その連作の題下注に「粟田障子作十五作其」などの表現が見られることより、匡衡が粟田障子絵に詩十五首を賦したことが分かる。ここでは、この一連の詠作を便宜上、仮に「粟田障子詩」と呼ぶ。

粟田山荘の造営と障子の配置については、『栄花物語』卷三「さまざまのよろこび」の記述によれば、内大臣藤原道隆（九五三～九九五）の娘定子が十六歳になった正暦元年（九九〇）正月に入内し、女御となった。娘がいない「大納言どの」道兼はそれを羨ましく思い、いつか生まれてくる姫君のために、正暦年間（九九〇～九九四）粟田という所に山荘を営んだ。また、姫君の教養を豊かにする調度として、粟田山荘で障子を配し、名所絵を描かせ、歌人に歌を詠ませたのである。更に、『統本朝通鑑』正暦五年（九九四）八月の条によると、道兼は歌人に和歌を詠ませただけではなく、また菅原輔正（九二五～一〇〇〇）に漢詩人たちの秀作を撰集させ、障子に書かせたのである。

粟田障子絵に賦した和歌や漢詩文については、現在、惠慶法師、平佑拳、匡衡の和歌や、匡衡、藤原為時、紀齊名、高岳相如らの漢詩が残されている。とりわけ、惠慶法師の和歌と匡衡の漢詩はほぼ完全に伝えられ、それぞれ惠慶法師の和歌集『惠慶集』と、匡衡の漢詩文集『江吏部集』に収録されている。だが、多数の歌人や詩人によつて作られた和歌や詩文の中で、最終的に粟田障子に書かれたのは誰の詠作であるかは不明である。現在、惠慶法師の和歌連作と匡衡の漢詩連作に対する注釈研究は、すでに熊本守雄氏や木戸裕子氏の論考が見られる。しかし、個別な作品としてはまだ研究する余地があると考えられる。

本稿では、匡衡の「粟田障子詩」十五首の第五首「早夏観曝布泉」(三九『江吏部集』)について考察を加えたい。この一首の結句「疑是銀河落自天」は中国唐代詩人李白の詩作「望廬山瀑布」其二の結句「疑是銀河落九天」に酷似している。匡衡のこの一首は結句が直接李白の詩句を襲用し、創作精神に欠けることにより、秀作として選ばれなかったかもしれないが、平安中期における李白受容を研究するのに好個の手がかりであると言えよう。本稿では匡衡の「早夏観曝布泉」詩を分析し、中国と日本文学にお

ける「瀑布」の表現方法の異同も視野に入れ、匡衡の詩文の李白受容を検討していきたい。

一 匡衡の栗田障子詩「早夏観曝布泉」について

詩題「早夏観曝布泉」により、匡衡が夏の瀑布を詠じたことが分かる。匡衡と同じ障子絵に和歌を詠んだ惠慶法師は、

夏ぬのひきのたきみる人あり

夏衣すすみかてらに裁ちも着む千尋さらせる布引の滝

と詠じた。詞書によると、これは「夏」の「ぬのひきのたき」(布引の滝)を詠む作品であることが分かる。「夏」という季節は匡衡の詩とも一致する。「布引の滝」は撰津国(現在の大阪府と兵庫県の一部)の名所であり、平安初期から貴族の遊覧の地として名高い。惠慶法師の和歌の意は、千尋の布をさらしているような布引の滝で夏衣を涼みがてらに裁つて着てみよう、とのことである。惠慶法師は「布引の滝」の「布」の語にかけ、「衣」と関連する縁語「裁つ」「着る」「千尋」「さらす」で、「布引の滝」のさらさら流れ落ちる様子を伝えている。匡衡が詠じた詩作にある「曝布泉」の語は惠慶法師の一句の「さらせる」の語と同工異曲であると言えよう。

瀑布を布に見立てる技法は早くも中国東晋の文学者孫綽の「遊天台山賦」(『文選』卷十一)に見られる。「遊天台山賦」には、

赤城霞起而建標、瀑布飛流以界道。

(赤城 霞のごとく起りて標を建て、瀑布 飛び流れて以て道を界す。)

とあり、天台山の中の絶景として、赤城山と瀑布を取り立てて詠出した。この句について、『文選』李善注は『天台山図』を引用し、

天台山図曰、赤城山、天台之南門也。瀑布山、天台之西南峯。水從南巖懸注、望之如曳布。

(天台山図に曰く、赤城山は、天台の南門なり。瀑布山は、天台の西南の峯なり。水は南巖從り懸注し、之を望めば布を曳くが如し。)

と記している。孫綽の「遊天台山賦」は日本「最初期の題画詩」が依拠したとされたため、平安初期の漢詩文にも多大な影響を与えたと考えられる。平安初期の漢詩人桑原腹赤(七八九〜八二五)は詩作「冷然院各賦」一物得曝布水・応製一首(『文華秀麗集』)

の首聯で、

兼山傑出院中險、一道長泉曳布開。

(兼山傑出し院中險し、一道の長泉 布を曳きて開く。)

と詠じたのはその例と言えよう。匡衡も瀑布を「布」と結びつける表現方法を心得ていただろうと考えられる。匡衡は「早夏觀瀑布泉」の中で、どのように瀑布を描いたのか確認しておきたい。

早夏觀瀑布泉早夏觀瀑布泉 早夏に瀑布泉を觀る早夏に瀑布泉を觀る

閑望一条瀑布泉 (閑かに望む 一条の瀑布泉)

眼塵暗尽坐岩辺 (眼塵暗に尽き 岩辺に坐す)

穿雲倒瀉寒声墜 (雲を穿ち 倒に瀉ぎ 寒き声は墜つ)

疑是銀河落自天 (疑ふらくは是れ銀河の天より落つるか)

栗田障子絵に何が描かれたのかは未詳であるが、起句と承句により、匡衡は心静かに岩のふもとに坐つて瀑布を眺めている場面を想像して詠じたことが分かる。承句の「眼塵暗尽」とは瀑布によつて、「眼塵」が知らないうちに洗い流されていたとの意である。この「眼塵」は目の中の塵の意から、転じて人の心を惑わす欲望の意で使われている。詩語としての「眼塵」は白居易の詩文以前に見いだせない。白居易の詩文には、

憂喜皆心火、榮枯是眼塵。

(憂喜皆心火なり、榮枯是れ眼塵なり。)

迎眸洗眼塵、隔胸蕩心滓。

(眸を迎へて眼塵を洗ひ、胸を隔てて心滓を蕩す。)

眼塵心垢見皆尽、不是秋池是道場。

(眼塵 心垢 見れば皆尽き、是れ秋池ならず是れ道場なり。)

(二八五二「秋池」同前)

などが見られる。三例では、「眼塵」はそれぞれ比喻表現である「心火」「心滓」「心垢」と対で使われている。「心火」は火のように燃え立つ怒りや憎悪の感情の意であり、「心滓」は滓のように心に鬱積した感情の意であり、「心垢」は垢のように心に溜まる煩惱の意であり、三つの詩語はいずれも人の感情を譬えて言っている。ここでは、「眼塵」もそれと同じく、人の心を惑わすものの意で用いられている。三例の中で、「秋池」「翫止水」の二篇

は水と関連があり、いずれも水によって「眼塵」を洗い流す詩趣を詠出している。類似する詠じ方は菅原道真の、

夜魚宿処投心緒、秋月浮時洗眼塵。

(夜魚の宿る処に心緒を投げ、秋月の浮かぶ時に眼塵を洗ふ。)

(四四三「九日後朝侍」朱雀院 同賦「閑居業」秋水・応「太上天皇製」唐「菅家文章」) などにも確認することができ、受容が認められる。

表現上から見れば、匡衡の承句の「眼塵暗尽」は白居易の「秋池」詩の転句「眼塵心垢見皆尽」を踏まえて詠じたものではないかと考えられる。更に、匡衡の起句「閑望一条瀑布泉」には、「閑望」の語が見られ、それも白居易の「秋池」の承句「水辺閑坐一繩床」に通じていると言えよう。こうして見れば、瀑布に触発された匡衡は白居易の詩作「秋池」の発想と詩語を襲用したと考えられる。

転句では、匡衡は、瀑布が雲を穿って、涼しさを感じさせる音を立てながら、逆さまに流れ落ちると詠じている。彼は「穿」雲「倒瀉」「寒声」の表現を通じて、まさしく自分が絵に身を置いたかのように視覚、聴覚などの身体機能を働かせ、瀑布のスケールの大きさを際立たせている。「倒瀉」は上から逆さまに注がれる意であり、「寒声」は寒さを感じさせる声の意である。「倒瀉」「寒声」の詩語はそれぞれ単独で瀑布を形容する表現として詠作に詠み込まれることが多いが、一首の中に詠み込まれたのは、菅原道真の詠作「観瀑布水」(二三三『菅家文章』)しか見られない。道真の「観瀑布水」詩は、

銀河倒瀉落長空 (銀河倒に瀉ぎて長空より落つ)

恰似霜紈曉晚風 (恰も霜紈の曉風に颯るに似たり)

清澌寒声罔不得 (清らかに澌ぐ寒声 罔すことを得ず)

将聞二十八言中 (将に聞かむとす 二十八言の中)

とある。川口久雄氏は『菅家文章』における詩の配列によって、道真が詠じた瀑布はその前の詠作「衝後勅」諸僚友・共遊「南山」に続き、「南山の山中の滝だろう」と指摘した^{三〇}。これにより、道真は匡衡と違い、南山にある瀑布の実景を目にして詠じたと考えられる。彼は起句、承句で、瀑布は銀河のように空から流れ落ち、飛沫は白絹が夕風に吹きあおられていようであるという瀑布の有り様を描写し、転句、結句では絵によって表現できない瀑布の「寒声」を七言絶句の「二十八言」の中で表わそうとすると詠じた。

匡衡と道真の詩はいずれも瀑布を主題とするもので、「銀河」「倒瀉」「落」「寒声」といった詩語も共通している。道真の起句の「銀河倒瀉落長空」は言うまでもなく瀑布を「銀河」に譬えて詠じ、瀑布が空から流れ落ちることを表現している。それも前述した李白の「疑是銀河落九天」の影響を受けたのではないかと考えられる。「瀑布」をモチーフとする詩作の中で、「銀河」「倒瀉」「落」「寒声」といった表現を一首の中に詠み込んだ詩作はほかに見えないため、匡衡の転句は先行する道真の詩作「觀瀑布水」の影響を受けたと推測される。

前述したように、匡衡の「早夏觀瀑布泉」詩の結句は李白の絶句「望廬山瀑布其一二」を襲用した。したがって、匡衡と李白の詠作の関連について確認しておきたい。李白の詩は、

望廬山瀑布 其二 廬山瀑布を望む 其の二

日照香爐生紫煙 日 香爐を照らし 紫煙を生ず

遙看瀑布掛長川 遙かに見る 瀑布の長川を掛くるを

飛流直下三千尺 飛流 直下 三千尺

疑是銀河落九天 疑ふらくは是れ銀河の九天より落つるか

とある。これは開元十四年（七二六）、二十六歳の李白が襄水、漢水を経由して金陵と揚州へ行く途中、廬山に登った時に廬山瀑布を詠じた二首の連作の第二首目である。「望廬山瀑布 其一」（以下は「其一」）は二十二句からなる五言古体詩である。第二首目の絶句では、李白は紫色の霧がかかる香炉峰から見た勢いよく「直下」する「三千尺」の瀑布の有様を描出し、その瀑布は銀河が天から落ちてきているかのような絶景であると詠出した。類似する内容は「其一」にも読み取れる。「其」の最初の二句は、

西登香炉峰、南見瀑布水。

（西のかた香炉峰に登り、南のかた瀑布水を見る。）

とあり、香炉峰と瀑布の位置関係を明示している。第三・四句は、

掛流三百丈、噴壑数十里。

（流れを掛くこと三百丈、壑に噴くこと数十里。）

とあり、険しい山から流れ落ちる廬山瀑布の雄大さを表出している。また、「其一」に見える瀑布の長さを表す「三百丈」は「其二」で「三千尺」に換算されている。こうしてみれば

ば、「其二」は「其一」の瀑布の描写を取り立てて、絶句四句で展開させたと見えよう。

李白の「望廬山瀑布・其二」の転句、結句の構成から見れば、転句は具体的に瀑布の壮观を描写し、結句では瀑布を「銀河」に見立てて、想像に託して詠出している。それは前述した匡衡の「早夏観曝布泉」の転句、結句の構成に近い。したがって、匡衡は意識的に李白の詩作を模倣したのではないかと推測される。匡衡の一首の結句は「疑是銀河落自_レ天」とあるが、現存する李白の詩文集の諸本には「疑是銀河落_二九天_一」とあり、「落自_レ天」となるテキストが見られない。

李白は「望廬山瀑布・其二」詩の結句で人間界の瀑布を天上の「銀河」に譬えて詠じることによって、起句にある神仙の世界の色合いを帯びる表現「紫煙」と呼応し、詩全体に神仙界の雰囲気を漂わせている。匡衡の「早夏観曝布泉」も李白の詩句を借用することによって、栗田障子絵の神仙界のような雰囲気を詠出しただろう。匡衡は障子絵の主人である藤原道兼の身分を考えた上で、格調の高い李白の「望廬山瀑布・其二」の結句を直接引用したのではないかと推定できる。

二 漢詩文における「銀河」と「瀑布」について

以上の考察から見れば、匡衡の「早夏観曝布泉」詩は起句、承句で、「閑望」「眼塵暗尽」の語で、白居易の「秋池」の静かな心境に通じ、転句では、「倒瀉」「寒声」の語により、道真の詠作「観曝布水」との関係性も窺わせることができる。匡衡の「早夏観曝布泉」詩は白居易、菅原道真、李白の詩を多様に受容したと考えられる。その中で、彼が李白の詩句だけをそのまま襲用したのは、前述したように、李白の詩句は栗田障子絵の神仙界の雰囲気を詠出するためであろう。漢詩文における「瀑布」を「銀河」に譬えていう表現方法はどのように定着したのか、平安朝漢詩文にどのように受容されたのか、これらの問題について検討してみたい。

「銀河」は天の川の異名であり、類似表現としては「河漢」「天漢」「天河」「銀漢」などが挙げられる。中国の詩文においては、「銀河」の類似表現は早く『詩経』『小雅』に見られる。『詩経』『小雅』には、

緜天有漢、監亦有光。（維_レれ天に漢有り、監_みて亦た光有り。）

跂_き彼織女、終日七襄。（跂_きたる彼の織女、終日七襄す。）

雖則七裏、不成報章。 (則ち七裏すと雖も、報章を成さず。)

皖彼牽牛、不以服箱。 (皖たる彼の牽牛、以て箱を服さず。)

とある。「維天有漢」は、「天漢」の存在を示唆している。また、「織女」「牽牛」との関連で展開した七夕伝説でも、「銀河」の類似語である「天漢」「天河」などの語が神仙界の色彩を帯びて登場している。

さて、「銀河」とその類似表現が「瀑布」を形容するようになったのはいつ頃だろう。現存する詩文の中で、梁簡文帝(五〇三〜五五一)の「招真館碑」の詩句に遡ることができ、「招真館」は天監二年(五〇三)、南朝・梁の武帝の治世に、虞山(現江蘇省常熟市)に建てられた道教の施設である。梁の武帝は、

高巖鬱起、帶青雲而作峰、瀑水懸流、雜天河而俱洒。

(高巖鬱として起りて、青雲を帯びて峰を作す。瀑水 流れを懸け、天河に雜じえて俱に洒ぐ。)

と詠じ、雲に聳える高い岩やその高い岩をかけて流れ落ちる瀑布を詠出している。「瀑水懸流、雜天河而俱洒」の一句は瀑布が「天河」に雜じって流れ落ちているかのように描写している。これによつて、瀑布の水を「天河」に譬えて描写する発想は早くも南北朝までに形を成したと言えよう。だが、李白以前の詩文には、瀑布を「天河」「河漢」などの表現と結び付けて詠んだ詩作が少ない。李白の詩作には、

初驚河漢瀆、半洒雲天裏。

(初め驚く 河漢の落ちて、半ば雲天の裏に洒ぐを。)

天河從中來、白雲漲川谷。

(天河 中より來り、白雲 川谷に漲る。)

但見瀑泉落、如激雲漢來。

(但だ見る 瀑泉の落つるを、激の雲漢より來るが如し。)

布図(一)

の三首が見られる。「望廬山瀑布 其一」の一首は廬山瀑布の実景を描写するものであり、そのほかの二首は題面詩である。三例はいずれも瀑布を天の川に譬えて詠出している。

続いて、「銀河」の語についても検討してみたい。その初出は不明であるが、現存する中国詩文では、南朝・陳の時代の江総の作品に遡ることができる。江総は詩作「内殿賦」

新詩として、

織女今夕渡銀河、当見新秋停玉梭。

(織女 今夕 銀河を渡れば、当に新秋 玉梭を停むるを見るべし。)

と詠じ、「織女」との関わりで「銀河」の語を詠み込んでいた。星の光の明るさにより、「銀」の字が付く「銀河」が使われるようになったと考えられる。江総の詠作は瀑布と関係がないが、その後の詩文には、「銀河」の語は瀑布を詠む詩作に散見される。例を挙げてみると、

①方告我遠涉、西登香炉；瀑布天落、半與銀河爭流。

(方に我に遠く涉り、西のかた香炉に登るを告ぐ；瀑布 天より落ち、半ば銀河と流れを争ふ。)(李白「秋於敬亭 送從侄專遊廬山 序」)

②銀河倒掛三石梁、香炉瀑布遙相望。

(銀河倒に三石梁に掛かり、香炉 瀑布遙かに相望む。)(李白「廬山謠寄盧侍御虛舟」)

③孤流皎皎於蒼梁、翠淙千仞兮懸帛。玉繩絕於寥天、銀河垂於広沢。

(孤流 蒼梁に皎皎たり、翠淙 千仞にして帛を懸けたり。玉繩 寥天に絶り、銀河 広沢に垂る。)(李華「望瀑泉 賦」)

④前時明月中、見是銀河瀉。

(前時 明月の中、見るに是れ銀河の瀉きたるなり。)(劉禹錫「海陽十詠 飛練瀑」)

⑤直是銀河分派瀆、兼聞碎滴澗天台。

(直だ是れ銀河 派を分かちて落つるなり、兼ねて碎滴の天台に澗ぐを聞く。)(方幹「石門瀑布」)

⑥欲知便是銀河水、墮落人間合却回。

(知らんと欲するに便ち是れ銀河の水なり、人間に墮落して合に却回すべし。)(曹松「天台瀑布」)

⑦争知不是青天闕、撲下銀河一半來。

(争か知らん 是れ青天闕にあらず、銀河の一半を撲下して来る。)(褚載「瀑布」) などが見られる。李白の二例①②と李華(生年不詳、七六六)の一例③はいずれも廬山瀑布を詠んだものである。「瀑布天落、半與銀河争流」の意は瀑布が空から流れ落ち、半ば銀河と流れを争っているようであるとのことである。「銀河倒掛三石梁」の句は瀑

布を銀河に見立てて、瀑布が三段に流れ落ちること詠出した。李華の一例③では、「銀河」の語は、群星の意である「玉繩」と対偶をなし、瀑布を譬えて使われている。そのほか、劉禹錫（七七二〜八四二）、方干（八〇九〜八八八）、曹松（生没年不詳）、諸載（生没年不詳）の詠作もそれぞれ、首挙げている。彼らの詠作は廬山瀑布を描写していないが、瀑布を銀河に譬えてその長さや雄大さを表現することで李白と李華の作品に共通している。時代的に見れば、最初に「銀河」の語を瀑布の比喩表現として詠み込んだのは李白の「望廬山瀑布・其二」ではないかと考えられる。李白が「銀河」の類似表現を用いて瀑布を「銀河」に譬えて表現する詩作はほかに何首かあることから、彼はその表現方法を愛用し、広めていたと言えよう。

このような表現方法は早くも日本に伝えられ、平安初期の詩文に見られる。嵯峨天皇（七八六〜八四二）は「和_下良將軍題_上瀑布下蘭若一箇_上清大夫之作_上」（『経国集』）の首聯、
額聯で、

瀑布一辺一山寺（瀑布の一辺に一山寺）

高車訪道遠追尋（高車 道を訪ねて遠く追尋す）

空堂望崖銀河發（空堂より崖を望めば銀河発し）

古殿看溪白虹臨（古殿より溪を看れば白虹臨む）

と詠じていた。額聯の上句「空堂望_レ崖銀河發」は明らかに崖から流れ落ちる瀑布を「銀河」に譬えて詠出した。嵯峨天皇は李白の詩作そのものによって、このような詩趣を得ていたのか不明であるが、李白によつて広められた表現方法に倣った瀑布の描写方法は平安初期にすでに日本に伝わり、受容されていたことが分かる。前述したように、道真の詩作「観_ニ瀑布水_一」も同じ発想の影響を受けていたことに違いはないと言えよう。

三 和歌に見える「布引の滝」及び「瀑布」の詠作方法

前述したように、恵慶法師の和歌と引き合わせるることによって、恵慶法師と匡衡が見た障子絵に描かれた瀑布は摂津国の名所「布引の滝」であることが分かる。「布引の滝」を詠む和歌ひいては広く「瀑布」（滝）を詠む和歌作品には、前述した李白の発想と類似する詠法が見られるかどうかも確認しておきたい。

現在、「布引の滝」を歌枕として詠み込んだ和歌も数多く残存している。「布引の滝」を

詠んだ詠作は在原業平（八二五〜八八〇）の『伊勢物語』（平安初期成立）が最初であると思われる。『伊勢物語』第八十七段²²には、

むかし、おとこ、津の国むばらの郡、芹屋の里にしるよしして、いきて住みけり……のおとこのこのかみも衛府の督なりけり。その家の前の海のほとりに遊びありきて、「いざ、この山のかみにありといふ布引の滝見に登らん」といひて、のぼりて見るに、その滝、物よりこと也。長さ二十丈、広さ五丈ばかりなる石のおもて、白絹に岩をつつめらんやうになむありける。……そこなる人にみな滝の歌よます。かの衛府督まづよむ。

わが世をばけふかあすかと待つかひの涙の滝といづれ高けん

あるじ、次によむ。

ぬき乱る人こそあるらし白玉のまなくも散るか袖のせばきに

とよめりければ、かたへの人、笑ふことにや有りけん、この歌にめでてやみにけり。とある。在原業平が「津の国」に住んでいた頃、「衛府の督」である兄在原行平（八一八〜八九三）を含め、多くの人が布引の滝のもとに集まり、歌を詠みあつたのである。物語の中では、「布引の滝」は長さ二十丈（六十メートル弱）、広さ五丈（十五メートル弱）の大きさを持ち、白絹のように岩を包んで流れ落ちていと描出されている。「布引の滝」の有り様についての描写は、前述した「夏衣」「千尋」「さらす」などの語を詠み込んだ恵慶法師の和歌を想起させるだろう。「布引の滝」を目の前にし、在原行平は「世の中は自分の思いのままになるのが今日か明日かと、待つかいもなく流れ落ちる涙の滝とこの滝とどちらが高いだろうか」と詠じ、榮えていない自分の不遇を中心に詠じたが、「布引の滝」のことを描写していない。一方で、在原業平が詠んだ一首は、瀑布の飛沫を抜き乱れた白玉に譬え、瀑布を狭い袖に喩え、袖で白玉を受け取ることができないように、瀑布の飛沫も絶え間なく飛び散っている、との意を詠出している。滝の白い飛沫に注目する在原業平の表現方法は在原行平の他の詠作や紀貫之（八六六年頃〜九四五年頃）の詠作にも見られる。

布引の滝にてよめる

こき散らす滝の白玉ひろひをきて世のうき時の涙にぞかる（九二二『古今和歌集』

在原行平）

滝つ瀬もうきことあれやわが袖の涙に似つつ落つる白玉（三〇九）『貫之集』紀貫之）

二人は在原業平の和歌と同様に、飛び散っている瀑布の飛沫を人の涙に見立て詠んでいる。一方で、『古今和歌集』所収の橘長盛（生没年不詳）の詠作は、

朱雀院帝、布引の滝御覧せむとて文月の七日の日、おはしましてありける時に
侍ふ人々に歌よませ給けるに、よめる

九二七 主なくてさらせる布を織女にわが心とや今日はかさまし 橘長盛

とあり、「布引の滝」の「布」にかけて、「布引の滝」を持ち主のない布と見たてて詠んでいる。詞書によると、この一首が詠まれたのは七月七日の七夕であることが分かる。七夕であったため、橘長盛は「布」により、機織をする「織姫」のことを連想して詠み込んだと考えられる。滝を布に譬える詠作法は前述した孫綽の「遊三台山」賦（賦）をはじめとする中国の詩文の影響があると考えられるが、和歌では一般的に用いられている。

瀑布を詠む平安中期の和歌の例として、『続古今和歌集』（一二六五年成立）所収の平安中期の藤原輔親（九五四〜一〇三八）の詠作、

水上はいづこなるらん白雲の中より落つる布引の滝

が挙げられる。藤原輔親は「布引の滝」が白雲の中から流れ落ちる有り様を描写し、白雲と関連して「布引の滝」を詠じた。このような詠作方法は『栄花物語』の続編にも見られる。正編は匡衡の妻赤染衛門が著したとされる『栄花物語』の続編の卷三十九には「布引の滝」を詠む作品群が見える。

晒しけんかひもあるかな山姫の尋ねてきつる布引の滝 関白殿（師実）

水の色ただ白雪と見ゆるかな誰晒しけん布引の滝 皇后宮大夫頭房

めづらしく雲井はるかに見ゆるかな世に流れたる布引の滝 皇太后宮大夫祐家

雲井よりとどろき落つる滝つ瀬はただ白糸の絶えぬなりけり 皇后宮権大夫経信

水上の空に見ゆれば白雲の立つにまがへる布引の滝 三位中将師通

たちかへり生田の森のいくたびも見るとも飽かじ布引の滝 権中将雅実

世とともにこや山姫の晒すなる白玉割れぬ布引の滝 中将公実

水上は霧たちこめて見えねども音ぞ空なる布引の滝 播磨守為家

幾尋と知らまほしきは山姫の遙に縵たる布引の滝

家綱

・連九首ある中、権中将源雅実（一〇五九〜一一二七）の一首だけは「布引の滝」がいくら見ても飽きないと詠じ、「布引の滝」の有り様の具体的描写が読み取れない。播磨守高階為家（一〇三八〜一一〇六）の一句は水霧が立ち込めるなか、「布引の滝」が見えないが、とどろく音だけが空から聞こえてくると詠じ、すなわち「布引の滝」が空から流れ落ちていくことを詠出した。残りの七首は大まかに二つの系統に分けることができる。関白の藤原師実（一〇四二〜一一〇一）、皇后宮大夫源頼房（一〇三七〜一〇九四）、中将藤原公実（一〇五三〜一一〇七）、藤原家綱（生没年不詳）の和歌は、「布引の滝」の「布」の字にかけて、その縁語である「さらす」（晒す）「縵たる」などを詠み込んでいる。一方で、皇太后宮大夫藤原祐家（一〇三六〜一〇八八）、皇后宮権大夫源経信（一〇一六〜一〇九七）、三位中将藤原師通（一〇六二〜一〇九九）の和歌には、「雲井」「白雲」の語が見られ、「布引の滝」が雲から流れ落ちていることや、雲に交じって流れ落ちているようである有り様を描出している。「布引の滝」が空や雲から流れ落ちていると詠まれた詠作は多く見られるが、このような詠作方法は「布引の滝」にとどまらず、ほかの「瀑布」の詠作にも詠まれている。その例としては、壬生忠岑は比叡山の音羽滝について、

風ふけどところも去らぬ白雲は世をへて落つる水にてありける（九二九『古今和歌集』）

と詠じている。意は、風が吹いても場所を変えない白雲は昔から世を経て落ちつつける音羽滝の水である、とのことである。この一首は、音羽滝が白雲から流れ落ちていると見て詠出した。一方で、平安時代の和歌集では、『金葉和歌集』までには、「瀑布」を「銀河」「天の川」と関連して詠じた作は見られない。

平安時代後期に源俊頼（一〇五五〜一一二九）よって編集された『金葉和歌集』（一一二四年成立）²³には、源経信の「布引の滝」を詠んだもう一首の和歌が記されている。

宇治前太政大臣布引滝見に罷りけるとともに罷りて

五三八 白雲とよそに見つればあしひきの山もどろき落つる激つ瀬

これは宇治前太政大臣藤原師実が「布引の滝」を見に行った時、源経信が同行して詠じた一首である。この一句でも、源経信は遠くから見れば「布引の滝」が雲ではないかと「雲」との関わりで詠じている。この一首の後に「詠み人知らず」の和歌が収録されている。そ

れに注目してみたい。

五三九 あまのがはこれやながれのす多ならんそらよりおつるぬのびきのたき

この一首は作者が不明であるが、詞書には「おなじ滝に罷りてよめる」とあることから、前首の大納言源経信の一句と同じく、「布引の滝」を見て詠んだ和歌であることが分かる。この一句の意は、空から流れ落ちる「布引の滝」は「天の川」の末端に見紛っているとのことであり、明らかに「布引の滝」を「天の川」に見立てて詠じている。李白や匡衡の詩句に近い発想を詠出したが、恐らく作者は李白や匡衡などの詩人の詩句を踏襲して詠んだものであると推測される。

以上から見れば、和歌文学における「布引の滝」の描写方法としては、「滝」を「布」に見立てる方法や、空や白雲から流れ落ちる有り様または白雲に見立てて白雲そのものが流れ落ちるようであると詠じる方法など、多様にある。しかし、『金葉和歌集』以前には、「滝」を「天の川」と結び付けて詠じた用例が見えない。李白によって広められたその詠作法は漢詩文における受容は認められるものの、和歌には吸収されなかったと言えよう。

四 平安時代における李白詩文の受容

『日本国見在書目録』に「李白歌行集三」と見えることから、李白の詩文の中の「歌行体」の詠作が日本にもたらされ、読まれていたのが確実であることが分かる。李白の「歌行体」の詠作の日本受容の例としては『伊勢物語』第二十三段の冒頭の部分が挙げられる。寛文生氏²⁶、仁平道明氏²⁷らの論述によると、それは李白の「長干行」の翻案創作である。『伊勢物語』第二十三段の冒頭の部分と李白の「長干行」と関連について確認しておきたい。まず、『伊勢物語』第二十三段の冒頭の部分と李白の「長干行」の冒頭部分を掲げることにはしたい。

むかし、あなかわたらひしける人の子ども、井のもとにいであそびけるを、大人になりければ、男も女もはぢかはしてありけれど、男はこの女をこそ得めと思ふ、女もこの男を思ひつつ、親のあはずれどもきかでなむありける。²⁸

長干行

長干行

李白

妾髪初覆額、折花門前劇。

(妾の髪初めて額を覆ひ、花を折りて門前に劇る。)

郎騎竹馬來、繞牀弄青梅。

(郎は竹馬に騎りて来り、牀を繞りて青梅を弄ぶ。)

同居長千里、両小無嫌猜。(同じく長千の里に居り、両小くなくて嫌猜無し。)

十四為君婦、羞顔未嘗開。(十四にして君の婦と為り、羞顔未だ嘗て開かず。)

低頭向暗壁、千喚不一回。(頭を低れて暗壁に向かひ、千たび喚ぶも一たびも回らず。)

ず)

十五始展眉、願同塵與灰。(十五にして始めて眉を展べ、願ふらくは塵と灰とを同じくせんと。)

寛文生氏は『伊勢物語』第二十三段の冒頭の部分にある「井のもと」は、井戸の地上部に設けた円筒状あるいは方形の囲み、すなわち「井牀」、「井筒」の意であり、それは「長千行」の第四句「繞_レ牀弄_二青梅」の「牀」に依拠する表現であると指摘した。また、寛文生氏は『伊勢物語』の冒頭の一段の次に出ている女が男への返し歌、

くらべこしふりわけ髪も肩過ぎぬ君ならずしてたれかあぐべき¹⁵

について、その「くらべこしふりわけ髪も」は「長千行」の第一句「妾髪初覆_レ額」の句と関連がありそうであると指摘した。

仁平道明氏は寛文生氏の論考を受け継ぎ、前述した『伊勢物語』第二十三段の冒頭部分と李白の「長千行」の冒頭部分との対応関係を明らかにした。氏の論述によると、「ゐなかわたらひしける人」は「行商をなりわいとする人・田舎で暮しを立てていた人」の意であり、中国南京付近にある行商人の町である「長干」を詠み入れた李白の「長千行」の第五句「同居長千里」に依拠したのである。「大人になりければ、男も女もはぢかはしてありけれど」の部分は結婚前の双方の気持ちであり、「長千行」の第七句から十句目「十四為君婦、羞顔未嘗開。低頭向暗壁、千喚不一回」という結婚後の女の気持ちを表す表現と違いはあるが、内容的に対応している。「男も女もはぢかはしてありけれど、男はこの女をこそ得めと思ふ、女もこの男を思ひつつ」の句は「長千行」の第十一・十二句「十五始展眉、願同塵與灰」と響きあう。仁平道明氏はこれらの類似について考察して、『伊勢物語』が「長千行」を用いて冒頭の部分を翻案創作したとの結論に至った。

なお、日本最初の仮名日記である紀貫之の『土佐日記』も李白の絶句の影響を受けていたと萩谷朴氏が指摘している。¹⁶『土佐日記』(九三五年頃成立)十二月廿七日(大津く鹿兒崎く浦戸)の条には、土佐から都へ帰る紀貫之が鹿兒崎を出発しようとする時、見送りに来た人達は海辺で足拍子で歌を歌い、留めてくれた場面を描いている。見送りの人たち

に対して、彼は、

さおさせど そこひもしらぬ わたつみの ふかきころを きみにみるかな³⁵

と歌を返したのである。この歌については、萩谷朴氏は李白の絶句「贈汪倫」の転句、結句、

桃花潭水深千尺 (桃花潭の水は深きこと千尺なれども)

不及汪倫送我情 (汪倫の我を送るの情に及ばない)

から直接発想を得ていたと指摘した。更に、仁平道明氏は壬生忠岑と凡河内躬恒の歌、

深けれど千尋の海も底知りぬ人の心ぞ悼もおよばぬ

(壬生忠岑『忠岑集』)

わたつ海のちひろのそことかぎりなくふかきおもひといづれまされり (凡河内躬恒

『躬恒集』)

を挙げ、『古今和歌集』グループの紀貫之・壬生忠岑・凡河内躬恒に共通して李白受容の跡が見られると指摘している。

一方で、和歌和文だけではなく、漢詩文においても、李白の受容を確認できる詠作が見られる。平安時代の漢詩文における李白の受容については、小島憲之氏³⁶、大野実之助氏³⁷の論考が見られる。李白のどのような作品が読まれていただろうか。大野実之助氏、小島憲之氏の論考をたどりながら、確認したい。

小島憲之氏は平安初期の勅撰漢詩集所収の詩文と中国文学とのかわりを考察する中で、李白の詩文の影響も指摘した。小島氏は嵯峨天皇の「清涼殿画壁山水歌」の表現を李白の「当塗趙炎少府粉图山水歌」の表現と比較することにより、画賛であることや語句の類似を明らかにし、また、菅原清公の絶句「奉和塞下曲」の起句「天山秋早雪花開」は、李白の「塞下曲六首其一」の第一・二句「五月天山雪、無花只有寒」に類似すると指摘した。これらの類似表現によって、李白の詩作の受容が確認できると言えよう。

大野実之助氏は、道真の詩作「戊子之歳、八月十五日夜陪二月台、各分一字、探得³⁸登」(三〇『菅家文章』卷一)の転句、結句、

明月孤輪家万戸 (明月孤輪 家万戸)

此間台上是先登 (此の間 台上に是れ先に登る)

は李白の「子夜呉歌」の第一、二句、

長安一片月 (長安 一片の月)

万戸擣衣声 (万戸 衣を擣つの声)

を踏まえて詠じたと指摘した。道真の詩作は彼が「戊子之歳」すなわち貞観十年(八六八)の八月十五日の夜の月見の詩宴に参列し、詠じた一首である。その起句、承句では、秋の気配は明月の情趣と一体に融けあう中、詩人は詩境に入り、感興が湧きあがることを述べ、転句、結句では、前掲の語句で分かるように、万戸の家を照らしわたる一輪の明月を見るために、詩人である私は一番先にこの台に登っていた、と詠出したのである。「子夜呉歌」は楽府題「子夜歌」のことであり、呉の地方に流行したため、「呉歌」と呼ばれている。李白が詠じた「子夜呉歌」は春夏秋冬の連作であり、この一首はその三番目の秋の歌である。その第一、二句は長安を照らす月光のもとで、万戸の家から砧を打つ音が聞こえてくる情景を詠じた。広々とした夜空にたった一つある月と万戸の家を対照し、物寂しさを感じさせている。道真はその詩趣に同感し、自分の詩作に詠み込んだと言えよう。

以上の先行論に挙げられた李白の詩作「長干行」「贈汪倫」「当塗趙炎少府粉圖山水歌」「塞下曲」「子夜呉歌」は、「贈汪倫」以外はいずれも楽府詩を含む「歌行体」の詠作である。李白の『歌行集』三巻が日本に舶来されたことが確認できるため、受容されたことが想定できる。したがって、ここでは、「贈汪倫」以外の近体詩の日本受容も考えてみたい。道真の「冬夜有感、簡藤司馬」(三〇七『菅家文章』巻四)詩はその一例であると言えよう。

霜籬数歩菊花残 (霜籬より数歩にして菊花残り)

更有何人比目看 (更に何人か目を比べて看ること有らん)

送却孤帆煙水遠 (孤帆を送り却りて煙水遠し)

知君独臥夜衣寒 (知りぬ 君独り臥して夜の衣寒からむことを)

『菅家文章』の配列順から見れば、これは道真が讃岐守の任期の終わろうとする寛平元年(八八九)の冬の夜に詠んだものである。詩題に「簡藤司馬」とあるため、この一首は藤原を姓とする讃岐掾に向かって詠じたことが分かる。意は、霜の置く籬のものとの数歩の間に、残菊の花が枯れ始めながら咲いているが、私が帰京したら、誰が君と一緒に賞翫するだろう。あなたは私が帆かけ舟に乗って、遠くまで行くのを見送ってくれ、私はあなたがひとり寒い夜に衣をかき合わせて臥せることを知っている、とのことである。その転句「送却孤帆煙水遠」は李白の「黃鶴樓送孟浩然之廣陵」の影響を受けたのでは

ないかと思われる。「黄鶴楼送孟浩然之广陵」は、

故人西辞黄鶴楼 (故人西のかた黄鶴楼を辞し)

烟花三月下揚州 (烟花の三月に揚州に下る)

孤帆遠影碧空尽 (孤帆 遠影 碧空に尽き)

唯見長江天際流 (唯だ見る長江の天際に流るるを)

とある。李白が黄鶴楼(現在湖北省武漢市)で孟浩然を見送る詠作である。意は、旧友孟浩然が西の黄鶴楼を去って、花鮮やかな三月に揚州に下っていく。黄鶴楼に登って見送ると、孟浩然を載せた帆かけ舟一隻のみ寂しく広々とした長江に浮かんでいる。舟が次第に遠ざかって、青空の果てに消えてしまい、長江が水平線のかなたまで流れていくのが見えるばかりである、とのことである。別れを詠む詩であることや、「孤帆」「煙」「遠」などの表現によって、道真は李白の詩作を踏まえたことが分かるだろう。

また、匡衡の祖父維時が唐代の詩人の秀句を選んで編纂した秀句集『千載佳句』には李白の対句二首が入集している。その二首は、

玉階一夜留明月、金殿三春滿落花。

(玉階 一夜 明月を留め、金殿 三春 落花に満つ。)(「瑞雪」)

三山半落青天外、二水中分白鷺洲。

(三山半ば落つ 青天の外、二水 中分す 白鷺洲。)(「題鳳台亭子」)

とある。詩作「瑞雪」は現存する李白の詩文集に見えないが、詩作「題鳳台亭子」は「登金陵鳳凰台」という詩題で採録されている。「瑞雪」は不明であるが、「登金陵鳳凰台」は近体詩体の七言律詩である。こうしてみれば、匡衡が生存した平安中期以前には、李白の作品は「歌行体」と近体詩を問わず日本に舶来され、平安文人の詩文に影響を与えていたと推測される。

五 匡衡における李白詩文の受容

李白の「望廬山瀑布」其二をはじめとする瀑布を詠む詩作はどのように日本に伝来されたのだろうか。最早の李白の詩文集は李陽氷が編纂した『李白草堂集』であるが、現存せず、日本に伝わった記録も見えない。現存最古の李白の詩文集とされる宋蜀刻本『李太白文集』は時代的には遅れているため、匡衡が見た可能性は低い。おそらく維時が目にした

李白の詩文集は家学として受け継がれ、匡衡もそれを見ていたと考えられる。彼は、李白が度々「銀河」に見立てて詠んだ「瀑布」詩とりわけ「望廬山瀑布・其二」を鮮明に覚え、「早夏観曝布泉」の詠作時に想起したと推測される。

匡衡の詩文には、「早夏観曝布泉」以外に、李白受容と認められる詠作があるのだろうか、それについても検討してみたい。彼の自伝というべき「述懐古調詩一百韻」(七八『江吏部集』)も前述した李白の「長干行」の作風の影響を受けたのではないかと考えられる。「述懐古調詩一百韻」の冒頭に、

優遊何所詠、身上旧由縁。(優遊して何を詠する所ならん、身の上の旧き由縁。)

七歳初読書、騎竹繫蒙泉。(七歳にして初めて書を読み、竹に騎りて蒙泉に繫ぐ。)

九歳始言詩、擧花戲霞阡。(九歳にして始めて詩を言ひ、花を擧げて霞阡に戯る。)

とある。この一首は匡衡が年齢順に「身の上」を述べた百韻の詩作である。年齢順に自分の生い立ちを告白する詩文の詠じ方は前掲の「長干行」の詩句にも見られ、古くから中国の漢代の樂府詩によく用いられる表現方法である。匡衡は詩文で幼少時の遊びとして「騎竹」「擧花」を擧げていた。それは前述した李白の「長干行」の冒頭に、

妾髮初覆額、折花門前劇。

郎騎竹馬來、繞牀弄青梅。

とあるのを踏まえただろう。「長干行」では、幼なじみの男女の幼い頃の遊びとして、女性が花を折り、男性が竹馬に乗っていたことを擧げたが、匡衡は表現を「擧花」「騎竹」と書き換え、自分の幼少時の遊びとして擧げたのである。

おわりに

以上、匡衡の「栗田障子詩」第五首「早夏観曝布泉」詩を見てきた。この一首には白居易、道真、李白の詩文の影響を受けた痕跡が見られる。匡衡が李白の詩句をほとんどそのまま自分の詩作に詠み込んだことは、匡衡が李白の近体詩も読んでいた証左である。匡衡が李白の詩文に接したのは大江家の家学の伝承によるものではないかと考えられる。また、彼の「早夏観曝布泉」詩の大胆な襲用により、彼の李白の詩句への愛好も窺えると言えよう。匡衡の「早夏観曝布泉」詩は、結局道兼の栗田山荘の障子絵の賦詩に選ばれたかどうかは不明であるが、李白の詩句を襲用し、創作精神の欠けていることで選ばれな

かった可能性は大だろう。

李白の詩文は男性文人の手による仮名文学作品にも受容や翻案の痕跡が見られる。これによって、限られた範囲で平安時代の文人は李白の詩想や表現を深く吟味し、見事に自分の作品に融合したと言えよう。

1 現存する匡衡の粟田障子詩は「其十」「其十三」が欠けているが、「其十二」が二首ある。山中裕校注『栄花物語』(新編日本古典文学全集⁸³、小学館、一九九八年三月)には、姫君十六ばかりにおほします。やがてその夜の内に女御になられたまひぬ。かやうの事につけても、大納言どのはいとらやましよう女君のおはせぬ事をおぼさるべし。粟田といふ所にいみじうおかしき殿をえもいはず仕立てて、そこに通はせ給て、御障子の絵には名ある所々をかゝせ給ひて、さべき人々に哥よませ給。世中の絵物語は書き集めさせ給。女房数知らず集めさせ給ひて、ただあらまし事をのみいそぎおぼしたるも、おかしく見奉る。

2 林羅山・林鷲峰が撰修した『続本朝通鑑』正暦五年(九九四)八月の条に、「道兼築別荘粟田。巨麗驚目、館中四壁、画名山水、請歌伯題詠之。房中佳人無数。請菅輔正、撰當時詩人秀作、書於障子」とある。

3 『拾遺集』「神楽歌」に平佑奉の「みそきするけふからさきにおろすあみは神のうけひくしなしなりけり」が収録され、詞書に「粟田右大臣の障子にからさきに蔽したる所にあみひくかたける所」とある。匡衡の和歌「もちつきのうつれるほどをみる人やいひはじめけむたまの井の水」は和歌集『匡衡集』に収録され、詞書には「玉の井といふ名所絵といふ、そのなかけるを」とある。

4 『本朝麗藻』には、「海浜神祠」⁸⁴、「題玉井山庄」⁸⁵を題とする藤原為時の詩作、『和漢朗詠集』には「田家秋意」を題とする紀奇名と高岳相如の詩作、『新撰朗詠集』には「嵯峨秋望」を題とする藤原為時と高岳相如の詩作、『和漢兼作集』には「春遊原上」を題とする藤原為時の詩作が見える。それぞれ『江吏部集』の「海浜神祠」⁸⁶、「玉井山庄」⁸⁷、「春遊原上」⁸⁸、「題玉井山庄」⁸⁹、「田家秋音」⁹⁰、「嵯峨野秋望」⁹¹、「春遊原上」⁹²に対応している。

5 熊本守雄氏「粟田山庄障子絵と和歌と漢詩―惠慶集と江吏部集―」(『国語国文学』⁸³、東京大学国語国文学会、一九六七年七月)。木戸裕子氏「大江匡衡 粟田障子十五連作」(『文献探究』⁸⁷号、一九九一年三月、⁸⁹号、一九九二年三月)、「粟田障子詩考」(『語文研究』九州大学国語国文学会、一九九二年六月)を参照。

6 詩題にある「曝布泉」は『江吏部集』『群書類従』本、内閣文庫乙本などのテキストに従う。『江吏部集』山口県立図書館本、石川県立図書館蔵見林本、京大本、内閣紅葉山本などには「瀑布泉」とある。中国の詩文には「曝布泉」が見られず、張九齡の詩題「湖口望廬山瀑布泉」、白居易の詩句「繚綾繚綾何所似、不似羅綺與紈綺。応似天台山上月明前、四十五尺瀑布泉」(『繚綾』)などが挙げられる。「瀑布泉」の類似表現としては、「瀑布水」「瀑水」「瀑泉」などが見られる。匡衡の一首の訓読や解釈は木戸裕子氏「大江匡衡 粟田障子十五連作」(『文献探究』⁸⁷号、一九九一年三月)を参照。

7 川村晃生・松本真奈美『惠慶集注釈』(貴重本刊行会、二〇〇六年十一月)を参照。
8 藏中しのぶ氏「題画詩の発生―嵯峨天皇正倉院御物屏風風沽却と「天台山」の文学―」(『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』翰林書房、二〇〇三年七月)を参照。

9 菅原道真の詩作番号や注釈は川口久雄校注『菅家文草 菅家後集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年)を参照した。

10 同注10。
11 李白の詩句は現存最古の李白文集宋蜀刻本『李太白文集』を底本として引用した。

- 12 『早稲田大学蔵宋本李太白集』、『静嘉堂蔵宋本李太白文集』などによると、詩題は「望廬山香爐峯瀑布」とあり、起句、承句は「廬山上與星斗連、日照香爐生紫煙」に作るテキストもある。
- 13 現存最古の李白文集宋蜀刻本『李太白文集』には「長川」となっているが、『全唐詩』『王琦集注李太白文集』『分類補注李太白詩』などには「前川」となっている。ここでは、宋蜀刻本『李太白文集』に従う。
- 14 宋蜀刻本『李太白文集』、『早稲田大学蔵宋本李太白集』の校記によると、結句「疑是銀河落九天」は「疑是銀河落半天」となるテキストもある。
- 15 現存する李白以前の詩作では、瀑布を天の川と結びつけて詠じた詩句には、隋末唐初の劉焯の「石梁高鳥路、瀑水近天河」(詠山)の一句しか見られない。
- 16 『旧唐書』「李華」によると、李華は趙郡(現河北省)の人であり、開元二十三年(七十二)進士及第。そうすれば、彼が廬山を訪れたのは李白より遅いと推測される。
- 17 テキストの本文や注釈は日本古典文学大系『伊勢物語』(岩波書店、一九五七年十月)を参照。
- 18 小島憲之・新井栄蔵校注『古今和歌集』(新日本古典文学大系³¹、岩波書店、一九八九年二月)を参照。
- 19 この一首の歌番号や注釈は田中喜美春・田中恭子著『貫之集全訳』(風間書房、一九九七月)を参照。
- 20 『古今和歌集』を見れば、承均法師の「誰がために引きてさらせる布なれや世をへて見れどとる人もなき」(九二四)、神退法師の「清滝の瀬々の白糸くりためて山わけ衣をりて着ましを」(九二五)、「裁ち縫はぬ衣きし人もなき物をなに山姫の布さらすらむ」(九二六)などの例が見られる。
- 21 同注²⁰『栄花物語』を参照。
- 22 注釈は久保田淳監修『和歌文学大系』³²『金葉和歌集』(明治書院、二〇〇六年九月)を参照。
- 23 寛文生氏「繞牀」考―李白「長干行」ノート―(『立命館文学』第三八六・三八七・三八八・三八九・三九〇号、一九七七年十月)を参照。
- 24 仁平道明氏『伊勢物語』二十三段と李白「長干行」(『和漢比較文学論考』、武蔵野書院、二〇〇〇年五月)を参照。
- 25 この一段の意味は、昔、田舎暮らしをしていた人の子供たちが井戸のそばに出て遊んでいた。大人になって、男も女も恥ずかしがっていたけれど、男はこの女をぜひ妻にしたいと思う。女もこの男を思い続けていたので、親がほかの人と結婚させようとするけれど、聞き入れないでいた、とのことである。
- 26 この歌の意は、幼い頃、あなたと長さを比べあつた振り分け髪も肩のあたりを過ぎて長くなっている。あなたでなくて、誰が髪上げをしてくれるだろう、とのことである。
- 27 萩谷朴氏『土佐日記全注釈』(角川書店、一九六七年八月)を参照。
- 28 この一句は掉をさしてもそこが知れない深い海のように、あなたがたの深い情を感じている、との意である。
- 29 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学―出典論を中心とする比較文学的考察―(下)』(『稿書房』一九六八年三月)を参照。
- 30 大野実之助氏『平安漢詩と李白』(『国文学研究 第九・十輯』(早稲田大学国文学会、一九五四年三月))。

第三章 大江匡衡と白居易の「賀雨」詩

―白居易文学の受容相を考える―

はじめに

匡衡の漢詩文集『江吏部集』には請雨儀礼による降雨を祝賀する同題の絶句二首の連作が収録されている。その長文の詩題（第一節参照）は白居易の「賀雨」と異なるが、その絶句二首の連作により明らかにめでたい降雨をことほぐ意味が読み取れる。更に、二首連作の第一首目（十二番詩）の結句は「高詠楽天賀雨詩」（高らかに詠ぜむ楽天の賀雨の詩を）とあることから、白楽天（白居易）の「賀雨」詩を積極的に意識していたことが明白になる。

時宜を得た降雨は国の基盤である農業にとっては欠かせないものである。そのため、水旱などの異常気象は農作物に被害をもたらし、ひいては天下の太平や国の安泰を揺がす重大な問題とされていた。中国の文献においては、旱魃に見舞われ、甚大な被害を受けた記録は絶えず見え、中央の為政者が主催した請雨儀礼の記録は早く殷商時代の甲骨卜辞に遡ることができる。そのため、請雨儀礼の後の降雨を祝賀する詩文も多く作られていた。日本においても、請雨儀礼は旱魃のたびに行われていた。匡衡の詠作も正にその状況のもとに生まれたものである。

白居易文学は平安前期より日本の諸文芸に多大な影響を及ぼしたことは言うまでもない。匡衡の白居易文学受容については、すでに木戸裕子氏がいくつかの論考を試みている。十二番詩の結句も匡衡が白居易の詩文を念頭に置き、降雨を祝賀する折に思い出したことに違いない。一方で、白居易文学の影響を受けたと思われる匡衡の漢詩文の中で、具体的な詩篇名を挙げたのは白居易の「賀雨」詩のみである。

匡衡が白居易の「賀雨」詩を高詠する理由はどこにあるのか。ここでは、この匡衡の長文の詩題による詩篇を仮に「賀雨詩」と称し、彼の「賀雨詩」が白居易の「賀雨」詩のいかなる影響を受けたのか。本稿では、匡衡の「賀雨詩」を白居易の「賀雨」詩と対照しながら検討し、匡衡の詩文の研究の一環として、彼の白居易文学受容の一面について考察を加えたい。

一 匡衡の「賀雨詩」について

匡衡の「賀雨詩」の制作事情は、その長文の詩題によって明らかにされている。そこで詩題を挙げ、その内容を確認しておきたい。

今年四月一日、陰雨、八日、大雨。信東方朔之前言、心怨大旱。入五月以来久不雨。

十一日、公家班幣諸社祈雨。又是月相府依例被修法華三十講。於是、皇沢雲霑、稼穡之艱難、法音雨洒、自致陰陽之變理。於戲、君臣合体、朝野欽心。僕以紙為良田、以筆為耒耜。不独弄風月誇翰林主人之名、亦欲慕循良頭丹州刺史之志。以絶句二首題東閣之壁。

(今年四月一日、陰雨、八日、大雨。東方朔の前言を信じ、心に大旱を怨む。五月に入りて以来久しく雨らず。十一日、公家 幣を諸社に班し雨を祈る。又、是の月、相府 例に依り法華三十講を修せらる。是に於いて、皇沢の雲霑ひ、忽ちに稼穡の艱難を救ひ、法音の雨洒ぎ、自ら陰陽の變理を致す。於戲、君臣合体し、朝野欽心を誇るのみならず、亦た循良を慕ひ丹州刺史の志を顕はさんと欲す。絶句二首を以て東閣の壁に題す。)

長文の詩題により、五月の早魃を解消するために、公家は諸社に奉幣をして雨を祈り、左大臣藤原道長(以下は道長と略す)も恒例の「法華三十講」を行ったことで、果たして雨が降ってきた。それをうけて、「翰林主人」(文章博士の別称)であり、「丹州刺史」(丹波国守)である匡衡は「賀雨詩」二首を詠出したことが分かる。

この連作の製作年次については、木戸裕子氏は匡衡の詩題に「四月一日、陰雨」、「五月(月)十一日、班幣諸社」、「(五月)法華三十講」など、日時や出来事が明確に記されたことに基づいて、『御堂関白記』と照合し、更に、匡衡が寛弘六年(一〇〇九)三月に文章博士となったこと、寛弘七年(一〇一〇)三月三十日に丹波国守に遷任されたことと合わせて、連作詩の制作年次は寛弘七年五月中旬から六月にかけての間であると推定した。ただ、時間を絞ってみると、『御堂関白記』寛弘七年六月六日の条に「雷電、教声。立陣」と記され、六月九日の条に「昼間、時時雨降。子時以後、深雨」と記されていることから、降雨があったのは六月になつてからではないかと推測される。そうなると、連作の制作時期は寛弘七年六月上旬であると言えよう。

寛弘七年五月の早魃に際しての請雨儀礼としては、匡衡は「公家」と「相府」の行動を並列的に挙げている。「公家」は天皇や朝廷の意であり、ここでは、諸社に幣を供え、降雨を祈ることを命じた一条天皇を指す。「相府」は大臣の唐名であり、ここでは寛弘七年五月四日から「法華三十講」を行った道長のことをいう。道長が行った「法華三十講」については、「依例」の語があるため、「法華三十講」は道長邸の恒例行事であったことが自明である。『権記』『御堂関白記』の記録によれば、道長は長保四年（一〇〇二）より寛仁四年（一〇二〇）にかけて、四月や六月の例外も見られるが、ほとんど毎年の五月に「法華三十講」を修法していた。これによって、「法華三十講」は道長の篤い仏教信仰の一部分を示すものであり、特別に今度の請雨の目的で行ったものではないことが分かる。一方、寛弘七年五月の「法華三十講」は早魃に遭遇したため、道長がついでに降雨の祈請をもしたのではないかと考えられる。したがって、匡衡はその「法華三十講」を請雨儀礼の一部と見なしていただろう。

降雨については、匡衡は隔句対で、今度の降雨は「皇沢」が雲となり、潤って降ってきた結果であり、たちまち農事の困難を救い、また「法音」が雨となって降りそそぎ、天地自然を調和させたものであると詠じている。「皇沢」とは天皇の恵みの意であり、ここでは一条天皇が請雨儀礼を命じたことを指す。「法音」とは説法の声であり、ここでは道長が行った「法華三十講」を指すにほかならない。「稼穡」は種まきと収穫の意であり、ここでは農事のことを指す。「陰陽之變理」は天地にある陰陽の二種の気を調和させることの意であり、『尚書』『周官』の、

立太師、太傅、太保、茲惟三公、論道經邦、陰陽變理。

（太師、太傅、太保を立つ。茲れ惟れ三公、道を論じ邦を経し、陰陽を變理す。）

に拠る表現である。『尚書』『周官』では、陰陽を調和させることは最高の官職である太師、太傅、太保という「三公」の役割であるとされている。匡衡が「自致陰陽之變理」と述べたのは、祈雨に貢献した左大臣道長が「三公」の身分にあつたからであろう。これらの句を承けて現れる「於戲、君臣合体」はまさしく一条天皇と左大臣道長の功績を称揚する語句と言えよう。「君臣合体」は君主と臣下が一心同体となる意である。本論文第一部第二章で論じたように、『尚書』『君牙』には周の穆王が君牙を大司徒に任じた時に、王が、

王若曰、嗚呼、君牙：今命爾予翼、作股肱心膂。

(王若曰く、嗚呼、君牙：今爾に命じ予が翼とし、股肱心膂と作す。)

と述べたのが記されている。「君臣合体」の語は王が言った言葉に対する『尚書正義』の注釈による表現である。匡衡は「君臣合体」の語により、一条天皇と左大臣道長の緊密な関係を窺わせていると言えよう。

詩題の最後では、匡衡は「賀雨詩」の創作目的すなわち文章博士、丹波国守として、降雨を祝賀する思いを綴ることを明らかにしている。

以上、詩題からみれば、匡衡の「賀雨詩」の主旨は、降雨を祝賀することを通じて、一条天皇と左大臣道長を賛美することにあると言えるだろう。このような趣旨は匡衡の「賀雨詩」連作の第二首目からも窺うことができる。第二首目は、

一千載后祈神社 (一千載の後 神社に祈り)

三十講時知仏恩 (三十講の時 仏恩を知る)

応是早天霖雨用 (応に是れ早天の霖雨の用なるべし)

君臣合徳感乾坤 (君臣 徳を合せ乾坤を感ぜしむ)

とある。起句、承句は対句をなし、意は、千年も続く家系を持つ天皇は神社に祈った(だから雨が降った)。「法華三十講」を聞く時に(雨が降って)、仏の恩を知った、とのことである。これは言うまでもなく詩題に述べた一条天皇と左大臣の行動を言っている。転句は、『尚書』「説命」に記載された商王武丁が傳説を起用した時に言った言葉を典拠とする。『尚書』「説命」には、

若歳大旱、用汝作霖雨。

(若し歳大に旱せば、汝を用て霖雨と作さん)

との句が見られる。商王武丁は傳説に、もしひどい旱魃の年だとしたならば、汝を登用して救ってもらおう長雨とするといい、傳説を政事をうまく整え治める人材として重用したのである。匡衡はその故事を踏まえ、政事を司る左大臣である道長を称えていると考えられる。結句は、君主と臣下が徳を合わせて天地を感ぜしめたことにより、霖雨が降っていることと詠じ、君臣が一心同体であることを謳っている。ここにある「君臣」は言うまでもなく詩題にある「君臣合体」と同じく、一条天皇と左大臣道長を指す。こうして、第二首目は詩題で述べた内容を潤色して七言絶句に書き換えたものであると言えよう。

匡衡の「賀雨詩」の連作の第一首目には、

荷_レ鍔_ニ染毫歌徳政（鍔_を荷_ひ毫_を染め徳政を歌ひ）

為_レ儒_ニ為_レ吏_ニ遇_レ明_時（儒_と為_り吏_と為_り明_時に遇_ふ）

予_レ期_レ吾_レ土_ニ如_レ雲_稼（予_め期_す吾_が土_ニ雲_の如_く稼_{ある}を_を）

高詠_樂天_賀雨_詩（高_く詠_ぜむ_樂天_の賀_雨の_詩を_を）

とある。起句は鋤を背負い、筆を染めて、徳のある仁政を歌おうとする意である。前述した詩題では、匡衡は「僕_レ以_レ紙_為良_田」、以_レ筆_為未_耜」と述べ、紙を良田に、筆を鋤に譬えて言ったため、起句で「荷_レ鍔」と詠じたと考えられる。承句では彼は儒者（文章博士）であり、官吏（丹波国守）である自分が賢明な君主の治世に会っていることを歌っている。「為_レ儒_為吏」の表現は詩題の「不_下独_弄風_月詩_中翰_林主_人之名_上、亦_欲下_慕循_良頭_中丹_州刺_史之_志上」と呼応し、匡衡の「翰_林主_人」「丹_州刺_史」としての身分を表すものであると考えられる。起句、承句には、降雨を祝賀する表現が見えず、「徳政」「明_時」の語によつて、匡衡は天皇の聖明さを謳うことに主眼を置いていることが分かる。転句は我が地に農作物が雲のように満ち満ちていることを期待している意を表している。穀物を雲に譬えて言う表現方法は『文選』巻五十三所収の李康の「運_命論」の文句「褰_レ裳_而涉_レ汝_陽之_丘、則_レ天_下之_稼如_レ雲_矣」に遡ることができるが、「如_レ雲_稼」の措辞は白居易の詩句、

莫_道如_雲稼、今_秋雲_不如。

（雲_の如_く稼_{ある}を道_ふ莫_れ、今_秋雲_如か_ず。）

（二六一三「大和戊申歳大有_レ年詔_ニ賜_百寮_一出_レ城_觀稼_謹書_ニ盛_事一以_俟采_詩」『白

氏文集』

に用例が見える。匡衡の「如_レ雲_稼」は白居易の詩語表現を襲用したものであると言えよう。転句の白居易の詩句の引用に続き、降雨をことほぐ意を表したい匡衡はまた「樂_天の賀_雨の詩」を想起して、結句で高詠しようとしたのである。

以上、匡衡の「賀_雨詩」二首は詩題と通じ、寛弘七年五月の早魃に際して、諸社に奉幣し、祈禱した一条天皇と「法華三十講」を行った左大臣道長を賛美して詠出したものであることが分かる。

二 白居易の「賀雨」詩について

匡衡は第一首目の結句で白居易の「賀雨」詩を高詠しようとしたが、匡衡の「賀雨詩」は白居易の「賀雨」詩と共通するところがあるだろうか。白居易の「賀雨」詩を確認しておきたい。白居易の「賀雨」詩は『白氏文集』開巻を飾る作であり、白居易の得意作であると言えよう。「賀雨」詩は五言三十二韻の長詩であり、三段落に分けることができる。第一段（第十六韻まで）では、「賀雨」詩が作られたきっかけである早魃の状況や唐の憲宗（八〇五〜八二〇在位）が施した善政を明らかにした。第二段（第十七韻から第二十八韻まで）では、民衆が唐の憲宗の「罪己の詔」に感動した様子、「罪己の詔」が下されて七日後に雨が降ったこと、群臣が雨を祝うことを詠出した。第三段（第二十九韻から第三十二韻まで）では、白居易は金鑾宮（翰林院）に仕える立場に立って進言したことを記している。

白居易の「賀雨」詩が作られたきっかけである早魃の状況は第一段冒頭の四句に窺える。

皇帝嗣宝曆、元和三年冬。（皇帝 宝曆を嗣ぐ、元和三年の冬。）

自冬及春暮、不雨早熯熯。（冬より春暮に及び、雨ふらずして早熯熯たり。）

これにより、唐の憲宗の元和三年（八〇八）の冬から翌年の春末にかけて、長い間雨が降らず、早魃が続いていたことが明らかである。続く四句は、

上心念下民、懼歲成災凶。（上は心に下民を念ひ、歳の災凶を成さんことを懼る。）

遂下罪己詔、殷勤告万邦。（遂に罪己の詔を下し、殷勤に万邦に告ぐ。）

とある。憲宗が民衆を憐れみ、善政として自分の不徳を責める「罪己の詔」を下したこととを記述した。「罪己の詔」とは、君主が責任を身に引き受け、自らを責める詔勅のことである。国家政治の主宰者として早魃の原因を自分の不徳に帰す考え方は、統治は有徳の天子が天命を受けて行うべきであるという天命思想に基づくものである。その後の、

帝曰予一人、継天承祖宗。（帝曰く予一人、天に継ぎ祖宗を承く。）

或者天降沴、無乃傲予躬。（或ひは天 沴を降して、乃ち予が躬を傲る無からん

かと。）

の句は、憲宗が天意を受け、皇祖玄宗の後を継いだこと、早魃は天が降した災いで、天のわれへの戒めであろうということを述べ、いずれも天命思想の反映である。早魃に際して、天子が自ら反省することは古くも商王湯に遡ることができる。『荀子』『大略』には、

湯旱而禱曰、政不節與、使民疾與、何以不雨至斯極也。

(湯 旱にして禱りて曰く、政 節ならざるか、民をして疾ましむるか、何を以てか 雨らざること斯の極に至るや。)

と記されている。商王湯は旱魃のために祈禱し、旱魃は自分の政治が適切ではなかったためか、民衆を苦しませたためかと自問していた。このような自問は逆に商王湯の徳のあることを窺わせている。

白居易も「賀雨」詩で、先代の皇帝の作法を踏襲して民を憐れむ憲宗の徳のあることをアピールするために、「罪己の詔」を詩に詠み込んだのであろう。元和四年に憲宗が下した旱魃関連の詔書は、正月に下した「分命^二使臣^一賑^二恤水旱百姓^一勅」(『文苑英華』卷四三五)と閏三月三日に下した「亢旱撫^二恤百姓^一德音」(『文苑英華』卷四三五)の二通が残されている。二通のうち、閏三月の詔書の冒頭には、

謝謹弥災、必先於答己。(弥災を謝謹し、必ず先に己を答む。)

との語句が見られる。意は、災害を追及して責めるには、先に自分を答めることから始める、とのことである。これにより、白居易が言った「罪己詔」とは閏三月三日に下した

「亢旱撫^二恤百姓^一德音」(以下は「德音」と略す)を指すと推定できる。白居易の「賀雨」

詩を「德音」と引き合わせて、表にまとめてみたい。

白居易「賀雨」詩	「亢旱撫恤百姓」德音
帝曰予一人、繼天承祖宗。	勅、承天理物、莫尚於愛人。
憂勤不遑寧、夙夜心忡忡。	朕臨御万国、逮今五年。亦常勵精、罔敢暇逸。誠雖勤而未妥於事。
元年誅劉闢、一舉靖巴邛。 二年戮李錡、不戰安江東。	吳蜀建功、闕輔屢稔。
上思答天戒、下思致時邕。	將何以答昊穹之顧懷、承宗社之眷祐。
或者天降沴、無乃儆予躬。	固宜示以災眚、警中予增上修。
乃命罷進獻、(乃命賑飢窮)※。	諸道進獻、除降誕端午冬至元正、任以士貢。修其慶賀、其余雜進、除旨条所供、及犬馬鷹隼時斯滋味之外、一切勒停。
宥死降五刑、(責己寬三農)。	其京城內見禁囚徒、犯死罪非殺人、降流罪、流以下罪、遞降一等。
宮女出宣徽、鹿馬減飛龍。	昨者六宮內人、量已放出。猶慮內厩之馬、其數稍多、委飛龍使等、条流減省、統具聞奏。

※○の部分は「德音」に見えない。

白居易は「賀雨」詩で、まず憲宗は天意を受け、皇祖玄宗の後を継いで即位した後心の境や聖主ぶりを詠出した。憲宗が即位して以来、安逸にならず日々治世の実現に悩み、勤めていた。元和元年（八〇六）に四川に割拠した劉闢を殺し、元和二年（八〇七）に江東（現浙江省）に割拠した李錡を誅殺し、叛乱を鎮定した。そして、天の戒めに答え、時の平和をいたすために身を修めようとしたのである。また、前述したように、憲宗は早魃が天からの戒めであると思い、「罪己の詔」を下して、善政を行った。具体的な善政対策としては、「賀雨」詩には献上物を取りやめ、奢侈を戒めること、死刑犯を許し、五つの刑罰を

緩くすること、宮女を宣徽殿すなわち宮中より出し、厩馬の飛龍馬のような名馬を減らすことなどが挙げられている。以上の内容はいずれも「德音」に該当する内容である。

方で、「乃命_レ賑_二飢窮_一」は困窮している人を救済することであり、「責_レ己寛_二三農_一」は、己を責め、農民の負担を減らすことである。「德音」に類似する内容が見えないが、前述した正月の詔書に類似する内容が記されている²⁰。

こうしてみれば、白居易の「賀雨」詩の第一段は憲宗が下した詔勅をもとにして、韻文に詠みあげたものであることが分かる。

第二段（第十七韻から第二十八韻まで）では、白居易はまず、

奔騰道路人、僂僕田野翁。（奔騰す道路の人、僂僕す田野の翁。）

歛呼相告報、感泣涕沾胸。（歛呼して相ひ告報し、感泣して涕胸を沾す。）

と詠じ、民衆は憲宗の「罪己の詔」を相伝え、感動した涙を流していた様子を描出し、憲宗の善政を讃えている。続いて、彼は、

順人人心悅、先天天意從。（人に順へば人心悦び、天に先てば天意從ふ。）

詔下纔七日、和氣生沖融。（詔下りしこと纔かに七日、和氣生じて沖融たり。）

凝為悠悠雲、散作習習風。（凝りては悠悠たる雲となり、散じては習習たる風となる。）

晝夜三日雨、淒淒復濛濛。（晝夜三日の雨、淒淒また濛濛たり。）

萬心春熙熙、百穀青芃芃。（萬心春の_レことく熙熙たり、百穀青くして芃芃たり。）

人憂愁為喜、歲易儉為豐。（人愁を變じて喜となし、歲儉を易へて豊と為る。）

と詠じた。「罪己の詔」は天意や民心によりそうものであるため、下されて七日後に雨雲が立ち込め、雨が晝夜を問わず三日も降っていた。その降雨により、穀物が青々と潤され、人々は憂いから喜びに、転し、儉約を余儀なくされた生活も豊かになったのである。最後に、彼は、

乃知王者心、憂樂與衆同。（乃ち知りぬ王者の心、憂樂衆と同じきことを。）

皇天與后土、所感無不通。（皇天と后土と、感ずる所通ぜざるは無し。）

冠珮何鏘鏘、將相及王公。（冠珮何ぞ鏘鏘たる、將相と王公と。）

蹈舞呼萬歲、列賀明庭中。（蹈舞して万歳を呼び、列して明庭の中に賀す。）

と詠じた。意は、今度の憲宗の善政による降雨を通じて、憲宗の憂いや喜びが民衆と同じ

であり、憲宗の心に思うことは天の神にも地の神にも通じていることを知った。降雨を祝賀するに際して、冠や玉珮が鳴り響く公卿大臣は朝廷に列し、「踏舞」の儀式を行い、「万歳」を唱え、降雨を祝賀していた、とのことである。前の四句は民衆と一心同体である憲宗の徳政を称揚し、一条天皇を褒め称える匡衡の「賀雨詩」の主旨にも通じている。匡衡が「賀雨詩」の第一首目で「高詠楽天賀雨詩」と詠じたのは、白居易の「賀雨」詩の天子の有徳ぶりを賛美するこのくだりに託して、一条天皇が中国の皇帝に匹敵する徳行を有することを訴えていたのである。

最後に、第三段（第二十九韻から第三十二韻まで）は、

小臣誠愚陋、職忝金鑾宮。
（小臣誠に愚陋なれども、職 金鑾宮を忝くす。）

稽首再三拜、一言獻天聰。
（稽首して再三拜し、一言 天聰に獻せん。）

君以明為聖、臣以直為忠。
（君 明を以て聖となし、臣 直を以て忠となす。）

敢賀有其始、亦願有其終。
（敢へて其の始有るを賀し、亦た其の終有らんことを願ふ。）

とある。白居易が「金鑾宮」に仕える立場で進言したことを記している。「金鑾宮」は金鑾殿のことをいい、学者・文人で天子に仕える人が詰めていた所である。『夢溪筆談』「故事」には、

唐翰林院在禁中。乃人主燕居之所。玉堂、承明、金鑾殿皆在其間。

（唐の翰林院は禁中に在り。乃ち人主の燕居の所なり。玉堂、承明、金鑾殿皆其の間に在り。）

と記されている。それにより、「金鑾殿」は翰林院にあることが分かる。白居易は翰林学士であるため、翰林院の中の金鑾殿で憲宗に仕えていたと考えられる。白居易の進言の内容とは、君主は賢明であることにより聖人とされ、臣下は率直であることにより忠誠とされる。憲宗の仁政は始まりがあることを祝賀し、そして仁政はこれからも続き、有終の美をなすことを願っている、とのことである。第三段は「賀雨」詩を結ぶ部分であり、白居易の本当の意図すなわち憲宗に諫めることを明らかにしたと言えよう。

三 匡衡の「賀雨詩」における「高詠楽天賀雨詩」の意識について

以上、匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩をそれぞれ見てきた。両者には、類似す

る表現は認められないものの、内容上では、

(1) 制作契機は天子の早魃解消対策による降雨を祝賀すること

(2) 内容は天子の徳を褒め称えること

(3) 作者は「翰林学士」(翰林主人)であること

などが共通している。ただ、相違点としては、詩のスタイルはもとより、内容的にも、

(1) 白居易の「賀雨」詩は降雨の経緯や有り様を詳細に描写したが、降雨の効果については、「歳易_レ 儉為_レ 豊」と詠じ、漠然として述べている。それに対して、匡衡の「賀雨詩」は、降雨の有り様について語らず、「予期吾土如_レ 雲稼」と詠じ、降雨の効果への期待を窺わせている。

(2) 白居易の「賀雨」詩は諷諭詩であり、彼の本当の意図は「翰林学士」として天子に諫めることにある。それに対して、匡衡の「賀雨」詩より諷刺する意図が読み取れず、彼は「翰林主人」として、丹波国守として、天皇の徳政だけではなく、左大臣道長をも賛美していた。

ひるがえってみれば、匡衡が「賀雨詩」で「高詠楽天賀雨詩」と詠じたのは、白居易の「賀雨」詩の精神が自分の「賀雨詩」に脈流することによるのではないかと推測される。

匡衡は寛弘七年六月の降雨を祝賀する際に、自分と同じく「翰林学士」の官職にあつた白居易が同様に早魃の後の降雨を祝賀し、天子の徳政を賛美する詠作を想起し、感極まり、高らかに白居易の「賀雨」詩を詠唱しようとしたのであろう。彼は白居易の「賀雨」詩の諷諭精神よりは、むしろ断章的に白居易の「賀雨」詩を自分の「賀雨詩」に活かしたのである。ただ、匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩の内容の一致により、匡衡が白居易の詩文の影響だけを受けたとは言いが切れない。前述したように、早魃を解消するための請雨儀礼の記録は古くから見られ、早魃の後の雨を祝賀する詩文も多く伝存している。匡衡の「賀雨詩」はそれらの詩文とつながりを持っているだろうか。その点を視野に入れて、匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩を再検討したい。

四 中国と日本における「賀雨」詩の発展経緯について

「賀雨」の詩題を持つ詩作は、唐詩はもとより白居易以前の詩歌に見いだせないが、「賀雨」に近い意味を持つ「喜雨」を詩題とする詩作が多数存在し、魏の曹植(一九二〜二三

(二)の詠作に遡ることができる。曹植の「喜雨」詩の題注には、「太和二年大旱、三麦不レ収、百姓分為二飢餓」とあることから、その一首は太和二年(二二八)の日照りの後の降雨を喜んで詠じられたものであることが分かる。ただ、この降雨は請雨儀礼と関わるかどうかは不明である。その内容は、

天覆何弥広、苞育此群生。
(天の覆ふこと何ぞ弥いよ広く、此の群生を苞育する

や。)

棄之必憔悴、惠之則滋榮。
(之を棄つれば必ず憔悴し、之を恵めば則ち滋榮す。)

慶雲従北来、鬱述西南征。
(慶雲 北よ従り来り、鬱述として西南に征く。)

時雨中夜降、長雷周我庭。
(時雨 中夜に降り、長雷 我が庭を周る。)

嘉種盈膏壤、登秋畢有成。
(嘉種 膏壤に盈ち、登秋畢く成る有り。)

とある。冒頭の四句は「天」に注目し、「天」の恵みは広大無辺に地上を覆い、民を豊かに育んでいる。もし「天」が民を棄てたならば、彼らは必ず憔悴して衰えていくものであり、逆に恵みを与えたならば、彼らはきつと榮えていく、との意を表し、「天」の恵みを称えている。第五、六句は雨が降る直前の空模様を描き、瑞雲が北方から飛来し、勢いよく西南の方に向かって進んでいく様子を描写した。第七、八句は降雨の最中の様子を描き、時節にほどよく降る雨は、夜中に降り続き、長く引く雷鳴が、我が庭をめぐっていると描出した。最後の二句は降雨の効果を想像するものであり、良種は肥沃な土地に満ち満ち、秋になると、きつと豊作となるだろうと詠出した。

矢嶋美都子氏は、曹植の「喜雨」詩を嚆矢とする中国六朝時代の「喜雨」詩は、「旱魃の時、宮廷詩人的立場の詩人が降雨を喜び詠じた詩で」「一種の特殊な雨の詩の、系列を為している」と指摘し、「喜雨」詩の、

「天(天子)の徳を称える表現」

「雨が降る予兆」

「雨が降っている様子」

「秋にはよい穀物が収穫されるだろうという五穀豊穰を言祝ぐ表現」

という四つの部分からなる内容構成の定型を整理してきた。前述の曹植の「喜雨」詩の内容構成は正にその定型通りである。このような内容構成は後世の詩作だけでなく、晋の傅咸の「喜雨賦並序」、南朝・宋の傅亮の「喜雨賦」が見られるように、散文にも受け継

がれている。

唐代になると、「喜雨」詩の範囲は拡大し、農事や早魃と関係なく、単に雨を喜ぶ詠作も現れていた。『全唐詩』所収の詩作の中で、「喜雨」と題される詩作は二十六首見出すことができ、早魃や祈雨関係の詠作は、ほとんど矢嶋美都子氏が整理してきた「喜雨」詩の内容構成の枠の中にある²³。散文については、唐及び五代の文章の総集『全唐文』には玄宗皇帝の「喜雨賦」や張説ら五人がそれに唱和して作った「奉和聖制喜雨賦」²⁴など、降雨を祝賀する文章や、天子が行った請雨行事や善政を謳歌する文章が見られる。

一方で、『全唐文』には、「賀雨」を題とする蘇頌（六七〇〜七二七）の「賀雨表」（卷二〇七）、張九齡（六七八〜七四〇）の「賀雨状」（卷二八八）、沈瓊（生没年不詳）の「賀雨賦」（卷四〇一）など、降雨を祝賀し天子の徳政への賛美を主旨としている文章も多く収録されている。こうして、白居易以前には「賀雨」を題とする詩作は見られないが、「賀雨」を題とし、天子の有徳ぶりを称揚する散文が多く伝存していることは自明である。

現存する日本平安朝の漢詩文においては、「賀雨」と題する詩作については、長元六年（一〇三三）に仁海（小野僧正）の請雨修法の効験を賀した詠作十二首が『小野僧正請雨行法賀雨詩』に見られる²⁵が、匡衡以前には見られない。一方で、「喜雨」と題する詩文は空海の「喜雨歌」（『性靈集』卷一）、菅原道真の「喜雨詩」²⁶（『漢代高麗名』）（二二五『菅家文章』）、²⁷「喜雨」（二一九五『菅家文章』）の三首が見られる。そのうち、空海の「喜雨歌」だけが天子主催の請雨儀礼による降雨を謳歌する詠作である。菅原道真の二首のうち、「喜雨詩」²⁸は十字²⁹、毎句用³⁰漢代高麗名³¹」からは前述した中国の「喜雨」詩の内容構成が読み取れるが、「喜雨」詩からは読み取れない。

空海の「喜雨歌」は空海が天長元年（八二四）四月以降に制作したと推定される五十六句からなる雑言長詩である。二十一句目から二十八句目は天皇が早魃を解消するために行った請雨行事や施した善政を述べた。

我皇垂願為人出（我が皇 願を垂れて人の為に出で）

且智且仁臨八州（且つ智且つ仁八州に臨めり）

三教九流一心裏（三教 九流 一心に裏み）

四量六度万劫修（四量 六度 万劫に修す）

為人引咎避楼観（人の為に咎を引き楼観を避け）

為物減_レ食日夕憂 (物の為に食を減らし日夕憂ふ)

寺寺進僧開妙法 (寺寺に僧を進め妙法を開き)

山山馳使禱祈周 (山山に使を馳せ禱祈を周くす)

「我皇垂_レ願為_レ人出_レ」は、我が天皇が民の安寧を願って出生されたことを詠出し、「且智且仁臨_二八州_一」は天皇が知恵も仁義も持つて、世を治めていることを讃えている。制作年次が天長元年であることから、「我皇」とは淳和天皇であると考えられる。淳和天皇が施した善政は第二十五句、二十六句に見られる。「引咎」は責任を取ることであり、ここでは言うまでもなく天皇が民の安寧のために早魃の責任を引き受けることを指す。これは前述した商湯の祈禱文と白居易の「賀雨」詩に述べられた憲宗の「罪己詔」と同じく、天命思想による行動であろう。「避_二樓觀_一」「為_レ物減_レ食」は李嶠の「晚秋喜雨_三」にある「避_レ寝損_レ膳」と同様に、天皇が正殿を出て、食べ物を減らすなどの善政を言う。淳和天皇が行った祈雨行事は第二十七句、二十八句に見られる。「進_レ僧開_二妙法_一」は僧侶に誦経させることを言い、「馳_レ使禱祈」は山岳の神々に降雨を祈ることで、それぞれ「仏教的祈雨」方法、「神祇的祈雨」方法である。その祈雨行事の結果、雨が降っていた。降雨の前の様子については、第二十九句は、

老僧誦誦微雲起 (老僧誦誦して微雲起り)

とあり、僧侶が誦経しているうちに、雨雲が立ち上り、雨が降ろうとする様子を詠じている。降雨の最中の様子については、第三十二句、

濛濛漫漫山谷流 (濛濛漫漫として山谷に流る)

とあるように、雨が激しく降りしきることが描かれている。降雨の効果については、第三十九句から四十二句は、

南畝_二芄苢_一苗稼_二緑_一 (南畝_二芄苢_一として苗稼_二緑_一にして)

東臯_二鷲鷲_一謳_二鼓鳩_一 (東臯_二鷲鷲_一として謳_二鼓鳩_一を)

先知千箱與万庾 (先づ知りぬ 千箱と万庾とを)

如坻_二如京_一亦似丘 (坻_二如京_一の如く亦た丘に似たり)

と詠じられている。意は、降雨によって、南の田畑にある穀物の苗は鮮やかな緑色となつて、人々は鼓を打ち出して集まり、喜び祝っていた。収穫時に、穀物はたくさん箱車で運ばれ、たくさん倉に貯蔵され、「坻」「京」すなわち高地のように、また丘のように高

く積まれることが想像される、とのことである。こうして、空海の「喜雨歌」も矢嶋美都子氏が整理した「喜雨」詩の定型に収まることが明らかである。

道真の「喜雨詩」（詩題無し、原二十字）（二二五『菅家文章』）は五言十六句からなり、題下注によると、すべての句に漢代の良い官吏の名を詠み込んでいる。これは貞観九年（八六七）、道真の文章得業生試の時の詠作であり、前述した特定できる祈雨行事とは異なる性格を見せている。しかし、『日本三代実録』には貞観八年六月二十八日の条に「是月、天下大旱、民多飢餓」とあり、貞観九年二月十七日の条に「承_二去年之旱_一、京邑飢餓」とあることから、道真が試験を受けた年の前後、近畿地域は旱魃に見舞われて、飢饉が起こっていたことが分かる。道真は詩の冒頭で、

博号霑千里、宣恩出九重。（号を博くして千里を霑し、恩を宣べて九重より出づ。）

雨寛何霑沢、雲黯幾奇峯。（雨寛にして何の霑沢ぞ、雲黯くして幾ばくの奇峯ぞ。）

と詠じている。四句は、千里の大地を湿らせる天の恵みである雨が、九重の天から降ってきた。穏やかに降っている雨があるがたいものであり、暗い雨雲が幾つもの奇峰の形をなして空に立ち上っていることを詠じ、雨が天の「恩」であることや雨が降っている様子を詠出した。続く二句は、

暗記年豊瑞（暗に記す 年豊の瑞を）

先知井邑雍（先づ知りぬ 井邑の雍ぐことを）

とあり、この雨を豊年の瑞兆と覚え、村々は和やかになることを連想して詠じている。最後の二句では、道真は、

田翁帰去処（田翁 帰り去る処）

佇立盛時巖（佇立して時巖を盛しなむ）

と詠じ、世の太平を謳おうとする心境を語っている。道真のこの一首は実在の降雨を詠じていないが、内容の構成は矢嶋美都子氏が指摘した「喜雨」詩の定型に収まっていると言えよう。道真のもう一首の「喜雨」（二九五『菅家文章』）詩は七言絶句であり、降雨の様子や効果を詠じていない。その起句、承句は今まで聞いたことのない六月いっばいの長雨が降っていたため、農民たちは国守に祝賀の意を表したことを述べている。その続きで、
転句、結句は、

満衙僚吏雖多俸（満衙の僚吏 俸多しと雖も）

不若東風一片雲（東風の一片の雲に若かず）

とあり、役所で働く役人の俸禄が多くても、雨をもたらす一片の雲による喜びに及ばないと詠出した。この一首は地方官吏が思う雨の大切さを詠出したと考えられる。

以上、空海の「喜雨歌」にある「芄芄」の語、道真の「喜雨詩」（以詠為詩、限八十字）にある「時邕」の語は白居易の「賀雨」詩にも見られるが、二人の詩作の内容構成は白居易の詩文の受容であるとは認められない。現存する平安朝漢詩文には、「喜雨」の詩文の例は少ないが、めでたい降雨の有り様の描写、雨を喜ぶ気持ちや天子の徳政を謳歌する内容構成は中国の「喜雨」詩と同様であると言えよう。この意味で言えば、匡衡の「賀雨詩」は白居易の「賀雨」詩と、降雨をことほぐ思いや天子の徳政を称揚する内容で共通するが、それは必ずしも匡衡が白居易の詩文から影響をうけた証拠とはならないことが分かる。しかも、匡衡の「賀雨詩」には「予期吾土如」雲稼」という「五穀豊穰を言祝ぐ表現」が見えるが、居易の「賀雨」詩には見えず、「歳易」（儉為）豊」という大まかに豊年になることを予測する語句しか見られない。したがって、匡衡が「高詠樂天賀雨詩」と詠出したのは、匡衡の「賀雨詩」は居易の「賀雨」詩の共通した内容によるだけではなく、居易文学に傾倒する匡衡ならではのことでないかと考えられる。居易の「賀雨」の詩題はまさに『詩経』における「閔雎」のごとく、匡衡は「賀雨」詩を『白氏文集』の開巻を飾る詩篇として、その詩題を象徴的に高らかに詠唱したと言えよう。

五 匡衡と居易文学受容について

これまでの考察によれば、匡衡があまたに伝存する降雨をことほぐ「喜雨」「賀雨」詩の中で、ただ居易の「賀雨」詩を取り立てて誦詠しようとしたのは、匡衡の居易文学への傾倒によるものだろうと推定できる。その傾倒ぶりは彼の詩文にも明示されている。

匡衡の居易の詩文への姿勢については、匡衡が『江吏部集』の七十五番詩の詩題で、近日蒙綸命、点文集七十卷。夫江家之為江家、白樂天之恩也。故何者。延喜聖代千古維時父子共為文集之侍読。天曆聖代維時育光父子共為文集之侍読。天祿御寓育光定基父子共為文集之侍読。爰当今盛興延喜天曆之故事。匡衡獨為文集之侍読。挙周末遇昇、欲罷不能。以詩慰意。

（近日 綸命を蒙り、文集七十卷に点ず。夫れ江家の江家たるは、白樂天の恩なり。

故は何者か。延喜聖代 千古維時の父子共に文集の侍読と為る。天曆聖代 維時齊光の父子共に文集の侍読と為る。天祿の御宇 齊光定基の父子共に文集の侍読と為る。爰に当今盛んに延喜天曆の故事を興したまふ。匡衡独り文集の侍読と為れども、
挙周末だ昇るに遇へず、罷めんと欲するも能はず。詩を以て意を慰めむ。

と述べていたところから分かる。彼は自ら白居易の詩文を受容しただけではなく、一条天皇に『白氏文集』七十巻を進講し、一条天皇に『白氏文集』に加点することも命じられていた。彼にとって、白居易文学は彼個人の名誉だけではなく、代々「文集の侍読」を務めていた大江家を成り立たせるものであるため、白居易に「恩」を感じている。この意味で言えば、匡衡の白居易文学の傾倒もほかの文人が及ばないところがあるだろう。

平安朝漢文学は白居易文学の影響の下にあることは先学によってさまざまな角度から論証されている。平安文人の詩文の中で、白居易の作品を詠み込んだり、或いは白居易の作品に倣って詠作したりするものも多く見られる。菅原道真は白居易の『白氏洛中集』所収の詩作「北窓三友」を読んで、その内容を踏まえて「詠_三樂天北窓三友_一詩_一」（『菅家後集』）を作った。兼明親王（前中書王）は東漢の崔子玉の「座右銘」と白居易の「統座右銘」の発想やスタイルに倣って、「座右銘」（『本朝文粹』卷十二）を作った。また、源順の「三月尽日遊_三五覚院_一同賦_三紫藤花落鳥閑_一」の序文（『本朝文粹』卷十一）によると、吏部侍郎三善氏（不明）をはじめとする一行が五覚院を訪ねて遊び、宴会を楽しむ時に、吏部侍郎三善氏は白居易が慈恩寺で作った「酬_三元員外三月三十日慈恩寺相憶見_レ寄_一」（『白氏文集』九九〇）の首聯の下句「紫藤花落鳥閑」を思い出し、それを題として、同席の文人に詩を詠作させたのである³³。これらの詩文例により、平安時代の文人が白詩を意識し、模倣或は題材として再創作していたことが分かる。しかし、彼らの作品には、匡衡のように、白居易を恩人と見なし、その作品を大江家の伝統と栄耀を結び付けて語るものが見られない。匡衡の白居易への尊崇や白居易文学への傾倒は別格であると言えよう。

更に、前述したように、匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩の共通点の一つは、両首とも二人が「翰林学士」（翰林主人の別名）の在任中の詠作である。匡衡は白居易の「賀雨」詩に目を向けただけではなく、制作時の二人の身分の一致にも触発されたのではないかと考えられる。白居易の「翰林学士」（文章博士の唐名）である身分を意識した匡衡の詩作は『江吏部集』に他にも見られる。

久陪蘭省東方朔、再入翰林白樂天。

(久しく蘭省に陪す東方朔、再び翰林に入る白樂天。)

(六四「兼^二翰林^一之後、与^二門生^一談話」)

「再入^三翰林^一 白樂天」の一句は寛弘六年(一〇〇九)三月、匡衡が五十八歳の時に再び「翰林」に入つて、「文章博士」となった時に作つた詩作による。白居易が「翰林学士」になつたのは一回だけであつたが、匡衡は白居易を「翰林学士」の代名詞と見なし、再び「文章博士」になつた自分を白居易に準えて詠じていた。匡衡の「賀雨詩」はこの一首の一年後に詠じられたものであるが、匡衡がずっと白居易を「翰林学士」の有意義な先人と見なしていたため、「賀雨詩」の詠作時にも白居易のことを思い出したのだろう。匡衡は白居易の詩文だけではなく、彼の人生経歴にも目を向け、彼を輝かしい先人として、自分の人生を重ね合わせていたと考えられる。

おわりに

匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩とその周辺を見てきた。匡衡の白居易文学受容の方法としては、思考や表現、詩想の直接的、間接的引用が考えられるが、匡衡の「賀雨詩」は白居易の詩作の詩語や発想を直截的に借りていない。匡衡が自ら「高詠樂天賀雨詩」と詠じたのは彼の白居易や白居易文学への精神的な傾倒によるものではないかと推測される。匡衡は白居易を輝かしい先人として、自分の行動の範としていた。彼は自分と同じく「翰林学士」の身分にあり、また家恩を蒙ると感じる白居易を常に尊崇したため、同じく降雨を祝賀する詩作を詠じる時、感興が極まって、「高詠樂天賀雨詩」と詠出したのではないかと考えられる。

しかしながら、白居易の「賀雨」詩は彼の独自の「諷諭、閑適、感傷、雜律」という詩の分類では諷諭詩に属する。だが、匡衡の「賀雨詩」は白居易の「賀雨」詩の諷諭精神を除いた祝賀する趣旨でとらえていると考えられる。匡衡は白居易の諷諭精神を理解していたのか、どのように受け止めたのか、次章で検討したい。

¹ 大江匡衡の漢詩文は『新校群書類従』巻第百三十二に収められた『江吏部集』を底本にして、表記を常用字体に改めるものである。訓読、解釈などは木戸裕子氏「江吏部集試注(四)」(『文献探究』三七号、一九九九年三月)を参照した。

² 筆者は論述の便宜上、『江吏部集』の詩文に題ごとに通し番号をつけている。同題二首の場合、それぞれ一首と数える。

5 甲骨文の集成とされる『甲骨文集』には、「丙辰、卜、貞今日奏舞、有从雨」(二二八・八)、「壬午、卜於河求雨、燎」(二二八五三)、「庚午、卜、求雨於岳」(二二八五五)などのような記述が散見される。

6 高谷重夫氏『雨乞習俗の研究』(法政大学出版局、一九八二年三月)、齋元晶氏『雨乞儀礼の成立と展開』(御影史学研究会、二〇〇二年十二月)を参照。

7 木戸裕子氏「大江匡衡」述懐古調詩「百韻」の構成と主題・白居易「与元九書」との関連」(『白居易研究年報』(二〇) 勉誠出版、二〇〇五年三月)、同氏「職只太子賓客」唐名と白楽天」(『語文研究』九州大学国語国文学会、二〇〇一年六月)、同氏「大江匡衡」述懐古調詩「百韻」における白居易受容」(『日本古代文学と白居易』王朝文学の生成と東アジア文化交流) 勉誠出版、二〇一〇年四月)、同氏「粟田障子詩にみる大江匡衡の白居易受容」(『日本・中国交流の諸相』勉誠出版、二〇〇六年三月)を参照。

8 『左経記』長元五年五月四日の条にも、「又尋」先例、寛弘七年五月十日戊子、被立三折年穀使」と記されているが、匡衡は奉幣の日時を寛弘七年五月十一日としていた。

9 『御堂関白記』寛弘七年四月一日の条に「依」物忌重 籠居、従」夜部「雨終日」、五月四日の条に「初」三十講、「五月十日の条に「奉」幣諸社、内大臣行」之」と記されている。

10 同注1。

11 『権記』によれば、道長邸で行われた「法華三十講」は長保四年(一〇〇二)三月一日に遡ることができる。その前に、『日本紀略』長保二年(一〇〇〇)五月二十六日の条には、「左大臣法華八講、依」病惱「也」と記されていることから、「法華三十講」が行われた前に道長は病氣平癒の祈願のために『法華経』八巻を八回で講ずる「法華八講」を行ったことが分かる。

12 諸本の中で、「三千」とするテキストもあるが、ここでは、静嘉堂本、京大本などにより、「三十」とする。

13 底本とする『新校群書類従』では「挿」としているが、文脈によって、松平文庫本などに従って、「錘」とする。

14 白居易の作品番号は、花房英樹氏「綜合作品表」(同氏『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年)による。

15 テキストは『四部叢刊』所収那波本『白氏長慶集』を使用する。

16 『旧唐書』「憲宗本紀」元和三年十二月の条に、「是歲淮南、江南、江西、湖南、山南東道早」とあり、『新唐書』「憲宗本紀」元和四年正月の条に、「免」山南東道、淮南、江西、浙東、湖南、荆南今歲稅」とある。

17 李嶠の詩作「晚秋喜雨」(『文苑英華』卷第五百五十三)も挙げられる。

18 神田喜一郎「読白楽天詩紀」(『神田喜一郎全集』第二卷、一九八三年十一月)を参照。

19 注10 神田喜一郎氏の論考では、「寛」三農「は」德音「に記された未納の塩税錢の放免を指すと指摘した。

20 正月の詔書に「或賑以」公廩、随」便賑給、惠」此困窮」と記され、公の米倉に貯蔵された米で困窮している人を救済することであり、いわゆる「賑」三飢窮」ということである。また、「閑茲求」瘼、臨遣」使臣、分命」巡行、特加」存恤、往救」災患、冀安」流庸、俾免」其田租」と「其元和三年諸道応遭」水旱」所」損州府、合放」兩稅錢米」と記され、「田租」や兩税法に規定される税金を免除することであり、いわゆる「寛」三農「である。

21 『全唐詩』には殷文圭の「九華賀雨吟」(卷七〇七)、貫休の「賀雨上王使君二首」(卷八三七)が収録されているが、いずれも白居易以降の詠作である。

22 矢嶋美都子『庚信研究』(明治書院、二〇〇〇年二月)第四節では、六朝時代の「喜雨」詩、謝莊、謝惠連、鮑照、謝朓、庾肩吾、魏収それぞれ一首、庾信の二首について論述している。

²¹ 早魃や祈雨関係の詠作は、文宗皇帝「暮秋喜雨詩」(巻四)、張九齡「奉和聖制喜雨」(巻四七)、張九齡「和崔尚書喜雨」(巻四九)、李嶠「晚秋喜雨」(巻六一)、杜甫「喜雨」(春旱天地昏) (巻二一九)、杜甫「喜雨」(南國早無雨) (巻二二八)、白居易「喜雨」(西北油然雲勢濃) (巻四四四)、白居易「喜雨」(圃早憂葵蕪) (巻四六二)、殷堯藩「喜雨」(巻四九二)、徐夔「喜雨上主人尚書」(巻七〇八)、李建勛「和判官喜雨」(巻七三九)、皎然「同薛員外誼喜雨詩兼上楊使君」(巻八一五)などが見られる。

²² 張説の「奉和聖制喜雨賦」は巻二二二、韓休の同題文章は巻二九五、徐安貞の同題文章は巻三〇五、李宙の同題文章は巻三九七、賈登の同題文章は巻四〇〇に収録されている。

²³ 『統群書類従』「文筆部」(第十二輯)に収録された『小野僧正請雨行法賀雨詩』には、前大僧正慶命(詩二首)、左金吾(詩二首)、大内記橘孝親(詩一首)、春宮大夫(詩一首)、長秋監藤原春信(詩二首、和歌一首)、權大僧都仁海(詩一首、和歌一首)、禪林寺前大僧正(和歌一首)の詠作は十二首見られる。

²⁴ 數元品氏『雨乞儀礼の成立と展開』(御影史学研究会、二〇〇二年十二月)を参照。

²⁵ 菅原道真の「喜雨詩」(菅家文章)は「博号霑千里、宣恩出九重。雨寬何霑沢、雲黯幾奇峰。暗記年豐瑞、先知井邑雍。令辰承德政、旁午育耕農。歩武甘膏滿、含弘渙汗濃。延年秋可待、広漢霽猶慵。欲遂聽銅雀、誰尊醮土龍。田翁歸去所、佇立盛時邕」とある。

²⁶ 菅原道真の「喜雨」詩(菅家文章)(二九五)は「田父何因賀使君、陰霖六月未前聞。滿衙僚吏雖多俸、不若東風一片雲」とある。

²⁷ 白居易の原詩では、「紫藤」ではなく、「紫桐」である。また、白居易は慈恩寺でこの一首を作ったのではなく、

第四章 大江匡衡と白居易文学の諷諭精神について

はじめに

前章においては、匡衡の「賀雨詩」と白居易の「賀雨」詩を検討し、匡衡の「賀雨詩」はもっぱら白居易の一作を、降雨を祝賀し、天子の徳政を讃える趣旨でとらえていたと結論した。「賀雨」詩が属する諷諭詩は白居易が独自の詩作の分類「諷諭、閑適、感傷、雜律」の中で最も重要視していたものである。白居易の諷諭精神は「賀雨」詩の中にどのように反映されているのか、匡衡は白居易文学の諷諭精神をどのように受け止めていたのか、本章では白居易の諷諭精神の本質と関わり、匡衡の詩作における白居易の諷諭精神の受け止め方を検討したい。

一 白居易の「賀雨」詩の諷諭精神について

白居易の「賀雨」詩が諷諭詩であることは『白氏文集』における配置により自明である。元稹もまた「白氏長慶集序」の中で、

楽天：又登甲科、未幾入翰林、掌制誥、比比上書言得失、因為賀雨秦中吟等数十章、指言天下事、時人比之風騷焉；而樂天秦中吟、賀雨、諷諭等篇、時人罕能知者。

（楽天：又た甲科に登り、幾ばくもなく翰林に入り、制誥を掌り、比比にして書を上りて得失を言ふ。因つて賀雨、秦中吟等数十章を為し、天下の事を指言し、時の人之を風騷に比す；而して楽天の秦中吟、賀雨、諷諭等の篇、時の人罕に能く知る者なり。）

と述べている。これによると、「賀雨」詩は「秦中吟」など数十篇の文章と同じく白居易が翰林院に入った後に、皇帝の施政の「得失」を論じる文章であり、当時の人に風騷に見立てられていた。しかし、「秦中吟」、「賀雨」のような諷諭詩は世の人にはよく知られていなかった。元稹の評論により、白居易詩の諷諭精神は天下の事に託して、皇帝の「得失」を暴き出すことにあると言えよう。周知のように、「秦中吟」十首は社会問題を取り上げ、政治を批判する文章であるため、それは「得失」の「失」を言うものである。白居易は「賀雨」詩の第三段で、

稽首再三拜、一言献天聰。（稽首して再三拜し、一言 天聰に献ぜん。）

君以明為聖、臣以直為忠。（君 明を以て聖となし、臣 直を以て忠となす。）

敢質有其始、亦願有其終。（敢へて其の始有るを質し、亦た其の終有らんことを願ふ。）

と詠じ、憲宗の仁政は始まりがあることを祝賀し、これから有終の美をなすことを願っている。白居易は「献」の字を用いたが、この第三段落は白居易の憲宗の施政に対する諷諫であると言つて差し支えないだろう。これはまさしく白居易の諷諫精神そのものであると言えよう。白居易の「賀雨」詩に対する周囲の反応は「與三元九書」に書き記されている。

凡聞僕賀雨詩而衆口籍籍、已謂非宜矣。

（凡て僕の賀雨の詩を聞いて衆口籍籍し、已に宜からずと謂ふなり。）

とあるように、「賀雨」詩を聞いて、人は口々にやかましく、不適當であると言つていたのである。前述したように、「賀雨」詩は白居易が翰林学士になつた後の詠作である。白居易は「與三元九書」で、元和三年（八〇八）に翰林学士に任ぜられた往時を振り返り、

僕当此日、擢在翰林。身是諫官、手請諫紙、啓奏之外、有可以救濟人病、裨補時闕、

而難於指言者、輒詠歌之。欲稍稍進聞於上、上以広宸聰、副憂勤、次以酬恩獎、塞

言責、下以復我平生之志。

（僕 此の日に当りて、擢んでられて翰林に在り。身は是れ諫官たりて、手づから諫紙を請ふ。啓奏の外、以て人の病めるを救済し、時の闕くるを裨補するべきも、指言するに難しき者有らば、輒ち之を詠歌す。稍稍にして進んで上に聞かれんと欲せしは、上は以て宸聰を広くし、憂勤に副はんとし、次いで以て恩獎に酬い、言責を塞がんとし、下は以て吾が平生の志を復さんとすればなり。）

と述べた。彼は翰林学士に任ぜられた後、自分が「諫官」であることを自覚し、上奏文のほかに人民の苦しみを救済し、時の政治の不備を補うべきであるのに、直接指摘しにくいものがあるれば、詩作に詠じて示していた。そうすることによって、皇帝の見聞を広め、皇帝が政務を憂えるところを助け、また自分自身の抱負をも果たそうとしたのである。それは白居易の儒者官吏の本分を全うしようとする諷諭精神の投射であると言えよう。しかし、白居易が翰林学士として本分を全うし、皇帝に献言した「賀雨」詩が反感を買つたのはなぜだろう。白居易は元和十年（八一五）丞相武元衡が殺された真相の究明を求める上奏を

した越権行為により、江州（今江西省九江市）に左遷されたことから考えれば、「賀雨」詩の諷諫も越権行為だと思われていたのではないかと推察される。

二 匡衡と白居易の「翰林学士」認識

前章に挙げた匡衡の「賀雨詩」を見れば、匡衡はひたすら降雨を祝賀する気持ちを表し、一条天皇と左大臣藤原道長（以下は道長と略す）の徳政を賛美する一方で、一条天皇への献言に及ばなかった。匡衡の「賀雨詩」はどうして白居易の「賀雨」詩の諷諭精神を継承していなかったのか。これは平安中期における日本の社会事情と関わっていると考えられる。撰関政治の進展により、文人は政治の中核から離れることを余儀なくされ、ひたすら詩文作成に専念したからだろう。さらに、長瀬由美氏は、文人たちが政治の中核に参画した花山朝の挫折は、一条朝において、諷諭詩受容を明確に示す作品や諷諭詩の引用が少ない・因であるかと指摘したように、平安中期特に一条朝の文人を取り巻く環境の影響が大であると見えよう。匡衡をはじめとする文人の立場は彼らの「翰林学士」への認識からも窺える。前述したように、白居易は「翰林学士」を「諫官」と認識し、皇帝への諷諫を本務としていた。この一節では、まず、匡衡の詩文に見られる「翰林主人」（翰林学士の別名）の用例を整理して見たい。

① 定知、翰林主人、独歩於文場。醉郷先生、鷹揚於酒城。

（定めて知りぬ、翰林主人、文場において独歩す。酔郷先生、酒城に鷹揚す。）

（二）「八月十五夜江州野亭対月言志」『江吏部集』

② 吾有法門師友、已以道通交情。汝為翰林主人、宜以詩作仏事。

（吾に法門の師友有り、已に道を以て交情に通ず。汝 翰林主人と為り、宜しく詩を以て仏事を作すべし。）

（三十一）「七言冬日登天台 即事応二員外藤納言教言」八編『江吏部集』

③ 起令者翰林主人、兼花鳥之事。

（令を起す者翰林主人たり、花鳥の事を兼ねぬ。）

（八一）「暮秋泛大井河 各言所懷和歌序」『江吏部集』

④ 匡衡以太子賓客、忝列敬師之初筵。以翰林主人、敢記崇学之盛事。

（匡衡は太子賓客を以て、忝なくも敬師の初筵に列す。翰林主人を以て、敢へて学

を崇むるの盛事を記す。）

（九四「七言冬日陪_二東宮_一聽_三第一皇孫初誦_二御注孝經_一」応_レ令詩一首_并）『江吏部集』）との四例が見られる。

「翰林主人、独_三歩於文場_二」の一句は寛弘二年（一〇〇五）八月十五日の夜、病氣のため近江国で療養した匡衡が宮中での観月の詩宴を思いやって詠じたものである。「文場」は詩文を作り評しあう場であり、ここでは宮中の詩宴を指す。匡衡は宮中の詩宴で「翰林主人」が優れた詩才を頼りにして独り抜きでた詩作を作ったと想像して詠出したのである。

②の「汝為_三翰林主人、宜以_レ詩作_二仏事_一」の一句は、正暦四年（九九三）閏十月に、匡衡が当時の権大納言藤原道長に伴って、日本の「天台山」とされる比叡山に登った時の詠作である。匡衡は道長に「翰林主人」として、詩文を作って仏事をするように命じられたのである。

③の「起_レ令者翰林主人、兼_二花鳥之事_一」の一句は匡衡が晩年、二十人もの殿上人と京都郊外の遊覧の地大井河を訪ね、和歌を作りあつた時に作った序文による。「起_レ令」の語は使用例が見いだせない。「令」とは宴会で令官が出して、在席の人がそれに従う酒令の意で、ひいては酒令のもとに詩文を作って興を添えるものであると推測される。中国唐代では、酒令は宴会を盛り上げる遊戯として好まれ、王績の『酒経』『酒譜』をはじめ、さまざまな酒令を記載している専門的な著作も多く現れていた。ここでは、おそらく匡衡は大井河遊覧の時、「翰林主人」として令官を務めて、酒令の指示を出し、また自分も「花鳥之事」すなわち和歌を詠じていたと考えられる。

④の「以_二翰林主人_一、敢記_三崇学之盛事_一」の一句は匡衡が長保二年（一〇〇〇）十二月二日、東宮居貞親王の第一皇子敦明親王の読書始の儀式に見参して、作った序文による。意は、「翰林主人」として、学問が重視される象徴と言える敦明親王の読書始の盛大な行事を書き記している、とのことである。

以上四例の中では、「翰林主人」はすべて匡衡を指すわけではないが、その和名「文章博士」の名の通り、いずれも詩文作成と結び付けられている。このような使い方は、菅原道真と藤原篤茂の詩文にも見られる。

ア 子墨客卿、翰林主人、請各分史、以詠風流。

（子墨客卿、翰林主人、請ふるに各おの史を分かち、以て風流を詠ず。）

(九)「八月十五日敝閣尚書、授_二後漢書_一畢、各詠_レ史得_二黃憲_一」『菅家文章』

イ 爰子墨客卿含毫、翰林主人在座、並国子諸生、負笈而追從之。

(爰に子墨 客卿 毫を含み、翰林主人 座に在り、並びに国子諸生、笈を負ひて之に追従す。)(「冬日陪_二藤相公亭子_一」、同賦消_二酒雪中天_一、各分_二一字_一」『本

朝文粹』卷八)

菅原道真と藤原篤茂は、「翰林主人」が文墨の客と一緒に詩宴で風雅な詩文を作っていたことを詠出した。こうしてみれば、平安時代では、「翰林主人」はひたすら文筆の業に携わるものとされていたことが分かる。

以上を踏まえて、匡衡は白居易と同じく「翰林学士」(翰林主人)として「賀雨」詩(「賀雨詩」)を作ったが、「翰林主人」への認識が違うため、彼の詩には白居易の「賀雨」詩のような天子に諫める意味合いを読み取れなかったことが分かるだろう。白居易は「翰林学士」を「諫官」と見なし、「賀雨」詩に託して、憲宗がこれからも民衆を心掛け、徳のある政治を行うべきであることを諫めた。それに対して、匡衡は「翰林主人」を文人職と見なし、一条天皇と道長を褒めそやし、君主と臣下が一心同体であることだけを称揚していた。

三 白居易の諷諭詩と「兼濟」について

匡衡の「賀雨」詩が白居易の「賀雨」詩の表現や諷諭精神にアプローチしなかったことは分かるが、匡衡は白居易の諷諭精神を理解していただろうか。その点についても考えてみたい。諷諭詩について、白居易は「與_二元九書_一」(『白氏文集』一四八六)で、

僕数月来、檢討囊裘中、得新旧詩、各以類分、分為卷目。自拾遺来、凡所遇、所感、
關於美刺興比者、又自武徳迄元和、因事立題、題為新樂府者、共一百五十首、謂之諷
諭詩。又或退公独处、或移病閑居、知足保和、吟玩情性者一百首、謂之閑適詩。…古
人云、窮則独善其身、達則兼濟天下。僕雖不肖、常師此語。故僕志在兼濟、行在独善
…謂之諷諭詩、兼濟之志也。…人所愛者、悉雜律詩與長恨歌已下耳。時之所重、僕之
所輕。

(僕 数月より来、囊裘の中を検討し、新旧の詩を得、各おの類を以て分かち、分
けて卷目と為す。拾遺自り来、凡そ遇ふ所、感ずる所、美刺興比に関はる者、又た
武徳自り元和に迄るまで、事に因りて題を立てて、題して新樂府と為す者、共に一

百五十首、之を諷諭詩と謂ふ。又た或いは公を退きて独り処り、或いは病を移けて閑かに居り、足るを知り和を保ち、情性を吟翫する者、百首、之を閑適詩と謂ふ。古人云へらく、窮すれば則ち独り其の身を善くし、達すれば則ち兼ねて天下を濟ふと。僕不肖なりと雖も、常に此の語を師とす；故に僕の志は兼濟に在りて、行ひは独善に在り；之を諷諭詩と謂ふは、兼濟の志なり。之を閑適詩と謂ふは、独善の義なり；人の愛する所の者は、悉く雜律詩と長恨歌と已下に過ぎざるのみ。時の重んずる所、僕の軽んずる所なり。

と述べている。彼は元和三年（八〇八）に左拾遺に任ぜられた後、出会ったことや感じたことの中で、『詩経』に唱えられた「美刺興比」に沿って作ったもの、また武徳年間（六一八〜六二六）から元和年間（八〇六〜八二〇）に至るまで、事柄によつて題を立て「新樂府」と名付けたもの百五十首を「諷諭詩」と呼んでいる。公務が終わつて一人である時や病氣届けを出して閑居している間に作った「知足保和」の気持ちに詠じた百首を「閑適詩」と呼んでいる。さらに、彼は『孟子』「尽心上」にある、

窮則独善其身、達則兼濟天下。

（窮すれば則ち独り其の身を善くし、達すれば則ち兼ねて天下を濟ふ。）

という觀念に基づいて、自分の志は天下の人民を救済することであり、行いは自身を快適にすることにあり、諷諭詩は彼の「兼濟」の志の担い手であり、「閑適詩」は彼の「独善」の担い手であると語っている。当時の人は彼の雜律詩と長恨歌だけを好んで吟詠していたが、彼自身は諷諭詩、閑適詩を重要視していた。白居易が諷諭詩を重視する姿勢は、彼が「新製布裘」（五五『白氏文集』）で、

丈夫貴兼濟、豈独善一身。

（丈夫 兼濟を貴び、豈に独り一身を善くせんや。）

と詠じたことから窺えるだろう。また、彼は「秋日與張賓客舒著作同遊龍門醉中狂歌」（二九六八『白氏文集』）の中で、

丈夫一生有二志、兼濟独善難得並。

（丈夫は一生に二志有り、兼濟 独善 並ぶことを得難し。）

と詠じている。丈夫は「兼濟」「独善」の二つの志を持っているが、二志は立ち並ぶことが難しい。要するに、「與三元九一書」で「僕志在兼濟」と言うように、白居易は「兼濟」

を最も重要な志としていたのである。「兼濟」を「志」の一つとする文句はほかの詩人の詠作に見えないため、白居易独自の表現であると言えよう。

なお、「兼濟」の表現は平安時代の兼明親王（前中書王）が白居易の「池上篇」に倣って作つたとされる「池亭記」（『本朝文粹』卷十二）には、

余少携書籍、略見兼濟獨善義。

（余 少くして書籍を携へ、略兼濟獨善の義を見る。）

との語句が見られる。ここにある「兼濟獨善の義」は言うまでもなく白居易が唱えたものに違いない。平安時代においては、白居易の「獨善」「兼濟」の理念は文人の間で受け入れられたと考えられる。

四 匡衡の詩文における「兼濟」の志について

匡衡の詩文には、「兼濟」または「獨善」を詠み込んだ詩文は『江吏部集』に三例、『本朝文粹』に一例見られる。

① 鄭玄之觀書八千卷、漢史以為美談。張華之載書三十車、晋朝推其好學。彼皆為獨善也、曾無兼濟汎愛之意。

（鄭玄の書を観ること八千卷なり、漢史以て美談と為す。張華の書を載せること三十車なり、晋朝其の好學を推す。彼みな獨善たるや、曾て兼濟汎愛の意無し。）

（五）八月十五夜陪員外藤納言書閣同賦三月照廳前竹以探、應以探江吏部集』

② 進宮啓沃於廊廟、鸞台踏雲。退翫風流於郊扉、鶴帳友月。兼濟之美、誰敢間然。（進みて啓沃を廊廟に営み、鸞台に雲を踏む。退きて風流を郊扉に翫び、鶴帳に月を友とす。兼濟の美、誰か敢へて間然せんや。）

（一二）七言五月五日陪内相府池亭同賦雲峯入夏池一応勅教詩首、首勅、開勅、開勅同前）

③ 右大丞者久朝之重臣也：況行有余力而猶樂道、志存兼濟而旁接賓。（右大丞は久しく朝の重臣なり：況んや行ひに余力有りて猶ほ道を楽しみ、志兼濟に存して旁に賓に接す。）

（一一三）暮春於右大丞亭子同賦三逢花傾二、孟詩詩、開勅、開勅同前）

④ 弟子自竹馬鳩車、至而立強仕、不好獨善企兼濟、不忘敬始願善終。

（弟子 竹馬 鳩車自り、而立 強仕に至りて、獨善を好まず兼濟を企て、敬始を

忘れず善終を願ふ。

(為三左大臣 供三養浄妙寺 願文) (『本朝文粹』卷十三)

①④はともに「兼濟」「独善」を対で詠み込んでいる。①は匡衡が権大納言であった道長の邸宅で行われた詩宴で作られた序文に認める一句であり、中国の名高い学者鄭玄、張華の二人を道長と対照させて詠じている。鄭玄は後漢の学者であり、広く『詩経』などの儒家經典を全般に研究し、經典注釈書を著述したことなどが『後漢書』などによって分かるが、彼が「八千卷」の書物を読んだことについての記述は見いだせない。張華は晋の時代の文人、官僚であり、読書が好きで、書物は車三十台分を持っていることが『晋書』『張華伝』に記されている。匡衡は、鄭玄、張華の二人は「独善」の一方に力を入れ、天下を「兼濟」し、広く民を愛する心がないが、その反面、詩宴を開いた道長が「兼濟」の心を備えていると述べ、明らかに道長を賛美している。

④は匡衡が左大臣である道長のために書いた浄妙寺で供養する願文によるものである。匡衡は道長が天下を配慮深く思い、「独善」を好まず「兼濟」の抱負を持っていると述べ、①と同じく道長の徳のあることを讃えている。

②は作成年次が不明であるが、匡衡が「内相府」すなわち内大臣藤原道兼邸で行われた五月五日の詩宴に参加して作った序文によるものだと考えられる。「廊廟」は政事を行う正殿のことであり、「鸞台」は太政官の唐名である。「鶴帳」は隱逸者の住む所の帳の意で、「友月」は月を友とする意であり、「風流」の生活の表れである。匡衡は朝廷に出仕することを「進」とし、公務を終え風流を楽しむことを「退」としている。「兼濟」は、内大臣は「進退」を兼ねて備えていることを言っているため、この一句にある「兼濟」の意は白居易の「兼濟」理念と違うことが明らかである。

③は、製作事情が不明であるが、詩題により匡衡は「右大丞」の邸宅で行われた詩宴で作った序文によることが分かる。匡衡は「右大丞」が朝廷の「重臣」であると言い、「右大丞」は余力がある時、文道を楽しみ、「兼濟」の志を持っていて、賓客を迎えて詩宴を開いていると詠じている。「志存三兼濟」は「兼濟」の志を保っている意であり、前述した白居易の「與三元九一書」にある「僕志在三兼濟」の語句を踏まえた表現であると言えよう。

これらの四例では、②を除いて、ほかの例では「兼濟」は広く天下を心がけることを指し、とりわけ③にある「志存三兼濟」という表現は匡衡が白居易の諷諭精神を会得した確

証であると言えよう。現在、平安朝漢詩文の散逸が多く、類似する表現を見出すことができないため、匡衡だけが「兼濟」の志に惹かれたのかは不明である。一方で、匡衡は「兼濟」の語を自分自身ではなく、道長、右大丞を讃える表現として使っている。それは「兼濟」の前提は「達」することであり、自分が政治の中心を遠ざかる文人であり、天下を「兼濟」する境地に達していないからだろう。この意味で言えば、匡衡が言う「兼濟」理念もまた賛美の表現であり、前述した白居易の天下を心がけ、天子の「得失」を諫める理想を切り取ったものである。

平安朝文学における白居易の諷諭詩受容については、『源氏物語』のように、諷諭詩の優美な表現を好んで享受しただけではなく、諷諭詩本来の道義的要素をも受容したことはすでに先学指摘されている。また、太田次男氏は匡衡と同時代の公卿藤原実資（九五七～一〇四六）の日記『小右記』には、『白氏文集』の他の巻からの引用は全くなく、ただ巻一所収の諷諭詩「雜興詩」「捕蝗」から四句を引用し、実権を握る藤原道長や当時の政治を批判していたと指摘し、長瀬由美氏は具平親王の詩や慶滋保胤が草した詔書には白居易の諷諭詩や「策林」の影響を受けたと指摘し、平安中期の漢文学における白居易の諷諭詩の浸透を端的に示している。しかし、匡衡は白居易の諷諭詩の批評的な表現を取り入れていない。

匡衡自身のことを詠む詩文には、「兼濟」の語が見られないが、「兼濟」理念の実践と思われるものが見られる。彼は、「請特蒙_三天恩 因_三准先例、兼任_三備中介闕_一状」（『本朝文粹』卷六）で、

三史文選、師說漸絶。詞華翰藻、人以不重。道之陵遲、莫不由茲。

（三史文選、師說漸く絶えて、詞華翰藻、人_二以て重んぜず。道の陵遲たるは、茲に由らざるなし。）

と述べている。この文章は長徳二年（九九六）四月、四十五歳の匡衡が「備中介」の欠員を申請する申し文である。ここに挙げた一句では、匡衡は「三史」（『史記』、『漢書』、『後漢書』）と『文選』についての「師說」が次第に絶え、世の中の人は巧みに作られた詩文を重んじなくなつたと指摘し、それによる「道」の衰頹を懸念する心境を告げている。匡衡の言う「道」は『礼記』『学記』に見られる、

凡学之道、嚴師為難、師嚴、然後道尊、道尊然後民知敬学。

(凡そ学の道は、師を蔽にするを難しと為す。師蔽にして、然る後に道尊し、道尊くして然る後に民 学を敬ふを知る。)

という句にある「学之道」すなわち学問の道であると言えよう。匡衡は「学記」に、学問を修めるには、まず師の尊厳が保つてはじめて学問の道が尊くなると記されているのを踏まえ、「師説」が次第に絶えることの重大さを説いている。それにより、文人である匡衡が学問の道に心掛けている姿勢が窺えるだろう。更に、『江吏部集』所収の詩作「冬日於三州廟・賦詩^{詩小}」(五二)には、

今東曹末儒江侍郎、思鄉貢以興学校院。

(今 東曹の末儒 江侍郎、郷貢を思ひて以て学校院を興す。)

とある。これにより、匡衡が尾張国守の在任中に、地方の人材養成のために学校を興していたことが分かる。

なお、匡衡が地方官吏としての業績といえは、尾張国の洪水や凶作問題を解決するため、現在でも役目を果たしている灌漑用水「大江用水」を整備したことも挙げられる。これらのことは、匡衡が優れた官吏の才能を持ち、民衆や社会に心がけて、儒教的仁政を地道に実践している「兼濟」理念の反映であると言えよう。

おわりに

白居易の諷諭詩は天下を「兼濟」する理念にリードされ、『詩経』に唱えられた「美刺興比」に沿うものである。儒学に身を染める儒者匡衡はきつと白居易が伝えようとした諷諭精神を理解していた。それは彼が学問の道を重視し、尾張国で学校を興し、地方の民の為に善政を行ったことによっても端的に表されている。

しかし、匡衡は一文人として、昇進することを一大事と見なしていたため、権勢者の政治や社会を批判することができなかった。彼が学問の道を懸念していたのも、政治から遠ざかっていた文人として、文学の世界についてしか発言できなかったからだろう。したがって、匡衡は白居易の諷諭精神を理解していたものの、強い社会批判の表現を詩文の中に詠み込まなかったであろう。

一 『旧唐書』白居易伝には、憲宗が白居易の諷諭に対して、李絳に「白居易小子、是朕拔擢致名位、而無礼於朕、朕美難奈」と不満を漏らしたことが記されている。

二 長瀬由美氏「一条朝前後の漢詩文における『白氏文集』諷諭詩の受容について」(『白居

- 易研究年報』⁸、勉誠出版、二〇〇七年十月）を参照。
- ⁹ 大江匡衡の漢詩文は『新校群書類従』巻第百三十二に収められた『江吏部集』を底本にして、表記を常用字体に改めるものである。
- ¹⁰ 王昆吾著『唐代酒令芸術』（知識出版社、一九九五年一月）を参照。
- ¹¹ 岡村繁注『白氏文集5』（新釈漢文大系100、明治書院、二〇〇四年二月）を参照。白居易の作品番号は、花房英樹氏「綜合作品表」（同氏『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年）による。
- ¹² 新日本古典文学大系『本朝文粹』巻十二所収を使用。解釈は柿村重松『本朝文粹注釈』（内外出版、一九九二年三月）を参照。
- ¹³ 藤原克己『日本文学史における『白氏文集』と『源氏物語』』（『菅原道真と平安朝漢文学』二〇〇一年、東京大学出版会）、太田次男『白氏諷諭詩考―平安時代の受容をめぐって』（『藝文研究』27、慶應義塾大学文学会、一九九九年三月）。長瀬由美「一条朝前後の漢詩文における『白氏文集』諷諭詩の受容について」（『白居易研究年報』⁸、勉誠出版、二〇〇七年十月）。長瀬由美「中唐白居易の文学と『源氏物語』―諷諭詩と感傷詩の受容について」（『国語と国文学』東京大学国語国文学会、二〇〇九年五月）を参照。

第三部 平安朝漢文学における位相

第一章 大江匡衡と菅家一族との関わりについて

— 大江匡衡の家門意識の側面 —

はじめに

匡衡が活躍していた平安中期では、官職の世襲化が進み、学問も専門化し、大学寮諸道の教官が特定の氏族に世襲される傾向は顕著であった。世襲制度の出現とともにない、他家と異なる自分の家柄への意識いわゆる「家門意識」も当時の文人の詠作に強く訴えられている。「家門意識」とは、血統、系譜によって結びつけられた血縁集団のアイデンティティの反映であり、自ら家柄を存続させる意識から内発するものだけでなく、他家と共存する中で競争などの外因によって高められるものでもある。匡衡が生まれた大江家（以下は江家と略す）は大江音人（八一〜八七七）を始祖として代々受け継がれていた。匡衡の詩文には、江家の栄耀を称揚し、継続させようとする意思を窺わせるものもあれば、他家特に菅原家及び菅原家（以下は菅家と略す）一族との関わりに目を向けるものも見られる。

『二中歴』には「儒有_二七家_一」と、儒学の家として、西曹に菅家、藤家（広業、資業）、橘家があり、東曹に江家、高家、藤家（実範、明衡、在衡）、紀家、善家などがあると記されている。ここにいう「西曹」「東曹」とは大学寮紀伝道の教育機関文章院の曹司（寄宿舎）である。文章院の創立事情は不明であるが、入唐して帰朝した菅原清公（七七〇〜八四二）の建議で創設されたとされている。匡衡の詩文には、江家以外の学問家として、文章院の創設者とされる菅原清公を始祖とする菅家及び菅家の人を最も多く詠み込んでいる。匡衡はなぜ菅家を強く意識していたのか、菅家一族とどのような関わりを持っていたのか。これらの問題は匡衡の「家門意識」を窺わせると言えよう。本稿では、『江吏部集』に収録された菅家及び菅家一族を詠み込んだ漢詩文を取り上げ、匡衡が見た菅家と江家の位相及び人間関係の周辺を探り、匡衡の「家門意識」について考察したい。

一 「匡衡の「菅家」に対する意識

『江吏部集』所収の匡衡の詩文の中では、明らかに菅家及び菅家一族を詠み込んだ詠作は九首見られる。具体的な詠出詩編は、

菅家及び菅家一族 『江吏部集』の詩番号

- 「菅家」(菅氏) 六八、七三
 「菅原清公」(七七〇〜八四二年) 五二、六五、七八
 「菅原道真」(八四五〜九〇三年) 五一
 「菅原文時」(八九九〜九八一年) 八〇
 「菅原宣義」(生年不詳〜一〇一七年) 六四
 「菅原輔正」(九二五〜一〇一〇年) 九四

となつてゐる。

その中で、菅原道真(以下は道真と略す)を詠んだ一例は五十一番詩「九月尽日侍^ニ北野廟^ノ各分^ニ一字^ノ探得^ニ」であり、北野廟で道真を偲ぶ宴会で詠まれた一首である。それは道真を菅家の一員を超越した「天神」と見なしていたため、後章で検討することにした。

そのほか、六十四番詩「早夏諸客賀^ニ予再兼^ニ翰林^一、不^レ堪^ニ情感^一、聊賦^ニ絶^ニ付^ニ小^一」の序文によると、匡衡が寛弘六年(一〇〇九)に文章博士に再任した時、祝いに来た人の中に「青宮菅学士」すなわち菅原清公の七代孫東宮学士菅原宣義がいた。九十四番詩「七言冬日陪^ニ東宮^一聴^ニ第一皇孫初読^ニ御注孝経^一 応^レ令詩一首^序」の序文によると、長保二年(一〇〇〇)十二月の第一皇孫敦明親王(九九四〜一〇五一)の読書始の儀式で、『御注孝経』を教授したのは菅原清公の六代孫式部大輔菅原輔正であった。この二例はただ人名を挙げることとどまつているため、本稿では、以上の三例を除く六例を検討することにした。

まず、「菅家」(菅氏)を詠み込んだ二首から見ることにしたい。

六十八番詩「喜^ニ息^ニ峯周賜^ニ学問料^一、聊写^レ所^レ懷、寄^ニ呈廊下諸賢^一」は、匡衡は長男峯周(生年不詳〜〇四六)が学問料を賜わった喜びや感懐を詠じ、「廊下」の文人たちに送った七言律詩である。「学問料」は穀倉院学問料ともいい、紀伝道の文章生に支給する奨学のための学資であり、それを獲得することが、種の名誉とされていた。「廊下」は言うまでもなく菅家の門人の私塾である「菅家廊下」のことである。匡衡は六十八番詩の前の三聯で峯周の学問料の受給に対する自分の感動ぶりを語った後、尾聯で、

君家七代吾家六、只拝東西二祖靈。

菅江両家始祖建立文殊院東西廂、前後二百年、其築業於今不絶、有所感有此句。

(君が家は七代、吾が家は六なり、只だ東西二祖の靈を拝す。菅江両家の始祖、文殊院東西廂を建立し、前後二百年、其築業の業々に絶えず、感ずる所有りて此

の句なり)

と詠じた。尾聯の上句の「君家七代」の語から、詩題に言う「廊下諸賢」は菅家の始祖菅原清公の七代孫であることが自明である。それに対して、挙周は大江音人の六代孫であるため、匡衡は「吾家六」と言ったのである。「廊下諸賢」とは誰のことか不明であるが、菅原清公の七代孫であり、匡衡と付き合いがあつたのは前述した菅原宣義しか確認できない。菅原宣義は匡衡が詩を贈った「廊下諸賢」のうちの一人だろうと推測される。

匡衡の尾聯の二句は、菅家の家業は七代、江家の家業は六代にわたつて受け継がれ、子孫はひたすら文章院西曹、東曹を創立した両家の始祖の神靈に拝礼する意である。匡衡は更に割注で両家はそれぞれの始祖菅原清公、大江音人が文章院の西曹、東曹を立ててから、二百年近く経った今も、「箕裘之業」すなわち父祖伝来の家業が受け継がれ続けているため、感動して尾聯を詠じたと述べ、尾聯の詠作動機を明らかにした。彼が尾聯で始祖の神靈に拝礼すると言つたのは、家業の継続は始祖の神靈の庇護によるものであると思つていたらだろう。ここにいう「二百年」は言うまでもなく文章院の創設から挙周の学問料の受給に至るまでを指す。文章院の設立時期は明らかではないが、桃裕行氏は、匡衡の祖父大江維時の従兄大江朝綱（八八六〜九五七）の詩作「余近賀菅秀才登科、不勝助喜、敢綴老爛酬和之詞。韻高調奇、情感難抑。重以吟贈」（『扶桑集』卷九）を挙げて論述していた。大江朝綱はその首聯で、

東西雖異本同門（東西異なると雖も本 同門なり）

予祖父相公、天長年中、受業於君高祖京兆尹。承和之初、東西別曹、各自名家。

（予の祖父相公、天長年中、業を君の高祖京兆尹に受く。承和の初め、東西 曹を別ち、各おの自ら家を名づく。）

累代通家道尚存（累代 通家にして道尚ほ存す）

と詠じていた。桃裕行氏は、大江朝綱が割注で承和の初めに菅、江両家が東曹、西曹を分掌しはじめたと明かしたのを踏まえ、文章院が承和元年（八三四）に創立されたと指摘した。挙周の学問料の受給の時期も不明であるが、『権記』長保二年（一〇〇〇）十二月二日の条によれば、挙周は長保二年十二月当時、すでに文章得業生となつていた。学問料を支給された学生が優先的に文章得業生に選抜されることから考えれば、挙周が受給したのは長保二年十二月以前であると推測される。こうして見れば、匡衡が言った「二百年」はほぼ妥当であり、菅家と江家の家業が代々受け継がれる家柄も裏付けていると言えよう。

匡衡には、息子の学問料関係の文章はほかにも見られる。彼が後に長保四年（一〇〇二）にもう一人の息子能公のために、学問料の支給を請っていた。奏状「請下被_レ給_二穀倉院学問料、令_上継_二六代業男蔭孫無位能公一状」。『本朝文粹』卷六）の中には、

伏檢故実、菅原、大江両氏、建立文章院、分別東西曹司。為其門徒、習儒学、著姓氏之者、濟濟於今不絶。因斯此兩家之伝門業、不論才不才、不拘年齒。菅原為紀、以七代応挙。其時有高岳相如、賀茂保胤者、雖富才不爭。大江定基、以五代当仁。其時有田口齊名、弓削以言者、雖工文不競。夫然則累代者見重、起家者見輕明矣。

（伏して故実を檢するに、菅原、大江両氏、文章院を建立し、東西の曹司を分別す。其の門徒と為りて、儒学を習ひ、姓氏を著はす者、濟濟として今に絶えず。斯に因りて此の兩家の門業を伝ふるは、才不才を論ぜず、年齒に拘はらず。菅原為紀、七代を以て挙^{あた}に應る。其の時高岳相如、賀茂保胤なる者有りて、才に富むと雖も争はず。大江定基、五代を以て仁に当る。其の時田口齊名、弓削以言なる者有りて、文に工^{たく}みなりと雖も競はず。夫れ然れば則ち累代の者は重んぜられ、家を起す者は輕んぜらるること明らかなり。）

という一節が見られる。匡衡は前述した六十八番詩のように、菅家と江家を文章院を建立した家として並称し、両家の「累代者」として長く存続している歴史を誇っていた。この一節によると、両家はそれぞれ文章院の西曹、東曹を分掌して管理し、その門下生は儒学を学び、名望を高めた人が後を絶たなかった。しかも、両家の人は才能や年齢を問わず代々家業を受け継いで、任官されていたのである。その例として、匡衡は菅原為紀（生没年不詳）、大江定基（生年不詳、一〇三四）を挙げていた。菅原為紀は菅原清公の七代孫であり、高岳相如（生没年不詳）、賀茂保胤（生年不詳、一〇〇二）など才能に富む文人を超え早く任官され、大江定基は大江音人の五代孫であり、田口齊名（紀齊名とも。九五七、九九九）、弓削以言（大江以言とも。九五五、一〇一〇）など文章に長けた文人を抜いて、早く任官されたのである。したがって、匡衡は、「累代者」は重要視され、「起家者」は軽んじられることが明らかであるという結論に至った。菅原、大江両家は二大学問家として、学統が継承される学問的な性格が強かったことが自明であろう。匡衡の以上の二作はいずれも息子の学問料の支給と関係するものであり、まさに匡衡が江家の学統を代々継承させていく「家門意識」の反映であると言えよう。

『本朝文粹』卷六には「申ニ学問料」の項目が設けられ、収録された三篇はそれぞれ前述した匡衡が能公のために奏上した一篇と菅原文時が二人の息子惟熙、輔昭のために奏上した二篇である。諸家の文人も子息のために学問料の支給を請う申し文を奏上したと考えられるが、『本朝文粹』には匡衡と菅原文時の奏状だけが収録されている。それは匡衡と菅原文時が持つている強い「家門意識」が投影された文章が典型的であり、同類の文章の範とされたからだろう。一方で、菅原文時は奏状「請_下殊蒙_二天恩_一被_レ給_中学問料男無位惟熙上状」(『本朝文粹』卷六)の中で、

況此料之始、起自当家。高祖父從三位清公朝臣兄弟四人、一時共給是也。

(況んや此の料の始まりは、当家より起るをや。高祖父從三位清公朝臣の兄弟四人、一時に共に是れを給ふなり。)

と述べている。菅原文時は、学問料の受給は菅家から始まり、高祖父清公の兄弟四人は一時に受け取ったと言い、誉れ高く拔きこんでいる菅家の家柄を誇っているが、菅家、江家を併称するような表現を用いていない。菅原清公によつて設立された文章院は後になつてから菅江二家に分掌管理されたため、歴史や家門の栄耀から見れば、江家は菅家に及ばないだろう。したがつて、学問料の奏状では、匡衡は家柄の「累代」性を強調していたが、菅原文時は菅家の名譽な伝統を強調していたと言えよう。

菅、江両家の「累代」の家柄は、『江吏部集』の七十三番詩「李部大卿述_二沈滯懷_一、忝賜_三玉章_一、問声相応、敢押_三本韻_一」の尾聯にも詠出されている。「李部大卿述_二沈滯懷_一」の語句から、この一首は匡衡が「李部大卿」(式部大輔の唐名)の不遇や沈淪を訴える詩に和して作つた一首であることが分かる。その尾聯には、

菅氏江家除累代 (菅氏 江家 累代に除せられども)

末孫職冷謝孫弘 (末孫は職 冷やかにして 孫弘に謝す)

とある。上句の「菅氏江家」により、題中の「李部大卿」は菅家の人であると推測される。匡衡と同時代でありながら、式部大輔を務めた菅家の人は、菅原文時と菅原輔正の二人しか確認できない。現存する二人の詩文の中で、文時の申し文や詩序にだけ不遇感や沈淪の思いが読み取れる。匡衡はこの一首の領聯で、

周老晚成君莫歎 (周老の晩成 君歎くこと莫かれ)

宋生秋思我先興 (宋生の秋思 我先に興す)

と詠じている。本論文第一部第三章で述べたように、この二句の意は、式部大輔であるあなたに周の老子が言った「晩成」を嘆かないでください。宋玉が「九弁」で伝えた悲秋のような悲しい気持ちは私にとつくにあつた、とのことである。菅原文時は天慶五年（九四二）に四十四歳で対策試（官吏登用試験）に及第し、匡衡の二十八歳よりはもとより、同時代の文人と比べてもだいぶ遅かつたのである。匡衡はその事情により、「晩成」の語を用いて不遇の念を吐露した菅原文時を慰めようとしたのだろう。

前掲の尾聯では、匡衡は菅家、江家の文人は代々除官されているが、自分は江家の末裔でありながら丞相の位から遠く離れている低い官職にさまよい、貧乏だったが丞相となつた漢代の公孫弘に恥じていると、無念さを詠出している。彼が上句で菅家、江家が「累代者」であることを強調したのは、自分が後裔として先代に引き続き高位高官に昇進することを望んでいる意思を表明したからだろう。

以上挙げた六十八番詩、七十三番詩はいずれも匡衡が菅家の人に宛てて贈つた詩作であるため、彼は菅家、江家の誇らしい歴史を両家の接点として振り返り、両家を併称して取り上げていただろう。しかし、匡衡と同時代の菅家の人から江家の人への文章は見られず、菅家の人ほどのような思いで江家を見ていたのかは不明である。また、匡衡が菅家、江家の「累代」性と学統の継承を強調したのは、単に家業を称揚するだけではなく、家業の存続や自身の官位の昇進に願いを込めていたことも一つの動機であると言えよう。

二 匡衡と菅原清公

続いて、匡衡の詩文に登場する菅原清公について検討したい。『江吏部集』の五十二番詩「冬日於三州廟賦詩^{村不}」の序文には、

昔西曹始祖菅京兆（昔西曹の始祖菅京兆）

行県邑以注風土記（県邑に行きて以て風土記を注す）

今東曹末儒江侍郎（今東曹の末儒江侍郎）

思郷貢以興学校院（郷貢を思ひて以て学校院を興す）

とある。この一首は匡衡が寛弘六年（一〇〇九）に二度目に尾張国守に赴任した後の詠作である。挙げてきた隔句対の意は、昔、西曹の始祖菅京兆（菅原清公）は地方に行った時、「風土記」を編纂した。今、東曹の不才の儒者「江侍郎」（匡衡）は「郷貢」を選抜するた

めに、「学校院」を興そうとしている、とのことである。「郷貢」とは唐代、地方で行われた人材登用のための試験のこと、または地方長官の選抜によって採った者であり、ここでは、匡衡が尾張国守として選抜する人材を指すと考えられる。この隔句対では、「西曹」と「東曹」、「始祖」と「末儒」などの語は好都合な対偶をなし、技巧的な表現手法で、匡衡と菅原清公の身分関係を表している。ここでは、匡衡は前述した子息の学問料関係の奏状と同じく、「西曹」と「東曹」の語を使って、江家を菅家と立ち並んで、文章院を管理している立場に据えている。菅原清公の地方国守の経歴については、『統日本後紀』承和九年（八四二）十月丁丑の菅原清公の卒伝には、

大同元年任尾張介。不用刑罰、施劉寛之治。

（大同元年 尾張介に任ぜらる。刑罰を用ゐず、劉寛の治を施す。）

と記されている。彼は大同元年（八〇六）に尾張国の次官に任ぜられ、後漢時代の名臣劉寛のように、刑罰を用いず、仁政を施していたのである。鎌倉中期に成立したとされる問答形式の類書『塵袋』には、「菅清公、公ノ尾州記」「菅清公記云」「尾州記云」などの語句が見えることから、菅原清公が尾張国の「風土記」というべき『尾州記』を記したことが分かる。ここでは、匡衡は尾張国守として、「学校院」を興し、文教に力を入れようとしたため、同じく尾張国で務め、『尾州記』を記すという文業の実績を残した菅原清公のことを想起しただろう。彼は今昔対照の形式で菅原清公の尾張国での経験を先例として詠み込み、自分の行動を誇るべき有意義なものを見なしていた。

匡衡が対句の形で菅原清公を「西曹始祖」とし、自分を「東曹末儒」として、対照的に詠じた表現方法は「奉_ニ行成_一状」（『本朝文粹』巻七）にも見られる。これは、匡衡が長保三年（一〇〇一）三月二日に初めて尾張国守に赴任した後、藤原行成に送った手紙にある文句である。匡衡は冒頭で、出発する前に天皇に召され、駿馬を賜わったことを述べ、

彼西曹始祖菅清公者、貞観侍読也、聴乗車出入禁中。

此東曹末儒江匡衡者、長保侍読也、得賜馬進発城外。

君之崇師古今如此。

（彼の西曹の始祖 菅清公は、貞観の侍読なり、車に乗りて禁中に出入するを聴_きさる。

此の東曹の末儒 江匡衡は、長保の侍読なり、馬を賜わり城外に進発するを得たり。

君の師を崇めるは古今 此のごとし。）

と感慨を吐露した。菅原清公は八四二年に没したため、貞観年間（八五九〜八七七）に侍読を務めたことは後述する別の文章に現れる「承和之侍読」の間違いであると考えられる。「聴^三乗^レ車^出入^禁中^一」とは、菅原清公が牛車に乗って太政官まで入ることができる勅許すなわち「牛車宣旨」を受けたことを指す。前述した菅原清公の卒伝には、

（承和）六年正月、叙従三位。老病羸弱、行歩多艱、勅聽乘牛車到南大庭梨樹底。

（承和）六年正月、従三位に叙せらる。老病にして羸弱たり、行歩 艱多し、勅して牛車に乗りて南大庭の梨樹の底に到るを聴す。）

と記されている。晩年の菅原清公は老衰していたにもかかわらず天皇に重用され、天皇から特別に牛車で南大庭の梨樹まで入れる勅命を賜わる厚遇を受けていたのである。ここでは、匡衡は自分が天皇から御馬の賜与を受けたことを菅原清公が受けた厚遇に匹敵するものとして誇らしげに語っている。

また、匡衡は六十五番詩「兼^二翰林^一 之後、與^二門生^一 談話」で、

再忝文章博士名 （再び忝くす 文章博士の名を）

聊談旧事悟諸生 （聊か旧事を談じて諸生を悟す）

菅馮翊已為三品 （菅馮翊已に三品為り）

橘相公寧非九卿 （橘相公寧ぞ九卿に非ざらんや）

菅清公叙四位任博士。橘広相初五位任博士、後四位再任博士。

（菅清公 四位に叙せられ博士に任ぜらる。橘広相 初め五位にして博士に任ぜられ、後に四位にして再び博士に任ぜらる。）

と詠じている。これは寛弘六年（一〇〇九）に匡衡が再び翰林学士（文章博士の唐名）に任ぜられた後、門下生と談話したことを詠んだ一首である。承句では、彼は再任の喜びによって、故実を言って門下生を悟したと言っている。その故実とは、転句、結句で言った「菅馮翊」が三位に叙されたことと「橘相公」が「九卿」すなわち公卿となったことである。割注によると、「菅馮翊」すなわち菅原清公は四位で博士となり、「橘相公」すなわち橘広相は初めは五位で博士となり、後に四位で博士に再任した。前述した清公の卒伝によると、清公は弘仁十年（八二〇）正月に正五位上に叙され、文章博士を兼任し、同十二年、従四位下に叙され、天長二年（八二五）八月に再び文章博士に任ぜられた。橘広相については、『公卿補任』によれば、彼は貞観九年（八六八）二月に従五位下で文章博士に任ぜら

れ、元慶八年（八八四）五月に従四位上で文章博士に再任したのである。菅原清公と橘広相はいずれも二度に文章博士に任ぜられ、しかも最終的には菅原清公は三位に叙され、橘広相も公卿となった。ここで、匡衡が菅原清公、橘広相の故実を門下生に話して、悟そうとしたのは、言うまでもなく再び文章博士に任ぜられた自分も彼らのように公卿になるだろうということである。匡衡は自分と同様な経験をした文人の先蹤を見出し、自身の昇進願望を託したと言えよう。

匡衡が菅原清公の昇進に羨望のまなざしを向けたことは最晩年の詠作七十八番詩「述懐古調詩一百韻」にも見られる。「述懐古調詩一百韻」の後半には、

閑居閑史書、因循情意牽。（閑居して史書を閑し、因循して情意牽かる。）

承和菅三位、乗車蘭省前。（承和の菅三位、車に乗りて蘭省の前に。）

応和江納言、前席玉屐辺。（応和の江納言、席を前めて玉屐の辺に。）

の詩句が見られる。匡衡が閑居している間、史書を読み漁り、先人の故事に心が惹かれていたとのことである。彼が先蹤として挙げたのは「承和菅三位」と「応和江納言」、すなわち菅原清公と匡衡の祖父維時の話である。「承和菅三位、乗車蘭省前」とは、前述した菅原清公が「牛車宣旨」を受けたことを指す。「応和江納言、前席玉屐辺」とは、応和年間（九六一〜九六四）中納言であった維時が村上天皇の前に伺候し、天皇の侍読を務めたことを指す。同じ対偶は匡衡の寛弘六年（一〇〇九）正月に美濃国守を申請する申し文「請特蒙三天恩一依三尾張国所レ濟功並侍読旁一被レ拜三美濃守闕一状」（『本朝文粹』巻六）にも見られる。彼は、

承和之侍読文章博士菅原清公卿者、乗車馬出入禁中。

応和之侍読中納言大江維時卿者、陪帷幄昵近天顔。

（承和の侍読、文章博士菅原清公卿は、車馬に乗りて禁中に出入す。

応和の侍読、中納言大江維時卿は、帷幄に陪して天顔に昵近す。）

と述べている。ここでも、匡衡は自分と同じく侍読を務めていた菅原清公と祖父維時が受けた名誉な厚遇を先蹤として挙げ、自分も天皇の恵みを望んでいる意思を告白している。匡衡は栄耀を獲得した二人を理想として仰いでいただろう。

以上の考察を踏まえて、匡衡が繰り返して菅原清公の故事を自分の詩文に詠み込んだのは、菅原清公が西曹の菅家の始祖として自分の江家末裔の身分と好対照をなし、また、匡

衡が自分と類似する経験を共有した菅原清公を文人の理想として尊崇したからであろう。匡衡は対偶などの作文技法によって、自分の官位の停滞による無念さや菅原清公の後塵を拝し、公卿の座に就きたい熱望を表している。平安後期に成立した『扶桑略記』では、菅原清公は「儒門の領袖」と評価されている。匡衡の詩文から見れば、彼も菅原清公をそのような見ていたと言っても差し支えないだろう。

三 匡衡と菅原文時

前述した七十三番詩より、匡衡は菅原文時とお互いに沈淪の思いを伝えていたことが推測される。菅原文時はまた八十番詩「自愛」の頷聯にも詠まれている。

問頭博士菅三位（問頭博士は菅三位なり）

提耳祖宗江納言（耳を提する祖宗は江納言なり）

とある。「問頭」「提耳」は対偶となり、匡衡が菅原文時と祖父維時を自分の文人としての生涯を導いてくれた人として銘記した姿勢を窺わせている。祖父維時の影響は「提耳」の語で連想できるように、七十八番詩「述懷古調詩一百韻」に見える、

十三加元服、祖父在其筵。（十三にして元服を加え、祖父 其の筵に在り。）

提耳殷勤誠、努力可攻堅。（耳を提して殷勤に誠め、努力して堅を攻むべし。）

我以稽古力、早備公卿員。（我 稽古の力を以て、早く公卿の員に備われり。）

汝有帝師体、必遇文王田。（汝 帝師の体が有り、必ず文王の田に遇はんと。）

のことを指すに違いない。十三歳の匡衡の元服の儀式で、維時は匡衡が帝師となる相があるため、必ず聖主に起用されると、勉学を励ます言葉を贈り、彼の人生に指向をもたらしてくれたのである。菅原文時が匡衡に与えた影響とは、菅原文時が彼の対策試の「問頭博士」すなわち試験官を務めてくれたことを指す。このことは、『本朝文粹』卷三所収の「寿考」をめぐる菅原文時の策問と匡衡の対策文によって確認できる。匡衡の対策試に関して、『江談抄』卷五（六十六話）には菅原文時が匡衡に事前に出題の内容を漏らしたエピソードが記されている。その内容は、

又帥被_レ命云、匡衡献策之時、文時前一日被_レ告_レ題。匡衡參_ニ文時亭、期日今明也、

題如何卜問之處、文時、足下為被_レ好_ニ婚姻、自所_レ好_ニ寿考也云々。即帰了。当日早

旦、被_レ告_ニ徵事云々。

（又た帥命ぜられて云く、匡衡 献策の時、文時 前の一日に題を告げらる。匡衡 文時の亭に参り、期日は今明なり、題は如何と問ふるの処、文時、足下 為に婚姻を好まるるも、自ら好む所は寿考なりと云々。即ち帰り了んぬ。当日の早旦、微事を告げらると云々。）

とある。「述懐古調詩一百韻」に「二十八献策」とあることから、匡衡が対策試を受けたのは天元二年（九七九）、二十八歳の時であることが分かる。『江談抄』によると、匡衡は対策の前日に、菅原文時に策問の題について尋ねたところ、菅原文時は自分自身が「寿考」を好む意向を表明したのである。「寿考」は正しく前述した匡衡の対策試の出題である。『江談抄』は匡衡の曾孫匡房の談話記録であるため、その信憑性は高いと言えよう。もし確實であれば、菅原文時が匡衡の対策及第に大いに預かったことが考えられる。

菅原文時は匡衡が対策及第の二年後の九八一年に世を去ったため、二人の交流は多く見られない。しかし、菅原文時によって始められたとされる「句題詩」の文体の匡衡の詩文での比重から見れば、菅原文時の影響が否めないのではないかと推定できる。「句題詩」については、平安中期に成立したとされる詩学書『作文大体』（著者未詳）¹²¹に、

句題者、五言七言詩中、取叶時宜句、又出新題也。或取二十句十韻、重句為一首。或撰八句四韻名律詩。或定四句二韻号絶句詩也。

（句題は、五言七言詩の中、時宜に叶ふ句を取り、又た新題を出すなり。或ひは二十句十韻、重句を取りて一首と為す。或ひは八句四韻を撰し律詩と名づく。或ひは四句二韻を定め絶句詩と号づくなり。）

と記されたように、五言や七言の詩句を題とする詠作である。その文体は十韻二十句の長詩、四韻律詩、二韻絶句などがある。現存する句題詩はほとんど五言詩句を題とする四韻八句の律詩である。『江吏部集』に伝存する百三十三首の詩作の中で、五言詩句を題とする詩作は六十一首あり、そのうち律詩は五十九首あり、絶句はわずか二首ある。また、詩作が散佚した五首は、詩題が残されているため、五首とも五言句題であることが確認できる。要するに、匡衡の詩文は半分近くが五言句題を題とする句題詩である。この句題詩の構成方法を案出した人物はほかではなく菅原文時であることがすでに佐藤道生氏¹²²に指摘されている。また、『江談抄』巻五（四十九話）にも、匡衡の曾孫匡房が、

本朝集中ニハ於レ詩者可レ習ニ文時之躰。

(本朝の集の中には、詩に於いては文時の躰を習ふべし。)

と述べた文句が見られる。本朝詩人の中で、文時の詩の体裁を習うべきである、とのことである。「文時之躰」とは菅原文時が構成方法を案出した句題詩のことを指すと考えられる。現存する平安中期の詩文には、句題詩が数多く見られるのは、菅原文時が考案した句題詩の構成方法が一種の作風として、平安中期の文人の間で風靡したからであろう。大学寮時代から菅原文時と接点が見られる匡衡は、勉学の時代から菅原文時の詩風の影響を受け、句題詩に馴染んでいて、句題詩の流行に力を貸したのではないかと考えられる。

四 匡衡における「菅家」「江家」の位相

以上、匡衡は詩文の中で、「菅家」と「江家」とを並列させ、因縁深い「累代」の学問家として受け止めていたことが分かる。彼は菅家の始祖菅原清公を文人の理想として崇め、問頭博士を務めてくれた菅原文時に、尊敬の意を持ちながら、詩文作りの影響を受けたと考えられる。それは、菅家は西曹、江家は東曹の曹主であり、分立しながらも文章院の機能を働かせ、また、問頭博士は出身曹司でない方の曹司から出るというルールにより、お互いに交流しあつたことによるだろう。大江音人が菅原是善(八一二〜八八〇)の対策の問頭博士を務めたことや菅原文時が匡衡の問頭博士を務めたことなどはその例である。しかし、前述したように、菅家一族の詩文の散佚が多いため、匡衡をはじめとする江家への見方を窺わせる詩文が見いだせない。

当時において、菅、江両家はどのような位相にあつたのだろうか。前述した大江朝綱の詩注で分かるように、菅家は江家より早く立ち上がり、江家の始祖大江音人も菅家の始祖菅原清公に師事していたのである。また、菅原清公が八三四年に文章院を創設したことを信用すれば、大江音人は当時まだ二十四歳であり、文章生となつた翌年であつた。その意味で考えれば、菅家と江家とは対等の地位にあつたとは考えられない。

最終官位で菅家、江家の位相を見れば、菅家では、清公、是善、道真三代はいずれも公卿であり、とりわけ道真は文人としての最高官職従二位右大臣まで昇つていた。それに対して、音人は従三位で参議となつたが、音人の息子の中で公卿になつた人がおらず、その孫の朝綱、維時は公卿となり、維時も贈従二位まで昇つていた。後に道真の左遷ともない、道真の息子も遠地に飛ばされ、公卿になつた人はいなかったが、江家では朝綱、維時、

延喜には則ち曾祖父 伊豫権守 千古朝臣は、侍読たる間、男 秀才維時を以て、藏人に挙げて補せらる。天曆には則ち祖父中納言大江卿は、侍読たる間、男 秀才齊光を以て、藏人に挙げて補せらる。円融の御宇には、叔父左大弁大江卿、侍読たる間、男 秀才定基を以て、藏人に挙げて補せらる。今 当時 匡衡 侍読たる間、男 举周 秀才と為り、対策に及第す。天の江家に福するは、家塵を継ぐべし。)

(「可_レ被_レト_ニ啓_レ奉_レ周_レ明_レ春_レ所_レ望_レ事_一」『本朝文粹』卷七)

①では、匡衡は、「江氏」は一族が「李部」(吏部)すなわち式部の官職を拝命し、十代の天皇の師も務めてきた家柄であるとしている。江家の中で、匡衡は祖父維時が醍醐天皇、村上天皇の二代の天皇に『老子』を進講したことを取り立てて、自分も一条天皇に進講しているため、「江家の才徳」が古今において輝いていることをアピールしている。

②では、匡衡は祖父維時、叔父齊光が皇子に名付けることを「江家代代之功」とし、「家風」としている。彼は自分が寛弘五年(一〇〇九)十月、寛弘六年(一〇一〇)十二月に二度にわたって皇子の名を奉ったことを「家風」を継承したことと見なしている。③は、長保四年(一〇〇二)に匡衡が対策に及第した子息举周のために、藏人に補任されようとするを請う奏状の冒頭である。匡衡は「秀才」すなわち文章得業生が父親の侍読の勞によつて藏人に補任される例として、延喜年間の祖父維時、天曆年間の叔父齊光、円融天皇の御世の定基の例を挙げ、「江家」の家風が「天」が賜つた恩恵によるものであると語っている。

こうしてみれば、匡衡が、江家の菅家に匹敵する長い歴史をアピールし、祖父維時流を中心とする「江家」の家風を称揚したのは、その延長線上に自分を置いていたからだろうと考えられる。彼は「江家」の家業を誇るだけでなく、自分も天皇の厚遇に恵まれた意思を告白しようとしたものである。「仲春積奠聽_ニ講論語_一同賦_ニ仁者寿_一」(九五『江吏部集』)にはそのような意思が明らかに訴えられている。

翰林再忝主人号 (翰林再び主人の号を忝くし)
金殿久為侍読身 (金殿にて久しく侍読の身たり)
官禄甚微身已老 (官禄甚だ微なれども身已に老いれり)

□仁猶欲継家塵 (□仁猶ほ家塵を継がんと欲す)

江家為侍読之者、皆蒙不次之朝恩、列卿相之頭任。故献此句。

(江家の侍読たる者、皆不次の朝恩を蒙りて、卿相の顯任に列せり。故に此の句を献ず。)

起句により、この一首は匡衡が寛弘六年に二度目に文章博士に就任した後、詠まれたものであることが分かる。匡衡は転句で俸禄の低い官位につきながら、老衰していくという沈淪している思いを述べ、結句で「家塵」すなわち江家の家統を継承しようとする」と詠じた。ここに言う江家の家統は割注で分かるように、侍読を務め、破格な恩恵によって公卿に昇進することである。匡衡は自分の不遇の念や天皇の厚遇を望んで、公卿に昇進しようとする願望を明白に詠出したと言えよう。

以上の例文は、江家の始祖大江音人の活躍に触れなかった。匡衡にとつて、「江家」は大江音人を始祖としているが、祖父維時を隆盛の象徴としている。したがって、彼にとつて、「江家」の家風は祖父維時以来の朝廷出仕の伝統であると言えよう。それは前述したように、維時は幼い頃の匡衡の勉学を励まし、彼の人生を啓蒙した大切な人でありながら、文人として成功していたからであろう。

一方で、匡衡は菅江両家の位相をどのように見ていただろうか。彼は生涯を回想して詠出した七十八番詩「述懐古調詩一百韻」では、

下帷不窺園、閉戸不趨權。(略)(帷を下して園を窺わず、戸を閉じて權に趨らず。)(略)

心台持妙法、帰依大宝蓮。(心台に妙法を持し、大宝蓮に帰依す。)

遂使江二号、與菅三比肩。(遂に江二の号をして、菅三と肩を比べしむ。)

当初学中呼菅三江二為一双。(当初 学中、菅三、江二を呼びて一双と為す。)

十有五入学、久執豆與籩。(十有五にして入学し、久しく豆と籩を執る。)

と詠じ、大学寮入学までの勉学ぶりや仏教活動を語っている。「下帷不_レ窺_レ園、閉_レ戸不_レ趨_レ權」の句は、本論文第一部第四章で論じたように、上句に董仲舒の話を、下句に孫敬の話を取り入れて匡衡の勉学ぶりを物語る二句である。一心不乱な勉学ぶりや仏教活動は彼の大学寮時代でも続けられたと考えられるが、匡衡は「述懐古調詩」の構成上で十五歳に大学寮入学以前のこととしている。「遂使_二江二号、與_二菅三比肩」の句の意は、稽古努力した結果、「江二」は「菅三」と肩を並べるようになった、とのことである。匡衡の勉学経験を述べるくだりであるため、「江二」は言うまでもなく彼自身のことである。「江二」「菅三」の字面で見れば、氏姓に兄弟の順番を表す数字を加える中国の「排行」概念による理解方や、氏姓に官位を表す数字を加える理解方がある。木戸裕子氏、今浜通隆氏

は「江二」「菅三」をそれぞれ匡衡と彼と同時代の菅家の人とし、誰であるかは特定できないと指摘した¹⁰。割注に「江二」「菅三」は大学寮では「一双」と呼ばれたと記されたが、匡衡は菅家の人と併称された記録が見えない。「一双」と言えば、『江談抄』巻四（七十二話）には、

朝綱被^レ称云、後代人以^ニ予並文時^一為^ニ「一双」^一歟。

（朝綱称せられて云く、後代の人 予並びに文時を以て一双と為さんかと。）

との文句が見られる。大江朝綱は、自分が後代の人に菅原文時と「一双」と称されたことを言っていたのである。それは文章博士であった大江朝綱と文章得業生であった菅原文時が代明親王（九〇四く九三七）の次男すなわち「孫王」桃園源納言（源保光。九二四く九九五）の書斎で作った詩句の上句が暗合した話の後に付随されたエピソードである。大江朝綱は、

此花不是人間種、瓊樹枝頭第二花。

（此の花是れ人間の種ならず、瓊樹の枝頭の第二の花なり。）

「暮春於^ニ孫王書亭^一賦^レ花」 江相公

と詠じたのに対して、菅原文時は、

此花不是人間種、再養平台一片霞。

（此の花是れ人間の種ならず、再び平台一片の霞を養ふ。）

「名花在^ニ閑軒^一」 菅三品 同題

と詠じたのである。二人は同じく上句で桃園源納言を「此花」とし、彼が人間世界の存在ではないと褒めたたえているが、下句が異なっている。「江相公」大江朝綱は下句で桃園源納言が代明親王の次男であることに注目し、代明親王を仙境に生ずる玉の木に譬え、桃園源納言を玉の木に譬えた。一方で、「菅三品」菅原文時は桃園源納言の邸宅を漢の文帝の第二皇子孝王が築いた離宮「平台」になぞらえ、代明親王の後、桃園源納言も素敵に養育されていたことを詠じた。

『江談抄』で「一双」と称えられた大江朝綱と菅原文時の中で、菅原文時は「菅三品」とも呼ばれていたため、匡衡が言った「菅三」と関わりがあるように思われるが、大江朝綱と「江二」の関係が不明である。一方、匡衡が「江二」が「菅三」に比肩するようになったと詠じた句は、菅家の大学寮での優勢を認めた上での詠作であると言えよう。

おわりに

以上、匡衡の詩文において「江家」「菅家」「菅原清公」「菅原文時」を詠み込んだものを見てきた。匡衡にとっての「江家」は音人を始祖とし、祖父維時の時代を隆盛時とするものであり、「江家」の家風は音人以来とりわけ維時流の江家の人の朝廷出仕の伝統であると考えられる。匡衡は「江家」「菅家」を併称した場合は、菅家の優勢を認めながら、菅家に匹敵する累代に受け継がれた「江家」の誇るべき歴史に注目したと言える。

匡衡が「菅原清公」を自分の詩文に詠み込んだのは、菅原清公は西曹菅家の始祖として自分の江家末裔の身分と好対照をなし、また、同様な経験を共有した菅原清公は彼の理想像であったからであろう。匡衡が「菅原文時」を詠み込んだのは、菅原文時が自分の対策試の間頭博士を務めてくれて、彼の人生の重大な節目に多大な影響を与えたからであろう。また、彼は勉学の時代から菅原文時の詩風を習い、菅原文時が構成方法を案出したとされる句題詩に馴染んでいたであろう。

匡衡が詩文の中で、江家の「功勞」「家風」をアピールし、「江家」と「菅家」の先人の榮耀に目を向けたのは、その延長線上に自分を置いて、天皇の厚遇を願ひ、昇進を熱望していたからであると考えられる。したがって、匡衡は詩文を申し文のように機能させ、不遇の意と昇進願望を告白していたのであろう。

『桃裕行氏『上代学制の研究(修訂版)』(『桃裕行著作集』第1巻、思文閣出版、一九九四年六月)を参照。

『江吏部集』所収の漢詩文の中では、また橘家一例、紀家一例見られる。橘家の例は、六十五番詩「兼_二翰林_一之後、與_二門生_一談話」の結句に「橘相公寧非_二九卿_一」とあり、その注には「橘広相初五位任_二博士_一、後四位再任_二博士_一」とあることが挙げられる。紀家の例としては、『江吏部集』六十番詩「長保寛弘之間、天下幸甚。老儒不堪_二傾感_一、聊述_二所懷_一」の注に、「謹檢_二旧事_一。延喜年号、紀中納言所_レ献。其子淑光頻歴_二頭要_一」列_二卿相_一。天曆年号。江中納言所_レ献、其子齊光頻歴_二頭要_一」列_二卿相_一。『新校群書類従』卷_二三三_一所収の『江吏部集』を底本とし、通し番号は筆者が付けたものである。

『権記』長保二年(一〇〇〇)十二月二日の条に、「文章得業生大江举周、徒庭進、著尚復坐」との記述が見られる。長保二年十二月に、举周はすでに文章得業生の身となった。学問料を支給された学生が優先的に文章得業生に選抜されるため、匡衡の一首の制作年次は長保二年(一〇〇〇)十二月以前であると推測される。

『朝野群載』卷十三所収の藤原為兼(一一二四〜一三三二)の学問料の申文に、承平二年(九三二)に橘敏通、同五年(九三八)に菅原文時、天曆五年(九五二)に高階成忠が学問料を賜わったことを先蹤として、学問料支給の最古の記録とされている。

9 同注1。

7 『権記』長保二年(一〇〇〇)十二月二日の条に「文章得業生大江奉周、從庭進、著尚復坐」とある。

8 大曾根章介、金原理、後藤昭雄校注『本朝文粹』(新日本古典文学大系本、岩波書店、一九九二年五月)。注釈は柿村重松『本朝文粹注釈』(内外出版、一九九二年三月)を参照。

9 菅原文時の申文「請下特蒙^二天恩^一依^二当省並儒学^一勞^一被^レ叙^三從三位^一狀^一」(『本朝文粹』卷六)、文章「老閑行」や詩序「秋日聽^三第八皇子始誥^二御注孝經^一」(『本朝文粹』卷九)などを参照されたい。

10 平安後期の菅原是綱の「大学頭申文」(『朝野群載』卷九)には、「抑文章院者、始祖左京大夫清公卿、遣唐帰朝之後、申請公家、初立東西之曹司、各分菅江之門徒」とある。兼岡理恵「良吏」と「風土記」一九〇世紀の風土記受容」(『風土記受容史研究』笠間書院、二〇〇八年二月)を参照。

11 『扶桑略記』元慶四年八月三十日の条を参照。

12 佐藤道生氏「句題詩詠法の確立―日本漢学史上の菅原文時」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書房、二〇〇三年五月)を参照されたい。

13 『作文大体』は平安中期の成立とされるが、室町末期まで何人もの手により増補改編がなされた。

14 佐藤道生氏「句題詩詠法の確立―日本漢学史上の菅原文時」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書房、二〇〇三年五月)を参照されたい。

15 木戸裕子氏「大江匡衡「述懐古調詩一百韻」における白居易受容」(『日本古代文学と白居易』王朝文学の生成と東アジア文化交流』勉誠出版、二〇一〇年四月)を参照。

16 木戸裕子氏は「江吏部集試注(十五)」(『文献探究』45、文献探究の会、二〇〇七年三月)で、「江二」は匡衡自身を指し、姓氏に数字を加える呼び方は中国の排行に倣ったものであるが、匡衡が自作の中で兄弟について言及していないため、不明であると指摘し、「菅三」は「菅家の三番目」であるが、誰であるか不明であると指摘した。今浜通隆氏も『本朝麗藻』全註釈38「作品(上のこ)の作者・大江匡衡について其一」(『並木の里』34号、一九九〇年八月)で、「江二」は排行によって付けられたもので、「匡衡自身を指すと指摘し、「菅三」については、木戸氏と意見が近い。久保木寿子氏は「江家文庫への一階梯―大江匡衡の位置より見たる」(『白梅学園短期大学紀要』33、白梅学園短期大学、一九九七年)で「江二」は姓氏に官位の数字を加えるものであるとして、維時である指摘したが、「菅三」について述べなかった。

第二章 大江匡衡と菅原道真

はじめに

前章においては、匡衡と菅家一族との関わりを示唆する詩文を取り上げて、匡衡が江家を菅家との二者並立の中で捉え、菅家の始祖菅原清公と自分の間頭博士を務めていた菅原文時への思いを詩文の中に明かしたことについて検討してきた。一方で、本論文第二部第一章で論じたように、匡衡の詩文の中には、菅家一族の中で文人として最高官位を授かった菅原道真（以下は道真と略す）と関わる詩文「九月尽日侍北野廟各分一字^{探得}」（九月尽の日北野廟に侍して各おの一字を分かつ^{探得の字を探り得たり}）が見られ、また道真の詩文を踏襲したと考えられる表現も見られる。ただ、匡衡の道真に対する見方は前章で挙げた菅原清公、菅原文時への見方とすこし異なっている。本稿では、匡衡が道真をどのように見ていたのか、彼の詩文に見える道真詩文の影響を考察したい。

一 匡衡の「九月尽日侍北野廟各分一字^{探得}」について

『江吏部集』所収の匡衡の詩文の中には、道真に関する詠作が、首のみ収録されている。それは本論文第二部第一章に言及した五十一番詩「九月尽日侍北野廟各分一字^{探得}」である。

昔携白菊叢辺露（昔携ふ白菊の叢辺の露）

菅家文章有九月三十日白菊叢辺小序、今有所感。

（菅家文章に九月三十日、白菊叢辺の小序有り、今感ずる所有り。）

今宴青松野外烟（今宴す青松の野外の煙）

同是季秋三十日（同じく是れ季秋三十日）

每思神筆涙潸然（神筆を思ふ毎に涙潸然たり）

この一首は寛弘元年（一〇〇四）九月三十日に、道真の曾孫輔正（九二五〜一〇一〇年）が北野廟（北野天満宮）で主催した詩宴に、匡衡が参加して詠んだものである。詠作の中には、道真の名が見られないものの、割注により道真の詩作が意識されたことが分かる。現存する平安朝の漢詩文には、同じくこの詩宴での詠作と思われる高階積善の詩序、源孝道、藤原為時の詩作が残されている。

匡衡は起句、承句で今昔対比の形式を用いて、昔、道真が九月三十日に白菊の叢のほと

りて門人たちと詩宴を開いたことと、今、輔正が同じく九月三十日に文人を集め、松の木に囲まれる北野廟で詩宴を催していることを詠出した。起句にいう道真主催の詩宴は本論文第二部第一章で論じたように、元慶七年（八八三）に道真によつて催された九月尽日の詩宴であり、日本最初の「九月尽」の詩宴とされている。道真はその詩宴で「同_二諸才子_一、九月三十日、白菊叢辺命_レ飲。各加_二小序_一、不_レ過_二五十字_一」（二六。『菅家文草』卷二）と題する一首を作った。その詩題により、道真は九月三十日に、門下生と一堂に会し、菊の花を賞で、酒を楽しみ、詩文を詠作したことが分かる。九月は菊月とも呼ばれ、九月九日の重陽の節句に、菊を賞翫し、菊酒を飲む習慣は年中行事の一つとして盛んに行われていた。ここにいう「白菊の叢辺の露」はまさに菊酒のことを示唆していると言えよう。匡衡は輔正主催の詩宴が行われた九月尽日に因んで、道真の九月尽日の詩作を想起し、自注に記したと考えられる。

匡衡は承句で、輔正主催の詩宴が、起句にある「白菊」と対照される「青松」に囲まれた「北野廟」で行われていたことを詠じている。「北野廟」が松の木に囲まれることは「北野廟」での実景であると考えられるが、道真と松とのゆかりも想起させるのではないか。道真の六代孫陳経（生没年未詳）の撰した『菅家御伝記』（『群書類従』卷二十）には、

天慶九年三月十一日、亦着近江比良神人良種の子年七歳、託曰、我昔任右大臣、先夢松生我身而便折。是以我知昇三公官又逢左遷。既爾、以故我欲居之地必当生松也。「一夜之中、松数千本生北野。

（天慶九年三月十一日、亦た近江比良の神人良種の子年七歳に着き、託して曰く我昔右大臣に任ぜられ、先に松の我が身に生じて便ち折るを夢む。是れを以て我三公の官に昇るも又た左遷せらるるに逢ふを知る。既に爾れば、以て故より我居らんと欲するの地に必ず当に松を生ずべきなりと。一夜の中、松数千本北野に生ず。）

と記されている。これによると、北野に松の木が生じたのは、亡くなった道真が天慶九年（九四六）に近江国比良宮の神官良種の息子に託宣を下した後のことであり、道真の夢告に応現したものであることを示唆している。この話は『菅家御伝記』より後出の『天神縁起』などにも記されているが、匡衡がそれを知っていたかどうかは不明である。

転句は、前の二句にある「昔」と「今」を結び付け、長い年月を隔てながらも、日時は

同じく「季秋三十日」すなわち九月三十日であることを言っている。結句は道真の「神筆」たる秀作を思い出すたびに、涙をこらえきれず潸然として流す意である。「神筆」とは神様の筆であり、転じて靈妙な文筆や天子の文筆を尊敬して言う。平安朝漢詩文においては、「神筆」の語の使用例は早く『凌雲集』所収の小野岑守の詩作「奉_下和傷_二右衛大將軍故宿禰_一御製」に遡ることができる。その詩中の二句において、

天子哀傷下神筆（天子哀傷して神筆を下し）

悠悠功德日月懸（悠悠たる功德 日月に懸く）

は明らかに天子の御製を「神筆」と目している。匡衡も「神筆」の語によって、道真の作品を絶賛していたと考えられる。

匡衡の結句の構文を彷彿させる詠作は『江談抄』に見られる。『江談抄』巻四（第十二話）所収の「天満天神正暦四年ノ御託宣」には、

家門一閉幾風煙（家門 一たび閉じて幾ばくの風煙ならん）

筆硯拋来九十年（筆硯を抛ちて来ること九十年）

毎仰着穹思旧事（着穹を仰ぐ毎に旧事を思ふ）

朝朝暮暮涙漣漣（朝朝 暮暮 涙 漣漣たり）

とある。『扶桑略記』の記載によれば、これは「天満天神」と目された道真が安樂寺の僧に示した託宣である。託宣の意は、道真が左遷されて以来、一家は没落し、彼自身も九十年間硯や筆をなげうって、詩文を作っていなかった。青空を仰いで、過去のことを思い出すたびに、毎朝毎夕涙がとめどなく流れている、とのことである。物事に触発されるたびに、涙を流すくどりが似ている点では、前述した匡衡の結句は御託宣に依拠したのではないかと考えられる。そうすると、匡衡は道真の「天満天神」の神号も知っていたに違いない。匡衡の結句にある「神筆」の語は道真の神格化ともつながっているだろう。また、この御託宣の内容から考えれば、匡衡が結句で道真の作品を思うたびに涙を流すと言ったのは、単に道真の作品だけでなく、道真の御託宣という「旧事」すなわち彼の教奇な運命にも感動していたからではないかと考えられる。

二 匡衡の道真崇敬について

前述したように、匡衡の五十番詩と同じ場での詠作はほかにはまた、高階積善の詩序、

藤原為時、源孝道の詩作がある。それらと照合してみると、匡衡の一首の独自さが見えてくる。高階積善の詩序「九月尽日侍北野廟、各分一字詩一首」（『本朝麗藻』巻中）は、道真以来の菅家の名高い家柄、詩宴開催の経緯、詩宴の様子、高階積善の心境などを書き綴ったものである。その中で、高階積善は道真及び彼の子孫について、

聖廟旧華可知、兼佩将相之印。末葉作鑑、忝頭詩書之功。況乎文学争鋒之初、一家方享邦国之大名。雲雨装鸞之後、余裔猶為風月之著姓。

（聖廟の旧華を知るべし、兼ねて将相の印を佩ぶ。末葉は鑑と作し、忝なくも詩書の功を顕す。況んや文学が鋒を争ふるの初め、一家は方に邦国の大名を享く。雲雨装鸞を装ひし後、余裔猶ほ風月の著姓たるをや。）

と記した。高階積善は道真を「聖廟」といい、道真の昔日の栄華として、彼が右大将と右大臣を兼任したことを挙げた。「聖廟」とは聖人を祀った廟であり、ここでは北野廟の意から転じて道真を指す。「末葉」は後胤の意であり、ここでは九月尽日の詩宴を主催した輔正をはじめとする道真の子孫のことを指す。高階積善は道真の華やかな人生だけではなく、道真の子孫が道真に鑑み、『詩経』『尚書』をはじめとする儒学の道で功績を顕していることを述べ、道真の子孫をも讃えている。また、高階積善は、菅家一家は学問が興り、優劣が競われていた時期から、国で大いに声望を高め、道真が夫人と別れ、太宰府へ旅立った後、彼の子孫は依然として「風月の著姓」すなわち学問の名門とされていると述べ、菅家の学問家の家柄も称揚している。詩宴開催の経緯については、高階積善は、

今之吏部相公、是其四葉孫也。相公久業祖宗之道、槐棘踏陰、多仕文武之朝、星霜在首。昔受任於海西之府、誠求拜其先靈之神。今設宴於城北之祠、豈非講其先靈之徳。

（今の吏部相公は、是れ其の四葉の孫なり。相公久しく祖宗の道を楽しみ、槐棘に陰を踏む。多く文武の朝に仕へ、星霜 首に在り。昔 任を海西の府に受け、誠に其の先靈の神を拜せんことを求めき。今 宴を城北の祠に設け、豈に其の先靈の徳を講ずるに非ざらんや。）

と述べている。「今之吏部相公」「其四葉孫」すなわち道真から数えてその四代孫輔正が「先靈之神」に拝礼し、「先靈之徳」を講じるために城北の北野廟で詩宴を開いたのである。詩宴の様子については、高階積善は、

当其觴爵行而座方酣、絃歌進而曲将罷、相公顧曰、景物之感窮於秋。古人以為一歳終。

愛賞之思迫此日、風俗以名九月尽。前輩之深於詩者、触其万緒之時也。

(其の觴爵は行りて座は方に酣になり、絃歌は進みて曲は將に罷まんとするに当りて、相公顧みて曰く、景物の感は秋に窮まる。古人以て一歳の終わりと為す。愛賞の思ひ此の日に迫り、風俗以て九月尽と名づく。前輩の詩に深き者は、其の万緒に触る時なればなりと。)

と述べている。宴会は酒杯がめぐりゆくうちに酣になり、音楽が進行し終わろうとする時に、「相公」輔正が「九月尽」について語っていた。輔正の話によると、人間の自然景物に対する感慨は秋に窮まるため、古人は「九月尽」を一年の終わりと見なしていた。「九月尽」を詠じた先人の詩情が深かったのは、「九月尽」の日が情感の万端に触れた時であるからである。ここにいう「前輩」は先人のことであるが、道真もその一人であると言えよう。

藤原為時の詠作は匡衡の一首と同題の七言絶句であり、

時随冠蓋認祠看 (時に冠蓋に随ひて祠を認めて看る)

新楽鉦鏝古□寒 (新楽、鉦鏝として古□寒えたり)

非啻玄孫成盛集 (啻だに玄孫の盛集を成すのみに非ず)

九重天子促金鸞 (九重の天子、金鸞を促す)

とある。この一首は主として詩宴の様子を詠出した。宴会では、「冠蓋」すなわち冠やおおいのある馬車を持っている高官たちが集い、新たに演奏された楽の音は澄みとおっている。道真公の「玄孫」(五代孫)が盛んに集まっただけでなく、九重の内にいる天皇までも行幸をなさったということである。

源孝道の詠作も同題の七言絶句であり、

管絃商曲将秋暮 (管絃、商曲、将に秋が暮れんとす)

詩酒新声与古通 (詩酒、新声、古と通ず)

靈廟本為風月主 (靈廟、本、風月主たり)

宜哉明德滿蒼穹 (宜なるかな、明德の蒼穹に満てり)

とある。源孝道は詩宴の様子と「靈廟」すなわち道真への賛美を主として詠じている。「管絃商曲」「詩酒新声」の語は前述した高階積善の序文と藤原為時の詠作と同工異曲であり、詩宴の有り様を描写し、その風流さを強調している。承句の「与古通」とは詩作、酒、音楽が昔の時代に通じる意であるが、この「古」は前述した道真主催の九月尽の詩宴の

時ではないかと考えられる。おそらく、源孝道は匡衡と同様に道真主催の九月尽の詩宴を想起しただろう。転句、結句では、源孝道は道真を「靈廟」「風月主」と仰いで、その「明德」すなわち優れた徳性が青空に満ち満ちしていると称賛している。「靈廟」は前述の高階積善の序文に見える「聖廟」と同じ、道真を聖人化する呼び方である。「風月主」とは風流な景色を詠む詩文の主での意であり、道真の詩文の才能に基づく評価であると言えよう。

こうして見れば、高階積善の序文と源孝道の詠作は道真を「聖廟」「靈廟」と称して、道真への尊崇の意を表し、また藤原為時の一首を含めて三首はいずれも詩宴の盛況を主として描出している。一方で、匡衡だけが平安朝最初の九月尽詩とされる道真の詩文そのものに注目し、道真の詩文をストレートに「神筆」と評している。

道真の文筆の神妙さは彼の生存中にはすでに認められていた。それは醍醐天皇の詩作「見_三右丞相献_二家集」によつて裏付けられる。昌泰三年（九〇〇）八月十六日、道真は自分の漢詩文集『菅家文章』全十二巻に、祖父清公の『菅家集』全六巻、父是善の『菅相公集』全十巻を添えて醍醐天皇に献上した。それらを読んだ醍醐天皇（八九七〜九三〇在位）は道真に詩作一首を下賜したのである。その尾聯は、

更有菅家勝白様（更に菅家の白様に勝る有り）

從茲拋却匣塵深（茲より匣塵の深きに拋却す）

平生所愛白氏文集七十卷是也。今以菅家不亦開帙。

（平生 愛する所は白氏文集七十卷是れなり。今、菅家を以て亦た帙を開けず。）

とある。醍醐天皇は「菅家」（道真）の詩文が白居易の詩文よりも優れていると詠じ、道真の詩作を絶賛し、また鶴からで、自分は道真の詠作を詠んで、平生愛読した白居易の『白氏文集』も「帙を開かず」して、読まなくなるほどであったと書き記した。

なお、『江談抄』巻五（第十六話）には、道真の孫文時も、

菅家御草者、如削龜甲其上加綵鏤、非心力之所及。

（菅家御草は、亀甲を削りて其の上に綵鏤を加へるがごとし、心力の及ぶ所に非ず。）と述べ、道真の作品は亀甲を削ってその上にあやどりをちりばめたようなもので、凡人の心力によつては及ぶものではないと、大いに賞賛した。

匡衡が道真の作品を「神筆」と称したのも道真の靈妙な文筆をほめ讃えているが、道真を「天神」として仰いでいたため、醍醐天皇と菅原文時の評価と違うと言えよう。

三 一条朝における天神信仰について

匡衡が道真を「天神」と目したのは彼が活躍した一条朝（九八六～一〇二二）における天神信仰の実相と関わりがあるのではないかと考えられる。この一節では、一条朝における天神信仰の実相を考察してみたい。

北野廟での作文の濫觴とされる慶滋保胤（生年不詳、一〇〇二）の「賽菅丞相廟願文」（『本朝文粹』卷第十三）には次のような表現が見られる。

其願曰、就天満天神廟、会文士献詩篇。以其天神為文道之祖、詩境之主也。

（其の一つの願に曰く、天満天神の廟に就きて、文士を会し詩篇を献せんと。其れ天神は文道の祖、詩境の主たるを以てなり。）

これは慶滋保胤が寛和二年（九八六）七月二十日に、文題にいう「菅丞相廟」すなわち道真を祀る「北野廟」で礼拝して作った願文である。願文の中に「天満天神廟」とあるのは言うまでもなく「北野廟」のことである。「天満天神」は「天満大自在天神」の略であり、道真の神号である。その神号の起源については、前述した道真の六代孫陳経が撰した『菅家御伝記』には、

安楽寺学頭安修奏上云、……延喜五年八月十九日、味酒安行依神託立神殿、称曰天満大自在天神。

（安楽寺の学頭 安修奏上して云く、……延喜五年八月十九日、味酒安行 神託に依りて神殿を立て、称して曰く天満大自在天神なりと。）

とある。これによると、道真が亡くなった二年後の延喜五年（九〇五）八月十九日、道真の門弟味酒安行が神託によつて、神殿を立て、道真の神霊を「天満大自在天神」と称したのである。道真が死後まもなく神格化されたわけではないため、この記事は後人の偽作であり、信用しがたいと考えられる。なお、平安後期の藤原通憲（一一〇六～一一五九）の『本朝世紀』には、

永延元年八月五日、始行北野聖廟祭祀。宣命云、掛畏^文北野^郡坐天満宮天神云々。天満天神之勅号始起此哉。

（永延元年八月五日、始めて北野聖廟祭祀を行ふ。宣命に云く、掛けまくも畏し北野に坐す天満宮天神と云々。天満天神の勅号始めて此れより起ころかな。）

とある。永延元年（九八七）八月五日に、初めて北野聖廟で祭祀が行われ、その宣命には、

は、道真を「天満宮天神」と称したのである。藤原通憲はそれを「天満天神」（天満大自在天神の略称）の称号の初見としているが、慶滋保胤の願文は永延元年以前に作成されたものであり、その製作年次が信用に足りるものであれば、永延元年説は成立しないと考えられる。道真の「天満天神」の称号はどのように現れたのだろうか。

延長八年（九三〇）六月二十六日の内裏の清涼殿落雷事件により、道真の御霊は雷神と結び付けられ、火雷神が祀られた北野で祀られるようになった。おそらくそれから寛和年間（九八五〜九八七）にかけて、前述した天慶九年（九四六）の道真の良種の子への託宣などにより、北野信仰が盛んになり、「天満大自在天神」の称号が現れ、定着したと推測される。その称号の意味については、柳田国男氏は「すなわち現人神の形を以て、能く火雷の奇瑞を示したまふが故に天神であり、天上の威力を人間に行ふこと常に意の如くであったから、大自在の名を以て称へざるを得なかつた」と指摘した。つまり、「天満大自在天神」の称号は、道真の御霊を天に満ちる火雷天神と目する信仰と、仏教の三千世界の主である「大自在天」の信仰と、神仏習合してできたものであると考えられる。

なお、慶滋保胤は「以_三其天神_一為_二文道之祖、詩境之主_一也」と詠い、道真を「文道の祖、詩境の主」と讃え、文人である道真へ崇敬の意を表している。類似する表現としては前述した源孝道の絶句にある「風月主」の語も見られる。匡衡も「北野天神供_二御幣並種々物_一文」（『本朝文粹』卷十三）で、道真を「文道之大祖、風月之本主」と称し、文人としての道真を絶賛している。「北野天神供_二御幣並種々物_一文」からも、匡衡の天神信仰の一端が窺えるため、それについても検討してみたい。

右天満自在天神、或塩榭於天下、輔導一人、或日月於天上、照臨万民。就中文道之大祖、風月之本主也。翰林之人、尤可夙夜勤劳、而性愚事劇、思以涉年。爰露命半祖、無益噬臍、風情欲隱、不如傾首。昔彭祖七百載、已悔杖晚而早衰。今小子六十余、猶恨趨朝以不幾。万死也。生也、只仰神眷而已。匡衡病中右筆、伏地敬白。

（右天満自在天神、或は天下に塩榭として、一人を輔導し、或は天上に日月として、万民を照臨したまふ。就中文道の大祖、風月の本主なり。翰林の人、尤も夙夜に勤勞すべし、而して性は愚かにして事は劇しく、思ひて以て年を渉る。爰に露命半ば祖_ゆき、益_{ほど}無く臍を噬み、風情は隠れんと欲するも、首を傾くるに如かず。昔 彭祖の七百載も、已に晩に杖きて早く衰へたるを悔い。今小子六十余にして、猶ほ

朝に趨りて幾ばくならずるを以てするを恨む。万死なり一生なり。只だ神眷を仰ぐのみ。匡衡病中の右筆、地に伏して敬白す。）

文題により、この一篇は北野廟に御幣や供え物を献げる時に書かれたものであることが分かる。文章の前半では、匡衡はまず、道真を「天下」の「塩梅」、「天上」の「日月」に譬え、道真を廷臣の重鎮として、「天神」としての存在意義を説いた。また彼は前述した慶滋保胤の評語を受け継いで、道真を文学の道の「大祖」、詩文創作の「本主」と見なし、文人としての道真の輝かしいイメージを強調した。「塩梅」は本論文第一部第一章に論じたように、『尚書』「説命」にある、

若作和羹、汝惟塩梅。

（若し和羹を作らば、汝惟れ塩梅なり。）

を出典とする語である。商王武丁が傳説を、「和羹」をおいしくする「塩梅」すなわち塩辛い「塩」と酸味を持つ「梅」などの調味料に譬え、君主を補佐するのに欠かせない有能な大臣であると称えていた。ここでは、匡衡も道真を「塩梅」に譬え、道真が国家の統治や天子の輔導に必要な人材であることを強調した。「日三月於天上」、照臨万民」の句は道真が死後、天神として民に庇護、加持を施していることを言っていると考えられる。

後半の部分では、匡衡は自分のことを中心に語っている。自分自身は「翰林之人」すなわち文章博士として、「文学の神」とされる道真に日夜に祭礼すべきであるが、本性が愚昧であり、そう思いながら空しく年を過こしていた。今、「露命」すなわちはかない人生は半ば過ぎ、後悔しても無駄である。「風情」すなわち心ばせとしてはこの世を遁れようとするが、頭をさげて帰依し「天神」の庇護を求めるに及ばない、とのことである。ここにある「傾首」は言うまでもなく「天神」とされた道真の御霊に頭を下げて帰依することである。彼はどうして「天神」の庇護を求めたのだろうか。その原因は匡衡自らの記述によって分かる。彼はまず「昔」の「彭祖」と「今」の自分を対照させて、自分の恨みを詠出している。「彭祖」とは中国の神話の中の長寿の仙人であり、『楚辞』「天問」には、

彭鏗：受寿永多、夫何久長。

（彭鏗：寿を受くこと永らく多し、夫れ何ぞ久長ならん。）

とあり、意は、「彭鏗」こと「彭祖」は寿命を受けることが久しかったが、一体どうして長久であったのだろうか、とのことである。後漢の王逸による『楚辞』の注釈には、

彭祖至七百歳、猶曰悔不寿、恨（杖晩）杖高而唾遠云。

（彭祖は七百歳に至るも、猶ほ曰へらく、いひおそ寿からざるを悔い、（晩に杖きて）高きに杖して遠く唾するを恨むと云ふ。）

との注が記されている。彭祖は七百歳まで生きていたが、まだその長さに満足できず、晩年になって、「杖」晩「杖」高「唾」遠など体の老衰や病気を反映する物事を恨んでいる、とのことである。匡衡の祭文にも出ている「杖」晩とは晩年になって、杖をつくことであり、体の老衰を表す。唐の陸徳明の『釈文』には『楚辞』の王逸注を引用し、「杖」晩の表現が見えるが、現存する『楚辞』の王逸注には見えない。

匡衡は彭祖の「不」寿を悔しく思う故事を踏まえて、自分の寿命のはかなさに対する無念さを明らかにしている。この一篇は、匡衡が丹波守として在任中であった寛弘九年（一〇・二）六月二十五日に作ったものである。文中に「今小子六十余」とあるように、彼が六十歳であった。その時、匡衡は病中でありながら、「猶恨」趨朝以不「幾」と述べ、朝廷に長く仕えられないことを遺憾に思っている。したがって、彼は「只仰」神眷「而已」と、ただ「天神」に願いをかけていると述べて、回復して朝廷に務め続けるよう、「天神」の加護を求めていたのである。ここでは、匡衡が道真の御霊を病気の平癒にご利益のある神様として祈願していたが、それは一条朝の天神信仰の縮図であると言えよう。遠藤泰助氏も論考「学問の神天満天神」の中で、

凡そ神は一方において、如何なる祈願をも成就せしむるという所謂「全能性」が要求せられるが、他方においては時代思想の推移と共に、その神性は変遷するものである。

天満天神の信仰史においても、その全能性が要求せられて、政治家は天下泰平を祈り、武人は武運長久を祈り、疾病に悩む者はその平癒を祈り、その他降雨、五穀豊稔など祈願が行われた。

と指摘した。匡衡も「天神」とされた道真の御霊に「全能性」を求め、病気の平癒や官運の長久を願っていたと考えられる。

以上を見れば、一条朝に於いては、道真の御霊を信仰する天神信仰は盛んであり、公私ともに祭祀が行われていたのである。匡衡はその社会風潮の中で、道真を実在する一人というより、むしろ現人神である「天神」として尊崇していたと言えよう。そうすると、前述した九月尽詩で、匡衡は「神筆」と詠じたのは、やはり人格化した要素が入っている

のではないかと考えられる。

四 匡衡の詩文に見える道真詩文の受容

前述した『江吏部集』の五十一番詩の自注に『菅家文章』所収の道真の詩作を明示したことから、匡衡が『菅家文章』を読んでいたことは容易に想定できるだろう。また、本論文第二部第一章では、匡衡の「九月尽」詩にある「不_レ欲_レ登_レ山」「不_レ要_レ臨_レ水」という表現は、道真の詩作「惜_レ春絶句。勸_二開_一還_二山_一。紙_二把_一題_二作_一」(三四五『菅家文章』卷五)の影響であることもその証であると言えよう。更に、第二部第二章では、匡衡が粟田山荘の障子絵に賦した詩作「早夏観_二曝_一布泉東_二山_一 曝_二布泉_一 東_二山_一 曝_二布泉_一」(三九『江吏部集』)の「倒瀉」「寒声」の語は、道真の詩作「観_二曝_一布水」(二三三『菅家文章』卷三)の影響を受けただろうと考えられる。以上の二例はいずれも匡衡が道真の詩文の発想を襲用したり、詩語を引用したりすることを示唆するものである。以上の用例以外、匡衡は道真の詩文からどのような影響を受けただろうか。この一節では、以下の三つの面から検討したい。

(一) 儒者意識の継承

本論文第二部第三章で論じた『江吏部集』の十二番詩「今年四月一日陰雨(略)以_二絶句_一二首_一、題_二東閣之壁_一」の起句・承句は、

荷_二挿_一染_二毫_一歌_二德_一政すき (挿_二荷_一 毫_二染_一 德_二政_一を歌_二ふ)

為_二儒_一為_二吏_一遇_二明_一時 (儒_二と_一為_二り 吏_二と_一為_二り 明_二時_一に_二遇_一ふ)

とある。この一首は匡衡が丹波国守に転任した後の寛弘七年(一〇一〇)六月頃の詠作である。起句、承句の意は、鋤を背負い、筆を染めて徳化に恵まれる治世を謳歌し、私は儒者(文章博士)として官吏(丹波守)として明主の時代に遇っている、とのことである。

現存する中国の詩文には、「為_レ儒」「為_レ吏」の片方を詠み込んだ詩作が数多く見られるが、「為_レ儒為_レ吏」を一首に詠み込んだものが見られない。一方で、現存する平安朝の漢詩文の中でも、「為_レ儒為_レ吏」の表現は道真の詩文にしか見えない。したがって、匡衡は道真の詩文の影響を受けたと推測される。道真は、「相国東閣餞席寶曆」(一八六『菅家文章』卷三)の起句、承句で、

為_二吏_一為_二儒_一報_二国家_一 (吏_二と_一為_二り 儒_二と_一為_二り 国家_二に_一報_二い_一む)

百身_二独立_一一_二恩_一涯 (百身_二独立_一す 一_二の_一恩_二涯_一)

と述べた。これは道真が讃岐守に赴任する前に、「相国」藤原基経の邸宅で催された饗別の宴席で作った一首である。彼は官吏として、儒者として国に報いようとし、百回死んでも、一生、天皇の恵みを浴びて独で高潔な志を持って生きていく、とのことを詠じている。内容から見れば、道真と匡衡の二句は自分の吏として儒としての抱負を語り、天皇の恩恵を賛美することで一致していると見えよう。また、道真は「斎日之作」(二八九『菅家文章』卷四)の尾聯で、

懺悔無量何事最 (懺悔すること量り無けれども 何事か最たる)

為儒為吏每零丁 (儒と為り吏と為り毎に零丁す)

と詠じたのも見られる。これは道真が仁和五年(八八九)に任地の讃岐国での詠作である。斎日に最も懺悔したいことは、儒者として官吏として、いつも落ちぶれて孤独であったことであるという。

「為儒為吏」の表現はスタンスの表明であり、道真と匡衡は自分が儒者であり、官吏である自分を自覚していたことを告白していると言えよう。

現存する平安朝の漢詩文を見ると、詩文の中で常に自分が儒学の家業を受け継いだ儒者であることをアピールした文人の中で、道真が最初である。前章で述べたように、道真が生を享けた菅家は道真の祖父菅原清公を始祖として、学問家として伝存していた。前述した菅原清公の詩文集『菅家集』六卷、道真の父是善の詩文集『菅相公集』十卷は現存しないため、菅原清公、菅原是善の儒者としての認識が不明である。一方、道真の詩文には、
吾家非左将、儒学代掃耕。(吾家は左将に非ず、儒学 掃耕に代ふ。)

(八七「博士難言」『菅家文章』卷二)

祖業儒林鸞、州功吏部銓。

(祖業は儒林に鸞えたり、州功は吏部に銓りぬ。)

(「叙意一百韻」『菅家後集』)

右臣某出身儒館、偷職武官。

(右 臣某 儒館に出身し、職を武官に偷む。)

(六〇九「請罷右近衛大将状」『菅家文章』卷九)

などの詩句が見られる。「吾家」、「儒学」、「祖業」、「儒林」、「出身」、「儒館」の表現から、菅家は代々儒学を家業として受け伝えていた家柄であることや、道真が儒者として自覚することが分かる。更に、道真の詩文には、以下のような詩句が見える。

家兒不放山林去、苦熱庸材一腐儒。

(家児 山林に去らんことを放さず、苦熱する庸材 一の腐儒なり。)

(一七九「苦熱夏日四」『菅家文章』卷二)

宣風坊下腐儒家、欲待春来快見花。

(宣風坊の下に腐儒の家あり、春の来るを待ちて快よく花を見んと欲す。)

(四四七「勸進土山風種庭樹進士山」『菅家文章』卷六)

二例の共通点は道真が自分のことを「腐儒」と詠じていることである。「腐儒」については『荀子』「非相」に、

故君子之於言無厭。鄙夫反是、好其美、不恤其文、是以終身不免埤汚庸俗。故『易』曰、括囊、無咎無譽。腐儒之謂也。

(故に君子の言に於いては厭ふこと無し。鄙夫 是に反し、其の実を好み、其の文を恤まず、是れを以て終身 埤汚庸俗を免れず。故に『易』に曰く、囊を括り、咎無く譽れ無し。腐儒の謂れなり。)

と記されている。『荀子』は『周易』の「括囊、無咎無譽」の表現を借りて、「腐儒」は囊の口を括るように口を慎み、咎れもなく譽れもないような人であると説いている。中国唐代の詩文には、杜甫の「江漢思レ帰客、乾坤一腐儒」(江漢の帰らんことを思ふ客、乾坤の一の腐儒なり) (「江漢」など、「腐儒」の利用例が散見される。

「苦熱庸材一腐儒」の句は道真が仁和元年(八八五)の夏に詠じた「夏日四絶」の一首目の結句である。「家児」すなわち菅家の子たちは彼が山林に逃れようとすることを許してくれなかつたため、彼は自分が炎暑に苦しむ凡庸な役立たずの儒者であると、自分のことを卑下している。言うまでもなく「庸材」も「腐儒」も道真が謙遜して言う表現である。「宣風坊下腐儒家」は道真が昌泰元年(八九八)に前進士山口谷風に贈った一首の起句である。「宣風坊」は京都の坊名であり、道真の家があるところである。ここに「腐儒」も前述した一例と同じく自分を謙遜して言う表現である。

それに対して、匡衡の詩文にも、

匡衡腐木之蚩、経歳適扇累葉於儒風。

(匡衡は腐木の蚩なれど、歳を経て 適累葉を儒風に扇弱ぐ。)

(四「七言歳暮於二

藤少侯書齋 守二庚申三同賦三明月照三積雪 各分一字 応レ教一首守少侯書齋』『江吏部集』)

以儒学為業、以風月為資。貧而樂道、未兼温官。

(儒学を以て業と爲し、風月を以て資と爲す。貧しくて道を楽しむれども、未だ温官を兼ねず。)(「請下特蒙ニ鴻慈 因ニ准先例」兼ニ任弁官左右衛門権佐大学頭等・申ニ佗官「替上状」『本朝文粹』卷六)

幸遇薰蕕分別日、腐儒独愧志難通。

(幸ひに薰蕕の分別の日に遇ふも、腐儒独り愧づ 志の通じ難きことを。)

(一一一)「秋夜守三庚申 同賦ニ蘭以レ香為レ貴」『江吏部集』などが見られる。「扇ニ累葉於儒風」とは、累代に儒風を扇ぐことすなわち儒者の家風を受け継いで、守り続けることを言う。「以ニ儒学ニ為レ業」とは、儒学を生業とすることであり、それにより、匡衡が儒学を立身の根本とする姿勢が窺えると言えよう。「腐儒独愧志難レ通」は「蘭以レ香為レ貴」を題とする句題詩の尾聯の下句である。尾聯は句題詩の構成では述懐の部分であり、匡衡は尾聯の二句で、自分が幸運にも優劣の区別がつく明君の御代にめぐりあっているが、名譽のない「腐儒」に過ぎず、志の実現できないことを恥じていると詠じた。ここにある「腐儒」も言うまでもなく匡衡が不遇な文人である自分を揶揄する表現である。

道真の詩文に見られる儒者としての身分の自覚や「腐儒」の表現で自分のことを揶揄することは匡衡の詩文にだけでなく、菅原文時や大江以言らの詩文にも見られる。それは道真の詩文の影響が平安中期の文壇に広く及ぼしたからだろう。その風潮の中で、江家の家業を背負っている匡衡はより一層道真の儒者意識に共鳴していただろう。

匡衡の詩文には「腐儒」の語例は一例しか見いだせないが、類似表現として「愚儒」「窮儒」「老儒」などの語もしばしば見える。これらの類似表現は道真の詩文にはないものの、匡衡の自分の儒者としてのあり様を謙遜して言う態度は道真の詩文と通じていると言えよう。匡衡が道真の詩文の影響を受けただけではなく、道真の処世の姿勢にも共感を覚え、詠作に投影したのではないかと考えられる。

(二) 文体と詩想の影響

匡衡は「述懐古調詩・百韻」(七八『江吏部集』)では、自分の仏教活動について、

運。心西方月、六斎学坐禪。(心を西方の月に運び、六斎 坐禪を学ぶ。)

提步南山雲、五度断腥羶。(歩を南山の雲に提め、五度 腥羶を断つ。)

口海浮般若、敬礼金剛拳。(口海に般若を浮かべ、金剛拳を敬礼す。)

心台持妙法、帰依大宝蓮。(心台に妙法を持ち、大宝蓮に帰依す。)

と詠じた。「西方」とは、浄土教が説いた西方極楽浄土のことであり、浄土教信仰を示唆している。「南山」は中国の南岳衡山のことであり、唐代の僧侶惠詳が撰した『法華経伝記』には陳の時代に僧侶慧思、国師大善が南岳で『法華経』を修法したことが記されたことから、ここでは「南山」は天台宗信仰を示唆している。「口海浮一般若」とは口に『般若経』を唱えることで、その隔句対「心台持三妙法」は心に『妙法蓮華経』(『法華経』)を念じることである。更に、具体的な修行としては、匡衡は月に六日ある「齋日」に坐禪を学ぶこと、月に五回なまぐさい食べ物を断つこと、仏像の金剛拳の印相に礼拝すること、仏像の大宝蓮華座に庇護を求めることなどを挙げている。

類似する表現方法は道真の「叙意一百韻」(『菅家後集』)にも見られる。道真は「叙意一百韻」で、

微微抛愛樂、漸漸謝葷臚。(微微に愛樂を抛ち、漸漸に葷臚を謝す。)

合掌皈依仏、廻心学習禪。(合掌して仏に皈依し、廻心して禪を学習す。)

厭離今罪網、恭敬古真筌。(厭離す 今の罪網、古の真筌を恭敬す。)

皎潔空觀月、開敷妙法蓮。(皎潔たり 空觀月、妙法の蓮を開敷す。)

と、大宰府に左遷された後の仏教活動を詠み込んでいる。彼はすこしずつ愛欲、樂欲を捨て、次第になまぐさい菜類や肉類を断ち、合掌して仏に帰依し、坐禪に専念するようになった。今の罪業を離れんがため、昔の真の仏道の悟りを求めている。それで天台宗の經典『妙法蓮華経』を繙いていた、とのことである。

坐禪、「葷臚」を絶つこと、『法華経』を誦持することなどはおそらく平安時代の典型的な修行方法であるため、二人とも詩文の中に詠み込んだだろう。一方で、現存する平安時代の漢詩文の中で、自らの人生や心境を詠む一百韻の古体詩は前述した道真と匡衡との二首のみ見られる。道真の「叙意一百韻」詩は大宰府に左遷された後の心境や自分の活動をめぐって展開させているのに対し、匡衡の「述懐古調詩一百韻」は彼の幼少時からの人生を回顧するものである。詩文のモチーフが異なっているものの、二人とも自分の仏教活動について詠述したのは偶然と言えるだろうか。ましてや、匡衡の仏教活動の詠述は時系列に人生の経緯を語る「述懐古調詩一百韻」の中で、匡衡が十五歳に大学寮に入学する前に置かれ、やや不都合に思われる。どうしても仏教活動を詠み込もうとする匡衡の詩想は道

真の「叙意百韻」の影響ではなからうか。

匡衡の「述懐古調詩百韻」が道真の「叙意百韻」を意識したことは、今浜通隆氏が指摘したように、形式的には二首の詩題の類似性、同じく平声「先」韻を踏んでいることとして百韻の規模からも分かる。前掲の仏教活動の詠述により、匡衡が道真の百韻詩の内容的な影響も受けたことを裏付けていると言えよう。

(三) 詩語の受容について

前述した「倒瀉」「寒声」の語と同様に、匡衡の詩文に見える道真の詩と同じ場面での詠作の詩語の受容が顕著である。例えば、酒を飲む場面を描いた詩としては、匡衡の「初冬感興（原注）」(二六『江吏部集』)が挙げられる。その頸聯は、

樽前不患身閑素 (樽の前に身の閑素たるを患はず)

酔後応誇面暫紅 (酔の後に応に面の暫く紅くなるを誇るべし)

とある。題下注により、この一首は「内府」すなわち内大臣藤原道兼邸の詩宴で作られた詩作であると考えられる。この二句の意は、酒樽を前にして、自分の身の質素なことを煩らわず、酔うと、ただ顔が赤くなったことを誇るべきである、とのことである。「樽前」「面暫紅」の詩語は中国の詩文に見えず、現存する平安朝の漢詩文においても、道真の一例しか認められない。それは道真の詩作「秋日陪（原注）源重相第、饒（原注）安鎮西・藤陸州、各分三字（原注）」(二五『菅家文章』卷五)の承句、結句、

秋情念念無他計 (秋情 念念として他の計無くんば)

只仰罇前面暫紅 (只だ仰ぐ 罇の前に面の暫く紅くなるを)

である。道真の一首は寛平三年(八九一)の秋に、「源重相」こと源能有の邸宅で催された大宰府に赴任する安倍氏、陸奥守として赴任する藤原氏の饗別の詩宴で詠まれた絶句である。承句、結句の意は、秋に湧きあがった離別の情は胸一杯で、仕方がなくただ酒樽の前で赤くなった二人の顔を仰ぐばかりだ、とのことである。「樽前」「面暫紅」の語は、匡衡の一首では詩宴にいた自分のことを描いているが、道真の一首では、遠くに行く二人の描写として用いられている。しかし、酒を前にして、愁いをしばらく忘れ、顔が赤くなったことだけに注目する発想から考えれば、匡衡が道真の詩文を踏襲したことは確実であると言えよう。

おわりに

以上、『江吏部集』所収の詩文の中に窺える匡衡の道真への尊崇と道真の詩文の受容について検討してきた。道真を「天神」として信仰する風潮は一条朝において盛んとなり、匡衡も巻き込まれ、強く影響されていたに違いない。匡衡の道真関係の詩文は多く見られぬいが、いずれも道真の「天神」としての性質を詠み込んでいたと言えよう。

また、匡衡は道真を「文道の祖」と目し、道真の詩語や詩想を自分の詩文の中に転用するなど、道真の詩文の影響を大いに受けたと考えられる。道真の詩文に注目していたのは、彼の先人への畏怖の念によるものであると言えよう。

¹ テキストは『新校群書類従』巻一三二所収の『江吏部集』を底本とし、常用字体に改めた。詩番号は筆者が付けた通し番号である。詩の解釈については、本論文第二部第一章を参照。

² 北野廟（北野神社）の成立については、「北野天満自在天神宮創建山城国葛野郡上林郷縁起」「天満宮託宣記」「菅家御伝記」「日歳夢記」などの資料が伝存している。また、西田長男氏、「北野神社の創建」(一)(二)(『國學院雑誌』第六十二巻、第十一・十二号、國學院大學総合企画部、一九六二年)、真壁俊信氏『天神信仰史の研究』(日本古典籍註釈研究会、一九九四)、『天神信仰と先哲』(太宰府天満宮文化研究所、二〇〇五年)、谷口孝介氏「菅原道真の復権と北野天満宮」(『菅原道真の詩と学問』第四節)稿書房、二〇〇六年二月)などの論述がある。それによると、北野廟（北野神社）は北野の祭祀の地である在来の性質をもとに、実権を握っている藤原一族は怨霊思想によって、道真を守護神として祀るために営んだものである。

³ 後藤昭雄氏「北野作文考」(『語文』大阪大学国語国文学会編、一九九一年五月)、後藤昭雄『大江匡衡』(吉川弘文館、二〇〇六年三月)を参照。

⁴ 北山田正氏「菅原道真と九月尽日の宴」(『菅原道真論集』勉誠出版、二〇〇三年)を参照。

⁵ 菅原道真の詩作番号や注釈は川口久雄校注『菅家文章 菅家後集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年)を参照した。

⁶ 『江談抄』は正暦四年(九九三)の御託宣と記載しているが、『扶桑略記』には正暦三年十二月四日のこととし、安楽寺の僧に示した託宣と記している。

⁷ 『本朝文粹』巻十にも載っている。
⁸ 後藤昭雄校注『江談抄 中外抄 富家語』(新日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年)を参照。

⁹ 笠井昌昭氏「北野天神縁起説話の成立過程」(『同志社大学人文科学研究所紀要』一九六四年二月)を参照。

¹⁰ 柳田国男氏「雷神信仰の変遷」(『妹の力』創元社、一九四六年四月)を参照。

¹¹ 後の時代に編纂された「北野天神縁起」「建久本」(一一九〇〜九八八年成立か)「承久本」(一一一九〜一二二一年成立か)『群書類従』巻第十九所収)にも見える。「建久本」は巻首脱落し、残存部分のはじまりには、「帝図を輔導し、或は天上に日月として国土を照らし給へり。あはれ目出かりける権者の化現かな。…これを菅贈大相国とは申めりと日記には待なる」とある。「承久本」にも、「或天下に塩梅として、帝図を輔導し、或は天上に日月として国土を照臨す。本地を尋めれば観音の垂跡也。慈悲の弘誓浅からず。外現を思えば、人臣の太祖なり。風月の文章たくみなりき」とある。二種類の「北野天神縁起」に

見える「或天下に塩梅として、帝図を輔導し、或は天上に日月として国土を照臨す」の句は明らかに匡衡の文章による。これによって、匡衡の賛辞は後代に受け継がれたと言えよう。

¹² 「枕高」は枕の高いことの意味であり、道家の養生法に見える表現である。『雲笈七籤』に採録した『王子喬導引法』には、「病在喉中胸中者、枕高七寸、病在心下者、枕高四寸、病在膈下者、去枕」と記されている。「唾遠」は遠く唾を吐く意である。『本草綱目』人部には「人能終日不唾、則精氣長留、顔色不槁。若久唾、則損精氣、成肺病、皮膚枯涸。故曰遠唾不如近唾、近唾不如不唾」と記されている。

¹³ 底本とする『新校群書類従』では「挿」としてはいるが、文脈によって、松平文庫本などに従って、「錫」とする。

¹⁴ 大江以言の「以言以儒林枯株之身、接詞苑清華之召」（七言春秋陪左相府宇治別業即事）『本朝文粹』巻九）、菅原文時の「文時腐儒薄徳、謬列鄒枚」（秋日聴第八皇子始読御注孝経応製）『本朝文粹』巻九）などが見られる。

¹⁵ 『江吏部集』五十二番詩「冬日於三州廟賦詩」の中に、「明時侍読一愚儒、再得尾州竹使符」とある。『本朝文粹』巻七所収の「返三納藤原相行成卿政要一状」には「窮儒大江匡衡」と署名している。また『江吏部集』六十番詩の詩題に、「老儒不堪傾感、聊述所懷」とあり、七十番詩に「賢相人投金玉韻、老儒不耐荷恩類」とある。

¹⁶ 『新校群書類従』のテキストには「蓮」とあるが、校異として「齋」となっている。文意によって、校異の「蓮」に従う。次の句にある、「齋」も底本では「齋」となっているが、文意によって改める。

¹⁷ 今浜通隆「大江匡衡『述懐古調詩』の執筆時期とその意図について（上）」（『武蔵野日本文学』第四号、一九九五年）木戸裕子「大江匡衡『述懐古調詩一百韻』の構成と主題・白居易『与元九書』との関連」（『白居易研究年報』（二〇）勉誠出版、二〇一五年三月）、を参照。

第三章 大江匡衡と大江以言の詩文について

—『江吏部集』諸本所載の逸話から考える—

はじめに

『江吏部集』の諸本の中では、新校群書類従本をはじめ、一部のテキストの本文の前に興味深い逸話が書かれている。その内容は、

匡衡以言皆博洽之士、而一時称名。以言嘗得江家詩稿、有秋日即事、曰、遠寺鐘声渡水来。以言以為佳句、窃取以補之、曰、寒溪樹色經霜變。後見江氏句曰、孤舟棹影穿煙去。古人以以言為優事、見清輔袋草子。未知何是。

（匡衡 以言 皆博洽の士にして、一時に名を称せらる。以言嘗て江家の詩稿を得て、秋日即事有りて、曰く、遠寺の鐘声 水を渡りて来ると。以言以て佳句と為し、竊かに取りて以て之を補ひて、曰く、寒溪の樹色 霜を經て變ずと。後に江氏の句を見て曰く、孤舟の棹影 煙を穿ちて去ると。古人 以言を以て優と為す事、清輔の袋草子に見る。未だ何れか是なるを知らず。）

とある。この逸話は匡衡とその従弟である以言（九五五〜一〇一〇）の詩についての評論いわゆる「詩話」である。詩話の内容を概述すると、匡衡と以言はともに博学で名を知られている。以言は匡衡の「秋日即事」と題する詠作の中の一句を見て、佳句と思い、自ら上句を継いだ。当時の人は以言が継いだ詩句が匡衡の一句よりも優れていると評価した、とのことである。

大江家の家系図で分かるように、匡衡と以言の二人は同じく大江家の血筋を引き、曾祖父に大江千古（八六六〜九二四）を有するところである。匡衡は大江千古の三男維時の孫であり、以言は大江千古の長男維明の孫である。前掲の詩話の冒頭に「匡衡以言皆博洽之士」とあるように、二人とも博学のことで高く評価されていた。大江家の同世代の子孫と比べても二人はとりわけ抜きん出ている。『二中歴』によると、二人の詩文集が後中書王（具平親王）、儀同三司（藤原伊周）、紀齊名と並んで「五家集」と目され、一条朝（九八七〜一〇一〇）の文人として高く評価されていたのである。ただ、匡衡は大江家の家業を受け継いでいたが、以言の一族は父親仲宣から「弓削」の姓を名乗っていたのである。改姓の

原因は不明であるが、長保五年（一〇〇三）に一族はまた大江の姓に復したのである。

前述の詩話では、以言が偶然に見た匡衡の詩句を佳句と思い、自ら対句を詠みあげたが、逆により高く評価されていた。ところが、詩話の最後に「未知何是」とあることより、『江吏部集』の抄出者も疑いながら書き付けたことが分かる。一体、大江家の家業を背負っている匡衡と改姓経験のあった以言はどのような間柄にあるのか、二人の詩文はどのように評価されたのか。本稿では、匡衡と以言の詩文や二人の詩文をめぐる記事にもとづいて、二人の間柄を確認した上で、二人の詩文の特徴ひいては一条朝文壇の風潮を考察したい。

一 『袋草紙』所載の逸話について

（1）逸話の真偽について

『江吏部集』の本文の前の詩話の最後に、「見清輔袋草子」とあるため、この話は藤原清輔（一一〇四～一一七七）の『袋草紙』（『袋草子』）に依拠するものであることが分かる。『袋草紙』所載であることから、その話は平安末期までにすでに流布されていたと考えられる。が、『袋草紙』以外には、類似する話が見られない。『袋草紙』には、

某所御屏風詩ヲ、匡衡以言奉レ之。而匡衡定有秀句一事ヲ以言深不審ス。稱生侍テ
会ニ匡衡家女房一窃語云、近日殿ノ所為何事哉。女房云、常ニ物ヲ案、被レ書ニ付之ニ外
無ニ他事ニ云々。以言云、件草若被ニ破棄ルアラバ、取テ可レ給。後日、女房草案ノ破
棄ヲ與レ之。以言説レ之見ニ、纔有ニ一句、晩寺鐘声渡レ水来。以言作ニ上句ニ云々。
寒溪樹色経レ霜変、以レ之入ニ彼屏風詩中一。又匡衡上句云、孤舟棹影穿レ煙去云々。同
為ニ件屏風詩。世以存ニ作合之由、以言上句作勝由云々。

（某の所の御屏風の詩を、匡衡 以言 之を奉る。而して匡衡定めて秀句有る事を以言深く不審す。生侍と称して匡衡家の女房に会ひて窃かに語りて云く、近日 殿の所為は何事ぞと。女房云く、常に物を案じ、之を書き付けらるるの外は他事無しと云々。以言云く、件の草若し破り棄てらるるあらば、取りて給ふべしと。後日、女房 草案の破り棄てたるを之に與ふ。以言 之を読み見るに、纔かに一句有り、晩寺の鐘声 水を渡りて来ると。以言 上の句を作ると云々。寒溪の樹色 霜を経て変ずと。之を以て彼の屏風の詩の中に入る。又た匡衡の上の句に云く、孤舟の棹

影 煙を穿ちて去ると云々。同じく件の屏風の詩と為すなり。世以て作り合わせるの由を存じ、以言の上の句の勝れりと作す由と云々。）

と記され、前述した『江吏部集』所載の詩話より詳しく述べている。『袋草紙』によると、匡衡は以言とともに某所の屏風絵に詩を賦して奉った。以言は匡衡がきつと秀句を作ったと、気になっていたため、身分の低い侍を装って、ひそかに匡衡家の女房に事情を尋ね、匡衡が捨てた草稿を求めていた。以言は匡衡家の女房が拾ってきたわずかな一句を得て、上の句を継いで、匡衡の上句より高く評価された、とのことである。『袋草紙』の記述は、以言が匡衡へ強いライバル意識を持っていたことや匡衡の詩文を高く評価したことを明らかにした。

しかし、『袋草紙』には、この逸話の直後に匡衡の曾孫匡房による『和漢朗詠集』の註積すなわち「朗詠江註」を引用して類似する都良香の記事が記載されている。

朗詠集江註云、三壺雲浮、七万里之程分浪。註云、都良香神仙冊也。良香私通^二彼家女。善繩作云々、破却。窃取^二件破却紙、開読所^二作設^一云々。予案^レ之、以言事此物語ノ転々歟。

（朗詠集の江註に云く、三壺に雲浮かべり、七万里の程 浪を分かつ。註に云く、都良香の神仙の冊なり。良香私かに彼の家の人に通へり。善繩の作と云々、破却す。窃かに件の破却せる紙を取り、開き読みて作り設けたる所なりと云々。予 之を案ずるに、以言の事 此の物語の転々か。）

これによると、都良香が「神仙の冊」を作った時、春澄善繩の女房に通い、ひそかに春澄善繩が捨てた草稿を求めたのである。その逸話を踏まえて、藤原清輔は、「予案^レ之、以言事此物語ノ転々歟」と書き記し、前述した匡衡と以言の話は都良香の話から変転してきたものだろうと疑っていたのである。つまり、『江吏部集』所載の詩話と『袋草紙』所収の逸話に記された以言が匡衡の詩句を評価し、その原稿を求めたことがないと考えられる。実のところ、匡衡と以言との詩文への相互評価はどのようなものだろうか。それについて検討して見たい。

(2) 匡衡と以言との詩文への相互評価

匡衡の曾孫匡房が口述し、藤原実兼が記録した『江談抄』（一一〇四〜一一〇八年成立）に匡衡と以言が互いの詩文を評した記事が収録されている。『江談抄』は藤原実兼と匡房

との問答を筆録したものであるため、その信憑性が高いと言えよう。

①外物独醒松澗色、余波合力錦江声。 山水唯紅葉 以言 (四一五一)

故橋工部孝親被語云、少年向江博士宅。匡衡博士云、此句冠筥書之日、以言詩謂日
新。

(外物独り醒む 松澗の色、余波 力を合す 錦江の声。 山水唯だ紅葉 以言
故橋工部孝親語られて云く、少年 江博士の宅に向かふ。匡衡博士云く、此の句
を冠筥に之を書して曰く、以言の詩 日に新たになると謂ふと。)

②匡衡常談云、以言序、破題句無秀句云々。此事誠以然焉。匡衡序者破題多秀句。(六
一三七)

(匡衡常に談じて云く、以言の序、破題句に秀句無しと云々。此の事誠に以て然る
なり。匡衡の序は破題に秀句多し。)

③匡衡天台返牒終句、願促膝於童華三會之曉句、為憲云、不可有此句者。以言謂之、
為憲能知文章者歟。(六一四四)

(匡衡の天台返牒の終句、願はくは膝を童華三會の曉に促せまげんことをの句、為憲
云く、此の句有るべからざる者なりと。以言 之を謂はく、為憲能く文章を知る
者かと。)

④以言問匡衡云、尊下願文中、秀句何句哉。匡衡則詠古劍在窓、撫秋水而拭淚之句。
以言再三以詠、不陳感否云々。(六一四八)

(以言 匡衡に問ひて云く、尊下の願文の中、秀句 何れの句なるやと。匡衡則ち
古劍窓に在り、秋水を撫でて涙を拭ふの句を詠す。以言 再三以て詠じ、感ずる
やいなやを陳べずと云々。)

①②は匡衡の以言の詩文への論評である。①では、以言の「山水唯紅葉」と題する句題詩
の句「外物独醒松澗色、余波合力錦江声」について、匡衡はその句を冠むりの箱に書き、
以言の詩を「日新」と評価したのである。「山水唯紅葉」の句題の意は山や水には見渡す限
りに紅葉があることである。それを題とする以言の詩作は散佚しているが、前掲の二句は
藤原公任(九六六〇四一)が撰した後世に多大な影響を及ぼした『和漢朗詠集』(一〇
一八年頃成立)の「紅葉」の部にも収録されていることより、秀句として認められていた
と言えよう。二句はそれぞれ句題にある「山」にある「紅葉」と「水」にある「紅葉」を

詠じ、句題を敷衍している。上句の「外物」とは紅葉以外のものである。「独醒」は屈原の「漁父辞」の「衆人皆酔、我独醒」（衆人皆酔ひて、我独り醒む）の句による表現である。上句は、衆人がみな酔っていて、我だけが醒めたように、山の衆木は皆赤くなつたが、松樹だけがまだ緑色をしている、との意である。下句の「余波」とは紅葉を吹き下ろす風のなごりの波である。「合レ力」とは、紅葉が落ちる音と波の寄せる音が混じっていることである。下句は、紅葉が落ちる音と波の寄せる音と合わせ、錦の産地である中国の成都の錦江に錦を洗う声のようである、との意である。以言の句は屈原の「漁父辞」の発想を取り入れ、表現面では「独醒」と「合レ力」、「色」と「声」などが対偶をなし、巧緻な技巧を凝らした一句であると言えよう。これによって、匡衡は以言の詩を「日新」と評価したのである。「日新」は日々進歩している意味である。類似する用例は、

太子天性明悟、雅愛博古。時議者、歎其洪学、未幾文藻日新。

（太子 天性明悟たり、雅より博古を愛む。時の議者、其の洪学を歎じ、未だ幾くもなく文藻 日に新たなり。）
〔淡海朝大友皇子伝記〕『懐風藻』

相公両子、年皆成童。風度清格、文藻日新。

（相公の両子、年皆成童なり。風度に清格あり、文藻 日に新たなり。）

（橘広相「賦ニ冬日可愛」『本朝文粹』巻八）

匡衡初以毛詩侍読、自喜御製之日新。

（匡衡初め毛詩を以て読に侍し、自ら御製の日に新たなるを喜ぶ。）

（大江匡衡「七言三月三日同賦花貌年年同」応製詩一首」『江吏部集』）

などにも見られる。三例では、「日新」の語は「文藻」「御製」の語に掛かり、それぞれ大友皇子、「相公」こと右大臣藤原良相の二人の子の文才、天皇の御作が日々進歩していると賞賛している。これと同様に、匡衡が①で言った「日新」も以言の詩文を褒めたたえていたものであると言えよう。

一方で、②では、匡衡は以言の詩序の「破題句」に秀句がないと言い、以言の詩文の弱点を指摘した。それについて、匡房は「此事誠以然焉」（此の事誠に以て然るなり）と述べ、匡衡の批評に賛同の意を表した。

③と④は以言の匡衡の詩文への態度を窺わせるものである。③では、為憲は匡衡の「牒下大宋国杭州奉先寺伝天台智者教講経論和尚上」（『本朝文粹』巻十二）にある「願促

膝於童華三會之曉」の句はあり得ないと評した。それに対して、以言は「為憲は能く文章を知る者か」と疑問を呈し、その論評を否定した。以言は匡衡の一句について評価を下していなかったが、その疑問により、否定していなかったことが分かる。④では、以言は匡衡に自ら思う秀句を薦めてもらい、その句を聞いて何度も吟詠したが、感動するかしないかについて一言も言わなかったのである。おそらく以言はそれを秀句と思っていないかっただのではないかと考えられる。匡衡が薦めた秀句「古劍在_レ窓、撫_三秋水_二而拭_レ涙」は『本朝文粹』卷十四所収の「為_三右近中将源宣方四十九日_一願文」によるものである。匡衡は源宣方の妻の立場に立ち、窓に掛けられた源宣方の形見である「古劍」を見て、秋の澄みきった水のような研ぎ澄まされた剣を撫でて涙を拭ったと詠出した。「古劍」の異名「秋水」を入れ替えるだけで、巧みな句であると言えないだろう。この二句は『和漢朗詠集』などほかの文集にも見られないことから、評価されていなかったと言えよう。③と④の記事により、以言は匡衡の詩文に対して曖昧な態度を取り、はっきり評価しなかったことが分かる。それは①と②の記事に見える匡衡が以言の詩文を明白に論評したこととだいぶ異なっている。これにより、前掲の『袋草紙』所引の詩話に記された以言が匡衡の詩文を評価し、ひそかにその原稿を求めようとしたことの可能性も低いと言えるだろう。

(3) 「秋日岸院即事」について

冒頭の詩話に挙げた匡衡の詩文にひるがえって見たい。以言の詠作は伝存していないが、匡衡の二句は「秋日岸院即事」(四二『江吏部集』)に収められている。

遠尋古院被秋催 (遠く古院を尋ねれば秋に催さる)

岸上排松牕戸開 (岸上に松並びて牕戸開く)

灑砌浪紅鋪落葉 (砌に灑ぐ浪 紅にして落葉を鋪く)

遶階風綠掃寒苔 (階を遶る風 緑にして寒苔を掃ふ)

孤舟棹影穿煙去 (孤舟の棹影 煙を穿ちて去る)

晚寺鐘声渡水来 (晚寺の鐘声 水を渡りて来る)

此地卜鄰非俗境 (此地の地 鄰を下して俗境に非ず)

龜山便是小蓬萊 (龜山便ち是れ小蓬萊なり)

冒頭の逸話に「遠寺」とあるが、『江吏部集』の詩文には「晚寺」となっている。この一首の製作事情が不明であるが、詩題や詩の中の「晚寺」「龜山」などの表現により、秋の

亀山の川沿いにあるお寺を訪ねて詠じたものであることが分かる。首聯の二句には、詩題の「秋」「岸」「院」の表現が詠み込まれ、詩題を展開させている。頷聯の二句は「砌」「階」にある「落葉」「寒苔」を取り上げ、秋の古寺の景色を描出した。頸聯の二句は詩題にある「岸」「院」の語を敷衍するものであると考えられる。「岸」の語により、水辺で見かけられる広々とした水面にたった一隻の舟が霧の中に去っていく景色を、「院」の語により、清らかな鐘の音が遠くまで響いていることを想起させただろう。尾聯では、古寺の立地場所 亀山は俗境ではなく、「蓬莱」のような仙境であると絶賛している。

古人が以言の詩作を優としたと理由は何だろう。平仄で言えば、以言の上句は匡衡の句と同じく、「平平仄仄平平仄」である。表現上から見れば、匡衡の二句では、上句の「棹影」と下句の「鐘声」と対となっているが、以言の句では、上句で「樹色」となっている。平安人が愛好し、追求していた対句的な構成から見れば、「色」と「声」の対偶が好まれただろう。内容から見れば、匡衡の上句は霧がたちこめる川を連想し、川に浮かんでいる船が次第に姿を消していたことを詠んでいるが、必ずしも秋景ではなく、送別の詩作にも見られそうな句である。一方で、以言の句は「経霜」の語によって、樹木の葉が霜によって色づく秋の風景を描出し、秋の亀山の実景であると言えよう。こうして見れば、前掲の詩話で古人が以言の詩句を優としたのは、以言の詩句は優れた対句表現で秋の寺の風景を見事に描出したからだろうと考えられる。

以上、『江吏部集』諸本の冒頭所掲の匡衡と以言をめぐる詩話の真偽について検討してきた。藤原清輔による都良香の話の提示と『江談抄』に記された匡衡と以言との記事により、冒頭の詩話に記された以言が匡衡の詩文を高く評価し、積極的に求めようとした話作り話であると推定できる。この作り話が『江吏部集』に載せられた経緯は不明であるが、匡衡と以言の間柄、詩文評価などについて考えさせる手がかりとして見過ごせない話ではないかと考えられる。

二 匡衡と以言の間柄について

前述したように、匡衡と以言とは、同じく曾祖父に大江千古を有する関係にあるが、以言一族は「弓削」と改姓したこともある。匡衡自身も文章の中で以言のことを「弓削以言」と称していた。それは本論文第三部第一章で論じた、匡衡が息子能公のために学問料の支

給を申請した文章「請下被_レ給_ニ穀倉院學問料_一、令_レ繼_ニ六代業男蔭孫無位能公_一狀_一」(『本朝文粹』卷六)である。この文章は以言が大江の姓に復した長保五年(一〇〇三)の前年に書かれたものである。匡衡は「累代者」が任官に有利であることを述べるために、

大江定基、以五代當仁、其時有田口齊名、弓削以言者、雖工文不競。夫然則累代者見重、起家者見輕明矣。

(大江定基、五代を以て仁に當る。其の時田口齊名、弓削以言なる者有りて、文に工みなりと雖も競はず。夫れ然れば則ち累代の者は重んぜられ、家を起す者は輕んぜらるること明らかなり。)

と書き記した。大江定基(生年不詳、一〇三四)は大江家の始祖大江音人(八一、一〇八七)から五代目であり、匡衡と同じ祖父維時を有する従弟關係にある。彼は、田口齊名(紀齊名とも。九五八、九九九)、弓削以言(九五五、一〇一〇)など文章に長けた文人を抜いて、早く任官されたのである。ここで匡衡は以言を「累代者」である江家のものでなく、任官に不利な「起家者」と目している。「起家者」とは拔擢されて出世するものであり、官職を世襲する「累代者」と區別されていたのである。以言が長保五年(一〇〇三)に大江に復姓した後の匡衡の文章には、以言のことに言及するものがないが、以言を「起家者」とする見方は後世の文人にも受け継がれている。大江朝綱(匡衡の祖父維時の従兄)の五代孫通国(匡衡の孫にあたる)の方略試(対策)を請う奏状「請下准_ニ抛旧例_一、被_レ下_ニ宣旨_一、以_ニ正六位上行因幡大掾大江朝臣通国_一、令_レ奉_ニ方略試狀_一」(『朝野群載』卷十三)には、

謹考故実、起家献策之輩、多是歷方略試_一：天慶橋直幹、高階成忠卿。永延田口齊名、弓削以言。長徳慶滋為政_一：等是也。

(謹しみて故実を考ふるに、起家 策を献ずる輩、多く是れ方略試を歴す_一：天慶橋直幹、高階成忠卿。永延田口齊名、弓削以言。長徳慶滋為政_一：等是れなり。)

との記述が見られる。その中で、官吏登用試験の「方略試」(対策)を受けた「起家者」として、天慶年間(九三八、九四七)に受けた橋直幹(生没年不詳)、高階成忠(九二三、九八八)、永延年間(九八七、九九九)に受けた齊名、以言、長徳年間(九九五、九九九)に受けた慶滋為政(生没年不詳)の例を挙げた。ここでは、通国も匡衡のように以言を「起家者」の「弓削以言」と視している。おそらく、彼は匡衡の文章の影響を受けたのだろう。

匡衡と以言は生まれた時点で違う家系に属していたが、二人は前後に生まれ、文人士者を目指して同じく漢文教育を受けていた。匡衡は自伝というべき「述懐古調詩一百韻」（七八『江吏部集』）で、十五歳に大学寮に入り、二十八歳に対策試を受け、三十一歳に任官されたと記している。以言の生い立ちは不明であるが、おそらく匡衡と同じく十五歳に大学寮に入ったと推測される。前述した通国の奏状により、以言は永延年間に三十三、四歳で対策試をうけたと推測される。四十四歳に対策に及第した菅原文時（八九九〜九八一）と比べると、以言の対策試を受けた年齢はそれほど遅くはないが、匡衡の二十八歳より遅れている。それは前述した「起家者」の運命に帰すことができると言えよう。一方で、二人の最高官職については、匡衡は文章博士、式部大輔であり、以言は文章博士、式部権大輔であった。これによって、二人とも文人職をやり抜いたと言えよう。

平安中期の文人達の生き方については、後藤昭雄氏は「文章は「経国」のために何の意義をも持たなくなった故に、典雅な文章を草して権貴の要求に応えることにこそ、彼らの存在理由の最もなるものがあることを見出していた」と指摘した。匡衡と以言はまさしくそのような環境に身を置き、天皇や公卿貴族が主催し詩宴に参列して詩文を作り、公卿貴族の求めによって代作の文章を作っていた。また、匡衡と以言の二人が文人として同じ詩宴に参列していたことを明記した史料記録も散見される。『御堂関白記』長保元年（九九九）五月七日の条には、

題水樹多佳趣、奇名朝臣所出也。韻深字以言朝臣。序匡衡朝臣。

（題は水樹 佳趣多し、奇名朝臣の出す所なり。韻は深の字 以言朝臣。序は匡衡朝臣。）

とあり、寛弘四年（一〇〇七）三月四日の条に、

文成、就流辺清書、立流下、立廻草整、講詩：序匡衡朝臣、講師以言。

（文成り、流れの辺に就きて清書し、流れの下に立ち、草整を立て廻らし、詩を講ず…序は匡衡朝臣、講師は以言。）

などが見られる。詩宴では、匡衡と以言は韻字を決めたり、詩序を作る序者、詩文を講じる講師などを務めたりしていたのである。前掲の詩宴は、いずれも匡衡が序者を務めて、序文を作成したものである。現在、以言の詩文集『以言集』は伝存していないが、彼の一部の作品は『本朝文粹』や『本朝麗藻』に採録されている。それらの詩文を『江吏部集』

所収の匡衡の詠作と対照してみると、同題で詠まれたものは以下の三首である。

「冬夜宿_二法音寺_一各言_レ志」(匡衡の詩題は「法音寺言_レ志」となっている。)

「冬日陪_二於飛香舍_一聽_三第一皇子始誦_二御注孝經_一応_レ教詩」

「七言早夏陪_レ宴同賦_二所_レ貴是賢才_一、各分_二二字_一。応_レ製詩一首」

また、『江談抄』巻四には、二人が意気投合して交流していた記事も散見される。その例としては、次のような話が挙げられる。

①雲衣范叔羈中贈、風櫓瀟湘浪上舟。

瀟湘是秋人。同人作。

(四一九)

古人云：又云、作秋雁数行書之時、以言匡衡共詠此句云々。

(雲衣は范叔の羈中の贈、風櫓は瀟湘の浪の上の舟。

瀟湘は秋人。同人作。

古人云く：又た云く、秋雁数行の書を作る時、以言 匡衡共に此の句を詠じたりと云々。)

②春娃眠足鴛衾重、老将腰疲鳳劍垂。 以言(四一四八)

此詩題、弱柳不勝鴛云々。匡衡朝臣聞此題謂以言云、作上句七字。下七字可継云々。

以言次其末。二人共感歎、各終一篇。故件句共在二人集。

(春娃 眠り足りて鴛衾重し、老将 腰疲れて鳳劍垂る。 以言

此の詩題、弱柳 鶯に勝_たへずと云々。匡衡朝臣 此の題を聞きて以言に謂ひて云く、上の句の七字を作らん。下の七字を継ぐべしと云々。以言 其の末を次ぐ。二人共に感歎し、各おの一篇を終ふ。故に件の句共に二人の集に在り。)

①に挙げた詩句は後中書王こと具平親王(九六四〜一〇〇九)の「賓鴻是故人」を題とする詩作の二句である。詩題に「賓鴻」「故人」とあることから、この一首は帰ってきた雁を詠んだものであることが分かる。その注には、以言と匡衡が「秋雁数行書」を題として詠じた時、二人とも①に挙げた後中書王の対句を先例の佳句として吟誦したことが記されていた。①「秋雁数行書」は寛弘四年(一〇〇七)九月十七日、左大臣藤原道長邸で行われた詩宴の句題である。②匡衡と以言はともにその詩宴に参列し、「秋雁数行書」を句題として詩作を詠じたと考えられる。現在、匡衡の「秋雁数行書」詩は『江吏部集』に二首収録されているが、以言の詩文は散佚している。彼ら二人がともに後中書王の句を思い出して吟誦したことにより、二人が共通する知識や趣向を持っていたと言えるだろう。

②に挙げた二句は「弱柳不_レ勝_レ鴛」を詩題とする以言の句とされている。しかし、その

注記によると、それは匡衡が上句七字を、以言が下句七字を詠み綴った聯句である。注記には二人が感極まり、各自に詩作一首を詠み上げ、それぞれの詩文集に収めたことが記されているが、現存する二人の詩文には見られない。詩題はなよよとした柳は鶯に堪えないさまを言っている。匡衡と以言は詩題にある「鶯」の縁語で、鳥類「鶯」「鳳」の字を持つ「鶯翁」「鳳劍」に託して、春の美女「春娃」が「鶯翁」の重さに堪えないことと老いた將軍「老将」の腰が「鳳劍」に堪えないことを詠じ、詩題を展開させた。上下二句は天衣無縫に展開されていたと言えよう。この二句が二人の聯句であることを信ずれば、それは二人が意気投合している証であると言えよう。

なお、本論文第二部第一章で論じたように、匡衡の詩文には、以言の詠作の後に作成され、以言の詩語の影響を受けたものが見られる。匡衡の詠作「九月尽日同賦_レ送_二秋筆硯中_一・応_レ製_一首」（二五『江吏部集』）の序文にある句、

不_レ欲登山、只_レ案_二轡策_一于_二文峯_一之_二雲_一。不_レ要臨水、只_レ任_二舟楫_一於_二詞江_一之_二浪_一。

（山に登らんと欲せず、只だ轡策を文峯の雲に案ふ。水に臨むを要めず、只だ舟楫を詞江の浪に任す。）

は以言の「秋未_レ出_二詩境_一」（『和漢朗詠集』）と題する一首の二句、

文峯案_二轡_一白駒景、詞海_レ艦_二舟_一紅葉声。

（文峯に轡を案ふ。白駒の景、詞海に舟を艦ふ。紅葉の声。）

を襲用したと考えられる。匡衡の語句は長保元年（九九九）の九月三十日の詩宴で作られたものであり、以言の一首は彼が文章生試験を受けた時の詠作である¹³。二人の作は異なる場での詠作であるが、匡衡はかつての交流を通じて、その表現を覚えていただろう。

こうして、匡衡と以言は同じ場で詠作を作ったり、詩文について交流を重ねていた間柄であったことが確かであると言えよう。冒頭の詩話が匡衡と以言を話の主人公にしたのも二人のこのような間柄にあるからだろう。

三 匡衡と以言の詩文の特徴及びその評価

匡衡と以言は一条朝の文壇で活躍していたため、二人の詩文は一条朝の文壇の風潮の影響を受け、共通性が認められる。形式的な共通点と言えば、七言律詩の句題詩や句題詩序が多いことである。本論文第三部第一章で論述したように、『江吏部集』に伝存する百三十

三首の詩作の中で、半分近くは五言句題を題とする句題詩である。『本朝麗藻』所収の以言の二十首の詩文の中でも、五言句題を詩題とする句題詩は十四首あり、半分以上を占めている。したがって、二人の詠作には、句題詩と句題詩序の決まった様式に沿う共通する内容や表現が認められる。句題詩は構成から見れば、首聯では詩題の文字を詠み込み、詩題を展開させ、頷聯、頸聯では比喻や故事を用いて詩題を敷衍し、尾聯では述懐する体である。平安中期では、詩題により、首聯、頷聯、頸聯の内容は違うが、尾聯の内容の類型化は顕著であった。例えば、以言は「七言早夏陪_レ宴同賦_三所_レ貴是賢才、各分_二一字。応_レ製詩一首」の尾聯で、

庸材幸接仙材末、但喜孜孜道正弘。

（庸材幸ひに仙材の末に接し、但だ喜ぶ 孜孜たる道 正に弘くなるべきことを。）

と詠じ、凡庸な「庸材」である自分は幸いに仙人のような諸詩人の末席に列し、ひたすら道の広まりつつある御代を喜ぶ意を表している。自分が詩宴に出ることを光榮とし、詩宴の主催者を賛美したりする詠じ方は『江吏部集』所収の匡衡の詩文にも見られる。

多歳幸陪池上飲、浮沈恩沢送光陰。

（多歳 幸ひに池上の飲に陪り、恩沢に浮沈して光陰を送る。）

（三七）七言夏夜陪_二左相府池亭_一 守_二庚申_一 同賦_三池清知_二雨晴_一 応_レ教_二首_以以_以開_二深_以深_以（

幸侍_二飲筵_一榮耀足、恐帰蓬華恋蓬萊。

（幸ひに飲筵に侍して榮耀足り、恐るらくは蓬華に帰らば蓬萊を恋ふることを。）

（一二四）九日侍宴同賦_三菊是為_二仙草_一 応_レ製_二首_以以_以開_二深_以深_以（

などがその例である。「多歳幸陪_二池上飲_一」の句は、匡衡が「左相府」すなわち左大臣藤原道長邸で行われた詩宴で、「池清知_二雨晴_一」を句題として作った詩作の尾聯の上句であり、長年、道長邸で行われた詩宴に列席したことを光榮と見なしている。「幸侍_二飲筵_一・榮耀足」の句は匡衡が九月九日の公宴に参列して、「菊是為_二仙草_一」を題として作った詩作の尾聯の上句であり、天皇主催の詩宴に参列することを光榮とし、榮耀に満足していると詠出した。

更に、『江吏部集』の四十一番詩「七言夏日陪_二左相府書閣_一」同賦_三水樹多_二佳趣_一 応_レ教_二首_以以_以開_二深_以深_以」の詩序の最後にも、

幸接衆賓之末、強記山水之遊。

(幸ひに衆賓の末に接し、強ひて山水の遊を記す。)

とある。この詩序は「左相府」すなわち道長邸で行われた詩宴で、「水樹多佳趣」を題として作られたものである。匡衡は前述した以言の尾聯と同じく、諸賓客の末席に接すことを光榮とし、謙遜している。これは詩学書『作文大体』に明示されている、

次自謙句。先置我名二字、置如予者、但随所書之。次我可云不足其器也；是尚述懷之句中。

(次に自謙句。先ず我名の二字を置き、如予者を置き、但だ随所に之を書く。次に我其の器に足らざるを云ふべきなり；是れ尚ほ述懷の句の中なり。)

という句題詩序の規則によるものである。これによると、詩序には「自謙句」と称されている内容があり、まず自分の名前の二文字を記し、次に自分が不才であることを謙遜して述べなければならない。この「自謙句」もまた「述懷」の句の中にあり、すなわち句題詩の尾聯のように、「述懷」の内容を記すこともできるとのことである。木戸裕子氏の考察によると、詩序に「自謙句が構成要素として定着した」のは寛弘期から院政期の間であり、詩序は序者個人の作品として文人の技量を披露する手段となっているため、作品を披露する対象とする詩宴の主催者である天皇、親王に対して、礼を取り、謙退の辞を述べるようになったのである。匡衡と以言もこのような詩壇の風潮の影響を受けて、句題詩や句題詩序の作成にあたっていたと言えよう。

句題詩序の最後と句題詩の尾聯の「述懷」の部分には、不遇の念を漏らし、昇進願望を表す内容が多く見られる。匡衡の詩文は本論文第三章第一章で論述したように、常に大江家を継承していく「家門意識」や公卿の位に昇ろうとする切望を詠出している。以言も、

使君今有芳心属、零落翰林荣望期。

(使君 今 芳心の属する有るも、零落せる翰林 荣望頻りなり。)(「花色照青

松」二四『本朝麗藻』)

などと詠じ、落ちぶれた翰林学士(文章博士の唐名)として「荣」を望んでいることを訴えていたのである。

一方で、匡衡と以言の詩文は異なる作風を見せている。二人の詩文の作風に対する論評は、『江談抄』、『今鏡』(平安時代末期成立)、『古今著聞集』(一二五四年成立)などにも見られる。

保胤	齊名	以言	匡衡	
無し	偏持 _三 古集於 _二 其心腹、敢無 _二 新意。文文句句皆採 _二 撫古詞 _一 、故其牀有 _二 風騷之牀 _一 。	所 _レ 作之詩、任 _レ 意恣 _レ 詞、都無 _二 響策 _一 。其体実新、其興弥多。至 _二 於不 _レ 得之日者、非 _二 後学之可 _レ 法。則一代之尤物也。	無し	『江談抄』 (卷五一―六二)
すでに檳榔毛に乗り侍りたり。	月の冴えたるに、半古りたる檜皮葺の家の、御簾所々はづれたる内に、女の箏の琴弾きすましたるやうになむ侍る。	砂子白く散らしたる庭の上に、桜の花散りしきたるに、陵王の舞ひたるになむにて侍る。	もののふの赤の革して緋緘 <small>ひびどし</small> とかしたる着て、えならぬ駒の足疾きに乗りにて、逢坂の関越ゆるけしきなり。	『今鏡』 (卷第九―昔語り)
旧上達部駕 _二 毛車 _一 、時々似 _レ 有 _二 隠声 _一 。	瑞雪之朝、瑤台之上、似 _レ 彈 _二 箏柱 _一 。	白砂庭前、翠松陰下、如 _レ 奏 _二 陵王 _一 。	敢死之士数百騎、被 _二 介冑 _一 、策 _二 驕驪 _一 、似 _レ 過 _二 淡津之浜 _一 、其鋒森然、少 _二 敢当者 _一 。	『古今著聞集』 (卷第四―文学)

『江談抄』巻五の第六十二話によると、藤原実兼は匡房に、

予又問云、匡衡以言齊名三人文体各異、而共得其佳境。

(予又た問ひて云く、匡衡 以言 齊名の三人の文体各おの異なるも、而して共に其の佳境を得たりと。)

と問いかけたところ、匡房は三人それぞれの作風の特徴を分析してきたのである。しかし、現存する記事においては、以言、斉名の詩文への論評しか見えない。そのことについて、川口久雄氏は「匡衡が匡房の曾祖父であるから、批評しにくいという事情があったからであらうか」と指摘した。ただ、このエピソードの冒頭には、「予又問云」とあるが、藤原実兼の質問とは何かが不明であり、内容の欠落があったのではないかと考えられる。また、『江談抄』には匡房が匡衡の詩文の表現について指摘したことが記されているため、匡衡の作風を論評しにくいことはないだろう。

以言の詩文については、匡房は、

作る所の詩、意に任せ詞を恣せいまにし、都て響策無し。其の体実に新たに於て、其の興は弥よいよ多し。得ざる日に至りては、後学の法とすべきに非ず。則ち一代の尤物なり。

と語った。彼は、以言の詩文は心に任せ、詞をほしいままにして、拘束されず自由奔放である。その詩風は実に新しく、その興味もいよいよ多く、「一代の尤物」であると大いに褒め称えている。匡房はまた、

汗収赤驪溝之句、不可及者也。

(汗 赤驪の溝に収まるの句、及ぶべからざる者なり。)

と述べ、後人が及ばない詩句の例としては、「汗収ニ赤驪溝」の句を挙げている。「汗収ニ赤驪溝」の句は以言の詩作「夏日侍ニ左相府池亭」、諸道講論後、同賦ニ松声当レ夏寒一応レ教」(『本朝文粹』卷十)の序文による一句である。

秦皇泰山之雨、風消黄雀之跡。(秦皇 泰山の雨、風 黄雀の跡に消ゆ。)

周穆長坂之雲、汗収赤驪之溝。(周穆 長坂の雲、汗 赤驪の溝に収む。)

詩題は「松声当レ夏寒」とあるため、この二句は松と関わりを持つ人物秦の始皇帝、周の穆王の故事を挙げて、詩題を敷衍している。『史記』「秦始皇本紀」によると、秦の始皇帝が泰山で封禪を行なった時、暴風雨に遇い、松の木陰で雨宿りをしたため、その松に「五大夫」の位を授けたのである。周の穆王と松の木との直接的な関連を見せる話はないが、『穆天子伝』には、周の穆王が松の木が生えている「長松の坂」を登った記述が見られる。

この二句は詩題にある「松風の音が夏にも肌寒く聞こえる」ことを踏まえ、秦の始皇帝が泰山で雨宿りした松の雨で、「黄雀」が姿を消したように「黄雀風」すなわち夏の風もあとかたなく消えたように涼しくなり、周の穆王が長松の坂を登った時、雲が湧き起り、穆王

が乗った赤駟馬の汗も汗溝に収まっていたように汗も引いていた、との意を表している。「汗収_二赤駟溝_一」の句は馬の汗に託して、汗がひくことを描写して夏の涼しさを表すのは新奇と思われただろう。

紀資名の詩文については、匡房は紀資名が偏に古集を心の中に置き、一向に新味がないが、どの詩文にも古い言葉を詠み込み、『詩経』の「国風」と『楚辞』の「離騷」のような風体があると評している。その詩例としては、藤原実兼は紀資名がある饞別の場で作った詩序（現存せず未詳）による二句を挙げています。その二句、

海沂之政頼_二王祥_一 而縦康、洛城之遊憶_二車公_一 而豈忘。

（海沂の政 王祥に頼りて縦ひ康くとも、洛城の遊 車公を憶ひて豈に忘れんや。）

は『千載佳句』所収の白居易の「寄_二李蘄州_一」の頸聯、

江郡謳謡誇_二杜母_一、洛陽歡會憶_二車公_一。

（江郡謳謡して杜母に誇り、洛陽に歡会して車公を憶ふ。）

の下句を踏まえたことが明らかであろう。紀資名の詩文の特徴について、藤原実兼も「此其有_レ驗也」と言い、匡房が述べた紀資名の詩文の「古詞」を詠み込むという特徴を認めていた。

なお、匡衡、以言、資名三人の作風の論評は、『今鏡』、『古今著聞集』にも見られる。『今鏡』と『古今著聞集』との記載は、内容はほぼ同じであるが、『今鏡』は和文体で、『古今著聞集』は漢文体で記されている。彼ら三人の作風を論評する話の経緯を概述しておく、六条宮（具平親王）は当代の文人の文章の「得たる所得ぬ所の有様」について、大内記慶滋保胤に下問したところ、慶滋保胤は『古今和歌集』の序文に見られる「六歌仙」の歌風の批評方法をまねて、匡衡、資名、以言と自分の作風について、譬喩表現を用いて論評したのである。『今鏡』、『古今著聞集』の論評内容の表現の異同が認められるが、描出した作風の特徴は同一であると言える。

匡衡の作風については、『今鏡』（巻第九―昔語り）では、それは武士の「赤の革」緋緘の鎧を着、足の速い駿馬に乗って、逢阪の関を今、越えて行こうとする模様であると表現している。それに対して、『古今著聞集』では、それは「敢死之士」すなわち決死の武士數百騎が甲冑に身を固め、良馬に鞭打って、淡津の浜を馳せゆくようであると表している。「淡津の浜」は不詳であるが、おそらく寿永三年（一一八四）年に源義仲が源頼朝と戦い、

敗死した近江国（滋賀県）の栗津であると考えられる。二書の論評は、いずれも匡衡の詩文は武装した勇壮な武士が駿馬に乗って素速く通り過ぎるような勢いがあることを強調している。それは匡衡の詩文は率直、雄健にして、意気盛んであることを言っているだろう。

『古今著聞集』には、また、

其鋒森然、少敢当者。

（其の鋒森然たり、敢へて当たる者少なし。）

の語句が見られ、匡衡の詩文はその鋒が遒勁であり、敢えて立ち向かう者は少ないと論評している。「其鋒森然」の語句は、同じく『古今著聞集』所収の「柿下朝臣人麿画賛、首」（巻第五「和歌」）にも見られる。「柿下朝臣人麿」は飛鳥時代の歌人柿本人麿（六六〇頃～七二〇頃）のことである。彼の画賛には、

和歌之仙 受性於天 其才卓爾 其鋒森然

三十一字 詞華露鮮 四百余歳 来葉風伝：

（和歌の仙 性を天に受く 其の才卓爾たり 其の鋒森然たり

三十一字 詞華露鮮なり 四百余歳の 来葉に風伝ふ…）

とある。「其鋒森然」の語句は言うまでもなく柿本人麿の歌風を評価するものである。柿本人麿の歌風については、賀茂真淵は「柿ノ本ノ大人の御像の絵にしるせる詞」には、

其の有様、詞は海原の潮の湧くが如く、勢は雲の上の龍の過ぐるが如くにして、心は荒魂和魂至らざる事無かりき。故、古より今に其名を称え継ぎて：

と記し、柿本人麿の歌は表現が豊富であり、勢い盛んで迫力もあり、大和魂をつくづく表出したと述べた。匡衡の作風にひるがえって考えると、匡衡の作風も柿本人麿のように、迫力があると評価されたと考えられる。これはまさしく岡田正之氏が指摘した「遒勁」であろう。

以言の作風については、『今鏡』（巻第九「昔語り」）では、それは白い砂が散らされた庭で、桜の花が舞い落ちる中、陵王の舞が舞われるように譬えて述べている。『古今著聞集』では、白い砂が散らされた庭で、緑の松の木の下で、陵王の舞を奏でるようであると論評している。二書はいずれも以言の作風を、白砂の庭で「陵王」の舞を奏でたり、舞を舞ったりすることに譬えている。白砂の庭と桜、或いは松との景色の組み合わせは、深く清らかな秀麗な雰囲気を漂わせていると言えよう。「陵王」はすなわち「蘭陵王」、中国北齊の皇

族高長恭のことである。彼は優しげな美貌の持ち主であるが、戦で兵卒たちの士気を下げること恐れ、戦に行く時に常に獐猛な仮面をつけていた逸話で知られている。「陵王」の曲は別名が「蘭陵王入陣曲」であり、舞とともに陵王の勇猛さを表すものである。作風を「陵王」の曲または舞に譬える表現方法は、藤原定家の歌風を評価する表現にも見られる。

鎌倉中期に成立した『続歌仙落書』（作者不詳）には、

風体義理を存して意深く詞妙なり。けどほきものから又面白く侍り。昔にはぢぬ歌人なるべし。造りある家の庭の面に玉を磨ける心ちするに、楽屋の内より陵王の舞ひ出でたらむとやいふべからむ……

の語句が見られる。藤原定家の歌風は道義を保ち、意味が深く、詞が巧妙であり、気遠いけど面白い。そのため、彼は昔の歌人に恥じない歌人であると評価されている。また、藤原定家の歌風は、立派に装った家の庭で、玉を磨いたような美しい、優雅な気分であるのに、勇壮な「陵王の舞」の舞人が「楽屋」から出てきたようなものであると譬えられ、優雅な清高さと発想の奇抜さがあると論評されている。同じく「陵王」の舞に譬えられた以言の詩文も清高さと奇抜さ、すなわち岡田正之氏が指摘した「清奇」さを帯びていると言えるだろう。

紀斉名の作風については、『今鏡』では、月が冴えている夜に、半ば古くなっている檜葺きの家の、御簾の所々外れている奥に、女が箏の琴を弾いているようであると論評されている。『古今著聞集』では、めでたい雪が降った早朝に、玉で飾った美しい高殿に箏を弾いているようであると述べられている。二書はいずれも紀斉名の詩文の清幽さや奥ゆかしさを表現していると言えよう。

慶滋保胤自身の作風については、『今鏡』でも『古今著聞集』でも、彼の作風はすでに年を経て、檳榔毛の車に乗っているようであると記されている。また、『古今著聞集』に「似有「隠声」」の語句が見られ、慶滋保胤の詩文ははっきりしない声で低吟しているようであると表現している。これによって、彼の詩文は上品な趣を持ち、高古であると言えよう。

以上、『江談抄』『今鏡』『古今著聞集』における匡衡、以言、斉名、保胤らの作風の論評を検討してきた。匡衡と以言の詩文に注目すると、匡衡の詩文は率直であり、雄健な作風を持っているのに対して、以言の詩文は自由奔放であり、清高さと風流さを備えていると評価されていた。一方で、これらの評価はどのような詩文から具体的に得られたのかは

詳らかにほならない。『江談抄』に挙げた以言と紀奇名の詩例を見ると、おそらく『今鏡』『古今著聞集』の評価も四人の対句をとらえた評価であろう。

おわりに

以上、冒頭の詩話を手がかりとして、匡衡と以言の人間関係と詩文評価を見てきた。匡衡と以言とは同じく幼少時から漢文学の教育を受け、交流関係を結びながら一条朝の文壇で活躍していたのである。そのため、二人の詩文には共通するところが認められる。

一方で、匡衡は以言を大江家の人として認めていなかった。彼は学問家大江家の家業を受け継いだ自分を「累代者」と自認して、先代から天皇に仕えている家統を貴び、詩文中に強い「家門意識」を漏らしている。それに対して、傍流であり一時改姓した以言は「起家者」であり、しかも失脚した中閑白である藤原伊周に密接な関係を持っていたため、政治的地位は匡衡ほど高くなかった。

匡衡と以言の詩文は異なる作風を持っている。匡衡は以言を大江家の人として認めていなかったが、彼は以言の詩文の影響を受け、その表現を自作にとり入れたことがある。それは匡衡が文人として、「日新」の意識を持って、常に作詩の題材や表現を受け入れ、成長させていく創作態度の反映であると言えよう。

「賀茂別雷文庫本、山口県立図書館本、石川県立図書館本、教林文庫本、名古屋市立鶴舞中央図書館本、京大図書館本などである。賀茂別雷文庫本、山口県立図書館本、石川県立図書館本の識語には「寛文三年二月九日令書寫」獨校畢。見林」とあることから、それらの写本は寛文三年（一六六三）江戸時代の国学者松下見林（一六三七〜一七〇二）が他の人に書写させ、自分が校正を施したものを抄写したものであることが分かる。教林文庫本の識語には、「宝永庚寅夏五下流借」洛北興聖寺祖泰本「謄寫。天台山兜率谷鶏頭蘭若已講嚴竟」とある。したがって、この写本は宝永庚寅の年（一七一〇）五月下旬に比叡山兜率谷鶏頭院の第八世住職嚴竟（一六五九〜一七二〇）が京都北部の興聖寺に蔵される祖泰本を借りて書き写したものであることが分かる。

匡房（一〇四一〜一一一一）撰の『続本朝往生伝』「一条天皇伝」の「文士」の項目や、鎌倉初期に成立した事典『中歴』の「文章博士」、「詩人歴」の項には大江家の文人として、二人の名しか見られない。

後藤昭雄氏「大江以言考」『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二年四月。

『袋草紙』の注釈については、小沢正夫・後藤重郎等『袋草紙注釈上』（瑞書房、一九七四年）、藤岡忠美校注『袋草紙』（新古典文学大系³⁰）、岩波書店、一九九五年）を参照。

本論文第三部第四章「宋僧への返牒から見る大江匡衡の対中国意識について」を参照された。

本論文第三部第一章「大江匡衡の詩文に見える道真受容について」を参照されたい。

テキストは大曾根章介、金原理、後藤昭雄校注『本朝文粹』（新日本古典文学大系本、岩波書店、一九九二年五月）。注釈は柿村重松『本朝文粹注釈』（内外出版、一九二二

年三月)を参照。

¹ 紀資名の生年を明記した書籍が見えない。『権記』長保元年(一〇〇〇)十二月十五日の条に、「資名卒…時年四十三歳」とあることから、九五八年に生まれたことと推定できる。

² 同注3。

³ 以言の三首はいずれも『本朝麗藻』に収録され、後の二首の詩序はまた『本朝文粹』にも見える。匡衡の詠作は『江吏部集』に収録され、後の二首の詩作は『本朝麗藻』にも見える。

¹⁰ 類似する話は『江談抄』巻四第八十六話にも見られる。第八十六話には都在中の詩句「山腰帰雁斜牽帯、水面新虹未展巾」(春日閑居)を紹介し、その注文には「於後入道殿被_レ賦_二秋雁教行之詩_一、匡衡以言二人、終夜並詠_二此句_一云々と記されている。『江談証注』によると、第八十六話は春の句を挙げているため、匡衡と以言の話を添えたのが間違っていると指摘した。

¹¹ 『御堂関白記』当日の条に、「作文、題秋雁教行書」とある。

¹² 『江談抄』巻四(第八十九話)には、この二句についての逸話が記されている。それによると、二句は「以言と資名と相試みらるる日に承りて作る」ものである。

¹³ 本間洋一氏「平安朝句題詩管窺七律詩を中心とする覚書」(『講座平安文学論究』第九輯、風間書房、一九九三年十一月)を参照。

¹⁴ 木戸裕子氏「平安詩序の形式―自謙句の確立を中心として」(『語文研究』69、九州大学国語国文学会、一九九六年六月)を参照。

¹⁵ 『江談抄』については、山根對助、後藤昭雄校注『江談抄』(新日本古典文学大系82、岩波書店、一九九七年六月)、前注10『江談証注』を参考する。『今鏡』については、河北騰氏『今鏡全注釈』(笠間書院、二〇一三年十月)、海野泰男氏『今鏡全釈』(福武書店、一九八三年七月)を参照。『古今著聞集』については、永積安明氏、島田勇雄校注『古今著聞集』(日本古典文学大系82、岩波書店、一九六六年三月)、西尾光一、小林保治校注『古今著聞集』(新潮日本古典集成、新潮社、一九八三年六月)を参照。

¹⁶ 前注10を参照。

¹⁷ 『史記』「秦始皇本紀」には、「二十八年…乃遂上_二泰山_一、立_レ石、封、祠祀。下、風雨暴至、休_二於樹下_一、因封_二其樹_一為_二五大夫_一」と記されている。

¹⁸ 『穆天子伝』に「天子南還、升_二於長松之墜_一」と記され、郭璞の注には「坡有_二長松_一」とある。

¹⁹ 岡田正之『日本漢文学史』(吉川弘文館、一九五四年十二月)を参照。

第四章 宋僧への返牒から見る大江匡衡の对中国意識について

はじめに

匡衡は比叡山延暦寺の座主二十三世の覚慶のかわりに、中国宋代の僧侶源清からの書状に対して、牒^下大宋国杭州奉先寺伝^二天台智者教^一講經論和尚^レと題する返牒を作成した。一条朝（九八六～一〇一）随一の文人と称される匡衡にとつては、この返牒の執筆は特別な意味を持ったと考えられる。彼は寛弘六年（一〇〇九）に作った申し文「請^下特蒙^二天恩^一依^二尾張国所^レ濟功並侍読勞^一被^レ拜^中美濃守闕^上状^一」（『本朝文粹』卷六）で、

匡衡以文章奉公之功、於当時異佗人矣。御元服賀表、染松筆而祈千年。大宋国報書、載竹牒而伝万里。

（匡衡 文章を以て奉公するの功、当時に於いて佗人に異なる。御元服の賀表、松筆を染めて千年を祈る。大宋国への報書、竹牒に載せて万里に伝ふ。）

と述べ、一条天皇の元服時の賀表と宋僧源清への返牒の作成を他の人に勝る奉公の功であると誇示している。また、彼は晩年に人生を回顧した詩作「述懷古調詩一百韻」（七八『江吏部集』）でも、

皇帝元服表、文教及八埏。（皇帝 元服の表、文教 八埏はちえんに及ぶ。）

大宋求法書、報章献一篇。（大宋 求法の書、報章 一篇を献ず。）

と詠じ、一条天皇の元服時の賀表と宋僧源清への返牒を記念すべきものとして特記している。匡衡はかたや自分の返牒を「大宋国報書」と書き、かたや源清の書状を「大宋求法書」と書き、本来僧侶同士が交わすはずの書状を国レベルの往来文書と見ている。彼が詩文中で返牒の執筆を繰り返して強調したことが、返牒の外交文書としての特殊性に由来することは想像に難くない。なお、匡衡が重要視しているこの返牒の語句に対する論評は『江談抄』卷六（第四十四話）にも見られる。返牒の語句が当時の文人の話題となったことから、匡衡の返牒の外交文書としての特殊さも知られていたと推測される。

外交文書である以上、国の外交方針に沿う形式ばった表現は免れないが、匡衡の文書は同時代の外交文書とすこし異なるように思われる。彼にとつて大きな代筆の意義があるこの返牒から、彼のどのような对中国意識が読み取れるだろうか。匡衡は学問の家大江家に生まれ、大学寮で更に漢文学の教養を高めていたものの、中国に渡航したことがない。今

回の返牒は代作とはいえ、漢文学を熟知した匡衡が唯一中国と直接なかかわりを持つている作品である。この意味で言えば、匡衡の漢詩文を研究するには、この返牒は見過ごせない大きな存在だろう。本稿では、平安中期の日中交渉の具体相を踏まえ、匡衡の返牒と源清の書状を対照し、国際的環境の中に認められる匡衡の対中国意識を解明したい。

一 匡衡の返牒について

まず、匡衡の返牒について検討してみたい。匡衡の返牒は現在『本朝文粹』所収の一篇しか見られないが、源清の書状は二通あり、それぞれ延暦寺の座主と延暦寺諸僧宛てに書かれたものである。源清の書状は、現在『大日本史料』長徳元年（九九五）四月十六日の条に、仁和寺藏『法華経開題』の奥書からの引用として、「宋源清大徳寄^二北嶺座主暹賀^一書」¹「宋源清大徳寄^二北嶺諸徳^一書」²をタイトルとして記載されている。源清の二通の作成時期はいずれも宋の至道元年（九九五）四月すなわち日本暦の長徳元年四月である。内容は源清が自分や同門の仏教著書を送って、延暦寺の高僧に教えを乞い、中国で散佚した智者大師智顛の著した天台宗經典を求めた点で似通っている。

『日本紀略』などによると、源清の書状への返牒作成の命令は匡衡と紀齊名に下されたが、現在は匡衡が署名した返牒しか伝存していない。朝廷は二人に協力して返牒を作成させたのか、それとも各自に作らせたのかは不明であるが、返牒作成の命令は九九六年十二月と九九八年七月に二回も出されていた。二回も出されていた原因については、後藤昭雄氏は「天台の学僧たちによる批判文の作成と宋へ贈る仏書の書写に時間を要したのである」と指摘した。後藤昭雄氏が指摘した原因以外に、返牒作成の命令が下された時期は、ちょうど匡衡と紀齊名とが大江時棟の省試の及落をめぐって論争していた時期と重なることも視野に入れるべきであろう。紀齊名は、匡衡の養子大江時棟の対策文が平頭と蜂腰病などを犯した理由で、落第させ、その判定に対して匡衡は実例を挙げて反論した。『本朝文粹』巻七に収録された双方の文章から見れば、論争は長徳三年（九九七）七月から八月にかけて行われたことが分かる。長徳三年に起きたこの論争は二人の返牒作成に影を落としたのではないかと考えられる。

内容によって、匡衡の返牒を五段落に分けてみるができる。

右、至道元年四月日牒封。故座主権僧正暹賀領掌。未及報陳、濫以即世矣。寛慶偏以

年鵬、猥得領衆。繼彼前好、写我短懷。

(右、至道元年四月日の牒封。故の座主 權僧正還賀が領掌す。未だ報陳するに及ばざるに、濫かに以て即世す。覺慶偏へに年鵬を以て、猥に衆を領することを得たり。

彼の前好を継ぎて、我が短懷を写す。)

(第一段)

雖無傾蓋之昵語、自諧動履之德音。梵志之求道十二年、師逾二十年。智者之闡經十五遍、師及五十遍。靜而思之、匪直也人。

(蓋を傾くるの昵語無しと雖も、自ら履を動すの德音を諳んず。梵志の道を求めしこと十二年、師は二十年を逾ゆ。智者の經を闡せしこと十五遍、師は五十遍に及べり。

靜かにして之を思ふに、直なる人に匪ず。)

(第二段)

見贈法華宗殊指二卷、竜女成仏義一卷、十六觀經記二卷、仏国莊嚴論一卷、心印銘一章。見斯文之彰外、知其才之弼中。文章六七、聊有注出。不敢加雌黃、唯是展情素。

(法華宗殊指二卷、竜女成仏義一卷、十六觀經記二卷、仏国莊嚴論一卷、心印銘一章を贈らる。斯の文の外に彰はるるを見て、其の才の中に弼つるを知る。文章六七、聊か注し出すこと有り。敢て雌黃を加へず、唯だ是れ情素を展ぶ。)

(第三段)

又見求仁王般若經疏、弥勒成仏經疏、小弥陀經疏、并決疑金光明經玄義、荆溪然禪師所撰華嚴骨目。其有則繕写、其無則闕如。目錄在別、不更委注。便附廻信、到宜檢領。

(又た仁王般若經疏、弥勒成仏經疏、小弥陀經疏、並びに決疑金光明經玄義、荆溪然禪師の撰する所の華嚴骨目を求めらる。其れ有らば則ち繕写し、其れ無くんば則ち闕如す。目錄 別に在り、更に委しく注さず。便ち廻信に附し、到らば宜しく檢領すべし。)

(第四段)

僧竜之澍法水、更挹東流。義虎之發智風、尽振上葉。擬玉簡而增日域之光曜、開石函而補天台之闕文。中国之遠求、有感哉、有感哉。臨白首而始知、恨隔面於鰲波万里之外。仰玄趾而遙契、願促膝於竜華三會之朝。珥筆潛然。珍重々々。今以狀牒、牒到准狀。故牒。

(僧竜の法水を澍ぎ、更に東流に挹む。義虎の智風を發し、尽く上葉を振はず。玉簡を投じて日域の光曜を増し、石函を開きて天台の闕文を補ふ。中国の遠求、感有るかな、感有るかな。白首に臨みて始めて知りぬ、恨むらくは面を鰲波万里の外に隔つることを。玄趾を仰いで遙かに契ぎる、願はくは膝を竜華三會の朝に促けんこと

を。筆を珥かきんで潸然たり。珍重々々。今 状を以て牒す。牒はからば状に准せよ。
故に牒す。）
(第五段)

第一段では、前置きとして、当時の座主覚慶が先代座主暹賀にかわつて、源清の至道元年(九九五)四月の書状に対して返牒を捧げることが記されている。第二段では、匡衡は、源清を十二年も仏道を求め、梵天に生まれようと志す梵志と十五遍も経を聞した智者大師智顛とを引き合いに出し、源清の経歴や能力は常人が及ばないものであると褒め称えている。「二十年」「五十遍」という数字は、源清の書状「宋源清大徳寄ニ北嶺座主暹賀一書」には、

源清：蒙俾智者之玄関、合統台宗之後焰。光陰屢改、逾二十年。経論交宣、僅五十遍。別無深見。

(源清：智者の玄関に俾まかされるを蒙り、台宗の後焰を合統す。光陰屢しば改め、二十年を逾ゆ。経論を交こもも宣べ、僅かに五十遍なり。別に深見無し。)

とある。源清は智者大師が唱えた玄妙な道に導かれ、天台宗の仏法を受け継いでいた。仏道に入つて、二十年となっているが、三蔵のうちの経蔵、論蔵を講義することがわずかに五十遍であり、深い見識を持っていないと謙遜している。

第三、四段は、源清の書状に返答する内容であり、日本の僧が源清たちの著書を受け取つて論評したこと、源清が求めた天台宗經典を書写して送ることを報告した。源清たちの著書については、源清は「宋源清大徳寄ニ北嶺座主暹賀一書」では、

依近著得法華示殊指二卷、竜女成仏義一巻、十六観経記二卷、並同門僧鴻羽出仏国莊嚴論一道、学生僧慶照注心印銘二章：附育隠隠士呈、以充遠信。

(依つて近く著し得た法華示殊指二卷、竜女成仏義一巻、十六観経記二卷、並びに同門の僧鴻羽の出す仏国莊嚴論一道、学生僧慶照の注す心印銘二章：育隠隠士に附して呈し、以て遠信に充つ。)

と書き記し、また、もう一通の文書「宋源清大徳寄ニ北嶺諸徳一書」では、

源清近因講次、輒出法華宗殊指二卷、竜女成仏義一巻、十六観経記二卷、又有同門僧鴻羽著仏国莊嚴論一道、又学生心印銘一章。今並附僧育隠士呈。

(源清 近く講次に因りて、輒すなはち法華宗殊指二卷、竜女成仏義一巻、十六観経記二卷を出し、又た同門の僧 鴻羽有り仏国莊嚴論一道を著し、又た学生 心印銘一章あ

り。今並びに僧齊隱士に附して呈す。）

と述べている。彼は自分の著作『法華宗殊指』二巻、『竜女成仏義』一巻、『十六観経記』二巻と同門の僧鴻羽の『仏国莊嚴論』一道、学生僧慶照の『心印銘』一章（二章か）を海商朱仁聡の船に便乗した僧齊隱に託して、日本に送ったことを明らかにした。

源清たちの著書に対しては、匡衡は「見_レ斯文之彰_レ外、知_レ其才之弼_レ中」と言い、源清たちが文才の持ち主であると評価している。しかし、『元亨釈書』巻四の慶祚伝に、

長徳三年四月、宋国送新書五部。其文膚淺。朝廷勅慈覚智証両家質破。

（長徳三年四月、宋国 新書五部を送る。其の文膚淺なり。朝廷 慈覚智証両家に勅して質破せしむ。）

との記述が見られる。源清たちの仏教著書は浅薄であると思われ、日本朝廷は慈覚と智証の両系の僧侶に論破させたのである。

現在、源信、覚運、慶祚が『十六観経記』上巻、下巻、『竜女成仏義』を論破した破文は『大日本史料』長徳三年四月の条に収録されている。源信の破文は源清の著書を論破するだけで、評価した言葉が見られない。覚運は『十六観経記』下巻について、

文義備矣、理趣明矣。

（文義備り、理趣明らかなり。）

と述べ、文章の意が十分に伝わり、明瞭に道理を説いたと評価している。慶祚も『竜女成仏義』の破文の末尾では、

余見此竜女成仏義、美冠絶当時。

（余 此の竜女成仏義を見るに、美なること当時に冠絶す。）

と言い、好評している。それらの評価を踏まえ、匡衡が「不_レ敢加_レ雌黄、唯是展_レ情素」と、敢えて訂正を入れず、本心を述べただけであると言っただろう。

また、源清は「宋源清大徳寄_二北嶺座主暹賀_一書」では、

窃承大国備有智者大師一切教法。其中、仁王般若経疏、及弥勒成仏経疏、并决疑金光明経玄義、荆溪然禅師所撰華嚴骨目、並幸希各伝一本。

（窃かに大国に智者大師の一切教法を備え有るを承る。其中、仁王般若経疏、及び弥勒成仏経疏、並びに决疑金光明経玄義、荆溪然禅師撰する所の華嚴骨目、並びに幸ひに各おの一本を伝ふるを希ふ。）

と述べ、そして「宋源清大德寄三北嶺諸徳書」では、

源清常慨教文殊缺、每功搜贖。其如仁王般若經疏、及弥勒成仏經五卷、小弥陀經疏并
決疑各一卷、金光明玄義一卷、然撰華嚴骨目一卷、天下所先仰。惟諸碩徳、但以道同、
不以人遠。各伝一本、使之流通。

（源清常に教文の殊に缺くるを慨し、毎に搜贖に功む。其の仁王般若經疏、及び弥勒
成仏經五卷、小弥陀經疏並びに決疑各一卷、金光明玄義一卷、然が撰する華嚴骨目
一卷の如きは、天下の先づ仰ぐ所なり。惟だ諸碩徳、但だ道の同じきを以て、人の
遠きを以てせざれ。各おの一本を伝へ、之を流通せしむ。）

と述べている。源清は中国で散佚した仏教經典『仁王般若經』、『弥勒成仏經』、『小弥
陀經』、『金光明玄義』、『華嚴骨目』などの伝本を求めていたのである。それに対して
は、匡衡は「其有則繕写、其無則闕如。目錄在別、不更委注」。便附廻信、到宜檢
領」と書き、日本にある經典を抄写し、日本にない經典は欠如のままにして源清に送り、
送る經典の目錄を別に添付し、目錄と合わせて確認するようにと返答した。その目錄は残
されていないため、どんな經典が中国に持ち帰られたのかは不詳である。

一方で、入宋僧成尋（一〇一〇〜一〇八二）が撰した『參天台五臺山記』の延久四年（一
〇七二）六月十二日の条に、

日宣闍梨借送杭州孤山智円闍梨作弥陀經疏一卷、鈔一卷。披見之、自日東傳來弥陀疏
一卷、智者說非也、詞俚義疎。日本作、偽稱智者說、欲伝行之。

（日宣闍梨 杭州孤山の智円闍梨の作れる弥陀經疏一卷、鈔一卷を借り送らる。之を
披見するに、日東より傳來せる弥陀疏一卷、智者の説になるは非なり。詞俚しく義
疎かなり。日本の作にして偽りて智者の説と稱し、之を伝行せんと欲するなり。）

とある。成尋は日宣から源清の弟子孤山寺の僧智円の作になる「弥陀經疏」を借りて披見
した。智円は「弥陀經疏」の中で、日本から傳來した「弥陀疏一卷」が智者大師の作では
なく、日本の偽作であると指摘したのである。この「弥陀疏」はほかではなく源清が日本
延暦寺の僧侶に依頼した『小阿弥陀經疏』のことであると考えられ、この記述により『小
阿弥陀經疏』が中国にもたらされたことが裏付けられていると言えよう。ただ、源清が依
頼した經典はいつ中国に將來されたかは不明である。源清が咸平二年（九九九）には世
を去ったため、彼本人が經典を受け取った可能性は低く、前述した智円を含む彼の弟子が

受け取ったと考えられる。

第五段は返牒を結ぶ部分であり、代作とはいえ、匡衡の心境も伝えていえると言えよう。最初の二句の大意は、「僧童」すなわち高僧智者大師は仏教の教えを広く伝えていたが、今は「東流」の日本に仏法經典を求めている。「義虎」すなわち高僧源清和尚は知恵を發揚して、優れた經典を著した、とのことである。「東流」は東に流れる意であるが、ここでは東の日本に伝来した仏教經典を指す。「振上葉」は陸機「文賦」の「或因枝以振葉、或沿波討源」（或いは枝に因りて以て葉を振はし、或いは波に沿ひて源を討ぬ）を踏まえた表現であり、文章作りの根本主題を立ててから末節に及ぼす方法を指し、ここでは、源清の著書を賞賛している。

続いて、匡衡は「投玉簡」を増し「日域之光曜」、開石函、而補天台之闕文。中国之遠求、有レ感哉、有レ感哉」と言い、深く感動していることを打ち明けた。意は、源清が日本に書状を送ってくれたことは、日本の榮譽を増し、日本は仏教經典をしまふ函を開き、中国で散佚した天台宗の經典を補う。中国が遙かに求めに来たことは、感動深いことではないか、とのことである。「玉簡」は玉で作ったふだのこと、ここでは源清を敬って彼の「天台之闕文」を求めた書状を言う。「日域」はここでは言うまでもなく日本を指す。

最後に、匡衡の返牒は、前述した『江談抄』にも見られた文人の論評対象となった「臨白首、而始知、恨隔面於鰲波万里之外。仰玄趾、而遥契、願促膝於竜華三会之朝」との語句で結んでいる。意は、年老いてはじめて源清和尚と相知るようになったが、万里の大海を隔てて会えない。源清和尚の優れた行いを仰いで、弥勒がこの世に出て、竜華樹の下で三度にわたって法会を開き、人を済度する時に源清和尚に会えるように願う、とのことである。匡衡は覺慶の立場に立って、両国の僧侶が面会できない残念な気持ちと面会できるように願う気持ちを明らかに語っている。

こうして、匡衡の返牒は基本的に源清の書状に返答する形で作られ、最後の部分に源清が書状を送ってきたことに対する感動や、両国の僧侶が面会できないことの残念な気持ちが表されていたのである。

二 源清から延暦寺僧への書状について

匡衡の返牒は源清の延暦寺僧への書状に対して作られたのであるが、書状の表現から二

人の相手の国への認識が異なることが窺える。この一節では、源清の書状を通じて、彼の延暦寺の僧侶の見方や日本への認識について検討してみたい。

『宋僧録』によると、源清（生年不詳、九九九）は天台宗山外派の僧であり、慈光晤恩禅師に師事し、錢塘奉先寺の住持を務めていたため、門人から「奉先尊人」と呼ばれていた。彼が住持を務めた「奉先寺」については、『十国春秋』「忠懿王世家」には、

開宝元年（略）乙巳、建奉先寺於城西、薦文考也。

（開宝元年（略）乙巳、奉先寺を城西に建て、文考に薦むるなり。）

と記されている。したがって、奉先寺は九六八年に呉越国五代目の国王錢弘俶（九二九～九八八）が亡き父の供養のために建てた氏寺であることが分かる。

呉越国は中国五代十国時代に成立した、現在の杭州市を中心とする浙江、江蘇地方を支配した国である。九〇七年に、唐の節度使であった錢鏐（八五二～九三二）が建国し、九七八年に、五代目の国王錢弘俶が宋へ国を献じたことよって滅んだのである。呉越国王は五代にわたって継承されたが、代々篤く仏教を信仰していた。最後の王錢弘俶の仏教信仰の深さについては、『參天台五臺山記』卷五所引の楊億（九七四～一〇二〇）の『楊文公談苑』（現在散佚）によって窺い知れる。『參天台五臺山記』所引の『楊文公談苑』に

吳越錢氏多因海舶通信。天台智者教五百余卷、有録而多闕。賈人言日本有之。錢俶置書於其國王、奉黄金五百兩、求写其本、尺得之。訖今、天台教大布江左。

（呉越錢氏 海舶に因りて信を通ずること多し。天台智者の教五百余卷、録有れども闕くること多し。賈人言へらく日本に之有り。錢俶 書を其の国王に置き、黄金五百兩を奉じて、其の本を写さんことを求め、尺く之を得たり。今に訖るまで、天台教大いに江左に布まれり。）

という話が記されている。これによると、錢弘俶（錢俶）は日本国王に書状や黄金五百両を送り、天台宗の經典を書写して送ることを求めたのである。だが、この事は日本の史料には記録が見つからず、確認されていない。

一方で、源清より以前に、錢弘俶の国師であった僧徳韶（八九一～九七二）も日本延暦寺の座主延昌（諡号慈念）に書状を送ったことがある。『大宰府神社文書』所収の「欲下任ニ座主聖快讓狀並公驗等旨」、以ニ伝燈大師位入源一、永令ニ執ニ行寺務一狀」には、

前入唐僧日延、去天曆七年、為天台山宝幢院平等房慈念大和尚、依大唐天台德韶和尚書信、繕写法門度送之使、屬越人蒔（蔣―筆者注）承勳歸船、涉万里之洪波、望四州之台岳。

（前の入唐僧日延、去ぬる天曆七年、天台山 宝幢院 平等房慈念大和尚、大唐 天台 德韶和尚の書信に依りて、繕写法門度送の使たり、越人蒔（蔣―筆者注）承勳の歸船に属して、万里の洪波を涉り、四州の台岳を望む。）

と記されている。この記述によって、天台山の僧侶德韶は比叡山の僧侶「慈念大和尚」と延昌に書状を送り、天台宗の經典を求めたため、延曆寺の僧日延は「繕写法門度送之使」と任せられ、天曆七年（九五三）に呉越人の蔣承勳の船に便乗して天台宗の經典を届けに渡航したことが分かる。『宋高僧伝』に「義寂伝」にも、

（義寂）後款告韶（德韶―筆者注）禪師、囑人泛舟於日本国購獲備足。

（義寂）後に韶（德韶―筆者注）禪師に款告し、人に囑みて舟を泛かべ、日本国に於いて購獲せしめて僅かに足る。）

と記されている。これによつて、僧義寂が僧德韶に日本に天台宗の經典を求めたことを告げたことが分かり、德韶の求書の真实性を裏付けている。德韶は国王錢弘俶の国師であつたため、彼が日本の僧侶に書状を送つて、仏教經典を求めたのは前述した国王の行動と何らかの関わりがあるのではないかと考えられる。

しかし、源清と德韶の二人の接点は不明である。二人とも錢弘俶の在位中の呉越僧であつたため、日本に天台宗の經典が残存している情報を共有していたと言えよう。源清が書状を作成した九九五年には、呉越国はすでに宋に統一され、滅んでいた。そのため、源清は日本人に「宋僧」と見なされていたが、彼自身は延曆寺座主暹賀に送る書状に、「源清 呉越間常僧」と書き、自分を呉越地方の僧としていた。こうして、彼が積極的に日本に天台宗の經典を求めたのは前述した仏教に敬虔な呉越国王錢弘俶や僧德韶に影響されたからではないかと考えられる。源清は延曆寺の僧や日本の仏教をどのように見ていたのか、二通の書状を通じて検討してみたい。源清は「宋源清大德寄北嶺座主暹賀書」の冒頭では、

僧録大師、伝学父之心燈、為聖王之道友。研窮八教、洞悟一乘。智慧將東海以借深、

辨才比春霖而無常。化人則邇多並歩。造詣則提婆争衡。声播遐方、德迨前哲。源清欽

風甚、礼足無由。

(僧録大師、学父の心燈を伝へ、聖王の道友と為る。八教を研窮し、一乘を洞悟す。智慧 東海を將て以て借とに深く、辨才 春霖に比して無常なり。化人ならば則ち穂多たに歩みを並ぶ。造詣ならば則ち提婆たいばと衡を争ふ。声 遐方に播ひまり、徳 前哲に迫る。源清 風を欽おそふこと甚けれど、礼足する由無し。)

と書き、贊嘆の辞を連ねている。意は、延暦寺座主は仏教の教えを受け継ぎ、聖王に道友として接している。天台宗の「八教」「一乘」などの教法に通じ、智慧は東海のように深く、説法の才能は春雨のように常ではない。彼は釈迦入滅後、仏法を伝えた五師の一人優婆塞多のように多くの人を濟度し、中観哲学派の祖である提婆と肩を並べる博識な高僧である。自分は延暦寺座主の氣風を欽慕しているが、直接面会して拝礼するすべがない、とのことである。それと対照的に、源清は自分のことについて、

經論交宣、僅五十遍。別無深見。

(經論を交こも宣べ、僅かに五十遍なり。別に深見無し。)

と言ひ、三蔵のうちの經藏、論藏を講義することはわずかに五十遍であり、深い見識を持つていないと謙遜している。彼は天台宗の經典を求めた時、

窃承大国備有智者大師一切教法。

(窃かに大国に智者大師の一切教法を備へ有るを承る。)

と述べた。彼は日本を「大国」と称し、日本には智者大師智顛が著した經籍が揃っていることを伝え聞いたことを明らかにして、中国で散佚した智者大師の著作を求めていたのである。「大国」というのは、源清が日本をほめそやす表現ではあるが、中国の一隅にある吳越国の僧侶に見れば的確な見方であると言えよう。書状の末尾には、

源清遥仰慈悲、不任胆、依企詠激切之至、謹具狀平聞。

(源清遥かに慈悲を仰ぎ、胆に任せず、企詠激切の至りに依りて、謹しみて具狀において聞く。)

とあり、延暦寺座主の慈しみを仰ぎ、感動して書状を作り上げたと言ひ、書状を結んでい

る。また、彼は「宋源清大徳寄北嶺諸徳書」では、

君子者稟城中之教、尚不以巨巘洪波為阻、况方外之人乎。

(君子は城中の教へを稟け、尚ほ巨巘 洪波を以て阻と為さず、況んや方外の人をや。)

と前置きし、君子のように険しい高山や荒波を難とせず、求法しようとする思いを伝えている。次に、

自登戒即有志於三学、磨鉛策蹇、二紀有余。於天台智者教、終未能奮利智達遠理。

(戒に登りて自ら即ち三学に志を有し、鉛を磨き蹇に策うつこと二紀に余り有り。

天台智者の教へ、終に未だ能く利智を奮はせ遠理に達せず。)

と自ら紹介し、仏教の「三学」である戒・定・慧の修行に二十年余り努めていたが、未だ智者大師智顛の奥深い仏説を悟っていないと謙遜している。日本の仏教については、彼は、毎有閑法者相訪、必先談大國之風。

(法を閑ふ者相訪ぬる有る毎に、必ず先ず大國の風を談ず。)

と言ひ、前述の文書と同じく、日本を「大國」と目して、稱賛している。また、彼は、

但恨無飛空之術、乏神足之通。莫由撰衣座隅、五体投地、以展師資之札耳。

(但だ恨むらくは飛空の術無く、神足の通に乏し。由として衣を撰り隅に座り、五体投地、以て師資の札を展ぶる莫きのみ。)

と言ひ、延暦寺の高徳たちに対面して「五体投地」という最高の敬意を表す札法で、日本僧に「師資之札」を取ることができないことを残念に思うと述べている。そこで前述した座主宛ての書状と同様、自分や同門の著書を送付したことや中国で散佚した天台宗の經典を求めたことを述べた。最後に、

海中勝地、天子欽明。陰陽和、人物感。想法体無恙、道化弥光。源清嚮仰久矣、思慕深矣、視頌多矣。

(海中の勝地、天子欽明たり。陰陽和み、人物感ず。想へらくは法体恙無く、道化弥いよ光ることを。源清嚮仰久しく、思慕深く、視頌多し。)

と述べ、賢明な君主を持つ日本の治世を称賛し、自分が敬慕する気持ちを明らかにし、書状を結んでいる。

二通の書状から見れば、源清の書状の表現は匡衡の返牒より感情的であり、賛美的な表現が多い。源清は自分のことを呉越の不才の僧であると謙遜して、日本僧を上位に置いて、ひたすらに敬意を払っている。それは呉越国と日本の国力の影響によるものがあると考えられる。一方で、源清が積極的に自分の著書を日本僧に送って、評価を求めたことから、彼自身の日本仏教への憧れも窺えると言えよう。

三 平安中期における日中交渉の実相

匡衡の返牒は源清の書状ほど感動的で、賛美的な表現はないが、前述したように、返牒の最後には源清の書状を送った行為に感動し、両国の僧侶たちが面会できるように願をかけていたのである。このような感情の表現は平安中期当時の外交文書と少し異なっている。平安中期の政府の外交姿勢や認識を窺わせる史料や文書を検討してみたい。

『玉葉』承安二年（一一七二）九月二十二日の条に、朱雀天皇（九三〇～九四六在位）が在位中の対応を故実として引用している。『玉葉』には、

昔朱雀院御時、大唐贈物於公家並左右大臣、左大臣藤原公、右大臣藤原平、右大臣藤原仲平、於公家御分者、自西府被返了、有之、返す左右大臣分者留之。各有、留

（昔 朱雀院の御時、大唐 物を公家並びに左右大臣左大臣藤原公、右大臣藤原平、右大臣藤原仲平に贈り、公家に於ける御分は、西府より返されんぬ各有、返す左右大臣の分は之を留めり各有、留す。）

との記録が見られる。呉越国二代目の国王錢元瓘は朱雀天皇及び左大臣藤原忠平、右大臣藤原仲平に贈物を送ったが、天皇家の分は「西府」すなわち大宰府から返却し、左右大臣は自分への贈物を留め、各々返牒を出した、ということである。天皇が贈り物を返却した理由について、石上英一氏は、「日本は呉越国を国として認めず、唐中国帝国の州の一つと認識していた。したがって、呉越国王をも国王とは認めていなかったためであり、中国皇帝の直接の臣下の呉越王であると認識していたのである。それゆえに、臣下が交聘を掌することは違法であると考え」²⁴⁴だからであると述べ、日本政府の慎重な外交姿勢を指摘した。

現存する外交文書の例としては、大江朝綱が天曆元年（九四七）閏七月に左大臣藤原実頼（清慎公）の代わりに、菅原文時が天曆七年（九五三）七月に右大臣藤原師輔の代わりに、呉越国王宛てに書いた書状が挙げられる。それらの書状には、

又所恵土宜、有憚容納。既恐交於境外、何留物於掌中。然而遠志難拒、忍而依領。

（又た恵む所の土宜、容納に憚り有り。既に交を境外に恐れ、何ぞ物を掌中に留めん。

然れども遠志を拒み難く、忍んで依領す。）（大江朝綱「為清慎公一報」吳越王一

書加抄金法文』『本朝文粹』卷七）

抑人臣之道、交不出境。錦綺珍貨、奈国憲何。…受之則雖忘玉条、辞之恐謂嫌蘭契。

強以容納。盖只感君子親仁之義也。

(抑そも人臣の道、交は境を出でず。錦綺珍貨、国憲を奈何せん。…之を受くれば則ち玉条を忘ると雖も、之を辞すれば恐くは蘭契を嫌ふと謂はん。強ひて以て容納す。蓋し只だ君子 仁に親しむの義に感ずるなり。)(菅原文時「為右丞相贈大唐

吳越公 書状」『本朝文粹』巻七)

との語句が記されている。この二通の書状では、外国との交通を望まない意を表す「恐ニ交於境外」「交不レ出レ境」などの表現、吳越国からの贈り物を断れないため、受け入れる意を表す「有レ憚ニ容納」「忍而依領」「強以容納」などの表現が共通している。これらの表現から、日本朝廷の中心をなす藤原氏の受動的な外交意識が窺えると言えよう。

また、『小右記』寛弘二年(一〇〇五)八月二十一日の条には、宋の商客曾令文が、年ぶりに日本に渡航してきたが、彼に滞在許可を下すべきかどうかということをめぐる評議が行われた記事が見える。記事には、

只年紀被定下了。而隔一年帰朝、不可然。早可追却之由、定申了。

(只だ年紀定め下されんぬ。而して一年を隔てて帰朝するは、然るべからず。早く追却すべしの由、定め申し了んぬ。)

との記述がある。曾令文は前回の来航から一年間の間隔しか空けず、「年紀制」に違反したため、朝廷から「追却」の命令が下された、とのことである。このような外交姿勢は前述の匡衡の返牒に見える両国僧侶の面会を成就させようとする態度が異なることも明らかである。

八九四年に、菅原道真が遣唐使を取りやめることを提案した文章「請テ令ニ諸公卿 議中定遣唐使進止ト状」を奏上した後、日本は中国への正使派遣を廃止し、中国も長年の内乱によって国使を派遣していなかった。一方で、交易を目的とする中国の海商は相変わらず日中交渉・交易の担い手として積極的に両国の間を往来していた。森克己氏の統計によると、五代時代(九〇七〜九六〇)に中国商人の来航は十数回もあったが、「明らかに吳越国王の使を兼ねたと見られる」¹⁾海商の渡航は六回もあるという。これによって、中国の地方政権である吳越国が積極的に日本に使者を遣わし、通交を求めたこと明らかである²⁾。

『日本紀略』などの文献には海商の到来を記す記事が散見される³⁾。それらの記事から、①日本から中国へ渡航する商船の記録が見えず、中国の海商が日本に渡航して、将来物を奉ったり交易を行ったりするのは一般的であること、②海商が来日すると、到着地によつ

て日本朝廷に報告され、交易が中央朝廷の管理のもとで行われていたことが分かる。②における日本の対外交渉・交易の実態については、すでに森克己氏、渡邊誠氏、石上英一氏の論考に詳しい。先行論は、日本朝廷が私的出国を禁止する「渡海制」や延喜年間に定めた外国商船の来航年限を制限する「年紀制」などの政策によつて、対外交渉・交易の管理権を「独占」していた点で一致している。ただ、森克己氏は十世紀の日本政府の外交方針を「退嬰的孤立主義」「自己封鎖的・排外的思想」「対外的消極思想」「鎖国方針」と総括したのに対して、石上英一氏はそれを朝廷が「東アジア世界の変動の中で」「国家の存立を守るための積極的な「孤立主義政策」と解している。匡衡も政府の外交方針の影響で、感情的な表現を多く用いず、事実を述べる形で返牒を作成したのではないかと考えられる。

四 匡衡の对中国意識について

前掲の『玉葉』の記事に対する石上英一氏の論考によれば、朱雀天皇時代では、日本朝廷は呉越国を「中国帝国」の一つの州と目していた。匡衡の返牒の題「牒下大宋国杭州奉先寺伝天台智者教講経論和尚」で分かるように、匡衡も宋に統一された呉越国を宋の一部と見なしている。匡衡はどのような对中国意識を持っていたのか、彼の返牒の中で最も彼の对中国意識を反映すると思われる「投玉簡」を増二日域之光曜、開石函而補天台之闕文。中国之遠求、有レ感哉、有レ感哉」との字句を通じて、検討してみたい。まず、中国と日本の文献において、意味の違いが見られる「日域」の語について考察を加えたい。

中国の文献では、「日域」の語は『漢書』『揚雄伝』所収の「長楊賦」が初出である。この文章は後に平安人の文章作成の手下とされる『文選』にも収録されている。『文選』では「日域」の使用例は二例見られる。

乃萃然登南山瞰鳥弋、西厭月躡、東震日域。

（乃ち萃然として南山に登り鳥弋を瞰る。西のかた月躡を厭へ、東のかた日域を震はす。）

日域以廻驚、窮天歩而高尋。

（日域を弔りて以て廻り驚せ、天歩を窮めて高く尋ぬ。）

（鮑照「舞鶴賦」）

揚雄は「東震^ニ日域^一」と詠じ、「日域」を東方と結び付けている。『漢書』顔師古(五八・五六四五)注には、「日域、日初出之處也」とあり、「日域」を日の出る所と解釈している。五臣注『文選』には、「月窟」が「月窟」となり、劉良は、

月窟月出穴也、在西。日域日出處、在東。言聖德遠及、月窟日域皆厭塞震動也。

(月窟 月出づる穴なり、西に在り。日域 日出づる処なり、東に在り。聖德 遠くに及び、月窟 日域皆厭塞 震動することを言ふ。)

と注釈をつけている。彼は「月窟」は西の果て、「日域」は東の果てを指し、君主の聖徳は遠くに及んでいることを意味すると説いている。鮑照の「舞鶴賦」の「日域」についても、劉良の注には「日域 天歩 言^ニ至遠^一也」とあり、下句の「天歩」と同じく、極めて遠い果てであると解釈している。「日域」にはまた以下のような使い方も見られる。

伏惟世祖太武皇帝、英叡自天、籠罩日域。東清遼海、西定玉門。

(伏して惟^{おほ}ふに、世祖太武皇帝、英叡 天自^よりして、日域を籠罩す。東のかた遼海を清め、西のかた玉門を定む。)

威靈邁日域、公孫既授首、群逆破胆、威震怖。

(威靈 日域に邁^{すす}み、公孫既に首を授け、群逆 胆を破り、威震怖す。)

(『晋書』「征^ニ遼東^一」)

「籠^ニ罩日域^一」の語句は『魏書』(五五四年成立)「李孝伯伝」から引用した文句であり、李孝伯の息子豹子が奏上した文書の中で世祖太武皇帝の帝徳を称賛するものである。太武皇帝の帝徳はあまねく及んでいる意味から、「日域」は前述した日の出る東方に限らず、日の照らす天下の意である。「威靈邁^ニ日域^一」の一句は「征^ニ遼東^一」を題とする文章から引用したものであるため、「日域」は東の地の果てを意味し、転じて天下を意味すると言えよう。

以上、「日域」は中国を中心とする中華思想の反映であることが分かるだろう。「日域」は「月窟」などの表現と照応し、中心から離れた果て、特に東方向の果ての意味で多用されているが、日が照らすすべての国土という意味でも使われている。

「日域」の語は中国以外の文献にも見られる。唐の時代に、中国に留学し高い文名を挙げた新羅の崔致遠は太尉相公員嶠の誕生日祝いに「人參三斤、天麻一斤」を献上し、書状に、

前件菓物採從日域、来涉天池。

(前件の菓物 日域従り採られ、来りて天池に渉る。)

(「猷ニ生日物 状五首第五」 『桂苑筆耕集』 卷十八)

と書き記した。彼が言う「日域」は言うまでもなく唐の東に位置する新羅を指すのである。

日本の文献における「日域」を見てみたい。「日域」の用例は勅撰集『経国集』(八二七年成立)に収録される刀理宣令の对策文まで遡る。彼は、

伏惟皇朝、化平日域、徳及天涯。

(伏して惟ふに皇朝は、化して日域を平げ、徳 天涯に及ぶ。)

と詠じ、天皇は天下を教化し、その徳が天の果てまで及ぶ意を表している。「日域」は前述した『魏書』所引の語句と同じく、日の照らす天下の意であると考えられる。一方で、平安中期の詩文を見ると、以下のような用例も見られる。

自天津皇子之初作詩賦、詞人才子、慕風繼塵。移彼漢家之字、化我日域之俗。

(天津皇子の初めて詩賦を作りし自り、詞人才子、風を慕ひ塵を繼ぐ。彼の漢家の字を移し、我が日域の俗を化す。) (『古今和歌集』 真名序 紀淑望)

我朝遙尋漢家之謡詠、不事日域之文章。

(我が朝遙かに漢家の謡詠を尋ね、日域の文章を事とせず。) (『日観集』 序 大江

維時)

北客算彼星躔、朝此日域。望扶木而鳥集、涉滄溟而子来。

(北客 彼の星躔を算して、此の日域に朝す。扶木を望みて鳥のごとく集り、滄溟を涉りて子のごとく来る。) (「夏夜於ニ鴻臚館 餞ニ北客」 『本朝文粹』 卷九 大

江朝綱)

袈裟由緒、見於前記。：遠過震旦、適来日域。

(袈裟の由緒、前記に見る。：遠く震旦を過ぎ、適たま日域に来る。) (「宇治宝蔵

袈裟記」 『本朝統文粹』 藤原明衡)

大江朝綱の句には「朝ニ此日域」とあり、「北客」すなわち渤海国の使者は徳化を慕つて「日域」こと日本に渡航してきたと詠じた。それ以外の三例では、「日域」の語は中国を意味する「漢家」「震旦」と対照して、日本の意味で用いられている。紀淑望の「移ニ彼漢家之字、化ニ我日域之俗」の句は、日本文化が中国の漢字文化がに導かれたことを

述べ、先進的な中国文化の影響を示唆している。大江維時の「遙尋漢家之語詠、不レ事日域之文章」の句は、日本の文人は専ら中国の詩文を吟詠し、日本の文章をなおざりにしていることを懸念し、日本の詩文が中国の詩文に対抗できる素晴らしいものであるとした。「遠過震旦、適来日域」の句は、袈裟は中国を通つて日本にもたらされたことを述べた。

こうして見れば、平安初期の日本の文献における「日域」が中国の文献と同じく、日域の出る所の意から転じて日の照らす天下の意で用いられることはあるが、平安中期になると、「日域」は中国と立ち並ぶ日本の代名詞として定着していたのである。それは、日本の天皇が太陽神「天照大神」の後裔として君臨している考え方に加え、日本は先進的な漢字文化を受け入れて、自国の文化が盛んになり、彼我の意識が強くなるにつれて、国自慢の「本朝意識」も芽生えていたためだろう。

匡衡の句「投玉簡而増日域之光曜」でも、彼が平安中期の風潮に影響され、「日域」を日本の代名詞として詠み込んだ一句であると考えられる。一方で、彼は、源清が日本に経典を求めたことは、日本の光栄であると述べ、更に「中国之遠求、有_レ感哉、有_レ感哉」と語った。それは前述した紀淑望の一句と同じく中国文化を上位に置いて、上位の中国が下位の日本に依頼するという珍しい逆転によって、感動せずにはいられなかったであろう。

さらに、「中国」の語は、『礼記』にはすでに、

中国戎夷五方之民、皆_レ有_レ性也。不可_レ推移。

(中国戎夷五方の民、皆性有るなり。推移すべからず。)

とあるように、中原地方を言う言葉であり、後に統一王朝としての中国を表記するようになった。ここでは、匡衡は平安朝の詩文によく出る「漢家」「唐」「大唐」などの語を使わず、「中国」を使ったのはやはり中国を文化の中心と見なしていたためであろう。

前述した大江朝綱や菅原文時の呉越王への返牒に見える慎重な通交態度と違い、匡衡は僧侶同士の交流を積極的に促そうとした。源清と会いたい気持ちは匡衡が覚慶の思いを代弁して言っただけではなく、匡衡自身もそう願っていたのではないかと考えられる。それは匡衡の中国への憧憬による願いであると言えよう。

匡衡の中国への憧憬は彼のほかの詩文にどう表れているかを見ることにしたい。彼が源為憲の水心寺詩に唱和して詠じた一首が『江吏部集』に収められている。源為憲は宋の人によつて作られた杭州の錢塘湖水心寺を詠む詩作を目にして、心が動かされ、その感想を詩に詠じた。それを受けて、源孝道、藤原公任、匡衡は源為憲の詩の韻字を踏み、次韻形式の唱和詩を詠作したのである。彼らの詠作を掲げて、対照して検討したい。

首聯 錢塘尋寺幾廻頭、見說煙波四望幽。

(錢塘に寺を尋ねては幾たびか頭を廻らす、見説く煙波 四望幽かなりと。)

頷聯 精舍新詩応目想、白家旧句欲心遊。

(精舎の新詩を応に目に想ふべし、白家の旧句に心を遊ばしめんと欲す。)

頸聯 湖中月落龍宮曙、岸上風高雁塔秋。

(湖中に月落つ 龍宮曙き、岸上に風高し 雁塔 秋なり。)

尾聯 法界道場雖仏説、恨於勝境自難求。

(法界 道場 仏説にありと雖も、恨むらくは勝境の自ら求め難きことを。)

「見_二大宋国錢塘湖水心寺詩_一有_レ感_レ繼_レ之_一」 源為憲

首聯 聞説錢塘對嶺頭、中占地勢寺亭幽。

(聞説く錢塘 嶺の頭に対ひ、中に地勢を占めて寺亭幽かなりと。)

頷聯 樓台浄土新形趣、風月楽天昔宴遊。

(樓台 浄土 新たなる形趣あり、風月 楽天 昔 宴遊したり。)

頸聯 白浪伝声湖面旧、紅林倒影水心秋。

(白浪 声を伝へ 湖面旧り、紅林 影を倒し 水心 秋なり。)

尾聯 每看勝境在詩句、恨隔雲濤不得求。

(毎に勝境の詩句に在るを見るも、恨むらくは雲濤に隔てられて求むるを得ざることを。)

「酬_三和前遠州繼_二大宋国錢塘西湖水心寺詩_一之什_本」 源孝道

首聯 錢塘湖上白沙頭、四面茫茫樓殿幽。

(錢塘湖上 白沙の頭、四面 茫茫として樓殿幽かなり。)

頷聯 魚聽法音応踊躍、鳥知僧意幾交遊。

(魚 法音を聴きては応に踊躍すべし、鳥 僧意を知りて幾たびか交遊す。)

頸聯 春風岸暖苔茵旧、暑月波寒水檻秋。

(春風 岸に暖たかく苔茵旧り、暑月 波寒く 水檻 秋なり。)

尾聯 已対詩章譜勝趣、何勞海外往相求。

(已に詩章に對ひて勝趣を諳んず、何ぞ海外に往きて相求むるを勞せん。)

「同_三諸知己 餞_二錢塘水心寺之作_註」 佐金吾(藤原公任)

首聯 樂天昔宅水心頭、化作道場景趣幽。

(樂天 昔宅りし水心の頭、化して道場と作りて景趣幽かなり。)

頷聯 詩酒故窓花自散、慈悲新室鳥閑遊。

(詩酒 故窓 花自ら散り、慈悲 新室 鳥閑かに遊ぶ。)

頸聯

波伝白様風情老、潭泛金容月影秋。

(波 白様を伝へ風情老い、潭 金容を泛べ 月影 秋あり。)

尾聯 応是蓬萊山聖寺、乗杯結契欲相求。

(応に是れ蓬萊山の聖寺なるべし、杯に乗じて契を結び相ひ求めんと欲す。)

「奉_二和前源遠州刺史水心寺詩_一」 大江匡衡

錢塘湖水心寺は錢塘湖すなわち西湖の中の水心保寧寺であり、南宋の潜説友によつて編纂された『咸淳臨安志』に記載されている。それによると、水心保寧寺は旧水心寺であり、天福年間(九三六〜九四四)に再建された。昔の白樂天の來訪を記念するために「思白堂」が建てられたという。源為憲が目にした水心寺の詩は現存せず、詩の内容や日本への舶來事情は不詳である。源清の書状を日本にもたらした齊隱は水心寺の僧であることから、齊隱とかわりがあるのではないかと考えられる。

以上の四首は「頭、幽、遊、秋、求」の韻字を使い、水心寺の幽寂な環境を描き、また藤原公任の詩以外、いずれも昔、白樂天が遊覧したことを明らかに詠出している。一方、藤原公任の詩の「錢塘湖」「白沙頭」「春風岸暖」などの表現によつて、彼が白居易の詩作「錢塘湖春行」(『白氏文集』一三四九)を想起したと推測される。

尾聯に注目してみると、詩人それぞれの心境が分かる。源為憲は、仏教の教えには、世界自体が法界であり、道場であると説いているが、水心寺の優れた景色「勝境」に心が奪われ、悟りを聞くことが求めがたいと嘆いている。源孝道は水心寺の「勝境」は詩文から読み取れるが、雲に隔てられた遙かな中国にあるため、求めても得られないと詠じている。

藤原公任は詩文の中で水心寺のすぐれた趣を楽しめることが十分であるため、苦勞して中国に行くことには及ばないと結んでいる。

それに対して、匡衡の一首は尾聯で、白居易の西湖を詠じたもう一首の詩の詩想を取り入れて詠じている。白居易は「西湖晚帰回望孤山寺」贈「諸客」(一三六一『白氏文集』)の一首の中で、

首聯 柳湖松島蓮花寺、晚動帰櫂出道場。

(柳湖 松島の蓮花寺、晩に帰櫂を動かして道場を出づ。)

頷聯 盧橘子低山雨重、枳櫚葉戰水風涼。

(盧橘 子低れて山雨重く、枳櫚 葉戦ぎて水風涼し。)

頸聯 煙波澹蕩揺空碧、樓殿參差倚夕陽。

(煙波 澹蕩として空碧を揺かし、樓殿 參差として夕陽に倚る。)

尾聯 到岸請君回首望、蓬萊宮在海中央。

(岸に到らば 請ふ 君 首を回らして望まん、蓬萊宮は海の中央に在り。)

と詠じている。夕暮れに西湖の中の島にある孤山寺から帰り、岸边に着いて振り返ってみると、雨後の島は霧がかかっている、海の真ん中にある「蓬萊宮」のようであると述懐した。匡衡はそれを受けて、水心寺を蓬萊島の仙寺と見たてて、船に乗って求めに行こうと詠じただろう。更に彼は首聯で、かつて白居易が住んでいた宅は道場水心寺に変わったと詠じたが、「道場」の語も白居易の孤山寺詩に依拠しただろう。頷聯は白居易が詠じた

「北窓三友」(二九八五『白氏文集』)を踏まえたと考えられる。「北窓三友」には、

今日北窓下、自問何所為。(今日 北窓の下、自ら問ふ 何の為す所ぞと。)

欣然得三友、三友者為誰。(欣然として三友を得たり、三友は誰とか為す。)

琴罷輒奉酒、酒罷輒吟詩。(琴を罷めば輒ち酒を奉げ、酒を罷めば輒ち詩を吟ず。)

三友遞相引、循環無已時。(三友遞ひに相引き、循環して已む時無し。)

とあり、「琴」「酒」「詩」を「北窓の下」で遊ぶ「三友」としている。匡衡が頷聯で詠んだ「詩酒故窓」は「北窓三友」に依拠することが明らかであろう。

四首の詩作の中で、匡衡の一首は他の詩人より一層白居易を意識し、最も水心寺に憧れる気持ちを感じさせている。それは中国文学に親炙した匡衡が中国文化に憧れることの反映であろう。

おわりに

以上、中国杭州奉先寺の僧源清が日本延暦寺の僧侶に送った書状と、匡衡が代作として作った返牒を対照して見てきた。源清が進んで日本に書状や自分の著書を送り、中国で散佚した天台宗経典を求めたのは、仏教に敬虔な呉越国王銭氏の影響や自発的な日本仏教への憧れによるものであると考えられる。外交権が中央朝廷に集中した平安時代中期では、延暦寺の僧侶は直接返答できず、中央朝廷に奏上し、その処置を求めたところ、中央朝廷は文人である匡衡たちに返牒作成の命令を下したのである。

匡衡の返牒は源清の書状に応じる返答にとどまり、源清のように日本僧をほめそやす文句が見られない。一方で、返牒は代作とはいえ、匡衡の中国に憧れる姿勢も読み取れる。彼は長く漢文学に携わってきて、中国や漢文学への熱情も高いため、返牒の代作行為を超える彼自身の中国文化に憧れる对中国意識も反映したと言えよう。

一 テキストは新日本古典文学大系『本朝文粹』巻十二所収を使用。解釈は柿村重松氏『本朝文粹注釈』（内外出版、一九九二年三月）、後藤昭雄氏『続本朝文粹抄 天台座主寛慶の宋国杭州奉先寺の和尚に答ふる牒』（『アジア遊学』113、二〇〇八年）を参照。
二 今浜通隆氏「大江匡衡『述懐古調詩』の執筆時期とその意図について（下）」（『武蔵野日本文学』第六号、武蔵野女子大学国文学会、一九九七年三月）によると、「述懐古調詩百韻」は寛弘六年十一月から寛弘七年にかけて作られたという。

三 匡衡の返牒の文末にある「臨_二白首_一而始知、恨隔_二面於鰲波万里之外_一。仰_二玄趾_一而遥契、願促_二膝於童華三會之朝_一」の二句についての記事がある。源為憲は終句「願促_二膝於童華三會之朝_一」について、この句はあってはならないと批判したところ、大江以言は「為憲は能く文章を知れる者か」と為憲を否定したとのエピソードが記されている。

四 二通の書状は『四明余光』にも収録されている。前後順序は『大日本史料』と逆であるが、ここでは、『大日本史料』に出る順序に従う。源清が自分のことを「大徳」と呼ぶことは考えられないため、文章のタイトルは後世の人が付けたものであると考えられる。

五 『日本紀略』長徳二年（九九六）十二月二十六日の条には、「下_二給大宋天台宗源清送_一日本天台法文合七卷並牒狀二通、座主暹賀解文上、令_二匡衡_一奇名等_レ作_二返牒_一」という記録がある。『権記』長徳四年（九九八）七月十三日の条には、「與_二仁聰_一同船僧奇隱所_二持来_一之大宋僧源清牒二三通返牒可_レ令_レ候之由、仰_二左大臣_一。大臣仰_二匡衡朝臣奇名等_一」との記録も見られる。

六 同注1 後藤昭雄氏の論考を参照。

七 速水侑氏『源信』（吉川弘文館、一九八八年）によると、僧源信、覚運、静照、慶祚、実因、勸修、聖教と安慶は論破した。

八 同注1 後藤昭雄氏の論考を参照。

九 李国玲氏『宋僧録』（線装書局、二〇〇八年）。

一〇 『楊文公談苑』は散佚しているが、李裕民氏が『参天台五臺山記』などの古文獻所引の内容を整理して、『楊文公談苑』（李裕民・李偉国校『楊文公談苑 後山談叢』、上海古籍出版社、二〇一二年）を編集した。『参天台五臺山記』の注釈については、藤善真澄氏『関西大学東西学術研究所 訳注シリーズ 参天台五臺山記』（関西大学出版部、二〇一一年三月）を参照。

二 この書状は『大宰府史料』上世編第七分冊、『平安遺文』巻九に収録されている。桃裕行『日延の天台教籍の送致』森克己博士還暦記念論文集 対外関係と社会経済（塙書房、一九六八）を参照。

二三 替筆撰、範祥雍校『宋高僧伝』（中華書局、一九八七）を参照。

二四 天台宗においては、釈尊一代の説法の次第を五時をもって定め、その説法の深淺（化儀の四教）と教法の深淺（化法の四教）の八教をもつて分別した。化儀の四教は頓教・漸教・秘密教・不定教、化法の四教は三藏教・通教・別教・円教をいう。「一乘」とは仏の眞実の教えは絶対平等であり、それによつてすべての人が成仏できると説く教法である。

二五 石上英一氏「日本古代一〇世紀の外交」（『東アジア世界における日本古代史講座 7 東アジアの変貌と日本律令国家』、学生社版）を参照。

二六 森克己氏「転換期十世紀の対外交渉」（『続日本書紀の研究 森克己 著作集 2』（勉誠出版、二〇〇九年四月）を参照。

二七 『日本紀略』には、「大唐吳越州人蔣承勳來。猷^ニ羊數頭」（承平五年九月^ニ日）、「太宰府申^ニ大唐越州人蔣承勳、季盈張等來着之由^ニ」（承平六年七月十三日）、「大唐吳越國持礼使盛德言^ニ上書」（天徳元年七月二十日）などの記事が見られる。

二八 『日本紀略』には、「唐商人猷^ニ孔雀一羽於内裏^ニ」（延喜十九年七月十六日）、「太宰府言^ニ上大宋国商客鄭仁德來着狀^ニ」（寛和二年七月九日）、「若狭国言^ニ上唐人七十余人到着当国^ニ」（長徳元年九月六日）、「太宰府言^ニ上大宋国商客曾令文參着由^ニ」（寛弘二年八月十四日）などの記事が見られる。

二九 森克己氏『新訂日宋貿易の研究 森克己著作集 1』（勉誠出版、二〇〇八年十二月）、渡邊誠氏『平安時代貿易管理制度史の研究』（思文閣出版、二〇一二年二月）、石上英一氏「日本古代一〇世紀の外交」（『東アジア世界における日本古代史講座 7 東アジアの変貌と日本律令国家』、学生社）を参照。

三〇 『咸淳臨安志』には「天福年建、旧曰水心寺。大中詳符賜今額、旧志有思白堂^{（兼安日遊、元豊二年始創）}、^{（林梅村曰、思白亦承賢之堂）}と記されている。

三一 「錢塘湖春行」の詩の内容は、「孤山寺北賈亭西、水面初平雲脚低。幾處早鶯争^ニ暖樹、誰家新燕啄^ニ春泥。乱花漸欲^レ迷人眼、淺草才能没^ニ馬蹄。最愛^ニ湖東^一行不^レ足、綠楊蔭里白沙堤」とある。白居易の作品番号は、花房英樹氏「綜合作品表」（同氏『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年）による。

三二 『咸淳臨安志』では、白居易が遊びにきた記録だけが見られるが、彼が水心寺に「宅」を置いたことが見えない。

終章

一 大江匡衡の詩文の特徴

本博士学位請求論文（以下は「本論文」と略す）では、第一部「大江匡衡における漢文学的素養の形成と様相」、第二部「中国の詩文との比較研究」、第三部「平安朝漢文学における位相」との三部構成で、主に『江吏部集』に収録されている大江匡衡（以下は「匡衡」と略す）の漢詩文を中心に、匡衡の中国古典文学の受容状況及び平安朝漢文学における位相について考察をしてきた。

匡衡は中国古代漢文学の素養を身につけ、漢籍より表現、思想、詠作法など全般にわたって多大な影響を受けていた。一方、彼は中国大陸と離れた日本の文学環境の中で育っていたため、中国文化の全般を摂取しながら独自性を持つ日本漢文学に身を染め、平安時代二大学問家の一つ大江家の中心人物として活躍していた。

匡衡の詩文に見られる中国の漢籍に依拠した故事や表現の多く、白居易文学への傾倒などは彼と同時代の文人の詠作にも見られることから、第一部で整理してきた幼学書、儒家經典、道家經典、史書、詩文集など様々な分野にわたる匡衡の漢文学の素養が彼を含む平安時代の文人に共通するものであると考えられる。また、中国詩文に稀に見られる「九月尽」詩や句題詩の題材や詠作法、菅原道真への崇敬なども一条朝のほかの文人の詠作に見られる。匡衡の漢詩文の作成の場を見れば、現存する詩作百三十三首のうち、七十八首以上は天皇や公卿が催した詩宴或いは文人同士の場で作られたものである。作文の場での交流により、匡衡を含む文人同士の漢文学の知識や漢詩文の詠作法も互いに影響を与え、匡衡の漢詩文の素養の本身は平安中期の文人においては人並みであると言ってよいだろう。

匡衡の詩文は本論文第三部第三章で論じたように、「遒勁」「雄健」な作風を持っていると評価された詠作がある。一方で、匡衡の詩文の特徴については、後藤昭雄氏は、①類似した表現がその詩文の中に何度か重複して現われること、例えば、酷似した文章の反復、同じ典故を踏まえる対句の反復が見られること、②対句が意味的均衡の原則を破って、不整合であることを指摘した。今紀子氏は『江吏部集』所収の匡衡の漢詩文には「江家讚美」「道長讚美」の詩が多く、「応教・応製詩は律詩が多く、詩序は四六駢麗体の流麗豊艶な文

体で書かれている」と指摘した。酷似した文章の反復は匡衡の安易な創作態度を物語っていると言えるが、『江吏部集』は『本朝麗藻』とともに句題詩が多いことから、典故を踏まえる対句の利用は当時の文人の詠作に共通していたものであると考えられる。一条朝の漢文学は一条天皇と藤原道長によってリードされていたため、「天皇讚美」や「道長讚美」が匡衡の漢詩文に限ったものではないことは容易に想定できる。平安朝漢詩文は散佚が多く、匡衡の漢詩文の表現の独自性を説くには限界があるため、ここでは、匡衡の漢詩文より窺える彼の意識の面から迫ってみたい。

(1) 儒者としての「家門意識」

第二部第一章で分かるように、大江家は菅原家とともに、平安時代の最も重要な教育機関大学寮の文章院の東曹、西曹を司る家柄であり、他家と異なる位置づけが認められる。儒門の棟梁たる匡衡は大江家とりわけ維時流を受け継いだことを自覚し、詩文の中で常に菅原家と祖父維時の偉業を先蹤として挙げ、自分もその後を継いで公卿になる切望を明らかにしている。また、彼は息子肇周を官職につかせるために自分の式部権大輔の官職を辞退したことや、時棟の学問料の受給を乞う申し文を作成したなど、子息の成長や出世に大いに預かっていた。彼が家業を重要視することは彼の和歌からも窺い知れる。

めのとせんとてまうできたりける女の、ちのほそう侍りければよみ侍りける

はかなくも おもひけるかな ちもなくて はかせのいへの めのとせんとは

(一一一九『後拾遺和歌集』 雑六)

乳母として匡衡の妻赤染衛門のところにやってきた女は乳があまり出なかったため、匡衡はそれをからかって、「智もなく乳も出なくて、博士の家の乳母となるなんてあつげなく思うのだが」との一首を詠んで赤染衛門に送ったのである。ここでは、匡衡は大江家の「博士の家」としての家柄を意識して、「ち」には「乳」と「知」を掛けて詠んでいた。和漢兼作の匡衡が常に大江家の儒門としての家業を意識し、詩文や和歌に詠み込んだのは彼の強い家門意識の投影であると言えよう。

ところで、匡衡の官職はとうとう式部大輔に、官位は正四位上にとどまり、維時のように公卿にならなかった。彼は公卿になっていない自分の不遇及び大江家の沈淪を常に詩文の中に詠み込んでいた。その手法としては、直接不遇を訴えたり、栄達した先人の例を挙げ、自分の沈淪を対照させて明らかにしたり、また、掛詞的な表現で間接的に表すことも

見られる。掛詞的な表現としては、匡衡が氏姓の「大江」に掛けて、実在の川を詠み込んだことが挙げられる。

寒江漸暖潜魚躍、枯木半荣好鳥吟。

(寒江漸く暖まりて潜魚躍り、枯木半ば榮えて好鳥吟ず。)

(一六「春日陪左相府東閣同賦逢春唯喜氣」『江吏部集』)

舜河添潤寒江岸、堯燭今輝暗牖。

(舜河 潤ひを添ふ 寒き江岸に、堯燭 今輝かす 暗き牖の扇を。)

(六八「喜息举周賜學問料、聊写所懷、寄呈廊下諸賢」『江吏部集』)

能鳴更伴不才者、共在寒江積歲華。

(能く鳴きて更に不才なる者を伴ひ、共に寒江に在りて歳華を積む。)

(一三七「秋雁数行書詩以料」『江吏部集』)

「寒江漸暖潜魚躍、枯木半荣好鳥吟」の句は、本論文第一部第二章で論じたように、長徳四年(九九八)の春に、匡衡が左大臣藤原道長邸での詩宴に参加し、「逢春唯喜氣」を詩題として賦した句題詩の頸聯である。当時、匡衡は従四位下に叙され、文章博士、東宮学士、式部権大輔の三つの官職を兼ねていたのである。頸聯では、匡衡は自分の氏姓「大江」に因んで寒々とした「江」を詠み、官職の翰林学士(文章博士の唐名)に因んで、枯れた「木」を詠んで、詩題にある「春」を敷衍している。彼は「寒江」がようやく暖まり、「枯木」が半ば榮えていると詠じ、任官の恩恵により不遇の念を払ったことを詠出した。

「舜河添潤寒江岸、堯燭今輝暗牖」の二句は匡衡が息子举周が学問料を賜わったことを喜んで作った、首の頷聯である。本論文第三部第一章で論じたように、制作時期は長保二年(一〇〇〇)十二月以前であると推測される。頷聯の二句の意は、聖主とされる「舜」の河が寒々とした江岸に潤いをもたらしたように、「舜」に譬えられるべき一条天皇の恩恵により、沈淪している大江家は潤されている。聖主とされる「堯」の燈火は暗い窓を明るくしたように、「堯」に譬えられるべき一条天皇の恩恵により、暗闇にあつた大江家は照らされて、将来が明るくなつていく、とのことである。この一首の製作事情と結び付けて考えれば、匡衡が沈淪する大江家を「寒江岸」に掛けていることは明らかであると言えよう。

「能鳴更伴不才者、共在寒江積歲華」は匡衡が寛弘四年(一〇〇七)九月十七日藤原道長邸で催された詩宴で「秋雁数行書」を句題として詠んだ句題詩の尾聯である。

二句の意は、能く鳴いている雁は「不才者」とともに、寒々とした江辺において歳月を重ねている、とのことである。「不才者」とは才能のない人の意であり、ここでは匡衡が自身のことを謙遜して言う。「寒江」は前述した「寒江」「寒江岸」と同じく、言うまでもなく江家とも簡称される大江家を掛けている。

このように、匡衡は様々な詩文や和歌において、江家の家業の継承と自分の官位の昇進を懸念する意を表し、強い「家門意識」を窺わせていると言えよう。

(2) 文人としての「日新意識」

「日新」とは日々新たになる意である。匡衡は幅広い漢文学に接していて、常に新しい漢詩文知識の摂取に取り組んでいたと考えられる。本論文第三部第三章によると、匡衡が以言の詩文を「日新」という評語で高く評価していたが、匡衡自身も常に「日新」を心がけていただろう。彼自身の詩文には、「日新」の語は一例しか見られない。それは「仲秋積奠^レ講^二古文尚書^一同賦^二安^レ民則惠^一」（『江吏部集』八五）にある、

安民惠化方^一、從此日新学古文。

（民を安んずる恵化 方に齊一たり、此より日に新たに古文を学ぶ。）

との句である。民衆を安心して生活させる恵みはまさしく一様であり、これから日々新たに知識を得るために、『古文尚書』を学ぶ、とのことである。この一首は彼が大学寮時代の積奠の儀式で『古文尚書』の講義を聞いてから詠んだものであると推測される。そうすると、彼は早くも「日新」の意識を持っていたと言えよう。

本論文第二部第一章で論じたように、白居易と菅原道真は擬人的な手法で、別れの語であって、季節に本来関係がない「好去」の語を用いて春に別れを告げる意を表していた。匡衡は白居易と菅原道真が春に用いたのを秋に転用した。また、彼は白居易と菅原道真が

「過^二潘郎^一」「過^レ潘」と言って、自分の年齢が潘岳より上であることを、自分の秋の「佳興」が潘岳以上のものと表現したのに転用した。それは匡衡が「日新」を求めて、積極的に白居易と菅原道真の詩想や表現を摂取し、転用したと言えよう。一方、彼の二十五番詩「九月尽日同賦^レ送^二秋筆硯中^一」^二応^レ製^一首^三」の序文にある「案^二響策于文筆之雲^一」「任^二舟楫於詞江之浪^一」の語句は以言の「文筆案^レ響白駒景、詞海艤^レ舟紅葉声」の句を踏襲したと考えられる。それは匡衡が同時代の文人の新しい詩語や秀句にも目を向け、摂取に心がけたことの証であると言っても差し支えないだろう。

(3) 儒者文人意識

匡衡は「七言五月五日陪三内相府池亭同賦三雲峯入三夏池三応三教詩一首」(一一『江吏部集』)の序文で、

匡衡榮謝伯春、未作詩家之宗匠。

(匡衡 榮は伯春に謝ぢ、未だ詩家の宗匠に作らず。)

と述べ、榮耀は「伯春」に及ばず、「詩家の宗匠」になれなかった自分の無念さを吐露した。「伯春」とは、後漢の碩儒召馴(生没年未詳)の字である。『後漢書』『儒林列伝』によると、召馴は前漢の韓嬰が『詩経』を説いて著した「韓詩」を習い、『尚書』『左伝』にも通じ、博学で漢の章帝(七五〜八八年在位)や諸皇子の侍講を務めていた。後に章帝の厚遇を受け、左中郎将、地方長官を歴任して、九卿の一つ「光祿勳」に任ぜられたという。「詩家の宗匠」というのは、召馴が「韓詩」に習熟し、「宗匠」と崇められたことを指すが、ここでは、匡衡が「未_レ作_三詩家之宗匠」と、自分がまだ『詩経』広く言えば学問に精通する「宗匠」になっていないことを言っている。匡衡は、公卿で学問の「宗匠」とされた召馴に託して、学問が卓越し、榮耀のある儒者文人を目指していた姿勢をアピールしていると言えよう。

「儒者」「文人」の語は匡衡の「述懐古調詩一百韻」(七八『江吏部集』)では、「文儒」の一語となって現れている。彼は、

象岳聚群書、文儒豈棄捐。

(象岳 群書を聚むれば、文儒豈に棄捐せられんや。)

と詠じた。道長のような五岳に比すべき高貴な大臣たちは書物を集めて学問を重んじているので、「文儒」は見捨てられることはないだろう、との意である。「象岳」の語は使用例が少なく、ここでは五岳に似る意で捉えられる。「文儒」の語は現存する平安朝漢詩文にほかに見られない。「文儒」の語は王充の『論衡』『書解』には、

著作者為文儒、説経者为世儒。

(作を著す者は文儒たり、経を説く者は世儒たり。)

とあり、著作を業とする人であることを明らかにした。また、李白や白居易の詩文にも「文儒」の語を詠み込んだものが見られる。

趙俗愛長劍、文儒少逢迎。

(趙俗 長劍を愛し、文儒 逢迎少し。)

(李白「自_二広平_一乗_レ醉走_レ馬六十里至_二邯鄲_一登_レ城覽_レ古書_レ懷_レ)

幸逢太平世、天子好文儒。

(幸ひに太平の世に逢ひ、天子 文儒を好む。)

(白居易「常樂里閑居偶題_二十六韻_一兼寄_二劉十五公_一」)

李白の句の意は、「邯鄲」に都を置く「趙国」の俗としては、「長劍」すなわち武を好尚するため、詩文を作る文人は迎えられ招待されることが少ない、とのことである。白居易の句の意は、幸いに「太平の世」にめぐりあい、天子は文人を好む、とのことである。李白と白居易の詩作では、「文儒」は文章に携わる文人、文士の意味で使われている。前掲の句で、匡衡が「文儒豈棄捐」と言ったのは、彼自身が見捨てられず起用され、昇進していくことを熱望していたからだろう。匡衡が言った「文儒」は単に詩文を作成する文人ではなく、儒学によつて官途につく「儒者」の意味合いも含まれていると言えよう。

匡衡は自分の「儒者」「文人」である身を自覚しながら、儒学の学問や詩文作成に精進し、着実に官途を歩んでいたと言えよう。彼がこのような姿勢を持っているため、彼の詩文の中には、儒者としての栄耀の切望、詩文の表現の追求などが多く見られただろう。

二 今後の課題

本論文は、匡衡の漢詩文を考察し、匡衡をはじめとする平安中期の文人の有り様の一半を覗くことができたように思われる。一方で、文献資料の限界があるため、匡衡の詩文の後代への影響を検討することができなかった。今後の課題として、匡衡以降の時代の文人の作品も視野に入れて、匡衡の漢詩文の後代への影響を考察してみたい。また、匡衡は和漢兼作の代表的な人物であるため、匡衡の和歌作品と関わって匡衡の漢詩文の考察を深めたい。

匡衡の詩文の後代への影響については、第二部第一章で論じたように、匡衡の「佳興過_二潘郎_一」(二四「九月尽日於_三秘芸閣_一同賦_三秋唯殘_二一日_一詩一首」『江吏部集』)の語句は藤原季綱の「此時興味勝_三潘安_一」(「初秋偶吟」『本朝無題詩』卷五)に影響を与えたと考えられる。これからも、このような語句を整理して、匡衡の詩文の影響を検討してみたい。

匡衡の和歌に対する研究は、現在、林マリヤ氏の註釈研究『匡衡集』(風間書房、二〇

〇〇年八月)、林マリヤ氏「『匡衡集』から見た大江匡衡の素顔」(『並木の里』第四十二号、一九九五年六月)、小町谷照彦氏「大江匡衡の和歌―儒者における和歌の意味」(『成城大学短期大学部』第一号、一九六五年一月)など、匡衡の和歌を通じて彼の人生像や抱負を解明したものが見られる。今後、匡衡の和歌における漢文学との関連、融合などを大きな課題として研究を進めていきたい。

¹ 後藤昭雄氏「大江匡衡の詩文」(『語文研究』第32・33号、一九七一年)を参照。

² 今紀子氏『江吏部集』試論(『駒澤国文』15、一九七八年三月)を参照。

³ 和歌の注釈は藤本一恵氏『後拾遺和歌集全釈』(風間書房、一九九三年七月)を参照。

⁴ 木戸裕子氏は『江吏部集』に見られる言語遊戯的な表現について(『語文研究』94、九州大学国語国文学会、一九八七年十二月)で、このような表現を「言語遊戯的な表現」としている。

⁵ 『御堂関白記』寛弘四年九月十七日の条に「十七日、庚辰。題為秋雁数行書」とある。

主要参考文献

【本文類】

- 『旧唐書』劉昫等、中華書局、一九七五年。
- 『芸文類聚』歐陽詢等、汪紹楹校、中華書局、一九六五年。
- 『咸淳臨安志』潛說友、文淵閣四庫全書史部365、商務印書館、一九八六年。
- 『江吏部集』大江匡衡、群書類従本、新校群書類従本、山口県立図書館本、石川県立図書館蔵見林本、京大本、内閣文庫本、内閣文庫紅葉山本など。
- 『権記』藤原行成、増補史料大成、臨川書店、一九六五年。
- 『十訓抄』編者未詳、永積安明校、岩波書店、一九四二年。
- 『初学記』徐堅等、中華書局、一九六二年。
- 『晋書』房玄齡等、中華書局、一九七四年。
- 『世說新語』王羲慶撰、劉孝標注、藝文印書館、一九五九年。
- 『全唐詩』彭定求等、中華書局、一九六〇年。
- 『宋高僧伝』贊寧撰、範祥雍校、中華書局、一九八七年。
- 『中論』徐幹、世界書局、一九七五年。
- 『朝野群載』三善為康、吉川弘文館、一九六四年。
- 『通憲入道藏書目録』藤原通憲、『群書類従』卷305、温故学会、一九八四年。
- 『続本朝往生伝』大江匡房、早稲田大学図書館蔵古本、出版地不明。
- 『二中歴』編者未詳、育徳財団、一九三七年9月。
- 『日本国見在書目録』宮内庁書陵部所蔵室生寺本、藤原佐世、名著刊行会、一九九六年。
- 『白氏文集』白居易撰、商務印書館、一九三二年。
- 『扶桑略記』皇円、国史大系新訂増補第23卷、吉川弘文館、一九六五年。
- 『文苑英華』李昉等、華文書局、一九六五年。
- 『穆天子伝』著者不明、上海古籍出版社、二〇一二年。
- 『本朝通鑑』六林羅山・林鶯峰撰、国書刊行会、一九二〇年。
- 『御堂関白記』藤原道長、思文閣出版、一九八三年。
- 『蒙求古註集成』池田利夫編、汲古書院、一九八九年一月。
- 『蒙求』甘肅藏敦煌文獻編委会編、甘肅人民出版社、一九九九年。

『李太白文集』宋蜀刻本、上海古籍出版社、一九九四年。

【註釈書】

『采花物語』山中裕校注、新編日本古典文学全集㉔、小学館、一九九八年三月。

『惠慶集注釈』川村晃生・松本真奈美、貴重本刊行会、二〇〇六年十一月。

『雲笈七箋』張君房纂輯、蔣力生等校注、華夏出版、一九九六年。

『菅家文章・菅家後集』川口久雄校注、岩波書店、一九六六年。

『金葉和歌集』久保田淳監修、『和歌文学大系』㉔、明治書院、二〇〇六年九月。

『古今和歌集』小島憲之・新井栄蔵校注、新日本古典文学大系㉑、岩波書店、一九八九年。

『古今著聞集』永積安明、島田勇雄校注、日本古典文学大系㉔、岩波書店、一九六六年。

『古今著聞集』西尾光一、小林保治校注、新潮日本古典集成、新潮社、一九八三年。

『口遊注解』幼学の会編、勉誠社、一九九七年二月。

『江談抄』後藤昭雄校注、新日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年。

『江談証注』川口久雄・奈良正一、勉誠社、一九八四年十月。

『書経』上加藤常賢、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九八三年九月。

『書経』下小野沢精一、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九八五年四月。

『莊子』市川安司、遠藤哲夫、新釈漢文大系㉑、明治書院、一九六七年三月。

『田氏家集全釈』中村璋八、島田伸一郎著、汲古書院、一九九三年四月。

『田氏家集注 卷之下』小島憲之監修、和泉書院、一九九四年。

『土佐日記全注釈』萩谷朴、角川書店、一九六七年八月。

『都氏文集全釈』中村璋八、大塚雅司、汲古書院、一九八八年。

『白氏文集』四、岡村繁、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九九〇年十一月。

『白氏文集』五、岡村繁、新釈漢文大系㉑、明治書院、二〇〇四年二月。

『袋草紙注釈上』小沢正夫・後藤重郎等、塙書房、一九七四年。

『本朝文粹』大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注、新日本古典文学大系本、岩波書店、一九九二年。

一九九二年。

『本朝文粹注釈』柿村重松、内外出版、一九九二年三月。

『本朝麗藻簡注』本朝麗藻を読む会編、勉誠社、一九九三年七月。

『蒙求』早川光三郎、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九七三年八月。

『文選』文章篇上、原田種成、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九九四年七月。

『文選』文章篇中、新釈漢文大系㉔、明治書院、一九九八年七月。

- 『文選』文章篇下、新釈漢文大系 28、明治書院、二〇〇一年一月。
- 『礼記』上中下竹内照夫、新釈漢文大系 27、28、29、明治書院、一九七一年、一九七七年、一九七九年。
- 『老子』安倍吉雄、山本敏夫、新釈漢文大系 1、明治書院、一九六六年十一月。
- 『老子』福永光司、世界古典文学全集、筑摩書房、二〇〇四年五月。
- 【研究書】
- 『雨乞儀礼の成立と展開』飯元晶、御影史学研究会、二〇〇二年十二月。
- 『雨乞習俗の研究』高谷重夫、法政大学出版社、一九八二年三月。
- 『大江匡衡』後藤昭雄、吉川弘文館、二〇〇六年三月。
- 『句題詩研究』古代日本の文学に見られる心と言葉』佐藤道生、慶応義塾大学 21 世紀 COE 心の統合的研究センター、二〇〇七年三月。
- 『源信』速水侑、吉川弘文館、一九八八年。
- 『古今和歌六帖の研究』平井卓郎、明治書院、一九六四年。
- 『庚申信仰の研究―日中宗教文化交渉史―』窪徳忠、日本学術振興会、一九六一年三月。
- 『国風暗黒時代の文学』(中) 中、小島憲之、塙書房、一九八五年。
- 『詩詞曲語辞匯積』張相、中華書局、一九五三年。
- 『上代学制の研究 修訂版』桃裕行、思文閣出版、一九九四年六月。
- 『上代日本文学与中国文学―出典論を中心とする比較文学的考察(上)』小島憲之、塙書房、一九六二年九月。
- 『上代日本文学与中国文学―出典論を中心とする比較文学的考察(下)』小島憲之、塙書房、一九六八年三月。
- 『宋僧録』李国玲、線装書局、二〇〇八年。
- 『唐代酒令芸術』王昆吾、知識出版社、一九九五年。
- 『新訂日宋貿易の研究 森克己著作集』森克己、勉誠出版、二〇〇八年。
- 『日本漢文学史』岡田正之、吉川弘文館、一九五四年。
- 『日本漢文学論集』大曾根章介、汲古書院、一九九八年。
- 『平安時代貿易管理制度史の研究』渡邊誠、思文閣出版、二〇一二年。
- 『平安朝の漢文学』川口久雄、吉川弘文館、一九八一年。
- 『平安朝日本漢文学史の研究』川口久雄、明治書院、一九六四年五月。
- 『庚信研究』矢嶋美都子(明治書院、二〇〇〇年二月)

『老子伝説の研究』楠山春樹、創文社、一九七九年。

【研究論文】

相田満等「台湾故宮博物館蔵本『蒙求』—影印・翻刻・訓釈・簡注—目・王戎簡要(1) 至・田横感歌(30)」、平成十五年度〜十八年度日本学術振興会科学研究補助金基盤(⑤)、二〇〇七年二月。

同氏「幼学書のひろがり—台湾故宮博物館蔵平安期古鈔本『蒙求』の意義と特質」、『東洋研究』、大東文化大学東洋研究所、二〇一五年一月。

池田温『貞観政要』の日本流伝とその影響』、『東アジアの文化交流史』、吉川弘文館、二〇一二年三月。

石上英一「日本古代・〇世紀の外交」、『東アジア世界における日本古代史講座—東アジアの変貌と日本律令国家』、学生社、一九八二年一月。

今紀子『江吏部集』試論、『駒澤国文』25、一九七八年三月。

今浜通隆・三浦加奈子『江吏部集』全注釈(一)―(13)、『並木の里』第五十五〜六十七号、二〇〇一〜二〇〇七年。

今浜通隆『本朝麗藻全注釈』28、29、31、33、34、36、37、『並木の里』第34、35、36、37、38、39、40号、並木の会、一九九〇年十一月〜一九九四年六月。

同氏『本朝麗藻全注釈』30、32、35、38、『武蔵野女子大学紀要』27、28、29、30、武蔵野女子大学紀要編集委員会、一九九二〜一九九五年。

同氏「大江匡衡『述懐古調詩』の執筆時期とその意図について(上)」、『武蔵野日本文学』第四号、一九九五年。

同氏「大江匡衡『述懐古調詩』の執筆時期とその意図について(下)」、『武蔵野日本文学』第六号、一九九七年三月。

太田次男「白氏諷諭詩考—平安時代の受容をめぐる—」、『藝文研究』25、一九六九年三月。

太田郁子『和漢朗詠集』の「三月尽」「九月尽」、『言語と文芸』91、一九八一年。

大野実之助「平安漢詩と李白」、『国文学研究』第九・十輯、一九五四年三月。

大曾根章介「世説新語と日本古典」、日本漢文学論集第三卷、汲古書院、一九九九年。

寛文生「繞牀」考—李白「長干行」ノート—、『立命館文学』第三八六・三八七・三八八・三八九・三九〇号、一九七七年十月。

兼岡理恵「良吏」と「風土記」—九〜十世紀の風土記受容—、『風土記受容史研究』笠間書院、二〇〇八年二月。

- 笠井昌昭「北野天神縁起説話の成立過程」、『同志社大学人文科学研究所紀要』、一九六四年二月。
- 熊本守雄「栗田山庄障子絵と和歌と漢詩―恵慶集と江吏部集―」、『国語国文学』43、一九六七年七月。
- 藏中しのぶ「題画詩の発生―嵯峨天皇正倉院御物屏風風沽却と「天台山」の文学―」、『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』、二〇〇三年七月。
- 神田秀夫「日本における莊子」、『神田秀夫論稿集』一、一九八三年。
- 神田喜一郎「読白樂天詩紀」、『神田喜一郎全集』第二卷、一九八三年十一月。
- 木戸裕子『江吏部集』に見られる言語遊戯的な表現について、『語文研究』66、一九八七年十二月。
- 同氏「栗田障子詩考」、『語文研究』第23号、一九九二年。
- 同氏「大江匡衡と仏教…『冬日登天台即事』詩を中心として」、『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』43、一九九二年。
- 同氏「大江匡衡 栗田障子十五連作」、『文献探究』22号、一九九一年三月、29号、一九九二年三月。
- 同氏「江吏部集試注(一)(四)(六)(八)(十)(十五)、『文献探究』36、37、38、39、40、文献探究の会、一九九八～二〇〇一年、二〇〇三年。
- 同氏「江吏部集試注(二)(五)(十)(十四)(十六)(十八)、『人文』22、23、26、29、31、鹿児島県立短期大学、一九九八～二〇〇七、二〇〇九年。
- 同氏「江吏部集試注(三)(七)(九)(十一)(十三)(十七)、『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』49、51、52、54、55、59、一九九八年、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇八年。
- 同氏「平安詩序の形式―自謙句の確立を中心として」、『語文研究』22、九州大学国語国文学会、一九九六年六月。
- 同氏「栗田障子詩にみる大江匡衡の白居易受容」、『日本・中国交流の諸相』勉誠出版、二〇〇六年三月。
- 同氏「大江匡衡「述懐古調詩一百韻」における白居易受容」、『日本古代文学と白居易…王朝文学の生成と東アジア文化交流』勉誠出版、二〇一〇年四月。
- 同氏「職只太子賓客―唐名と白樂天」、『語文研究』九州大学国語国文学会、二〇一〇年六月。

- 同氏「大江匡衡「述懐古調詩一百韻」の構成と主題・白居易「与元九書」との関連」、『白居易研究年報』(25) 勉誠出版、二〇一五年三月。
- 同氏「粟田障子詩考」、『語文研究』九州大学国語国文学会、一九九二年六月。
- 木戸裕子氏「大江匡衡と唐代道教書」、『新世紀の日中文学関係 その回顧と展望』和漢比較文学会・中日比較文学学会編、二〇〇三年七月。
- 同氏「粟田障子詩にみる大江匡衡の白居易受容」(『日本・中国交流の諸相』 勉誠出版、二〇〇六年三月)。
- 北山田正「大江匡衡『除夜作』とその周辺」、『神女大國文』第二号、二〇〇〇年。
- 同氏「菅原道真と九月尽日の宴」、『菅原道真論集』 勉誠出版、二〇〇三年。
- 同氏「大江匡衡の八月十五夜の詩」、「神女大國文」第二十四号、二〇一三年三月。
- 後藤昭雄「大江匡衡の詩文」、『語文研究』第21・22号、一九七一年。
- 同氏「続本朝文粹抄 天台座主寛慶の宋国杭州奉先寺の和尚に答ふる牒」、『アジア遊学』113、二〇〇八年。
- 同氏「大江以言考」、『平安朝漢文学史論考』 勉誠出版、二〇一二年四月。
- 同氏「一条朝詩壇と『本朝麗藻』」、『平安朝漢文学論考』 勉誠出版、二〇〇五年二月。
- 同氏「北野作文考」『語文』、一九九一年五月。
- 佐藤道生「句題詩詠法の確立―日本漢学史上の菅原文時」、『平安後期日本漢文学の研究』、二〇〇三年五月。
- 新聞「美「白居易の詩人意識と菅家文章・古今序」、『平安朝文学と漢詩文』、和泉書院、二〇〇三年二月。
- 同氏「源氏物語の春秋争いと元白・劉白詩」、『源氏物語の構想と漢詩文』、和泉書院、二〇〇九年。
- 同氏「白居易と菅原道真の三月尽詩について」、『女子大國文』第百四十八号、二〇一一年。
- 須具美香「大江匡衡と庚申の宴」、『東洋文化』21号、一九九六年。
- 周防朋子「平安朝文学にみられる「九月尽」詩について」、『甲南大学紀要』、二〇〇四年。
- 田中新一氏「大江以言詩についての覚書―「江談抄」の資料的価値―」、『国語国文学報』47、愛知教育大学国語国文学研究室、一九九一年三月。
- 谷口孝介「菅原道真の復権と北野天満宮」、『菅原道真の詩と学問』第四節、二〇〇六年一月。
- 長瀬由美「一条朝前後の漢詩文における『白氏文集』諷諭詩の受容について」、『白居易研

究年報』⁸⁹、勉誠出版、二〇〇七年十月。

同氏「中唐白居易の文学と『源氏物語』—諷諭詩と感傷詩の受容について」、『国語と国文学』東京大学国語国文学会、二〇〇九年五月。

中村璋八「天文要録について」、『中国文学論叢』第二号、桜美林大学文学部、一九七〇年十二月。

仁平道明『伊勢物語』二三段と李白「長干行」、『和漢比較文学論考』二〇〇〇年五月。

花房英樹「綜合作品表」、『白氏文集の批判的研究』所収、朋友書店、一九七四年。

早川光三郎「蒙求の影響ノート」、蒙求の影響ノート—続撰書—、「蒙求の影響ノート(続)」、

『滋賀大学学芸学部紀要・人文科学・社会科学・教育科学』⁹⁰、⁹¹、⁹²、一九六三—五年。

同氏「蒙求の影響ノート(続二)」、『滋賀大学教育学部紀要・人文科学・社会科学・教育科学』⁹³、一九六九年。

藤原克己「日本文学史における『白氏文集』と『源氏物語』」、『菅原道真と平安朝漢文学』

二〇〇一年、東京大学出版会。

山岸徳平「中世説話の大陸的素材—蒙求及唐物語と蒙求和歌について」、『国語と国文学』

一九四一年十月。

山田孝雄「蒙求と国文学」、『国学院雑誌』第⁹⁴巻、一九二六年。

柳田国男「雷神信仰の変遷」、『妹の力』、創元社、一九四六年四月。

三木雅博『口遊』所引の中国の占雨誦句と大江匡衡の賀雨詩序の「東方朔之前言」—「平安貴族の生活と中国文化」素描・その一」、『梅花女子大学文学部紀要』⁹⁵、比較文化編四、

二〇〇〇年。

森克己「転換期十世紀の対外交渉」、『続日宋貿易の研究—森克己著作集』⁹⁶、二〇〇九年四月。

森野繁夫・富永一登「文選集注所引「鈔」について」、『日本中国学会報』⁹⁷、一九七七年。

呂天雯「大江匡衡と菅原道真」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要—別冊第⁹⁸号』、二〇

〇四年九月。

呂天雯「大江匡衡の文人意識」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要—別冊第⁹⁹号』、二〇

〇五年九月。

呂天雯「大江匡衡の九月尽詩と潘岳「秋興賦」との関わりについて」、『和漢比較文学』⁵⁶、

二〇一六年二月。